速記發表五十週年記念

日本速記五十年史

日本速記協會發行

序

日本速記術創始せられて正に五十年、此間國運の隆昌、文化の進展に伴つて、斯術も亦頗る顯著なる進歩改良を遂げ、明治、大正、昭和に亘つて、或は政治に學術に、或は新聞に通信に、其他日本文化進展の上に寄與貢献し來りたるところ蓋し尠少ならざるものがある。而も我が國文化の源泉尚ほ滾々として盡くるところなきと共に、斯術の要求亦日に月に切實を加へて、是が活用の途將に窮りもなき趨向に在る。

顧みるに日本速記術の創始せられたるは明治十五年にして、恰も維新の宏謨に則り庶政漸く其緒に就かんとするの時に際す、創始の意義蓋し重且大なりと謂ふべきである。而も當時に於ける學術技藝の興るや、政府の勸誘助長に俟ちたるもの多かりしに反して、獨り我が速記術は、殆ど政府の勸誘、富豪の助力等を藉ることなく、全く私人の力に依つて生じ、私人の力に依つて育成し來りたることは、單り速記社會の誇とする所に止まらず、明治文化史上注目に價するものと謂ふべきであらう。

斯く一私人の力に成り、速記界自身の努力研鑽に依つて改良進歩を遂げ來りたる我が速記術が、日本文化進展の上に多大なる貢献を齎したる反面には、速記界先輩の筆舌にも盡し難き底の甚大なる苦心努力と、及び斯術發生を待望すること切なる社會情勢とがあつたことは勿論である。然るに速記術創始以來半世紀を閲するの今日、未だ此間の消息を傳へ、是等の顚末を錄せる纏まりたる一書もなきは、多年速記界の齊しく遺憾とし來れるところであつた。此に

鑑みて吾人今此速記術の發生を翹望したる社會情勢と、速記術創始より、之を育成し來りたる半世紀に亘る先輩の苦心と、更に速記術利用領域の漸次擴大し來れる顚末、等、等、之を寫して以て日本速記の發達史を編む所以のものは、一は以て靜に速記界先輩の勞を想ひ、一は以て速記界後學の參考に資せんとするに外ならず、而も是れ正に生を速記界現代に享けたる者の當然の時代的使命なりと信ずるのであつて、本史編纂の意義亦玆に在るのである。

而して此編史の議たる既に明治二十三年に始まる、爾來幾度か企圖せられたるも遂に成らずして今日に及んだのである、而も早きに臨んで之をなさなかつたならば、創始當時より研究に從事し、開拓に當りたる先輩は、生死測るべからざる世界に於て次第に逝き、大切なる史料は冥界に持去られ、據るべき文獻は次第に散逸して、編史事業は益々困難に陷るを如何せん。吾人玆に稽ふる所あり、會ゝ日本速記術發表五十週年記念會を催して幾多記念事業を計畫するに當り、好機逸すべからずとなして、衆議の結果、萬難を排して此多年の懸案にして、而も難事業視せられたる編史事業の斷行を決定したのである。固より過去に於ける編史事業企圖の跡に徵し、其難事たることは覺悟して決意したりと雖も、愈ゝ着手するに及ぶや、能ふ限りの萬全を期せんとしては難關に逢着すること幾度、筆を拋ちて歎息を久しうすること亦一再ならず、さりながら、今既に史料蒐集にすら困難を感ずるものを、之を他日に委せんか、史料は益々不十分となりて、事業一層の困難に陷らんことを憂へ、縱令完全なる『史』成らずとも、不完全なりとも誓つて實現を期せんとの方針の下に、編纂關係人一同は分擔せる部署に向つて各ゝ史料蒐集に全幅の熱誠を傾けたのである。

就中史の根幹をなす『日本速記術の起原』に於ける森田恭平の如き、『日本速記術の各式と其發達』及『速記者團體の興亡』に於ける安田勝藏の如き、『貴族院に於ける速記』に於ける內海千壽、友野勝雄の如き、『衆議院に於ける速記』に於ける淺川隼の如き、『地方議會速記の沿革』及別冊附錄『日本速記者名鑑』に於ける三角治助の如き、『電話速記の沿革』に於ける菅野市吉の如き、『講談落語速記の沿革』に於ける長谷川一雄の如き、『裁判速記の沿革』に於ける下鳥三郎の如き、『座談會速記の沿革』に於ける松村春次の如き、『ラヂオ速記の沿革』に於ける堀口六太郎の如きは、何れも自奮自勵、起ちては挫け、挫けては起ち、幾多の困難と闘ひつゝ史料蒐集乃至草稿執筆の責に當りたるものである。而も今回は五十週年記念會に當りて、豫め是が收錄內容案を全速記界に公表して、所謂背水の陣を敷きたるを以て、さなきだに難事の上に更に時間的にも非常なる切迫と焦慮とを感じ、爲に文、想共に、巨細に推敲するの遑少く、稍ゝ拙速に墮するの嫌なきに非ざれども、併し此背水の陣こそは、克く本事業の實現を必至たらしめ、遂に關係者一同努力の甲斐あり、漸く所期計畫の一部を實現し得て、玆に『日本速記五十年史』を上梓し、大方の批判を乞ふに至つた次第である。

斯の如き事情の下に、兎もあれ一應實現は見たるものゝ、上述の如く調査、整頓の日時に頗る制限を感じ、爲に全卷を通じての機構に於て一貫せざるの節あり、更に史中主觀の加はるあり、史論に傾くの部分ありて、完全なる『史』として之を觀る時は自ら辱づべき所餘りにも多きを念ふ。然れども大體に於て『史』的記述の建前を採りたるを以て、史中原文引用の外は敬稱を省略、又社名、會名、氏名等に於て順序不同なる點、共に諒承を乞はんとする所であるが、今日既に文獻の據るべきもの少く、年月其他に於て錯誤ある點、又史として適切妥當を缺く點等に付ては、大方の是正に依つて後日の訂正を期せんとするものである。此機會に於て史料蒐集に際し、各方面より或は直接に、或

は間接に援助及便宜を與へられたることに對しては、特に協會幹事及編纂關係人一同の名に於て深く謝意を表する次第である。

若し幸にして本書の公刊が、過去に於て之を企圖したる先輩の意志の幾部分かにても繼ぎ得たるものであるならば、或は又速記界後學の爲に幾分なりとも裨益する所あらば、そは固より編纂關係人一同の共に幸とする所であると同時に、全卷に亘る機構、記述の精粗繁簡、首尾一貫を缺く等の點に至つては、當初より收錄內容の大綱及細目の案定、並に史料の取捨按排等、所謂編輯全般の任に當りたる編者不才の致す所にして、是等に付ての不手際に對しては、編者固より『完全なる方法論の討究に議論倒れとならんよりも、不備なりと雖も事の成就に專心終始したり』などの遁辭を以て、自らの不手際を蔽はんとするものではない。

昭和九年秋十月

編者誌

日本速記五十年史　目次

總說……一

第一篇　日本速記術の起原

第一章　速記の發生と言論演說……五
第二章　本邦に於ける演說の發達……六
第三章　代議政治の待望と速記の考案……九
第四章　速記術の育成……二〇

第二篇　日本速記術の各式と其發達

第一章　田鎖式速記術の發達……二七
　第一節　田鎖綱紀と日本傍聽筆記法……二七

第二節　速記術の語源……三一
第三節　日本最初の速記教育……三二
第四節　田鎖門下の努力……三五
第五節　田鎖系後進の努力……四八

第二章　田鎖式以外の新速記術の發達……五三

第一節　藤木顯道の速記器……五四
第二節　ガントレツトの新式日本語速記術……五五
第三節　武田式速記術……五九
第四節　熊崎健一郎の最新速記術……六〇
第五節　中根式速記法……六三
第六節　毛利式速記術……六六
第七節　丹羽式速記術……六八
第八節　森山式速記術……七一
第九節　朝鮮語速記術……七三

第三章　貴衆兩院に於ける速記練習所の沿革……七六

第三篇　日本速記術の利用

第一章　帝國議會速記の沿革……八七

第一節　議會速記採用の經緯……八七
第一項　速記採用を目指す官民並行の努力……八七
第二項　共存同衆に於ける實地試驗……九一
第三項　速記採用決定と速記者の採用……九五
第二節　貴族院に於ける速記……一〇一
第一項　速記課の成立と初期議會に臨むの準備……一〇一
第二項　第一議會並に金子翰長の演說……一〇三
第三項　執務狀況の變遷……一一〇
第四項　速記者の待遇……一二四
第五項　其　の　他……一二九
附　貴族院各議會別執務速記者表……一三一
第三節　衆議院に於ける速記……一五九
第一項　速記課の成立と初期議會に臨むの準備……一五九

第二項　執務狀況……一六一
第三項　速記錄に關する規定……一六五
第四項　速記課の擴充……一六六
第五項　速記者の待遇……一七九
第六項　其の他……一八四
附　衆議院關係速記者一覽表……一八六

第二章　地方議會速記の沿革……二〇三

第一節　總說……二〇三
第二節　各說……二〇六

北海道…二〇六　東京府…二一〇八　京都府…二一一　大阪府…二一二　神奈川縣…二一三
兵庫縣…二一四　長崎縣…二一五　新潟縣…二一五　埼玉縣…二一六　群馬縣…二一七
千葉縣…二一八　茨城縣…二一九　栃木縣…二二〇　奈良縣…二二一　三重縣…二二二
愛知縣…二二二　靜岡縣…二二三　山梨縣…二二四　滋賀縣…二二五　岐阜縣…二二六
長野縣…二二六　宮城縣…二二七　福島縣…二二八　岩手縣…二二九　靑森縣…二三〇
山形縣…二三一　秋田縣…二三一　福井縣…二三二　石川縣…二三二　富山縣…二三三
鳥取縣…二三四　島根縣…二三四　岡山縣…二三五　廣島縣…二三六　山口縣…二三七
和歌山縣…二三七　德島縣…二三八　香川縣…二三九　愛媛縣…二三九　高知縣…二四〇
福岡縣…二四〇　大分縣…二四二　佐賀縣…二四二　熊本縣…二四三　宮崎縣…二四四
鹿兒島縣…二四五　沖繩縣…二四五　朝鮮…二四六　關東州…二四六

第三章　電話速記の沿革……二四七

第一節　電話速記の起原……二四七
第二節　電話速記の發達……二四九

第一項　新聞通信界の變遷……二四九
第二項　電話速記に關する文獻……二五一
第三項　我國最初の電話速記者……二五二
第四項　電話速記の功勞者……二五四
第五項　女流電話速記者の魁……二五五
第六項　明治末期に於ける電話速記者の分布狀態……二五六
第七項　戰後好況時代に於ける大每の速記者養成……二六〇
第八項　歐洲大戰後に於ける豫約電話の殷盛……二六二
第九項　關東大震災と速記部の活躍……二六五
第十項　昭和五年代に於ける電話速記者の分布狀態……二六六

第三節　全國電話速記界大觀……二六八
第一項　新聞通信各社の電話速記概史……二六八
第二項　現代電話速記界の大勢……二八一
第四節　新聞通信社に於ける速記者の苦闘……二八三
第一項　直接速記と鸚鵡返し……二八三
第二項　電話速記者の苦樂……二八四
第三項　電話速記界のエピソート……二八六
第四項　戰時に於ける電話速記者の奮闘……二八八
第五節　電話速記界への脅威……二九一
第一項　飛行便、鳩便と電話速記……二九一
第二項　電送寫眞、錄音機と電話速記……二九三
第三項　結　び……二九五
第四章　講談落語速記の沿革……二九六
第一節　講談速記の濫觴右林と牡丹燈籠……二九六
第二節　速記者の講談本出版……二九九
第三節　新聞講談の速記……三〇三

第四節　講談本の流行と速記の貢献……三〇五
第五節　大阪方面に於ける講談落語の速記……三〇九
第五章　裁判速記の沿革……三一二
第一節　總　說……三一二
第二節　裁判速記への進出……三一三
第三節　裁判速記制度の變遷……三一七
第四節　裁判速記制度確立の運動……三二一
第五節　裁判速記制度確立上の諸問題……三二三
第六章　座談會速記の沿革……三二七
第一節　速記利用の新方面……三二七
第二節　座談會速記の發展……三二八
第三節　座談の持味と速記の特異機能……三二九
第四節　座談會速記の嚆矢……三三〇
第七章　ラヂオ速記の沿革……三三一
第一節　ラヂオ速記の起原……三三一

第二節　ラヂオ速記者の苦心……三三二
第三節　ラヂオ速記の文化的貢献……三三五
第四節　ラヂオ速記の衰運……三三六

第四篇　速記者團體の興亡

第一章　明治時代に於ける速記者團體……三三九
第二章　大正以後に於ける速記者團體……三五五
第三章　日本速記協會の結成と其活動……三五八
第一節　日本速記協會設立の經緯……三五八
第二節　日本速記協會の機構……三六〇
第三節　日本速記協會の活動……三六六

目次終

日本速記五十年史

總説

幕末以後澎湃として入來つた歐米近世文明の刺戟と、明治初年以來の教育の普及とに依つて、新日本文化は或は政治に或は學術技藝に、其他有ゆる部門に於て急速なる進歩發達を示した。就中國民の政治、學術研究熱の勃興に隨伴して、言論演説の旺盛なる流行を見るに至つた。而して此言論演説の異常なる發達を來さしめた社會的環圍氣は、遂に日本語速記術の發生を促さずには止まなかつたのである。卽ち日本語速記術は、當時の社會生活上に於ける熾烈なる要求に基いて雄々しくも呱々の聲を擧げた一世の寵兒であり、伸び行く新日本文化への貢献を約束して夥くも誕生した文明の戰士であつたのである。

本邦速記術は明治十五年九月十九日田鎖綱紀が自らの創案に成る日本傍聽筆記法（ジヤパネースホノグラフヒー）を始めて時事新報紙上に發表したのに其源を發し、爾來今日に至るまで星霜を重ぬること正に半世紀、此間斯術の熱心なる數多の研究家に依つて研鑽に研鑽が重ねられ、改良に改良が加へられ、新式は更に新式を生み、分派は更に分派を生みつゝ今日の顯著なる進歩發達を見るに至つたのである。

若し夫れ是が利用方面の發展振りを見んか、發明早々早くより或は談判に或は著述に或は會議にと忽ち利用されて

其偉力を發揮した斯術は、年と共に漸次其利用領域を擴大し來つて、今日に於ては政治に、學術に、新聞に、通信に殆ど言論の存する所速記術の利用せられざる所なしの觀を呈して、日本文化の進展に寄與貢獻する所尠からず、而も尙且つ日本文化の滾々として盡くる所なきと共に斯術活用の途亦窮りなきの趨向に在るのである。

飜つて考ふるに、斯く長足の進歩を遂げたる我が速記術、今日の社會生活上必須缺くべからざる我が速記術、此速記術の職業としての成立は然らば何時であつたか。固より發明間もなき頃より今日の所謂自由速記及び地方議會速記等は早くも行はれ初めたが、當初は尙ほ獨立したる職業としての成立要件を十分具備して居たとは言へなかつた。それが發明後僅か八年と云ふ明治二十三年、帝國議會開設と同時に議會の議事筆記に速記が採用せられるに及んで、茲に我が日本速記術は初めて職業としての技術的成立と經濟的確立を得るに至つたと言ふことが出來る。のみならず此帝國議會への進出に依つて、創草幾何もない我が速記界は一大飛躍をなし得たのである。發明後僅か八年にして帝國議會の議事速記に進出したことは眞に長足の進歩ではある。之を先進國の例に見んか、早くより速記術の行はれたりと謂ふ羅馬の速記術は、羅馬帝國の滅亡と共に斯術も消失したので之を窺知するに由もないが、近世速記術の鼻祖であると謂ふ英國の速記術に付て見ても、初めてチモシー博士が速記に關する一書を著はしたのが一五八八年（天正十六年秀吉關白時代）であつて、其後ハンサードの討論錄（速記）が英國々會史（筆記）に代つたのは一八〇二年以後のことであるから、發明後二百年餘にして漸く議會速記に採用し得る程度にまで進歩したものと解せられる。それに比すれば發明後僅か八年にして議會速記に進出するに至つた日本語速記術は實に驚歎に價すべき長足の進歩を遂げたものと言へよう。而も此議會速記の採用に依つて優秀者の大量需用があつたことは、當時の速記界の非常なる刺戟となつて、斯術の進歩を一層速かならしめたのである。此點に於て我國に於ける議會速記採用と云ふ一事は、單なる利用領域の擴大と云ふこと以外に於て、本邦速記術發達史上特に意義深きものと言ふべきであらう。本書に於て議會速記の項を特に詳述せんとする所以も亦茲に在る。既にして速記術が技術方面に於て長足の進歩を遂げ、利用方面に於て一大躍進を示すことに於て職業としての技術的成立と經濟的確立とを得るに至るや、之に志し、之を學ぶ者は年と共に倍々多きを加へ、今日之を業とする者の數は日本速記協會の調査に依れば八百餘名を算するに至つて居る。隨て是が教育方法も昔日とは其趣を一變して、今や專門學校程度の系統的教育を以てするの域にまで達するに至つた。

日本速記術が呱々の聲を擧げてより正に半世紀を閱するの今日、今此日本速記五十年史の各項に於て一面斯術發達の經路を顧み、他面文化的貢獻の跡を繹ね、併せて興亡幾變遷の速記者團體史を錄せんとする所以のものは、遡つて速記界先覺の努力を念ひ、傳へて後學の參考に供し、依て以て斯術一段の進歩と、斯界一層の隆盛とを希はんとするの微衷に外ならない。則ち以下順次此趣旨に基いて全卷を四篇に分ち、第一篇、第二篇を謂はゞ技術篇として、其第一篇に於て速記術發生に至るまでの經緯、卽ち主として田鎖綱紀が其創案を發表するまでの模樣を記し、其第二篇に於ては大體速記術發達の狀況を取扱ふことゝしたのであるが、之に付ては單に主流田鎖式のそれに就て記述するに止めず、其後に發達せる幾多の分派、新式と雖も虛心坦懷苟も世に何式を以て稱せらるゝものに付ては、特に特異性の少きものを除くの外は悉く之を網羅し、齊しく之を取扱つて各基本文字の構成、其得失、並に教育方法等に付ての記述を進め、以て大局的に日本速記術發達模樣の描寫を誤らざらんことに努めた次第である。第三篇に於ては速記術利用方面の分野を數項に分ちて之を各〻沿革的に記述し、最後の第四篇に於ては五十年間に於ける顯著なる速記者團體の

興亡史、卽ち日本最初の速記者團體たる筆記法研究會の結成より、今日の日本速記協會の活動に至るまでを略記せんとする次第である。

第一篇　日本速記術の起原

第一章　速記の發生と言論演說

「必要は發明の母」と謂ふ。古往今來、凡そ學術技藝の興る、必ず由つて來る所があるものであつて、人類生活の複雜化に依る新なる要求に基いて發生し、之に誘導刺戟されて次第に進步發達の過程を辿るのである。縱令其源が偶然なる個人の着想に在るが如くに見えるものでも、多くは其裏に此意想を醞成した社會的雰圍氣の見逃す能はざるものがあるか、又は社會的要求を待つて初めて發生形態を採るものである。日本速記の發生も之を概觀すれば明治維新後歐米文化の輸入模倣に依る急速な社會的變革—卽ち新日本文化建設の大業が漸次其緒に就いて、舊幕時代に見られなかつた言論演說の異常な勃興があつたことに隨伴したものであると言ふことが出來る。卽ち人類文化の進展は言語を直寫する方法として夙に音表文字を有したのであるが、言語は單に言語として、又文字は多くそれが構成する文章として各特別の發達をなすに至り、遂に普通文字を以てしては言論口演を卽時且つ逐音的に直寫するを得ざるに至つた。乃ち茲に別個の言論直寫機關として速記術の必要を生ずべきことは極めて自然であるが、速記術が言論演說の記錄を作る術である以上、其對象たる言論演說が直寫記錄として留められるゝだけの價値を有するに至つて初めて其發生を見るべきことも亦言を俟たない。現今世界各國の速記術が各其發生の時期を異にし、其發達の狀況に差等のあるこ

とは何れも其國情の然らしむる所であると言ふの外はない。此點に於て西歐に於ける速記の歴史を眺むれば、其發生は遠く西曆紀元前希臘羅馬時代に在つて、其背後には有名なるデモステネス、ソクラテス、或はシセロ、セネカ等の雄辯あること、又現代の所謂言論政治の淵源たる羅馬人特有の衆議制度があること等が注目され得るし、更に降つては近世歐米速記の鼻祖たる英國が曾て言論政治に於て世界に其軌範を示すが如き位置を有したことも亦注目され得る事實である。飜つて本邦に於ける速記の歴史が極めて新しいものであることも其背景たる言論の勃興、特に政治方面に於けるそれが極めて新しいものであると云ふことから來る必然の結果であつて、換言すれば言論記錄が省略筆記の範圍を出でゝ眞に速記と謂ひ得べき範圍に入つたのは主として言論政治の勃興に依るものと言ひ得るのであるから、速記發生の歴史を尋ねんとするには先づ言論演說、特に政治方面に於けるそれの發達を見なければならない。

第二章　本邦に於ける演說の發達

本邦に於ても單に多衆を對象とする言論、所謂演說の歴史を尋ねると、古くは戰鬪の際に於ける統率者の軍令乃至帷幕の裡に謀を練る攻守の會議等に始まつて、學術宗教の興隆に伴つて學者の講義あり、僧侶の說教討論あり、之を記錄に徵しても平安延喜朝の大學寮の中には講堂と稱する別棟があつて學生四百人を擁したとあるから、恐らく當時の文章博士、律學博士は其壇上に雄辯宏辭を揮つたであらうし、學生は其筆記に忙殺されたかも知れない。其後政權武門に歸してからは大學寮は廢絕し、隨て一般の學問は凋落衰微したが、獨り佛教者は宏大なる僧房に立籠つて盛に宗教上乃至學問上の研究討議を續けつゝあつたので、其方面の記錄の今日に傳へられて居るものも尠くない。彼の平安朝の初期に起つて天下を風靡した空海の眞言宗が所謂卽身成佛を唱へ、体驗と實踐を重んじ、修法を生命とするにも拘らず、教義上の論爭に依つて幾多の分派を生じたのも其盛だつた證左の著しいものであらう。今日の所謂漢字の略字及び片假名略字は多く此方面の記錄作成に際して發生したものであつて、一面未だ速記を必要とするに至らなかつたことを證するものとも言へるであらう。併ながら兵燹相次ぐ戰國時代を經て德川氏の徹底的專制武斷政治が確立するに至つては此方面すら漸次衰運に傾いて、所謂多衆を對象とする演說と稱すべきものは極少部分の長袖緇衣者流の間に講義又は說教として其影を止むるに過ぎない有樣となつた。而して明治維新以後今日に至る演說なるものは是等の講義說教の慣習と西洋に於けるスピーチの輸入とが合成したものであつて、演說會の初めて行はれたのは明治七年の末頃だと云ふから、速記術發生に先だつこと僅に數年であるが、西洋文化の輸入に依る政治、學術研究熱の急激な勃興に伴つて忽ち演說の旺盛なる流行を見るに至つたのである。

明治二十二年三月に發行された「交詢雜誌」の中の慶應義塾に關する記事中に次の如き一節がある。

明治七年夏ノ頃本塾ノ教員相會シ學術進歩ノ事ヲ議シテ謂ラク西洋諸國ニハ「スピーチユ」ノ法アリ（卽チ今日ノ演說ナリ）學塾教場ノ教ノミニテハ未ダ以テ足レリトス可ラズ「スピーチユ」「デベート」ノ如キ學術中最モ大切ナル部分ナレバ此法ヲ我國ニ行ハシメテハ如何トノ相談ニテ衆皆之ニ同意シ何事ニテモ世ニ普通ナラシメントスルニハ吾ヨリ之ヲ始ルニ若カズ然ラバ此原語ヲ何ト譯シテ妥當ナラン談論、講談、辯說、問答等樣々ニ文字ヲ案ジテ遂ニ「スピーチユ」ヲ演說、「デベート」ヲ討論ト譯シテ其方法ノ大概ヲ一小册子ニ綴リ社中竊ニ之ヲ演習シタ

ルハ明治七年五月ヨリ凡ソ半年ノ間ナリ此間ニ方法モ稍ヤ整頓シタルヲ以テ翌明治八年春本塾邸内ニ始テ演說館ヲルモノヲ新築シテ演說討論演習ノ用ニ供シタリ但シ其趣意ハ演說ヲ以テ直ニ聽衆ヲ益スルノ目的ニ非ズ唯此所ニ公衆ヲ集メ又ハ內ノ生徒ヲ會シテ公然所思ヲ演ルノ法ニ慣レ以テ他日ノ用ニ供セントスル者ニシテ演說討論ヲ稽古スル場所ナリ開塾以來既ニ二十四年、月次公衆ヲ集メテ學術上ノ事ヲ演說ス卽チ今ノ三田演說會是ニシテ此公衆演說ノ外ニ又或ハ塾中ノ生徒ガ課業ノ傍ニ討論會ヲ催ス等ノ事モ多シ

又明治六年、當時有名であつた加藤弘之、箕作秋坪、森有禮、福澤諭吉、中村正直、西村茂樹等十數名の學者に依つて組織された明六社なる談論討議の會があつて、其社記にも「本朝ニテ學術文藝ノ會社ヲ結ビシハ今日ヲ以テ始メトス」とあり、機關紙「明六雜誌」を出して居たが、明治八年二月發行の同誌第三十號には

昨冬來社會演說ノ法起リテヨリ漸ク ソサエチー ノ体裁ヲ得ルニ至レリ

と云ふ記事がある。此社會とは明六社の例會の意であり、ソサエチーは前述の社記に會社とあるのと同じで、一團体又は結社の義である。而して昨冬とは明治七年の末である。

是も明六社と同じく學者の會合であつた共存同衆は明治七年十二月に成立の發表をしたのであるが、其條例卽ち今日で言へば會則には「机頭ニ佇立シテ辯論ス」とあり、後に翌年二月演說と云ふ語に變へて公表して居る。

以上の資料に依つて演說の起原は略ゝ窺ひ知ることが出來やう。卽ち西洋に於けるスピーチの輸入を計畫することは當時の學者間に一種の風潮をなし、七年末頃より漸次之を實行する者が相次いで現れ、團体の例會に於ける非公開のものより、進んで公開に移り忽ちにして演說會流行時代を現出するに至つたのである。而して是等の演說會を行ふものは大抵學者の會合結社であつたが、學術研究の會と云ふよりも寧ろ演說討論の爲めの團体であつた。前述の明六社然り、共存同衆然りである。此外東京には有明社、集成社、交詢社、協義社、講談會社、洋々社、嚶鳴社、北辰社等があり、地方にも同樣の小團体が幾つもあつた。而して演說內容は何れも學術上の講演と政談演說との混合で、其原稿乃至演說筆記は多く各社の機關雜誌に載せられて出た。卽ち明六社の明六雜誌、交詢社の交詢雜誌、洋々社の洋々社談、嚶鳴社の嚶鳴雜誌等皆それであつたのである。

明治八年と云へば元老院が設けられ、又民情を通ずる爲め初めて地方官會議が召集された年で、既に其前年には曾て征韓論に破れて野に下つた副島種臣、後藤象二郎、板垣退助等から民選議院設立の建白もあり、漸次國民の政治參與熱が盛になりつゝあつた時である。隨て是等の諸團体は漸次自由民權論の勃興に連れて政談結社となつて行つたのである。こゝに於てか時の政府は明治八年六月には讒謗律、改正新聞條例を公布して文筆に依る民論を、更に十一年七月には取締令を發布して口舌に依るそれを壓迫せんとしたと云ふから、如何に政談演說の勃興が急速且熾烈であつたかは推して知るべきである。十年八月の橫濱每日新聞紙上には「演說會の熾んなるは米國革命前の實勢を寫し來れり」とまで記されて居る。

第三章　代議政治の待望と速記の考案

自由民權に就ては玆に詳述する必要もなからう。歐米政治學術の研究に於て目覺めた國民が官僚專制の政治を排し

て自由民權の代議制を望むに至つたことは極めて自然の理である。ルーソーの民約說は忽ち野に在る論客の金科玉條となり聖書となつた。是が當時演說會流行の風潮に乘つて天下を風靡するに至つて驚いたのは時の政府である。十一年七月十二日、所謂演說集會取締法令の濫觴たる太政官布達第二十九號が發せられた。

近來地方ニ於テ國事政体ヲ談論スルノ目的ヲ以テ何某社ト稱シ或ハ演說會ヲ開キ多衆聚合スル者有之樣相聞右警察官ニ於テ視察ヲ加ヘ萬一其擧動民心ヲ煽動シ國安ヲ妨害スルニ渉リ候者ト看認候節ハ東京府下ハ警視長官各地方ハ其長官ヨリ令禁止其事情ヲ具ヘ內務卿ヘ可屆出此旨相達候事

之に依つて流行の自由民權に關する政論が殆ど悉く「民心ヲ煽動シ國安ヲ妨害スル」ものとして壓迫せられたこと周よりである。得たりとばかりに苛酷なる運用をする警察官に依つて此布達は伸びんとする民論否民權に對する宣戰布告となつた。世論は囂々として之を苛法酷律と誹謗した。誹謗した者を成法誹毀罪として投獄すれば民權の壓迫と論難した。政府が只管自家妨衛の一路に狂進して自由民權論者を仇敵視し、高壓的に屈服せしめんとすればする程益々民心の反抗熱を煽つて、却つて反對の結果を持來したのである。そこで此取締令では事足らずとして更に煩雜苛酷の新令集會條例を制定、十三年四月五日の太政官布告を以て發布し、同六月には改正追加して取締の完備を期したが、此頃既に東京を初め各地に、自由民權に憧れる青年に依つて所謂政談結社なるものが續出して居つて、熱嘲冷評、益々反抗の度を加へ民權論は盛になるばかりであつた。

所謂政談結社なるものは十二年より十三年にかけて自由民權論の發祥地土佐の立志社、大阪の愛國社を初め殆ど全國各府縣に亘つて大小幾十の政談結社が結成されたが、甚しきに至つては北海道函館の如き、一團体を作つてわざわざ「土佐の演舌師」を招請したと云ふ新聞記事さへあつた程で、如何に民權伸張の聲が旺盛であつたかを知ることが出來るであらう。此勢は驅て民權論の唱道より國會開設の運動となり、是等諸團体は前述の如き政府の壓迫に抗しつゝ決死的運動をなすに至つた。斯くて國會開設期成同盟會は各地に設立せられ代議制待望は遂に天下の輿論と化して、十四年十月愈〻帝國議會開設の詔勅を仰ぐに至つたのである。

政談演說の旺盛に連れて其筆記を集めた雜誌を出す者も多く現れた。最も古いものでは高松で發行された「演說集誌」同じく「演說雜誌」東京の「嚶鳴雜誌」等であらう。

前二者は十一年、「嚶鳴雜誌」は十二年に出て居る。尙ほ十二年には全國に府縣會が開かれ、意味筆記に依る議事錄作成も行はれたし、國民の政治的關心の向上と相俟つて政談演說筆記の類も次第に多く讀まれるに至つた。

斯の如く集會條例に依る煩雜なる取締と云ひ、代議制の待望と云ひ、政談演說筆記の刊行と云ひ要するに速記術發生の機運が刻々に醸成されつゝあつたことを覺ふことが出來るのである。

時恰も條約改訂の爲に歐化萬能政策が行はれ、彼の有名なる鹿鳴館時代を現出した程であるから、西洋文化學術の盲目的輸入模倣の風潮に乘つて歐米に速記の術の行はれて居ることを見聞に依り、或は書籍に依つて知り、私かに心を寄せる者もあつたであらうが、今日に至つては之を傳へる確實なる資料は殆ど無い。否既に舊幕時代の末期に於て歐米の速記書より飜案して「疾書學」と名付けた著述があつたと云ふことさへ或種の初期の速記書には記されて居るが、勿論記錄の徵すべきものは無いやうである。又有つたとしても斯の如きは單に個人の偶然なる思ひ付と見るべく速記發生の機運に乘じたものでないことは明かであるから、勿論其後の發達もなし、玆に史實として左程の價値を認

めるにも及ばないであらう。明治時代に入つてからの史料として今日擧げ得るものは次の三種である。

第一は田鎖綱紀の談として大正十五年八月一日發行のキソレ會報第五號に揭げられたものである。

それから星移り物變つて、明治の聖代の恩澤に浴することになつて、東京に出て參りました。私は大學南校に這入りましたが、此大學南校では、其頃は課目と云ふものは不完全であつたのですけれども、蘇格蘭の學者でウイルソンと云ふ人が私共のクラスの受持教師であつた。私は其人に大變愛されました。又日本人の教師は彼の榎本武揚先生の弟で、榎本彌兵衛と云ふ人でした。それから其彌兵衛先生を通じて屢〻私の所へ寄越してくれと、斯う言ふてウイルソン博士から話があつたので、私は始終行きますと、奥樣が始終西洋の雜誌なんかを見せて呉れました。其中に新着の雜誌、ポピユラルエヂユケーター、卽ち國民教育と云ふ、諸學科を簡易に書いた雜誌があつた。それが非常に面白い雜誌で、見て居る中にフオノグラフイーと云ふものゝレクチユアが書いてあつた。讀んで見ると云ふと、彼のアイザツク・ピツトマン氏の速記術の講義錄である。……(中略)……其雜誌を見たのは丁度明治三年の頃でした。是は面白い字であるなと思つたが、其ポピユラルエヂユケーターで見ただけで、深く研究もしませなんだ。

……(中略)……

所が明治五年に至り今度は亞米利加からロバート・ジー・カーライルと云ふ工學博士が來まして、又も此人の爲に私は捕虜になつて、此先生と金鑛山へ行かなければならなかつたので……カーライル先生と其鑛山に一緒に居る間に先生の細君の所から度々來る手紙を見せて貰ふのです。……(中略)……此私の師たるカーライル夫人から來る手紙も亦常に獨逸語が這入つて居るかと思へば、佛蘭西語も這入つて居る。羅馬字で書いたものならば此雜種文も追々分るやうになつたのですが、或る時夫人から先生の許へ來た手紙を先生が讀んで見て、笑つたり憤つたりして居ました。私は之を傍觀して、また例の雜種文だらうと思つて居ました。ちよいと覗くとイヤハヤ何だか分らない。いつものとは違ふやうに考へられる。私はカーライル先生に向つて、一體先生是は何んですか……と言ふと、是は卽ちアメリカン・スタンダード・ステノホノグラフイーだと云ふ。亞米利加の記音學と云ふものだと言ひました。其處で私は前御話をしたピツトマンのフオノグラフイーと云ふものを思ひ出しました。……(中略)……

茲に至つて私の昔からの考が勃然と起つて、私は是れ〳〵斯う云ふことを見たことはあるけれども、書くことを知りませぬから、どうぞ教へて下さいませぬかと云つて、それからポツ〳〵字の綴り方を教へて貰つて、どうやら斯うやら先生のレクチユアだけはやつと書けるやうになつた。日本の假名で英語を書けばイツトイズエドツグ……斯う云ふやうな書き方をして居つたのが、此のライン・ライテイングで明瞭に發音通り書けるやうになつたのだから面白くて堪まらない。別に速記文字を發明しようなどと云ふ考へもなかつた。けれども兎に角それでやつて居る間に、一つ是で以て日本の言葉を書いたら面白からう……斯う思ひ付いて日本語を書いて見ようとしたが、なか〳〵書けない。色々やつて見たけれども、どうしても米國の方法では日本語は書けない。無論カーライル先生は日本語を知らない。私は之を相談すべき誰一人相手も無いので私一人でまあやつて見よう、色々やつて見て居るものですから、先生は私に、お前は何をやたらに毎日書いて居るのだと言はれますから、實は私は日本語をフオノグラフイック・キヤラクターで書いて見たいと思つて居ります……。さうか、私も實は此一般的キヤラクターだけは知

つて居るけれども、どうも詳細の學理を知らず、又早くも書けないからお前の相談相手にもなれないが、併しお前の參考の爲に何か書物を取つてやらう、と言はれて、色々な書物も四百冊ばかり取寄せて貰ひました。それから其書籍や雜誌などに就て研究して見たが、一つも日本語を書くに助けをなすものはなかつた。さうして居る間に米國サイエンテイフイツク・アメリカンと云ふ學術雜誌が到着した。其中にロスアンゼルスのロングレーと云ふ人が、スパニッシュの速記術を發明したと云ふ記事があつた。此スパニッシュ語と云ふものは日本語に緣故があるかも知れないから、一つそれを取つて上げやう、と先生が言はれて、それを態〻取寄せて下すつた。所が矢張り日本語は書ける方法でない。……(中略)……偖て其後思ひを飜して、父音と母音を合して一字々々日本の語音を寫し、又西洋語法に依らず日本風に書くと云ふことに思ひを凝らし、改良に改良を加へたのです。……(後略)……

次に明治三十一年九月二十日發行の速記時報第十一號に松島剛氏談として左の如き記事が載せられて居る。

私は明治八年頃西洋の雜誌を讀んで初めて速記術（ステノグラフィー）と云ふものゝあることを知り、日本橋の丸善書店で小さな速記の本を買ひまして、友人と共に譯して日本語に之を適用し、交る〳〵に何か讀んでは書きましたが、終ひにはそろ〳〵書けるやうになつた、其時分は外に色々目的があつたから夫ツ切りになつて仕舞ひました。何でも其頃の手帳が何處かに取つてありました。云々

又明治二十三年十一月發行の「速記の燈臺」には左の如く載つて居る。

日本にて速記に關せる最初の擴張者は舊書籍館長畠山義成氏にして同氏は明治九年の頃已に歐米の速記書を一閲し二三の人と速記の研究に從事し此中より一新の符號を製し世に公けにせんとて一二の書肆に謀られたるも何か當時の人情にては其効用も充分世人に解し難きを以て書肆も出版することを肯せず、爲に一時中止せり、然るに程なく同氏は遂に病死せられたり、同氏と共に此速記に從事したるものは藤田積中氏、源某氏等も亦其仲間にありたりとの事なり、福澤翁も亦一度海外にて速記術を修められたるも遂に不可出來得とて之を放擲したりと云ふ。

其後明治十五年の頃源綱紀氏日本傍聽筆記法として世に公けにしたり。

去れば最初の擴張者は畠山義成氏なるべし。

是等の記事に見ても明治八九年より數年間の演說流行時代に當時の所謂洋學を解した先進の間には速記又は特殊の略記法の事に着想した人々のあつたであらうことが前述の演說筆記の多く刊行され多く讀まれたことに照し合せても察せられるのであるが、同時に之が實際研究に着手した人、殊に或程度の成果に達した人に至つては極めて少かつたらしく、前揭の三者以外に知るべき資料が無い。唯神田乃武が英語の速記書を飜譯したことが一部に傳へられて居るに過ぎない。

尙玆に國會開設のことが速記發生の機運醸成に力あつたことを證する好個の文獻として、「日本速記會雜誌」第六號に林茂淳談として揭げられたものを轉載しやう。林茂淳は當時元老院書記生として會議の議事筆記に從事して居たのである。

年月は記憶しませぬが明治十四年の十月から十五年の七月までの間の出來事でありますが、寺島元老院議長（宗則）が金子書記官に「西洋には符牒のやうなもので會議演說などを筆記する法があるさうだが、一つ調査して見たが宜い」と云ふ話があり、金子君は書記官の法學士合川正直君に調査をさせ、丸善からガーニーの略記法とグラハ

ムのフォノグラフキーを買入れて調べました。ところが金子書記官は米國法律學士、合川書記官は東京大學の法學士で、筆記と云ふやうなことは專門外であるから理解が充分に出來なかつたらしい、ガーニーの略記法の中から「Light and Darkness と書く代りに L&D と書け」と云ふやうなことを十三行罫紙に一枚半程抄譯して、英語と日本語とは語が根本から違ふゆえ日本では此法を實用に適せしむることは出來ないと云ふやうなことを寺島議長に報告されて其儘になつて仕舞つた。

私は「將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ朕ヵ初志ヲ成サントス」と云ふ詔勅も出たことであるから此必要に應ぜんが爲め何とか便利な筆記の名方法は無いものかと思ひ、其本を借りて辭書を引き〳〵讀んで見たが、不肖の私たゞ英語を書取る仕方は便利に出來て居ると云ふことを羨むばかりでありました。

斯くして明治十五年九月十九日突如源綱紀に依つて時事新報紙上に日本速記術の誕生が報ぜられたのである。前掲のキソレ會報所載の田鎖綱紀談と、速記の燈臺所載の畠山義成に關する記事とを對照すると……（源綱紀とあるは田鎖綱紀のこと）……そこに多少の齟齬があるやうであるが、今日に至つては二者何れも之を傍證すべき文獻もなければ之を覆すべき資料もない。曩く兩者共に史實として用ゆるの外はあるまい。如何に餘技的研究とは云へ、田鎖の着手が明治五年とすれば畠山義成の着手まで約五年、更に田鎖の發表まで約十一年に亘つて居るのは餘り長きに過ぎるやうにも考へられるが、又一面今日とは文化の程度に甚しき距離もあり、且はそれだけ難事業であつた爲めとも考へれば考へられる。唯田鎖が共に謀つて之を研究すべき人が無かつたと稱して居る點と、畠山の研究に田鎖が參加したりとの說とは全然稅鑿相容れざるも、此間に果して幾何の關聯ありや否やを調査するのは多少の興味ある仕事ではあらうが、今は既に據るべき資料が全然ないと斷ずべきであらう。唯假に此間多少の關係ありとするも、畠山が斯道より去つて以後十五年まで約六年、此間田鎖卽ち源綱紀が獨り銳意考案を廻らして遂に之を世に問ふに至つたことは疑ふべくもない事實であらう。遺憾ながら當時の研究の模樣或は過程の詳細は前揭の田鎖の談話中の簡約の記述以外具體的に發表されたものは存しない。又之を求むることも無理であらう。

明治十五年九月十九日、時事新報第百六十九號に發表された源綱紀の寄書に於ても前揭の談話と同樣着想の際の記述は相當書かれて居るが、其後の消息に至つては極めて抽象的である。楳の家元園子とは田鎖の匿名で、當時麹町元園町に住居して居た所から來たものである。

日本傍聽筆記法（ジヤパネースホノグラフヒー）

楳の家元園子

今ヤ我邦府ニ府會アリ縣ニ縣會アリ郡ニ郡會アリ區ニ區會アリ町村ニ町村會アリ其他何々等ノ公私ノ會合アラザルノ地ナキニ至レリ此會合中一時ノ宴會等ノ如キハ固ヨリ此議事ノ記錄ヲ要セザルモノナレドモ苟クモ其會合ハ議會ニシテ原案ヲ討議シ又ハ世務諮詢智識交換等ノ爲メニスル者ナルトキハ皆必ラズ其議事ノ記錄ヲ要スル者ニシテ之ヲ世ニ公ニスルカ、或ハ之ヲ公ニセザルモ永遠ニ保存スルヲ欲セザルモノハアラザル可シ。加之文運ノ隆盛新聞雜誌ノ發刊流行ノ今日ニ至リ學術ノ講義ニ辯士ノ演說ニ法廷ノ口供ニ其他百般ノ事實ヲタニ聞テ旦ニ新聞ニ記載シ

自ラ任ジテ天下ノ耳目ト爲リ其報道ヲ敏捷ナラシメ、日夜拮据勉勵セラル、ハ如何ニ新聞記者ノ職分トハ謂ヒナガラ隨分世話ノ燒ケタル面倒臭キ仕事ナル可シ、然ルニ大喝一聲議長本員ハノ府縣會ヨリ諸君ヨ我輩ハノ演說等ヲ傍聽シタル筆記ナリトテ新聞雜誌ニ揭載シアルヲ見ルニ其議事演說ヲ傍聽シタル筆記者ガ幸ニ文才アル人ナレバ議場ニテ傍聽シタル發議ヤ、或ハ演說シタル事柄ノ格別ニ名論妙趣向ト思ハレザリシモノモ記錄上ニテハ天晴名論妙趣向ト存スルコトモアリ、又之ニ反シテ不幸ニモ迂文不識ノ書記先生アリテ筆ヲ執ラル、アラバ議員ヤ辯士ガ夜ノ目モ寢ズニ考ヘタル名說卓見モ其記者先生ノ筆ノ不働キニテ遣損ネラレ折角ノ名說卓見モ其論旨不明ニシテ隔靴搔痒ノ感ヲ免レザルガ如ク無茶苦茶ニ書立テラレナバ其レコソ誠ニ困タ仕合ト申サヾルヲ得ザルナリ蓋如斯筆記者先生ハ萬々アルベカラザルコトハ存スレドモ決シテ之レナシトノ保證ハ爲シ得可ラザルノコトナリ。

併シナガラ十ガ十、百ガ百揃モ揃ツテ筆記ニ妙ヲ得タル人ヲ得ルコトモ難ク多少ノ間違ヒヲスル先生モアレバ蛇足ヲ加フル先生モアリテ傍聽ノ記錄上文意ハ大同小異ナレドモ各記者ノ筆記シタル所十人寄レバ十色ノ文句ニテ言語ニ述ベタルモ文章ニテハ落タル所アリ、又言語ニ述ベザルモ文章ニ記載シタル所アルハ屢ミ聞見スル所ニシテ筆記ト事實トヲ異ュスルノ歎ヲ免レザルナリ是レ必竟其筆記者ノ罪ニ非ズ元來本邦ニテハ言語上ト文字上トノ語格ニ於テ一定ノ規矩アラザルノミナラズ一定ノ傍聽筆記法モナキガ故ナリ。

歐米諸國ニ於テハ既ニ一定ノ傍聽筆記法アリ英國ニ「イングリシ・ホノグラフヒー」米國ニ「アメリカン・ホノグラフヒー」ト云ヘル細大洩サズ發言討議ヲ傍聽筆記スルノ法アリ、英國ニテハ「アイザック・ピツトマン」氏ノ發明スル所ニシテ、米國ニテハ「アンドレウ・ジー・グラハム」氏之ガ嚆矢タリ「ホノグラフヒー」ヲ通俗「シヨルト・ヘンド」（短記ノ義）ト云フ今之ヲ譯言シテ傍聽記錄法ト稱セン乎餘リ長タラシキ名稱ナガラ却テ陳腐漢語ノ六ツカシキ二字カ三字ノ熟語ヲ附シテ通ゼザルヨリハ寧ロ我人ニ解シ易ク人口ニ膾炙スル文字ヲ附スル方增シナル可シト斯ク譯字ヲ附シタルナリ

抑モ此「ホノグラフヒー」ハ傍聽筆記スルニ一種特別至極簡單ナル記號ヲ用ヒ如何ナル長談雜話ニ至ル迄モ其發言通リニ記載スルコトヲ得ルノ法ニシテ會議ニマレ辻講釋ニマレ阿房多羅經ニマレ傍聽シ得ル事柄ハ其吐露シタル言葉通リニ記錄スルコトヲ得ルノ名法ナリ、小生曩ニ米國ノ學士「ロバアト」氏ニ從學ノ際諸邦ニ羈旅ス或日同氏ノ細君ヨリ一書ノ來ルアリ同氏披見シ或ハ嘆キ或ハ悅ビ、或ハ怒リ、獨リ大ニ感ズルモノ、如シ、小生氏ノ傍ニ在ルモ其謂ヒヲ知ラザレバ小生氏ニ問テ曰師父今細君ノ書ヲ得テ大感激ヲ起シタルハ抑モ何ノ謂ゾヤト、氏其書ヲ小生ニ示シテ曰ク、之レ某ノ會合傍聽記事ナリト小生此書ヲ見ルニ「タアキー」字ノ如クニモ見エ、亦「グリーキ」字カトモ疑ハルレ共何ヤラ蚯蚓ノ如ク奇々怪々ノ形狀ニテ始メテ橫文ヲ見タル時ト同樣ノ感ヲ爲セリ、此書ハ卽チ記錄法ノ記號ヲ以テ書シタルモノニシテ始メテ其用法及ビ重寶ナル所以ヲ詳ニ明示セラレタリ、小生其用法ノ誠ニ我邦ニモ亦必ラズ須要ナルヲ信ジ氏ニ從學ノ餘暇ニ之ヲ學バンコトヲ乞ヒ、稍少シク其記號ノ一班ヲ知ルニ及ンデ俄然我師疾病ニ罹リ、遂ニ養生叶ズシテ黃泉ニ客トナレリ。故ニ小生半途ニシテ其望ヲ失ヒ意ヲ果ス能ハズ、然ルモ此法ヲシテ他日必ズ我邦ニ使用シ稗益スルコトアラントノ念慮ヲ起シタルハ恰モ明治五年ノ頃ニシテ彌來面語スル人毎ニ此法ノ便益ナル所以ヲ說キ、我邦音語ニ適ス可キノ記號ヲ製シ、互ニ之ガ使用ヲ試ミ、以テ其得失ヲ考究セント謀ルモ或ハ美擧ナリ銘趣向ナリト妄リニ稱贊スルモノアレドモ、今ニ至ル迄一人トシテ共ニ謀ツテ之ガ

隆盛ヲ企テ、一ノ記號ダニ製シ得タルモノハ非ルナリ。然レドモ小生ハ何ゾ之ヲ任他主義（リセスヘーヤ）ニ附ス可ケンヤト獨リ考案ヲ回ラシ、最初六十有餘ノ記號ヲ製シ之ヲ轉用シテ三千六百有餘ノ語ヲ作リ使用ヲ試ミタリシモ屢〻實際ニ混雜ヲ生ジ漸次語數ヲ增加シテ遂ニ九萬有餘ノ語ヲ集輯シタル一ノ字體ヲ製シタリシガ、先年不慮ノ禍災ニ罹リ右ニ關スル書類及ヒ其他ノ物品ト共ニ紛失シ累年ノ辛苦モ全ク烏有ニ屬シ、終日落膽スルモ何ゾ紛失シタルノ物品再ビ出ツ可ケンヤト又モ工夫ヲ回ラシ、漸ク今年ニ至リ簡單ナル一法ヲ考出シ、一百有餘ノ單音記號二百有餘ノ複音記號ヲ製シ、之ヲ轉用シテ如何ナル混雜シタル萬般ノ記事論文俗談平話ト雖モ容易ニ差支ナク記錄シ得可キノ法ヲ考定セリ。然レドモ之ヲ世ニ公ニシテ以テ廣ク稗益スル所アラントスルニハ素ヨリ小生一人ノ能クナシ得可キコトニ非レバ聊カ新聞ノ餘白ヲ汚シテ小生ガ微衷ヲ記シ、江湖同志ノ士ト共ニ與ニ研究センコトヲ謀ラントス。諸君幸ニ賛成スル所アレ

以上が其全文である。此一文が相當世の注目を惹いたことは言ふまでもない。越えて翌十月七日の時事新報の雜報欄には日本傍聽筆記法講習會を設立するとて其會則を社に送付して來たことが報ぜられて居る。

第四章　速記術の育成

斯くて日本速記誕生の第一聲とも謂ふべき日本傍聽筆記法講習會の開講式は十月二十八日日本橋通二丁目小林茶亭樓上に行はれた。源綱紀より傍聽筆記法の說明があつて、會期は十一月一日より六箇月、會場は神田錦町の東京法學

校と決定した。集つた者は若林玵藏、林茂淳、酒井昇造以下三十餘名であつた。必ずしも多しとすることは出來ない。而も日を經るに從つて講習生の數は漸次減つて行つたのであるが、兎も角も六箇月間行はれたのであつて、此講習會が確實に六箇月間行はれたことは、今日より顧れば寧ろ驚異に値することであらねばならない。一つには如何に當時の社會が速記待望の熱意を有したかを物語るものであらう。今日より顧みてこそ日本速記は玆に呱々の聲を擧げたと稱し得れ、當時に於ては單に源綱紀一個の考案にして何等實驗を經ないものであつた。所謂演說を卽時且つ逐音的に直寫し得る組織性能を有してこそ速記術である。直寫し得るや否や實驗せられざるものは現在の意味に於ける速記術の名よりすれば未完成ではなくとも、少くも完成とは稱し難いものであつた譯である。卒業生の成績技量も推して知るべきであらう。此間の疑問符を胸奥にして當時の講習生が如何に苦惱したか、想像に餘りあるものがある。

大正十五年十月發行の若林玵藏著「若翁自傳」中には次の如く述べられて居る。

酒井氏と兩人で日々通つて規定の六箇月間勉强はしたが、唯速記の假名文字を教へるばかりで、略字も少しはあつたが、碌々役に立たない。其假名文字を普通文字に直したり、普通文字を筆記文字に改めたり、或は徐々と讀むのを書くくらゐで、速力を早めることは出來なかつた。六箇月目の卒業試驗問題も筆記文字を普通文字に改めるのと、普通文字を筆記文字に直すの二種に過ぎなかつたが、兎に角卒業證書を貰つた。

蓋し六箇月の修業を以て實用化の域に達し得ざることは今日より考へても當然の事であるが、源綱紀の發表した所謂筆記文字の組織自體も之を以て直ちに實用化し得る程度に達しては居らなかつたものと斷ぜざるを得ない。卽ち之

を今日より見て嚴密に言へば明治十五年十月は速記文字の發生があつたのみであつて、速記術の發生は之が改良補成されて實用化せられた時に在るとも謂ひ得るのである。

非常なる熱意を以て此新しき文化の利器を手中に收めんとした人々が卒業證書を握つて更めて惱みを深くしたことは固よりである。或者は此時を以て斷念し去つたが、幸にして最も熱心なる若林、林、以下數名の者は更に自ら研鑽練磨を積んで所期の目的に達せざるべからずと決意した。斯くて研究を重ね練習を積んだ結果、遂に酬ひられて眞に速記の誕生を見るに到つたのである。其間の消息は同じく「若翁自傳」に明かであるから、茲に抄錄する。

○筆記の練習

斯くて卒業はしたけれども、少しも書くことが出來ないから、同志と謀つて、余の下谷御徒町の宅に集つて、研究練習することになつた。其時集つた人々は酒井昇造、林茂淳、神尾珍、三田某の諸氏其他二三名で都合七八名であつたと思ふ。それ等の人と共に日々練習したけれども、假名文字ばかりでは、何程練習しても、速度が進まないから、余は或は書きにくい字を改めたり、或は略字を拵へて、それを使用した。斯くて日々孜々として練習して數箇月を費したけれども、思ふやうに速度が進まないから、集つた人々は追々倦怠を來して、缺席するものが多くなつて、一人減じ、二人減じ、遂には酒井氏と余と二人ばかりになつてしまつた。或時二人で、吾々は斯の如く日々怠りなく練習して居るけれども、まだなか〳〵實地に演說を筆記することは出來ない。尙此の上練習を重ねれば果して成功するものであるかどうか、甚だ覺束ない。萬一不成功に終るときは吾々の一箇年の苦心も水泡に歸するのみならず、日本の筆記法は遂に再びこれを研究するものがなくなるだらう、と言つて歎聲を發したことが屢〻あつた。

○實地の練習

斯くして兩人とも稍〻失望の色を現はしたけれども尙勇氣を出して、此上は唯文書を讀んで練習するばかりでは實地の役に立たないから、實地に臨んで演說や講義を書いて練習したならば、自ら實地に馴れて進歩も早からうと思つて、それより兩人別々に實地練習をすることにした。さて實地練習をするにしても、演說會は日曜日にあるくらゐで、十分の練習にならないから、淺草本願寺に往つて、僧侶の說教をかいたり、或は耶蘇教會の牧師の說教をかいたりした。日曜日には兩國井生村樓で櫻鳴社連中の政談演說會があつて、島田三郎、肥塚龍、青木匡、西村玄道の諸名士が演說するから、好個の練習場であつた。其他馬場辰猪氏や大石正巳氏が主となつて、數名の辯士と共に開く演說會があつて、それにも缺かさず練習に往つた。……(後略)……

○實地應用

朗讀筆記の練習と、實地練習と、約一箇年間で練習したので、不完全ながらも稍〻かけるやうになつたから、學術演說や說教などをかいて、あなたの演說をかきましたから、御覽下さい、と云つて筆記した原稿を演說者に贈つてやつた。然るに明治十六年七月、郵便報知新聞社の阪元盛德氏が、余の宅へ來られて、「自分は報知新聞の記者

であるが、自由新聞が議政會（改進黨員の演說會）の演說會に對し、誣妄の記事を揭げしにより、其取消を申込んだけれども、應じないので、明日自由新聞に掛合に往くから、其掛合の問答を洩らさずかいて貰ひたい」と云ふ依頼であつた。余は筆記を實地に用ゐるのはそれがはじめであるから、甚だ躊躇したが、さりとて此機會に應じなければ實地應用の機が後れると思つて、勇氣を出して大膽に承諾の旨を答へた。

斯くて七月九日、余は報知社員阪元盛德、議政會員菅谷磯の兩氏に伴はれて京橋三十間堀の自由新聞社に往つた。三人で應接室で待つて居ると、先方から星亨、古澤滋の兩氏が出席し、壯士が五六人其の周圍に居て、頻りに威赫の態度を取つて居た。やがて阪元、菅谷兩氏が質問すると、古澤、星兩氏がこれに應答したから、余は其の問答を筆記して居ると、壯士はこれを妨害し、大聲を發して問答を妨げたり、或は殊更に余の椅子に突當つたりして妨害を加へるので、筆記は甚だ困難であつた。談判は一時間餘で終つたから、余は阪元、菅谷兩氏と共に報知新聞社に往き、直に當日の筆記を淸書して原稿を渡して歸宅したが、兎に角余としてはこれが實地應用のはじめである。……(中略)……

余が筆記を實地に應用したるころ、林茂淳氏も外山正一氏の學術演說を筆記して、これを或る雜誌に揭載した。尙ほ速記發表五十周年記念記事として「日本の速記」誌上に林茂淳の發表した所の「五十年を回顧して」と題する一文中にも同じやうな苦心談が語られて居るから之を抄錄する。

明治十五年九月十九日に時事新報で「日本傍聽筆記法、梁の家元園子」と云ふ文を見た。早速時事新報社に梁の家元園子の住所氏名を問合せたところが、麹町元園町の三橋と云ふ旅館に居ると云ふ返事が來た。早速梁の家さんを三橋に訪うた。會つたのが源綱紀、すなはち今の田鎖綱紀先生であつた。後に先生の書かれたものに據ると、あの文章が時事新報に載つて、最初に訪問した者は林であつたそうだ。

……(中略)……

十月二十八日に第一講があつて、次は十一月一日から講習することになり、場所は神田錦町の東京法學校と決定し、時間は朝の七時から九時までとなつた。

……(中略)……

十月二十八日の午後、日本橋通二丁目の小林に集まつた人は三四十名あつた。其人たちは十一月一日の朝東京法學校に集まつて講授を受けた。其時其人たちはどんな考へを有つて居たか知らないが、私はどんな苦心をしても必ず爲し遂げなければならぬと決心し、若しこれが不成功に終つたら役所の人々兩親に對して申譯が無い。のみならず來る二十三年の帝國議會開會の際完全な議事錄が得られないのでは遺憾だと、非常に心を痛めつゝ勇猛精進した。

爾來六箇月間、出席者も段々と減つたが、私は一日も缺席せず、十六年五月に講習を卒つた。

講習は卒つたが、活用の彼岸に達するには前途渺茫であつた。勇氣を鼓舞しては居たが、不安と恐怖は仍ほ念頭を去らなかつた。同學の人たちも倦怠して段々斷念する者が增し、熱心だつた同僚の前田氏も斷念組の一人と化した。私は西山君（註——元老院書記官西山眞平）等から屢〻、「林はまだ思ひ切れないか」と侮りの聲を浴びせられた。中には「そんな蚯蚓のノタくつたようなもので演說が滿足に書けるものか書けたら此の首を遣らう」と嘲つ

た人もあり、それを聽いて「僕も遣らう」と雷同した人もあつた。嘲罵の聲は日に增し高まつた。私は必ず成功すると云ふ豫感もあり、自信もあつたものゝ、周圍の喊噪、實に心細かつた。

私は晨に起き、夜に思ひ、公務の餘暇孜々吃々として練習を續けた。そして同學の若林、酒井、三田等の人々と會同して、研磨した。然し進歩は豫期以上に遲緩だつた。殊に私は通常の字で書慣れた爲め、筆記法の記號で書いて居てもいつか通常の字になつて仕舞ふので艱苦したが、段々練習を重ねるうち、緩やかな話なら記號ばかりで書けるやうになつた。それと前後して若林氏も、酒井氏も、稍〻進境に近づき、練磨さへ積んだら活用が出來ようと云ふ曙光がホノ見えた。其うちに若林氏は報知新聞社に依頼されて、自由新聞の記事取消に關する談判を速記し、私は自分の發意で假名の會の總會（工部大學校講堂）に於ける東京大學文學部長外山正一博士の「漢字破り」と云ふ演說を速記し、一部の人に此技術の見本を示すことが出來た。

斯くして帝國議會開設に先だつこと七年、早くも明治十六年を以て我が速記は源綱紀の考案と若林、林以下の育成に依つて誕生を遂げ終つたのである。曾に國家憲政の發達の爲に慶すべき事であつたのみではない。一千幾百年の永き、各別に發達して來つた國語と普通文字に依る文章を玆に再び合一せしむることを得て新文化の開發普及に一大光明を齎したことは正に史上劃時代的の事實と謂ふべきである。

第二篇　日本速記術の各式と其發達

第一章　田鎖式速記術の發達

第一節　田鎖綱紀と日本傍聽筆記法

日本語速記術の鼻祖たる田鎖式速記術（日本傍聽筆記法）の發明者田鎖綱紀は安政三年八月十五日南部の盛岡在田鎖村に生れ、父を田鎖仲（高守）と言ひ、母を俊子と言ふ。祖父は田鎖左膳源高行と言ひ、南部美濃守利剛に仕へ、上杉流軍學師範であつた。綱紀は幼時より祖父の軍學講話を聽き、其講釋を一言半句殘らず書取つたら嘸面白いことであらうと思つたことがあつた、と言つて居る。實に梅檀は二葉より香しとやら、速記術創始の種子は既に此時代より夙く芽生えんとしつゝあつた。

氏は慶應三年幕臣內田彌太郎其他數氏に就て英學を學び、明治二年大學南校に入り、又柳川春三其他の諸氏に就て英數學を修め、又英米伊葡支朝等の諸外國人に就て採鑛冶金、機械理化學、簿記法、炭礦學、經濟學、博言學、淸國語、朝鮮語等諸種の學科を修めたものであるが、速記術創案の動機は、明治五年の頃從學せし米人ロバアト・ジー・カーライル博士の許に故國の夫人より來信があり、其書翰に速記文字で認めありしを見て感激したのに其端を發して居

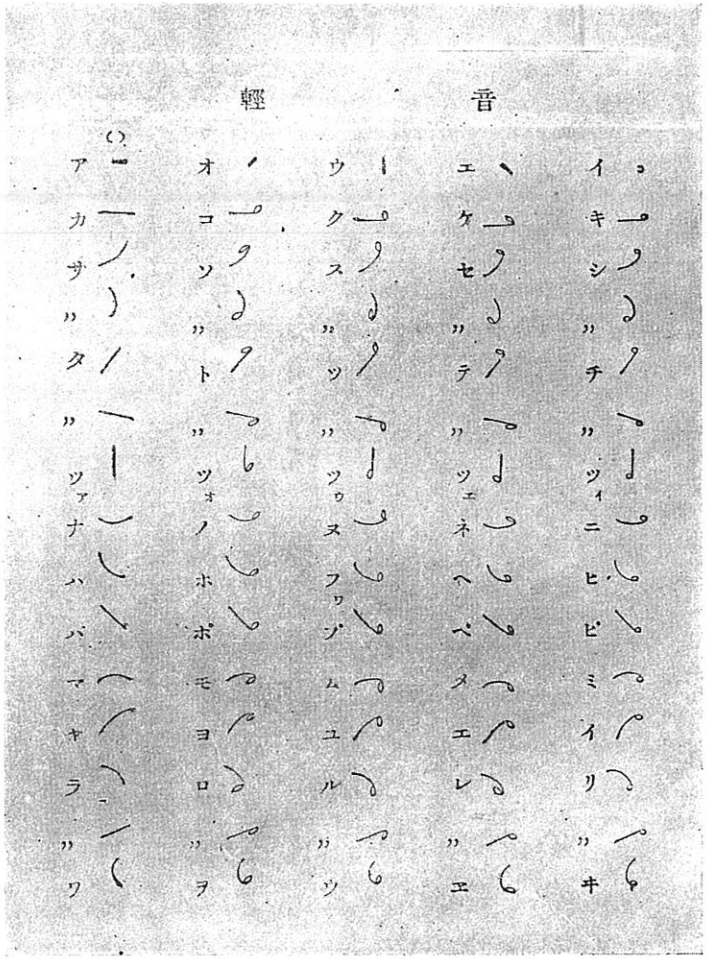
る。

さうして一方日本に於ては明治七八年の頃より演說會なるものが起り、福澤諭吉は三田の慶應義塾邸内に演說館なるものを新築して演說討論演習の用に供し、又津田仙、加藤弘之其他當時有名な學者連が集合して互に談論討議する明六社と云ふやうな會が出來たり、又學者の會合結社たる共存同衆（會名）で演說會を開いたり、其他有明社、集成社、交詢社、協義社、講談會社、洋々社、嚶鳴社、北辰社等が續出し學術演說、政談演說等が盛に行はれるに至つたので之に刺戟せられ、益々速記の切要を感じた彼は、爾來歐米の速記術に關する書籍を渉獵して、苦心慘憺日夜寢食を忘れて是が研究に沒頭し遂に成案を發表するに至つたものが、彼の明治十五年の日本傍聽筆記法であつた。

此日本傍聽筆記法は其後幾度か改訂せられて、「記音のしるべ」「早書學大要」「日本速記術大要」「新式速記術」「邦語速記術」となつて著はされて居る。

今其最後に著はされた所の「邦語速記術」に於ける基礎文字中五十音のみを左に摘出して見る。

田鎖式速記術基本文字
（五十音表）



是は田鎖綱紀著の「邦語速記術」より抜萃せるものであつて、五十音圖の配列が、我國從來のアイウエオ、カキクケコ等の如き舊例に據らず、アオウエイ、カコクケキ等の順序に改めてある。是は音聲學上より故意に斯の如く改めたものである。けれども現在廣く行はれて居る所謂田鎖式速記術に於ては矢張り普通の我國五十音圖の配列を採用して居る。故に今日謂ふ所の田鎖式速記術とは、其創始者田鎖綱紀の發表になれるもの其儘のものゝみを指して言ふのではない。創案者自身に於ても幾度か改訂を加へて居るし、又之を修得した者に於ても各〻自己の好む所に從つて更改を企てるから、基礎文字に於て其配分線が或は垂直に、或は斜に、又文字を構成する母音符が或は上に或は下に、種々其形を異にするものがあつても、それ等は總括して之を田鎖式と稱して居るのである。

此田鎖式速記の基本文字の成立は、大小二個の圓環八等分に因る曲直線を各〻母音、父音に配分し、其父母兩字を結合せしめて子字の構成をするのであつて、此子字構成法こそ本式の最も特徴とする所である。此子字構成法に憑らずとして純單畫を以て考案せられたものが所謂武田式速記術であつた。此武田式速記術が發表せられるに及んで、在來の日本の速記術を指して田鎖式と呼ぶやうになつた。さうして又武田式の基本文字が單畫なるに對して田鎖式を複畫式と稱するやうになつた。田鎖式系統の人で其基本文字の配分線を多少變更して、何々式と僭稱する者はないけれども、縱しそれがあつたとしても、此父母兩字の結合に依つて子字を構成する限り其略字法則が如何に變化しようとも又如何に進歩しようとも、此種基礎文字の上に立脚して爲された法則である以上は總て之を田鎖式と稱すべきである。故に多少異るものはあつても田鎖式の代表として特に之を掲げて置く。

第二節　速記術の語源

最初日本傍聽筆記法（ジヤパネースウオツチグラフヒー）と名づけられたものが、どうして速記法又は速記術と改稱せらるゝやうになつたかと云ふと、明治十七年當時有名なる矢野文雄著の「經國美談」なるものは田鎖の高足、若林玵藏が速記したものであつて、其著述の卷末に「速記法の事を記す」云々と云ふ文字が書かれたことに端を發する。而して若林は卒業後同學の林等と共に筆記法研究會なるものを起して居つたが、後速記法研究會と改稱した。さうして其著述には「速記法要訣」と題し、後明治廿六年の著述に於ては「速記術」と稱して居る。

田鎖自身は明治十九年には記音學と改稱し、又後には「早書學」と改稱し、遂に明治廿六年に至つて「速記術」と改稱しなければならなくなつた程に「速記術」と言ふのが通稱になつた。

貴衆兩院の規則には「議事速記錄ハ速記法ニ依リ議事ヲ記載ス」とあつて、速記術とは言つて居ないが、明治廿七年十二月廿四日に、田鎖綱紀に藍綬章を賜つた其日本帝國褒章之記には「夙ニ邦語速記ノ術ヲ創起セント欲シ」云々とあり、又次いで廿九年五月十三日下賜せられた年金證書にも「本邦速記術創始ノ功ニ依リ」云々と記されてあつて、之を速記法と言はずして速記術と稱して居る。

速記法と速記術は固より窮極の目的に於て異なる所はないが、法と術の呼稱に付て多少論議の餘地はある。けれども其當否は別として、爾來長く速記術と呼ばれるやうになつたものである。

第三節　日本最初の速記教育

明治十五年十月廿八日に愈〻此日本傍聽筆記法卽ち今日謂ふ所の速記術の講習會の發會式が東京日本橋通二丁目の小林と言ふ茶亭の樓上に於て擧げられた。是が日本に於ける速記教育の最初である。爾來五十餘年間毎年此十月廿八日を卜して日本速記發表記念會を催し來つて居るのは、卽ち此日を記念せんとするに外ならないのである。

越えて十一月一日より、愈〻開講することゝなり、會場は之を二つに分かち、一は神田錦町の東京法學校内に設き、一は田鎖氏の寄宿せし麹町元園町の三橋と云ふ旅館内に設けられた、一を神田會場と呼び、一を麹町會場と稱して居つた。神田會場は午前、麹町會場は夜間の開講であつたが、麹町會場は其後間もなく平河天神の前の隼町に移された。さうして會期は六ヶ月で、會費は一ヶ月金二圓であつた。當時の模様に付て、第一回卒業生林茂淳の懷舊談に曰く

此兩會場で源先生が記號を黒板へ書いて見せたり又紫刷に刷つたものを與へられたりして懇切に教授されたが、先生の定められた記號が屢〻修正されるので、結構なことではあるが、折角覺えると變るので困つた、偖てやつて見るとナカ〳〵むづかしい、むづかしいと云ふよりは門に入り易くして堂に達し難いので、最初入會者は八九十名もあつたが、それも段々に減つて六ヶ月を經過して十六年の五月に卒業する時分には廿四五名になつた。さうして卒業試驗と申しても誠に簡單で、記號文を紫刷にしたものを反文するのと、源先生が緩つくりと文章を讀んだのを書取つて反文したので、併し其成績と云ふものは今日の速記學生の二月目か三月目にも劣る位のものであつた。此兩會場の會員の第一回卒業證書授與式は明治十六年五月五日、神田今川小路の玉川茶亭で擧げられた。



日本傍聽筆記法講習會第一回卒業生記念撮影

明治十六年五月五日源綱紀門下第一回卒業生の撮影、此時前田正一の兩氏も同時の卒業なれども事故缺席のため此中に加はらざりしは遺憾なり。

外林茂淳、

卽三友内竹　村曉江蛇　吉謙東市　耶次梅村奥　耶次虎助高　（ソヨ右列後）
珍　尾訥　壽富葉千　造昇井酒　承資路小由解勘　雄東田蔵　光泰田三　（列中）
倫男原石　象潤藤佐　紀綱　源　藏珀林若　吉萬蛭山　（列　前）

そこで卒業證書は貰つたが、さて實地にやつて見やうとしても到底活用が出來ない、現に活用し得る人は一人もない、周圍の人々からは非常に冷笑され痛罵されたことが、屢〻あつたが、不屈不撓晨に起き、夜に思ひ、公務の餘暇孜々吃々として練習を續けた、さうして同學の若林、酒井、三田其他の人々と共に筆記法研究會なるものを起して共に研磨もした、併し進歩は豫期以上に遲緩だつた、殊に私は通常の字で書慣れた爲め、筆記法の記號で書いて居つてもいつか通常の字になつて仕舞ふので艱苦したが、段々練習を重ねるうち、緩やかな話なら記號ばかりで書けるやうになつた。それと同時に前後して若林氏も酒井氏も稍〻進境に近づき練習さへ積んだなら活用が出來ようと云ふ曙光がホノ見えた、其うちに若林氏は報知新聞社に依頼されて、自由新聞の記事取消に關する談判を速記し、私は自分の發意で、假名の會の總會（虎の門工部大學校講堂）に於ける東京大學文學部長外山正一博士の「漢字破り」と云ふ演説を速記し、一部の人に此技術の見本を示すことが出來た。

如何に速記術創始時代とは言へ、其速記教育が幼稚であり、と同時に當時の修學者が其成功の爲に如何に苦心慘憺其ものであつたかは、此談話の一節に依つて明かに窺ひ知ることが出來る。

其後に於ても田鎖綱紀は第二回第三回と數回引續き東京に於て講習を繼續し、其後明治廿八年に至るまでには、京都、大阪、群馬、埼玉、靜岡、三重、岐阜、愛知、岩手、宮崎、北海道、千葉、和歌山等三府一道十縣に於て直接速記術の講習會を開催し、其卒業生を出したる數實に三百餘名の多きに及んで居る。

さればこそ明治廿三年國會開設に際して貴衆兩院の速記者として採用せられた三十有餘名の中に田鎖直門の人々が、

林茂淳、市東謙吉、森本大八郎（貴族院）　若林玵蔵、酒井昇造、新井田次郎、波多野鐵太郎、吉木竹次郎（衆議院）の八名あり、他は若林玵蔵、林茂淳其他の門下、或は其門下の又門下の人々であつて、卽ち田鎖の子、孫或は玄孫に當る人々を以て充たされた譯である。其後に至つて帝國議會に採用せられた田鎖直門の人々には猪飼鐵太郎（衆）、長戸鶴松（衆）、田鎖一（貴）等がある。又議會には關係しなかつたけれども相當成功を收めて名を成した人々として丸山平次郎、山田都一郎の諸氏がある。

尙ほ田鎖綱紀の速記術に關する著書としては「日本傍聽筆記法」「記音のしらべ」「早書學大要」「新式速記術」「日本速記術大要」「邦語速記術」等がある。

第四節　田鎖門下の努力

田鎖綱紀の苦心の結果成れる日本傍聽筆記法、其創案の功績の偉大なることは論ずるまでもない。けれども當時尙ほ草創の際、速記術としては未だ未完成の域を脫し得なかつた日本傍聽筆記法、而かも其教育は一日僅に二時間位にして六ヶ月の修業期、之を以て直ちに實用化に至らしめんと欲するも豈夫れ得べけんやである。然るに其門下生にして能く之を實際活用し得るに至らしめた、其慘憺たる苦心と努力の程は到底想像の外であらねばならない。而してそれ等門下生各自が苦心研究の結果漸く完成した速記術、それと自己の尊き體驗を以て專ら後進の敎養に盡瘁した田鎖門下生の努力、此二つの大きな功績こそは、實に田鎖綱紀の創案の功績と相俟つて、田鎖式速記史上否日本速記史上沒すべからざる一大功績である。

而して一度是が實用化されるに至るや專心後進の敎養に努力した是等の人々は、自己は申すに及ばず、自己の敎養せる門下を提げて、或は帝國議會初期以來の速記事務に執掌し、或は速記利用の各方面に先鞭を著け以て日本速記の發達に多くの貢獻をなし來つたのである。

然らばそれ等田鎖門下の人々は日本速記の發達の爲め如何に活躍したものであらうか、今其一端も主もなる人々の業績の迹を繰ぬて見よう。

若林玵藏　速記界の最長老であり、且つ功績者の一人としては何としても先づ第一に指を若林玵藏に屈しなければならない。氏は安政四年八月埼玉縣加須町の代々代官を勤めたことのある家柄に生れ、幼にして東京に出で漢籍を修め、後橫濱に赴いて外國語をも修めた。嘗て橫濱裁判所の書記に任用せられたことがあつたが、明治十四年には千葉縣會の筆記に從事して、其筆記の不完全なるを痛感して居つた折柄、偶〻日本傍聽筆記法が發表されたので、直ちに田鎖に就て六ヶ月の講習を受け、翌十六年五月五日第一期卒業生十七名の中の一人として卒業證書を握つた。卒業後林茂淳、酒井昇造、川添利鄕、佐藤春次、蛯江曉村、神尾珍等と共に筆記法研究會なるものを起して尙ほ研鑽に努めた。さうして翌十七年獨立して名を速記法研究會と改め、後進の敎養に努力することゝなつた。

而して氏が速記を實地に應用したのは卒業後の翌々月即ち明治十六年七月改進自由兩黨の軋轢甚しき時に於て郵便報知新聞社の依賴に應じ、自由新聞紙上の記事取消請求に關する談判の顚末を速記したるを初めとし、又同年東京法院の審問辯論を速記し、續いて當時郵便報知新聞の記者たりし矢野文雄が「經國美談」と云ふ演義歷史を著すに當り、是が速記を爲し、又翌十七年三月には同學酒井昇造と共に埼玉縣會の速記に從事し、縣會速記に先鞭を著け、更に同年秋には彼の有名な三遊亭圓朝の新作牡丹燈籠の速記に是亦酒井昇造と共に從事する等、世人皆此術の果して能く實際に行はるゝや否やを疑ひ、之を學ぶ者亦大いに疑惧の念を懷きつゝあつた間に於て、氏は著々是が實地活用に先鞭を著け廣く天下に其範を示すに至り、爲に氏の名譽は頓に隆々として天下に轟いた。

爾來氏の門に學ぶ者日に月に多きを加へ、隨て優秀なる速記者も續出するに至つた。明治二十三年議會開設に際し、先づ最初に採用せられた所謂常任速記者なる者は六名であつたが、其六名中、林茂淳を除くの外は若林及び若林の高弟たる伊藤新太郎、薦野孝卿、佃與次郎、松川福三郎の四名であつて、殆ど若林門下のみを以て充塞された形であつた。更に其六名の常任速記者に依つて詮衡推薦の結果、無試驗採用者十名及び試驗に依つて採用せられたる者十八名計廿八名の中、若林門下よりは無試驗にて採用された者、小相英太郎、友野茂三郎、莞浪市平、大富丹治、山田武八郎の五名を出し、又試驗合格者中には木下蔭高、坂井爲次、中田元、袋野環、房前達、高田萬次郎、鈴木泰吉、福井順作の八名を出して居る。詰り總員三十四名中若林門下よりは氏と共に十八名、卽ち過半數の優秀者を輩出して居る。當時若林が如何に後進敎育に努力したかを察知することが出來る。

而して氏の後進敎育は年と共に益々盛であつて、其後數百の門下を養成した中にも、貴衆兩院の速記者採用試驗に應じて登第せる者は築田欽次郎以下十八九名の人々が續々として輩出したものであつて、一時は殆ど若林門下の速記者のみを以て議會は充塞されて居るのではないかと人をして疑はしむる程の盛況を呈した時代さへあつた。

而も若林の速記敎育の結果は決して之を以て其終末を告げたものではない、何となれば其門下の中には幾多又後進の敎育に努めた者もあり、又更に大正七年貴衆兩院に速記練習所が開設せられてより以來今正に十有六年、此間兩院

の教官たりし人、又今日教官たる者は新井田次郎（田鎖直門）森上富夫（ガントレット式）の兩氏を除く外は、悉く若林門下の人若くは若林門下の又其門下の人々のみが其任に當つて居る、而して兩院合して既に數百名の優秀なる速記者を輩出し、それ等の人々は今盛に活躍しつゝある。若林の後進教育に對する功績は直接と間接を問はず實に偉大たるものがある。氏は直接後進の教養を圖ると共に、一方には速記術草創の際、心血を注ぎて改良せし所の「速記法要訣」と題する著述を爲し、後更に又改良を加へたる「速記術」を著はし、其他速記雜誌を發行して常に斯術の改良進歩と其普及に努力したものであつた。氏の速記術の教授法に付ては、門下荒浪市平が「予が二十年間の速記生活」（寫言第一號）の中に、若林先生の教授法と題して

抑も若林先生のその頃の教授の仕方と言ふものは寔に今から見れば單純な方法であつて、最初符號の割出し方を一日に五字づゝ母韻のアイウエオから、父韻半母韻と順に教へられたのであつて、之を暗記せしめて半月も學ぶと云ふと、ソロ〳〵單語或は連語などを書取らせて翌日之を反文して參つてから、それを直して戴く位のことでありました、で當時先生が教科書として作られたのは「速記法要訣」と云ふ本であつた。それから吾々の學習する時用ひた手帳は畫學の方で用ひる手帳で、西洋紙に縱横に罫のあるものであつた、之はその頃日本橋の榛原と云ふ紙屋にだけあつたのであつた、それから鉛筆はエス印或はエスエム印などが宜いと言はれてそれを用ひたものである。別段に速記に關する歴史を說くのでもなく、又速記の速度に就て綿密の試驗をせらるゝでもなく、只符號を暗記して次第に早く書く、反文して間違ひの有無を檢して貰つただけである。

と述べて居るのを見ると當時の速記教育の方法が如何であつたかゞ窺はれて面白い。

林　茂淳

速記界の長老として若林と共に田鎖門下の双璧と謳はるゝ人に林茂淳のあることを忘れてはならない。氏は文久二年十一月、江戸の小川町猿樂町、現今の神田區猿樂町一丁目で生れた。幼時は父君より小學、四書、五經等の素讀を授かり、十一歳の頃芳野金陵の塾に學び、後時勢の推移を達觀して英學に志し、親國學舍、共慣義塾等に於て英學を修めた。明治八年（十四歳）元老院の小舍人より逐次昇進して十四年には九等書記生（判任官）となつた。

氏は常に筆記には非常に興味を有つて居つた。當時は正に政治熱勃興時代であつて、頻りに演說や討論が流行した、いろ〳〵の會もあつたが、殊に曙鳴社の會には屢〻出入して傍聽席で筆記をして、それを新聞や雜誌に投書をして自ら娯んで居ると云ふ風であつた。

時偶〻明治十五年九月十九日の時事新報に日本傍聽筆記法のことが出るや、直ちに楳の家元園子なる人を探し求めていの一番に入會の手續を了した者は實に林茂淳其人であつた。氏は常に筆記のことに趣味を有つて居つただけそれだけ此傍聽筆記法なるものに如何に魅惑を感じたかは想像に餘りある。規定六ケ月の講習は終つた、けれども是が實地活用には餘りにも緣の遠いものであつた。併し決して落膽はしなかつた、初志を貫徹せずんば息まず底の鐵石よりも堅き決心を以て夜を日に繼いで是が研究に沒頭し、或は若林其他同學の人々を語ひて筆記法研究會を起して研鑽維れ努めたものであつた。刻苦勉勵遂に明治十七年一月廿七日、虎の門の工部大學の中堂で開かれた假名の會の總會で、外山正一の「漢字廢すべき論」と云ふ所謂漢字破りの演說を速記して初めて成功した。其反文は埼玉教育雜誌に揭載せられた。是れ氏が修得した日本傍聽筆記法を初めて實地に活用し得たものであつて、日本に於ける演說速記

の濫觴であるとの名譽を贏ち得るに至つた。

氏は當時尚ほ元老院の書記生であつたので、若林のそれの如く華々しく私塾の門を開いて後進の教育をすると云ふことは出來なかつたが、當時內閣官報局次長の高橋健三が、來る廿三年議會開會の曉には言葉通りの速記錄が必要だ、それには速記生の養成が焦眉の急だと言つて、麴町紀尾井町の內閣官報局內に速記生養成所を設け、局員數名を選拔して、每朝二時間づゝ六ヶ月間教授を擔任せしめた。樞密院、內閣法制局、東京學士會でも此擧を聞いて、若干名の講習生を官報局內の速記生養成所に派して共に講習を受けさせた。其後元老院でも西山書記官が發企し、議會準備の爲め院內から有志の青年十數名を募つて速記術を學ばせることゝなり、每日出勤時刻前と退出後と一時間づゝ約二年間無報酬で教授を擔任して後進の養成に努めた。其努力の結果は空しからず、明治廿三年議會開會に際し是等養成されたる數十名の中からは

秋田莊次郎(貴)、山口欽太郎(貴)、平野勝巳(貴)、岸光治(貴)が採用試驗に登第をして居る。尚ほ此外に氏の著書に依つて獨習して衆議院に採用ぜられた人に臼井喜代松がある。其後に於て貴衆兩院に於ける速記者採用試驗に登第した人に

小菅熊之助(衆後貴)、鈴木慶福(貴)、牧翕次郎(貴)、春日井謙太郎(衆)、北村國久(貴)

等が輩出して居る。

尚ほ氏の教育方面としては、二十六年の夏高等商業學校長矢野次郎が同校の豫科と主計科に速記科を設けた時に其教授を擔任したことがあつた。速記術に關する著書としては「はやがきとりのしるべ」(明治十七年)速記術大要(明治十八年四月)早書取りの仕方(明治十八年七月)訂正增補早書取りの仕方(明治廿三年六月)等がある。尚ほ明治二十一年三月より每月「速記彙報」を發行して、六十二號で廢刊になつて居るが、此間專ら速記術の改良進歩と其普及發達に努力貢獻せし功績は頗る顯著なるものがあつた。

酒井昇造

若林、林等と共に第一回の講習を修了して、後是が實用化に努力貢獻した人に酒井昇造のあることを逸してはならない。氏は萬延元年三月東京に生れた人で、若林よりは三つ下、林よりは三つ上の年輩であつた。同學の士として若林、林は今尚ほ共に壯者を凌ぐの健康であるのに引きかへ、氏は不幸にして大正四年十二月三日病歿したが、若しも昭和七年の速記術發表五十年の記念會の節、尚ほ健在であつたならば必ずや功績者の一人として若林、林と共に表彰の名譽を荷ひしこと必せりであつた。

氏は傍聽筆記法發表の當時は、神田小學校の教員として育英の傍、神田の專修學校が京橋木挽町の厚生館と云ふに在りし頃通學して法律學を修めて居つた。當時若林も亦同じ學校に通學して居つた。而も同じ下谷に住んで居つたのでいつも歸り途には途連れになり、講義筆記の困難なることを語り合つて居つた。時偶〻日本傍聽筆記法講習會の開設を知るや、若林と共に直ちに赴いて其講習を受け、卒業後是が實用化に苦心をし研究を續けたことは決して前二者に劣るものではなかつた。

明治十七年三月、縣會速記の濫觴と言はるゝ埼玉縣會に初めて若林と共に速記に從事して縣會速記に先鞭を著け、又其翌十八年には若林門下の伊藤新太郎を帶同して群馬縣會の初めての速記に從事し、又其翌十九年には是亦若林門下の小相英太郎を帶同して茨城縣會の速記に從事して居る。彼の有名なる若林の速記に成れると謂ふ三遊亭圓朝の新

作人情話牡丹燈籠は明治十七年の秋、若林と共に酒井の手に成れるものであつて、若林が彼に負ふ所決して尠少なるものではない。

氏は明治廿三年帝國議會開設と共に推薦されて衆議院に採用せられ、在職廿五年を以て辭職したが、彼の牡丹燈籠を初めとして講談落語の速記に手を染めて居ることは實に夥しいものであつて、其數實に數百に及んで居る。當時の民衆娯樂としての唯一の讀ものであつた講談落語、此方面に向つて寄與貢獻したことは頗る大きなものであつた。

氏が速記術に於ける後進教育の方面としては、嘗て懷舊談に於て斯んなことを述べて居る。「速記術教授の看板を揭げて生徒を教へてはどうかと言ふ人もあつたが、自分にやつて見て思ふやうに出來ないものを人に勸めてやらせるのは如何にも爲すに忍びなかつた、月謝を出させ、時間を費させ、さうして成功せぬと云ふことでは如何にも志望者に對して氣の毒であると云ふ感じが强かつたから、隨分教授を賴みに來た者もあつたが、速記術の困難なこと、容易に成功しないことなどを話をして聽かせて大抵斷つて仕舞つた。だから門下生は甚だ少い、けれども少數の成功者を得るが爲に多數の犧牲者を造らなかつた」と言つて居る。當時志望者中に如何にも其犧牲者の多かつたことに鑑み、又自己の成功に至りしまでの慘憺たる苦き體驗に鑑み、世間往々に見るが如き誘惑的、抑壓的の速記教育に指を染めることは彼の良心の許さざりし所であつたに相違ない。事の良否は姑く別として、速記教育に對しては確に一隻眼を有して居つた彼の風格を窺ひ知ることが出來る。けれども彼は全く後進の育成に努力を惜む者ではなかつた。彼の門下には講談落語の速記を以て天下に其名を知られたる今村次郎の如きを出して居る。又加藤由太郎、吉田欽一などゝ云ふ人も氏の門下である。又今村次郎の門からは嘗て衆議院速記技手たりし大河內發五郎（翠山）、宮澤彦七（貴）の如きが派生して居る。

市東謙吉　日本傍聽筆記法講習會第一回の卒業證書を獲得した中の最年少者は市東謙吉である。

氏は慶應二年六月千葉縣東金町に生れた人で、明治二十三年帝國議會開會に際しては無試驗採用者中の一人であつて貴族院に入り、二十七年六月の臨時議會を最後に帝國議會を退職し、其後杳として消息を絶つた。

氏の後進教育方面は、明治二十年十一月より二十一年四月まで六ヶ月間長野縣廳及び警察本部より月給七十五圓の手當を受けて速記講習の囑託を受け、又明治二十二年六月より二十三年十月末に至るまで警視廳に於て府下二十六警察署より二三名づゝ警部、警部補を選拔して總員五十名に講習をし、又同年四月警視總監の依賴を以て全國各府縣の速記講習生の教授を兼務して、且つ亦月額總計七十五圓の手當を受けて居る。氏の教育方面は主として警察關係であつた。氏の門下として頭角を現はした者としては、帝國議會第一回の速記者採用試驗に登第して貴族院に入り、後專ら東京市會の速記事務に執掌して居つた梁轍がある。尙ほ市川半次郎も同門である。

森本大八郎　日本傍聽筆記法講習會第一回以後に卒業して後進教育の方面に活動した人に森本大八郎がある。氏は慶應元年十二月に靜岡市に生れた人。明治十七年六月に卒業して明治二十三年十一月帝國議會開設に際し無試驗推薦を以て貴族院に入り、三十二年に退職して民間速記者として大いに活動をした。

氏の速記教育としては明治十八年一月參事院書記生の速記傳習を擔當し、二十年には靜岡縣監獄吏員の速記術傳習を囑託せられ、二十一年には靜岡縣第一號曹洞宗專門學校生徒に速記術の傳習を引受け、又同年に靜岡速記傳習會を創設し、二十四年には藤枝町に、二十六年には三島町に各〻支會を設立して專ら後進の養成に努力して相當の成績を

擧げて居る。嘗て貴族院技手たりし川口芳之助、同臨時雇たりし新村吾一は氏の門下として優秀なる人々であつた。氏は直接教授の外に明治十八年東京に筆記法協會なるものを起して、「傍聽筆記法」なるものを編述して、東京博文本社より出版し、又明治二十六年には靜岡市に於て「速記術活法」を發行して斯術の普及に努めて居る。此「速記術活法」に據ると、當時田鎖式速記術にはァ經單畫線派と、ァ經複線派の二派があつて、氏は其ァ經複線派に屬する代表者とも目すべき系統であつた。ァ經單線とは今日田鎖式速記術を以て任ずる人々の專ら用ゐて居る基本文字阿列のカサタナハマヤラの如く單線を父字として取扱つて居るのであるが、ァ經複線と云ふのは其カサタナハマヤラの線尾に、アの母字を結合せしめるの意味に於て大圓環を附するものであつて、ウ列のクスツヌフムユルが單線となるものである。何故に斯の如き配線が行はれるに至つたかと云ふとカサタナハマヤラは聲音學上父音ではなくて、子音である、クスツヌフムユル勿論父音ではないが、父音に最も近い音であると云ふ見地に立つて斯の如く最初の傍聽筆記法に變更を加へられた時代があつた。けれども今日此流派を汲む者は誠に微々たるもので、殆ど絶無と言つても宜い位である。

新井田次郎（にいだ）　氏は日本傍聽筆記法發表後四年、明治十九年に丸山平次郎、吉木竹次郎等と共に卒業した一人である。而して明治二十三年議會採用試驗の際には受驗組の一人であつて、而も受驗者八十一名中の第一位を以て登第者たるの名譽を贏ち得た程の敏腕家であつた。大正八年官制の改正と共に衆議院の最初の速記士の椅子を得た幸運兒であつた。

氏の後進育成の方面は、明治十九年田鎖氏の講習會修了後丸山平次郎と井に大阪に派遣せられて日本傍聽筆記學會支部を開設し、丸山と共に後進の教育に盡したが、間も無く後事を專ら丸山に託して歸京した。大正七年衆議院に速記練習所の開設せらるゝや氏は第一期練習生の教官として努めた。現衆議院速記技手工藤三郎は氏の舍弟であり、氏に就て教を受けたものである。

丸山平次郎　關西方面、就中大阪に於ける速記發達史上逸すべからざる人に丸山平次郎がある。氏は長野縣松本に生れ、明治十六年上京、前記新井田次郎等と共に傍聽筆記法講習會第三回の卒業者で、日本傍聽筆記法の普及發達を圖る爲め、明治十八年六月新井田次郎と共に大阪に派遣されて、日本傍聽筆記學會大阪支會を開設したが、新井田次郎の去りて後は獨力是が經營に當つた。是より先大阪に於ては明治十七年に既に高麗橋四丁目に「速成筆記學會」なるものが平林靜順と云ふ僧侶に依つて創立せられてあつた。さうして東京、京都、神戸に支部を設け、盛に新聞廣告などして教授を始めて居つて一時はなか〳〵盛であつたが、成功せずしていつとなしに消滅した。其後に下阪したのが丸山平次郎であつたが、教授の看板を揭げても習に來る人は少く、來た人も皆半途で挫折して來なくなり、一時は非常の悲慘な境遇に立つたが、其間勇を鼓し、心血を注いで著はしたものが「ことばの寫眞法」なるものであつた。當時新聞に大袈裟に吹聽されたので、何がな物珍らしき物欲しき世の中とて忽ち人氣を集め、市內及び京都、名古屋等に於て僞版が七種も出來た程で、實に素晴らしい賣行で數萬部も發行したとのことである「ことばの寫眞法」なる名稱は此書に依つて廣く世間に知れ渡るに至つた。そこで此勢に乘じて地方擴張を志し、四國に渡り讃岐の丸龜に居を構へたのが明治十九年六月であつた、さうして教授を開始し、其後多度津邊りへも出張教授をして居る。然るに明治二十年彼の有名な大井憲太郎の國事犯事件の公判が開かれるに當つて朝日新聞社の聘に應じて是が傍聽筆記に

從事して非常な好評を博した。

其後明治二十三年十一月、山田都一郎、柳田周吉（共に明治二十二年田鎖綱紀大阪出張中「大日本早書學中央傳習局」の卒業生である）と相謀つて、名古屋より再び來つた田鎖綱紀を顧問として北區眞砂町の自宅に「關西速記社」なるものを設立し、共に提携して速記術を教授し、又廣く速記の依頼に應じ、關西速記界を開拓することゝなつたが、二十四年山田都一郎は大阪府に出仕することとなり、又柳田は二十五年六月別に「大阪速記會」なるものを設立したので「關西速記社」は丸山平次郎の個人經營となつた。柳田は二十六年に死亡した。越えて明治二十六年五月市立大阪商業學校（後の市立高等商業、今の商大の前身）に隨意科として速記の一科を加へられ、これが教授の任を丸山平次郎に囑託したので、自著「速記軌範」を教科書として教授したが、學習希望者が案外少かつたので二十六名の修業者を出して二十九年遂に授業を中止するの已むなきに至つた。其後も勿論教育に盡して居るが、其功績は後に記す山田都一郎と共に速記史上沒すべからざるものがあつた。名成り功遂げて遂に昭和七年六十八歳を一期として永眠した。

山田都一郎　氏は越前福井の人で、鄉里に在つて森本大八郎著「傍聽筆記法」及び丸山平次郎著「ことばの寫眞法」等に就いて獨習し、後更に實地修業せんと大阪に出で、當時明進學校と云ふ簿記と速記を教へる所があつたので、それに入つて速記を習ふことになつた。それは明治二十一年で十八歳の時であつた。所が明治二十二年田鎖綱紀大阪に到り、伏見町に「大日本早書學中央傳習局」なるものを設けて教授を開始したことがあつて、其時山田都一郎は轉學したものであつた。

明治二十三年十一月丸山平次郎等と共に「關西速記社」を設立して教育方面に力を致して居つたが、翌二十四年七月大阪府參事官板原直吉の發意に依り、山田を雇の名義を以て內務部第二課に勤務させ、常に府の農工商に關する講演、講話等を書かしめた。當時官廳速記者としての彼は隨分持て囃されたものであつた。明治二十七年十一月私立櫻花女學校に商業部なるものが設けられ、其中に速記の一科を置き、其教授を山田に託した、最初は五六十名の女生徒が出席したが後には僅々數名となり約一ヶ年でこれも中絶するの已むなきに至つた。其後私立大阪實業會館と云ふのが簿記、及び英漢數を教授して居つたのが、明治二十九年一月より速記科を設けたので、山田が其教授の任に當つて居つたが是も亦約一ヶ年半で中絶した。

其他彼が諸種の速記事務に執掌する傍ら子弟を教養せし功績は丸山平次郎と共に沒すべからざるものがある。現に衆議院速記技手萩原彰は彼の門下の一異彩である。又貴族院速記技手たる赤阪薰の如きは後京都の森卓明に就き中根式へ轉身したとは言へ、元々山田に師事せる者であつて彼の技術に於ける基礎を鞏固ならしめたものは山田の力亦與つて大なるものであつたことは疑ない。

吉木竹次郎　氏は明治二十三年議會の速記者採用に當つては無試驗採用の一人であつて衆議院に入り、相當活躍せし人と聞くも教育方面に於ては不幸にして何等記錄が存しない。唯嘗て貴族院速記士となつて退職せし故丹羽龍男は此吉木竹次郎に師事したものである。

其他田鎖門下として後に卒業せし猪飼錢太郎、長戸鶴松等の諸氏も皆斯界に活躍した人々であつて、それ〴〵教育方面に貢獻せしことゝは思ふが、不幸にして今其詳細を知る能はざるを以て、唯氏名のみを揭げて敬意を表する次第

である。

第五節　田鎖系後進の努力

明治二十三年の第一回帝國議會に於て其眞價を天下に確認せしむるに至つた日本速記術は、之に因りて愈〻益〻其進歩發達を促したことは言ふまでもない。而して又同時に我が速記術の對象たる言論、著作、印行、集會結社の自由は法律の範圍に於て憲法の保障する所となり、政治に學術に其他言論のある所、速記活用の範圍は日に月に擴められつゝあつた。擧てゝ加へて其應用範圍の擴大强化に拍車を掛けたものは長距離電話であつて、日露戰役を一契機として速記者の需要は此方面に著しく擴つて行つて、其供給は到底其需要を滿足せしむる能はざる底の活況を呈したので、玆に速記教育は益〻盛になつて來た。

斯くて世の青年學徒の速記學習に志す者亦日に多きを加へ、是が教育に向つては若林其他の先輩は言ふに及ばず、後輩も亦順次新たなる後進の育成に當り、漸く世の需要を充たして居つた有樣であつた。是等の教育に當つた人々の中には、若林門下に於ては小相英太郎、伽與次郎、荒浪市平、矢野由次郎、中村錠次郎、尾張捨吉郎、柿沼柳作、納谷直次郎、伊藤定吉、山本眞太郎、川守田武一等があり、又林門下の臼井喜代松、酒井門下の今村次郎、吉木門下の丹羽瀧男、長戸門下の熊崎健一郎等があり、尙其他にもあつたであらうが、兎に角是等の人々が多かれ少かれ後進の教育に携つて居つた。就中若林門下出身の伽與次郎の如きは、疾くより專ら後進の教育に全力を注ぎ、隨て又同門出身者の數の多いことに於て、到底他に肩を竝ぶ者のなかつたことは世間余りにも有名な事實である。

伽　與次郎

氏は若林門下最初の卒業者の一人であつて、明治二十三年九月十一日、愈〻帝國議會に於て速記者採用の議が決し、先づ常任速記者設置に際して、貴族院に於ける林茂淳、伊藤新太郎、薦野孝卿、衆議院に於ける若林玵藏、松川福三郎等と共に衆議院の常任速記者として採用せられた。當時他の議會速記者二十八名の採用選定方法等は總て此六名協議の上、上申すべき旨達せられた程であつて、如何に當時既に嶄然儕輩を拔いて頭角を現はして居つたかは之を以ても窺ひ知ることが出來る。氏は慶應二年三月群馬縣舘林藩士の家に生れ、本姓は山川と稱し、後伽家を襲ふた人である。明治十八年上京若林玵藏に就て速記を學び、同二十年東京日日新聞社に入り、同二十三年衆議院速記課に勤務、大正五年まで勤續。大正九年日本速記協會創立以來氏は常に幹事として會務に執掌し、斯界の重きを爲して居つたが、昭和六年二月八日病を以て長逝した。行年六十六歲。

氏の後進育成の方面に於ては、明治二十一年三月若林の速記法研究會に對して、女子なる名稱を冠し、女子速記法研究會なるものを創立して、專ら女子速記者の教育を念とした。蓋し女子に速記を教授せるは氏を以て嚆矢とする。今日まで女流速記者として有名なる大澤豐子を初め、高畠文子、佐藤秀子、大野俊子、古谷ひさ子、坂井福子、成瀨よし子其他女流速記者として活躍せる數多くの者は概ね伽門下ならざるはなしと言ふも敢て過言ではない。名は女子速記法研究會と謂ふと雖も、固より女子のみと限つた譯ではない。其目的は女子及び男子の速記者を養成するに在りとあつて、男女の塾生は常に堂に溢るゝの盛況を呈して居つた。或る時若林門下の或る一派の人々は、此隆々たる盛況を見彼伽こそは恩師に弓を引く者である、豈默するに忍びんやと悲憤慷慨、遂に氏の宅を襲ふて面罵を浴びせし者すらあつたとのことである。喬木は常に風に吹かるゝの譬、其後も屢〻或る一派の迫害を受けた、けれども敢然として所信

に向つて勇往邁進を續けるだけの勇氣を常に持合せて居る彼氏であつた。氏が稽古場に出場するや、溫容玉の如く、當に口邊微笑を湛えて、門下に接した。而して諄々として倦むことを知らず、善く敎へ、善く學ばしめた。一度個の門に遊ぶ者、何れも慈父に接するの念を懷かざる者はなかつた。

帝國議會初期以來現今に至るまで、兩院に於ける速記者採用試驗は、回を重ねること約二十數回にも及んで居るが、其試驗の度毎に必ず多くの門生を登第せしめて居る。就中明治四十年第八回の試驗に至るまでは、其最優勝者は誰人であつたかと云ふと、第一回には田鎖直門の新井田次郎、第三回には若林門下の荒浪市平であつたが、此兩氏を除く外は第二回長谷川篤、第四回石橋政二、第五回小宮八十二、第六回樋口孝太郎、第七回森田章三、第八回飯田松五郎等悉く個門下出身者のみ殆ど連續的に優勝の地位を占めて敢て他の追從を許さざるの慨を示した、是れ氏の最も全盛の時代であり、又最も得意絶頂の時代であつた。明治二十一年女子速記法研究會創立以來大正五年逝去に至るまでに、規定の一ヶ年、明治四十一年改めて二ヶ年の課程を履修して卒業證書を授與せられたる者は其數實に二百三十四名の多きに達して居るが、就中貴衆兩院の速記者採用試驗に合格登第せし者のみを見ても、第一期には既に戶所安次郎を出し、其後採用試驗毎に優秀者を登第せしめて、遂に三十名の多きに達して居る。其數の多きこと斯界第一人者若林玵藏のそれと稍〻匹敵するの勢を示して居る。

尙ほ氏は自塾以外大正八年より同十年に至る間警視廳に於て、其後星製藥、女子高等學園等に於て速記術を敎授し相當の成績を擧げた。氏は常に獨習成功不可能論の持說を固執して讓らず、常に速記獨習可能論者と呶々諤々の論議を闘はしたものであつた。故に講義錄は勿論、獨習書の如き著述は一物も遺さなかつた。けれども明治三十五年より同四十二年に至るまでに「速記」なる雜誌四十四報を發行して常に斯道の研究と是が普及發達に貢獻したことは多大なるものがあつた。

荒浪市平

氏も亦若林門下の一人であつて、第一回帝國議會に於て速記者採用の際無試驗推薦組の中に加つて居つたが、第三回試驗には第一位を占めた程の敏腕家であつた。

氏は明治三年八月靜岡縣に生れ、明治二十年若林に就き速記術を學んだが、木下蔭高(元貴)、友野茂三郎(元衆)等と同級であつた。

氏が速記敎育の方面に手を染めたのは、明治二十二年より二十五年頃に渉りて神田今川小路に於て、後麹町區の飯田町に移つたが「速記法練習所」なるものを經營して速記生の養成をした。最初今川小路に住つた頃は通學生も十四五名位あつた。固より敎授法とても今日の如く進歩して居らず、速記と云ふことも未だ世の中に普く知れ渡らぬ頃であつたが、併ながら學習者中には中々熱心家が多かつた。又比較的沈着な風で今日の如く速成で金儲けを望む者はなかつたとのことである。氏の敎授は、速記者となるにはどうしても論理的理解力の養成を努めねばならぬと云ふので通學生に向つて論理法の心得などを話し、殊に佛敎好きであつたから因明學、六離合釋、八轉聲などの大要を請賣的に吹込んだものであつた。爲に速記をしながら議論の進行を理解するには極めて助けになつたらうと思ふと彼は常に話して居つた。速記法練習所閉鎖後は專ら若林の速記法研究會の爲に力を致し、後居を麹町區一番町に移し荒浪速記事務所を經營し、傍ら速記義塾を併置して速記者の養成に努めた。

速記事務所及速記義塾經營の傍ら彼は又明治四十年二月自己主幹の「寫言」なる雜誌を發行し、大正三年九月に至

るまでの七年間に十五號を發刊して居る。其目的とする所は「內は之を技術者特有の精神的修養を全うし、之を外にしては需要供給兩者の關係を調和し、進んで後進速記者の爲にも幾多の問題を解決し、以て吾人同志の徒が十分なる發展を試みん」と云ふのにあつたが確に金玉の文字を數多く揭げてあつて斯界に貢獻をした。又速記獨習書として「日本寫言術」なるものを發行するなど尠からず速記の普及と發達に努力して居る。

長谷川　篤　伯門下に速記界の麒麟兒と稱せられて居つた長谷川篤がある。氏は第一回帝國議會開會中に衆議院の臨時雇として採用せられた人で、時に年漸く十六、未だ肩上げさへ取れぬ紅顏の一美少年であつた。之に付いては一つの面白い揷話がある。採用の辭令を交付した某書記官が、幾ら子供でも肩上げだけは外づして來いと言つたので、翌日から羽織の肩上げを下ろして來た。所が其肩上げの縫ひ目が一目瞭然、誰の目にも著いて皆にからかわれたものであつた。けれども速記の技倆に至つては堂々たる速記者に伍して決して遜色はなかつた。書記官は常に彼の執務振りに目を離さなかつた。或る時組合せの某速記者と反文の際、其年長速記者に對して、常に可愛がられて居る、親密なる間柄であつたから、無遠慮に、其處は違ふ、此所は斯うだと其誤譯を指摘して假借する所がなかつたと言ふ。書記官之を見て大いに無試驗採用の非を悟り、是が爲に翌年は無試驗採用者も有試驗採用者も共に一律に再試驗を行ふことになつたと云ふことである。其時に此一少年の長谷川が嶄然頭角を現はして有髯男子を後へに優々第一位を占むるに至つた。さうして其無試驗採用者であつた某は落第の憂き目を見たと云ふことである。

氏は後に速記競技會なるものを起して盛に活躍した時代があつたが、當時彼は速記術研究の第一人者として、常に速記法則の上に幾多の改良を加へ、斯界に貢獻した功績は決して尠少なるものではなかつた。同時に又後進の育成を怠る者ではなかつた。宜なる哉、其門下よりは樋口孝太郎を初め山本、菅野、吉岡、石川等の錚々たる者が輩出して居る。

田鎖式系統の速記術は其年處を經ること既に五十年を經過した、而かも隆々たる勢を以て發達した一つの大きな存在なるが故に、其教育に付ても以上の外隱れたる多くの先輩後輩の共に力を致して居ることは勿論である。けれども今遽かに其一々に付いて之を詳記するには餘りに其資料の蒐集に困難を感じたから遺憾ながら割愛の已むなきに至つた、後日其資料の提供を俟つて補綴することにしたい。

第二章　田鎖式以外の新速記術の發達

日本傍聽筆記法發表以後今日に至るまで五十年の間に於て田鎖式とは其趣を異にする所の速記術が考案せられたものに數種ある。固より其式を異にするに從つて基礎文字及び其法則には各〻長短の別はあるであらう、けれども本書は其長短の比較研究を以て目的とするのでないから、唯僅に其基礎文字の一端を示して其式々の特徴とする所を擧げると共に、各其發達、教育等に付て述べんとするものである。

第一節　藤木顯道の速記器

明治二十三年に速記法以外に速記器なるもの丶出現を見た。それはどんなものかと云ふと、木製五六寸角のもので携帶に便、筆墨を要せず五指を以て原料紙を押せば直に紙面に日本假名文字の配合にて顯はれるのみならず、同時に十枚以上二十枚位は速寫し得られ、何人にも速讀し得、而かも修業期は僅に三日、熟練期は二十五日にして、速度は一分間三百四十七語直寫するを以て普通速記術の三倍だと云ふのである。大正九年に日本速記協會が發會式を擧げた時に田鎖綱紀の演說の一節に次の如きことがある。

三浦謹之助氏が佛蘭西のグレシヤムの速記式の速記タイプライターを時の展覽會に出したことがある。あの機械よりズツと前に英吉利でアンダーサンの拵へた小さい機械がある。是は原稿器（源綱紀）と云ふ名前で假りに拵へて見た。さうすると私の門生の藤木顯道と云ふ者が又一つ拵へて速記器學院と云ふものを三田に置いて盛に廣告した。御さんだの林さんだの皆さんが能く出掛けて苛め付けた。なか〳〵面白いことがあつたが一名之を名付けて辨當箱と言ふ。速記器と言ふ者はないのです。なに辨當箱がと言ふ。今でも御年を召した方は辨當箱と云ふことは御承知でありませうが、其辨當箱の組織は父音字、片假名の父音字がアカサタナハマヤラワの箱を拵へてあつて、それに以つて行つて、母音のアイウエオの符號が拵へてある。で炭酸紙の上に薄い紙を置いてKの所へ持つて行つてアが附くとカとなる、オの印が附くとコとなる、さう云ふ風に一行一音づゝやつたら宜からうと云ふやうなことを私が話した。所がそれを事實に現してやつたのが辨當箱である。云々。

此發明者藤木顯道は田鎖綱紀の日本傍聽筆記法を修めて後、明治二十一年多少其方式を變へて「淡線記音學」と命名して、明治二十一年神戸市下山手通六丁目に「大日本顯道學會」なるものを創設して之を發表し、其翌年五月「淡線記音學實地練習自宅獨習全書」なるものを出版し、盛に廣告利用の手段を執つたが、其結果は思はしからず、更に案出したのが卽ち此「速記器」である。

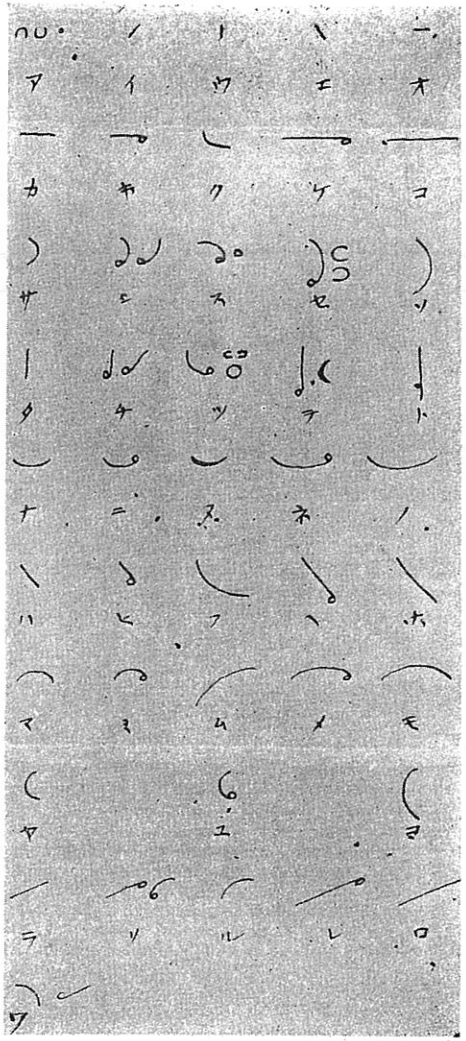
明治二十三年上京して芝區三田一丁目三十三番地に速記學院を開き、速記器の專賣特許を得て通學生（束脩二圓、教授料卒業迄二圓五十錢）及び自修生（束脩一圓）に器具代三圓五十錢を以て教授を始め、在來の手書式速記術を貶斥し、機械的速記の効用を列擧したる大々的の新聞廣告を爲し、又「速記の燈臺」なる機關誌を發行して是が宣傳に努めたものであつて、一時は天下を風靡せんとするの慨があつた。當時唯一の速記者團體であつた「速記者談話會」に於ては是が問題となつて、若林玵藏、林茂淳、臼井喜代松の三名を立會試驗委員として之に當らしめた。けれども藤木は言を左右にして巧に其鋭鋒を避けて居つたが、遂に居溜まれずして再び關西に走つたが、固より實用價値の存すべくもあらねば唯辨當箱の罵評に浮名を止めたに過ぎなかつた。

第二節　ガントレツトの新式日本語速記術

英人エドワード、ガントレットの考案に係かる新式日本語速記術、俗に之をガントレット式と稱して居る。其基礎文字中五十音のみを摘出すると

字文本基式ト レ ツ ト ン ガ

（表　音　十　五）



右の通りであつて、一音に對して二個以上の文字を竝記せるものは、それ〴〵の法則に從つて其便利適切なる方を用ひることになつて居る。

之を田鎖式と對照して見ると、基本線の配當は略ゝ同樣で、阿列と伊列に於ては殆ど大差はないが、宇衣於の三列に於て新たなる考案が運らされて居つて、殊に衣列を伊列の倍長とし、於列を阿列の倍長とした所に特徴がある。此衣於の二列を倍長とする原則を採つた結果、宇列の文字は其行と全く異なる線を配分した所に苦心の跡が見える。其略字法則に至つては田鎖式が當時唯一無二の參考の土臺であつただけにそれだけ又別の考案を運らされたるものもあるが、其中最も特異とせるものはチクシ法と云ふ今日の所謂字音略字法則がある。

此ガントレット式速記術は明治元年（一八六八年）英國ウエールス、スウォージーに生れたエドワード・ガントレットが、明治二十三年（一八九〇年）に來朝し、明治二十四年以來東京高等商業學校、千葉中學校、東洋英和中學校麻布中學校、四山第六中學校、金澤第四高等學校、山口高等商業學校等の語學教授として歷任し、大正四年以來現在東京商科大學に奉職して居るのであるが、明治二十五六年頃千葉中學在職中ピットマン式速記術に則り、日本語速記術の研究を始め、六年を要して明治三十一年一先づ完成、明治三十二年第一版として三冊一組の「新式日本語速記術」と題して公刊したものであつて、更に明治三十九年に至り全然版を改め、增補修正したる同名の書（四六版）を發行して居る。大正十二年關東大震火災の爲め書籍全部烏有に歸して以來、更に基礎を異にする新式速記術の發明に着手し殆ど完成して自分では常に之を使用して居るが未だ出版に至らないとのことである。氏は英文速記はピットマン式は申すに及ばず、グレッグ式、オーシック式等に堪能だと云ふことである。

氏の速記教育は多く各地の學校に奉職中、學業の餘暇有志の生徒に教へたものであつて、卒業者は相當多數あるが、職業的に成功した人は割合に少い。

ガントレット氏の書簡　世の中には人のものでも我が物顏にする人の多い中に、ガントレット氏が田鎖式速記術の詰音法の長所を知るや、其長を採ることに於て氏が如何に禮を厚うして其許諾を求めしかは左の書簡に依つて之を窺ひ知ることが出來る。

謹啓未だ拜顏の榮を不得候へ共御尊名は兼而より承り居候　扨て私儀年來ピツトマン氏速記法を練習致し居り此度

同法に基き日本語の速記術法を著述致し候處、文字の交叉によりて無聲のツ（たとへばカツタを十にて示す）を示す法は貴殿始め林先生方の法を用ひたくと存じ候　左候へば前以て一應諸先生方の御許諾を得候事必要と存じ候に付き、昨日御伺ひ申上げ候次第に御座候　斯道の爲め喜んで御許諾被成下候事とは存じ候へ共、萬一版權を侵害致す樣の事と相成候ては甚だ以て不本意に御座候間御許し無之以上は更に他に方法を求め度候　幸にして御承諾被成下候はゞ卷首に於て該法は貴殿の御承諾を得候事を記載致し候積りに御座候　尤も昨日林茂淳先生に御面會申候節は同先生より右は源先生の御發明なる由承り候に付唯今御照會致し置候　實は重ねて御伺ひ申上度候へ共麻布中學校及「チヤバンタイムス」に關係致し居り平日は鳥渡參堂致し兼候間書中を以て右御願申上候　諾否何れとも御返事被成下度奉願上候

明治三十二年三月二十二日　　敬具

若林琾藏殿

エドワード・ガントレツト

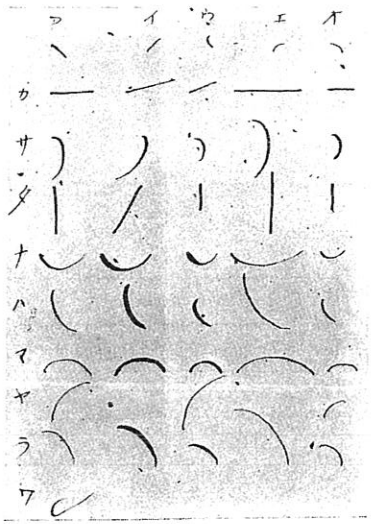
森上富夫　同式を修めて速記界に頭角を現はした人に森上富夫がある。氏は明治四十二年衆議院速記者採用試驗に鈴木庄平と肩を竝べて優等の成績を以てパスした一人であつた。それまでは貴衆兩院に於ては田鎖式系統の速記者のみを以て充塞されて居つたが、此時初めてガントレット式が加はり一異彩を放つたものであつた。昭和五年選ばれて衆議院速記練習生の教授に當つたが惜むべし勤續二十五年病氣の故を以て昭和七年退職した。

氏も亦ガントレット式を以て後進の育成に努力した一人である。現に今貴衆兩院にも通じて三名の門下を送つて居る。尙著書としては「ガントレツト式速記術」を公けにして居る。

藤田直助　ガントレット門下に藤田直助があつた。氏は元田鎖系速記者であつたが、後ガントレット式を修めた者で、該式の普及を圖り後進を養成する等盛に努力して居つたが、不幸明治三十九年、二十九歳を以て長逝した、其後を引受けて、當時工科大學生であつた古橋柳太郎、北島義麿等が本郷中央會堂で教授したことがある。

第三節　武田式速記術

武田式速記術とは、明治三十八年、當時の「日本新聞」紙上に於て約一ヶ月に亘り連載發表されたものであつて、當時山梨縣知事であつた法學士武田千代三郎（昭和七年逝去）の考案に成れるものである。今其基礎文字を示すと



上の通りであつて、本式はペン書を原則とする。而してニ、ヌ、ヒ、フ、ミ、ム、リ、ル、は太く書くことになつて居るが此基礎文字は是亦英のピットマン式に則つたものであつて、而も其基本とする所のカサタナハマヤラワの所謂俗に父音と稱する文字の配當線に至つては、前のガントレット式と共に、同じく田鎖式の配當線を其儘踏襲して居る。けれども其子音字に至つては田鎖式のそれに比し、又ガントレット式のそれに比し純然たる單畫であることが本式の最も特異とせる點で、其方式の

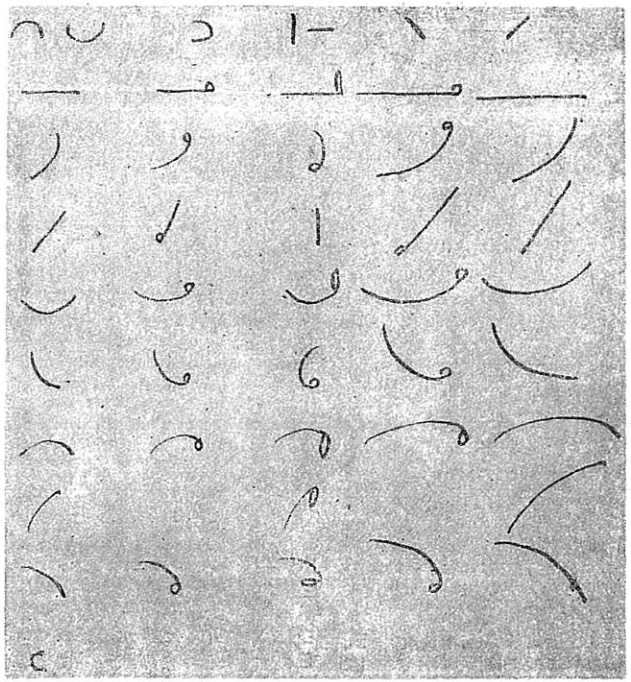
全く異る點と及び其考案者が全く畠違ひの知事と云ふ肩書を有せる地方官であると云ふ點に於て當時非常に有名なものであつた。

本式發表前、明治三十七年、日露戰爭の最も酣ならんとする七月、雜誌「太陽」に武田千代三郎なる名前を以て「速記術の實用」と題する相當確信ある論文が發表されたことがあつた。當時速記界に於ては一知己を得たるの感じを以て常に話題に上ぼつたのであつた。越えて三十八年日本新聞紙上に發表されたのが、卽ち同氏の新式速記術であつた。當時田鎖式系統の人にして同式の研究に沒頭した人も二三にしては止まらなかつたが、田鎖式と云ふ先入主に妨げられて成功した者はなかつた。加之不幸にして本式は唯自己の考案に成れるものを發表したと云ふのみに止つて、それに對する他の質問すらも當時同式の研究者たりし衆議院速記技手長谷川篤に委して應答せしめると云ふやうな譯であつて、何等是が普及發達の途が講ぜられなかつた。唯當時僅に公務の餘暇有志の人や官房の給仕などに教へたと云ふに止まつて居つた。故に現今に至るまでに、武田式速記術を標榜して立つて居る技術者は、當時同邸に寄寓して居つて其教を受けた赤根谷友三郎唯一人あるのみである。

赤根谷友三郎　氏は疾く朝鮮に着眼し、渡鮮後二十三年大いに速記の開發普及に努め、且つ武田式速記術を以て大いに後進の養成に努めつゝあり、又現に日本速記協會朝鮮支部長として斯界の進步發展の爲に貢獻しつゝある。

第四節　熊崎健一郎の最新速記術

日本傍聽筆記法發表以後に於てガントレツト、武田千代三郎兩氏の新速記術があるが、續いて發表されたものに熊崎健一郎の最新速記術がある。之を稱して俗に熊崎式と謂つて居る。其基礎文字の五十音字のみを摘記すると



以上のやうなものであつて、前二者同樣其基本の配當線は殆ど悉くが田鎖式と大同小異であるばかりでなく、阿列伊列宇列の三列は僅に其の中の二三字を除く外は何等田鎖式のそれと異る所はない。唯衣列於列の二列が田鎖式とは其撰を異にするのであるが、而も其衣列於列に於て阿列の倍長線を採用せる點はガントレツト式方式共儘であつて、其結び付ける所の小圓環に上下の差があるか、或は其線の流れる方向を稍〻異にするものがあるのみであつて、何等新機軸を出したと云ふ譯ではない。之を一言にして評するならば田鎖ガントレツト兩式の折衷式也と申すのが蓋し適評であらう。けれども本式に於ては他式に比して最も特異なる點は於列の子音字に縮字法を應用して活用せる點である。さればこそ其著書

に於いて、或は其門下の著書に於て、最も得意として羅列紹介せる「新舊速記綴字比較」に於ける例題の如き、殆ど其の悉くが於列子音字のみを取入れてあるのを見ても、如何に此於列の子音字に重點が置かれてあるかが窺はれる。

此點に於てのみ特に熊崎式速記術と稱することが許される譯である。若し例を於段を別にしてアマテラスオーミカミとか、ナムァミダブツとかに採つたならば新舊何の擇ぶ所はないのである。要するに熊崎式速記術とは、其著書に於て「予の新方式は其根原を何式に取つたと云ふことは出來ないが、要するにピットマン式、田鎖式、並に武田式、其他若林、荒浪、林等斯界の大家の方式を參考として其長所を學び之に自己の新案を加味して克く實地に適合すべく實驗に徴して取捨改竄を施し、諸方式より取りし長所を克く融合同化して以て一新式を出したものである」と言つて居るのに見ても此一新式を案出するまでには相當の苦心を拂つて居ることが窺はれる。若し日本の速記術の方式に於て田鎖式を複畫式と稱し、武田式を單畫式と稱するならば、本式はガントレット式と共に折衷式とでも稱すべきものであらう。

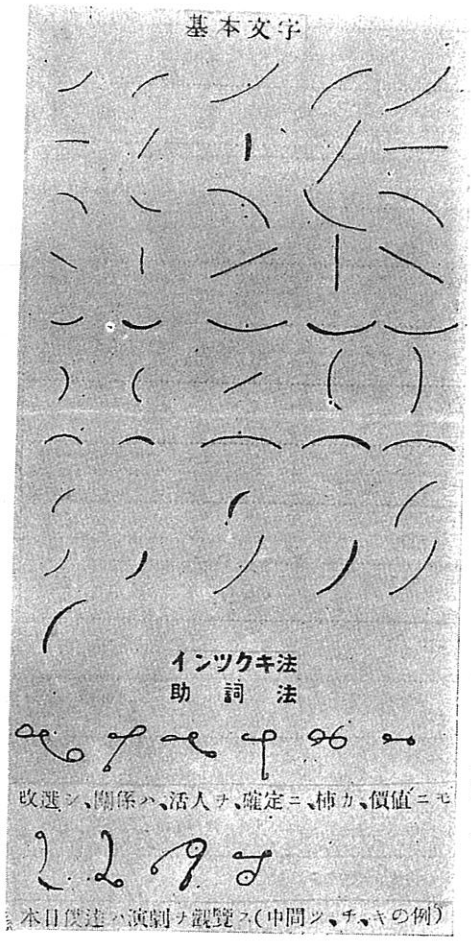
本式の考案者熊崎健一郎は別號を健翁と稱す。明治十四年六月岐阜縣惠那郡三鄉村に生れ、明治三十一年（十八歳）の春上京、上野の帝國圖書館に於て速記術の書を見、其記號を書寫して修練し、後名古屋に至り、當時衆議院速記技手たりし田鎖門下の長戸鶴松に就き指導を受け、中京新報社を振出しに、伊勢新聞社、大阪新報社等を經て明治三十八年東京時事新報社に入つた。明治三十九年衆議院速記者採用試驗に應試合格したるも受任せず依然時事新報社に踏止つて居つた。此間氏は速記術の普遍化を目的として新速記術案出に志し、明治三十九年「簡明速記術」と題する一書を公刊し、更に明治四十一年「最新速記術」翌四十二年には「支那語速記術」を著はし、次いで大正三年には「最新速記術獨習」を公刊して居るが、是等が熊崎式を以て有名な氏の著述である。

嘗て衆議院速記技手たりし松崎平策などは氏の門下である。氏は時事新報社在勤中日本電報社と連絡を取り多くの門下は全國の新聞社に勤務せしめて居る。又嘗て日本新聞大學に於て速記科講述の任に當り、或は各地に於て速記術の講演を爲し、又雜誌新聞等に速記に關する寄稿を爲し、又嘗ては日本百科辭典には速記術の學科を擔任執筆する等速記術の普及發達に貢獻せる所甚大なりしも、現在は速記とは全く絶緣し、專ら運命學の大家として有名になつた。

第五節　中根式速記法

大正五年二月に發表せられたる「中根式速記法講解」なるものがある、其五十音のみに就て見ると

基本文字速記速式根中
（表音十五）



右の通りであつて、田鎖式の複雜に對して、本式は武田式と共に純單畫派に屬するものである。此純單畫が本式の特徴であると同時に、之を基礎として成り立つ略字法則に十五の特徴を有して居るのであるが、其最も特長とする所のものは所謂インツクキ法なる字音省略法にある。字音の尾音中のインツクキを摘出して省略法に應用せることは從來とても斷片的に行はれて居つたものではあるが、斯の如く之を一つの法則として略字法則を研究せる者はなかつた。是が本式の基礎文字が單畫であると同時に最も得意とする所の特長であり、且つ研究上是が他式に及ぼした影響は相當に大きなものであつた。

本式は大正三年五月十日大阪朝日新聞に依つて初めて世に紹介せられた。それは

「京都帝國大學理工科大學の土木科一年生、長崎縣長崎市本大工町中根正親（二十五）は三高在學中より苦學生にて、今は聖護院町上畑酒商細川初太郎の二階にビールの空箱を本棚兼卓子に、サイダーの空箱に腰をかけて住ひ居れり、同人は目今日本に行はるゝ各樣式の速記術を研究し、なほ改良の餘地ありと認め、西洋速記術の祖ピツトマンの式を日本風に應用することを案出し、實地に應用して好結果を得たれば、山本京大學生監、聖護院豫備學校主辻本光楠氏の贊助を得、九月頃より豫備學校内に速記學校を設立すべく目下準備中なり」云々。

とあつて、之に依つて本式創案者の爲人の一端を窺ふことが出來る。

次に本式の教育方面に就て見るに、氏は發表後間もなく京都速記學校を創立し、又盛に中根式速記法講習會を開いて速記者の養成と同時に是が普及宣傳に努めたものであつたが、其後一切を擧げて舍弟中根正世に委ね、速記とは全く絶緣して今は京都兩洋中學校長として專ら育英に當つて居る。

中根正世　氏は昭和二年教科書「通俗中根式速記法」を著はし、次いで昭和四年上京して、九段坂下に中根速記學校を起し、子弟の教養に當ると同時に常に東奔西走能く是が普及宣傳に努めて居る。殊に全國中等學校生徒に速記文字の如何なるものなるかを知らしめた點氏の右に出づる者はあるまい。尙月刊雜誌「中根式速記」も出て居る。

森　卓明　一方中根式速記法の發祥地たる京都に於ては其門下數ある中に於て森卓明が大正十三年京都速記研究所を開き、鋭意斯術の研究に從ひ、同時に中根式速記法の教授を始め速記者の養成に努めて、優秀なる門下を輩出して居るが、就中昭和四年貴族院速記者採用試驗に登第、目下同院の速記技手として就職しつゝある赤坂薫は森門下の逸足である。曩には森上富夫がガンドレツト式を代表して衆議院に異彩を放つたと同樣、一方貴族院に於ては森上門下の塚越省司と並んで中根式を代表せる赤坂薫が一異彩を放つて居る。

尙ほ森卓明は大正十四年一月より月刊雜誌「速記研究」を續刊して今日に及んで居るし、著述としては「和語縮字法」「超中根式速記法」等あり、共に斯界に貢獻すること多大である。

岩村　學　尙ほ中根門下に於ては岩村式カナ速記法の岩村學と國字式速記法の國宇常弘がある。岩村學は中根式發明當時の門弟であつて、中根式速記法を初めて實用に供し大本教事件當時京都府特高課に專門速記者として

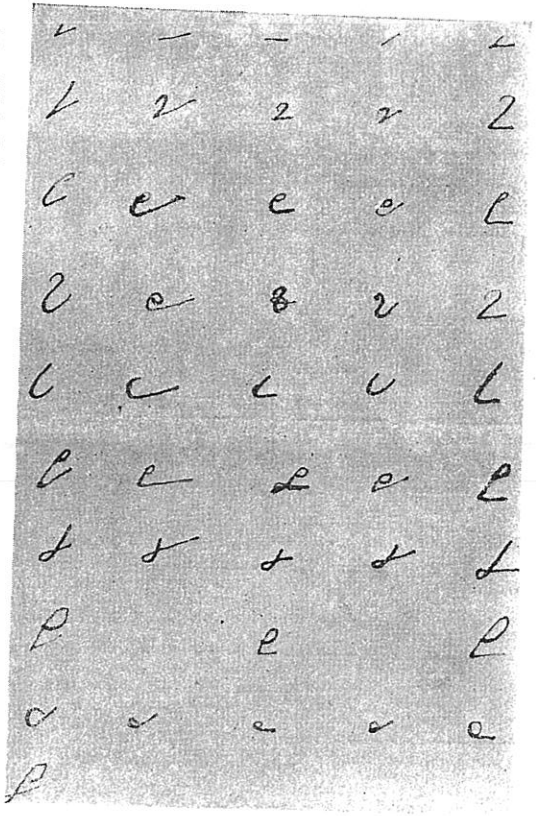
入り、大いに活躍した人であるが、氏は夙に熱心なカナ文字會員であり、何とかして純國字たるカナ文字を以て速記は出來ないものであらうかと、種々研究の結果遂に昭和五年「岩村式カナ草書法」として發行し、爾來、京都を中心としてカナ文字會と聯絡をとりつゝ各地に講演講習會を開き、短期成功をモットーとして居るので、非常な勢で擴まりつゝある。著書としては「岩村式カナ速記法」「岩村式カナ速記法通信講座」がある。

國字常弘　本名古久保峯吉と云ふのであるが、自ら國字と稱して居る。氏は中根正世の高弟であつて同氏上京後は京都成安女子學院の速記講師を擔當して居た人であるが、中根式に物足らず自ら中根式を改案して國字式と號して居る。嘗て京都に國字速記塾を開き、今は大阪に同塾を設けて子弟の教養を圖ると同時に、昭和六年末より速記講座1號2號を發行し順次6號まで發行する豫定になつて居る。宣傳として已むを得ないとしても聊か自畫自讃の嫌ひはあるが、兎に角速記の講義錄としては稀に見る完備せるものである。

尙此外に中根式を修めて自ら其基礎文字の配列を變改して何式々々と僭稱する者もあるが、それ等は一切採らないことにした。

第六節　毛利式速記術

毛利式速記法は大正九年七月、當時貴族院議員たりし子爵毛利高範の考案發表に成れるものであつて、其基礎文字は



上のやうなものであつて、其著「毛利式日本速記法」の序に

元來速記法には文字的と幾何學的との二大派がある。前者は羅馬字に似た字形で、同じ方向に筆を動かすから書くのに甚だ都合がよいけれども、後者は全くそれと違つて居るので、其便否は論ずるまでもないのである。

それゆゑ自分は、此文字的の速記術を組立てやうと企て、廿九年の間幾多の研究を重ねた結果一の新法を發見し

て日本速記法と名づけたのである。さうして最も特色とするものは語法を直接に速記上に應用した略韻法略音法のとあつて、世間では之を草書派と稱して居るものである。

此「毛利式日本速記法」は大正九年七月に發表になつたもので、次いで、大正十一年「毛利式日本速記術」を公刊し、翌十二年四月東京府認可の下に毛利式速記學校を設立して教授し、盛に是が普及發達に努めつゝある。

而して其課定要目なるものを見るに

利用科（ノート用）出席六十日以内（反文千音以上）卒業
本科　出席百二十日以内（反文二千四百音以上）卒業
研究科　出席百八十日以内（反文三千三百音以上）卒業

◆毎日一時間個人教授
◆學則要郵券二錢
◆入學毎月（八月以外）

速記者たらむとする者は少なくとも中學、高女卒の學力を要す。とあつて、研究科に於ては四千音を突破して居る者も數氏あり、中には四千三百九十四音のレコードを有する者すらあるとのことである。

尚ほ獨習者の爲に「毛利式日本速記法詳解」「速記法獨習指導錄」なるものがある。

第七節　丹羽式速記術

「丹羽式最新實驗日本應用速記法」に據ると其基礎文字は

丹羽式速記術基本文字
（五十音表）



右の如きものであつて其根本は田鎖式に據れるものなることは一目瞭然であるが、田鎖式の基礎文字中縦直線と横直線即ちタ行カ行は我邦語中大多數を占めて居る發音であるに拘らず、甚だ運筆上澁滯を招く分線を配當してあるので、此縦横の直線を全廢して、音字は殆ど曲線のみを以てし、唯左右兩斜線を單音の一部と拗音の一部に採用してあ

る。而してカ行の横直線に代へるに十五度斜の曲線を、タ行は四十五度斜の曲線を以てしてある。さうして又同行音は大小の區別を設けたのであるがヤ行ラ行は變則を設けて居る。「要するに速記學上基本となるべき音字は曲線を以てすべしとの新發見よりして其原線を割出し、線の連綴上圓滑迅速ならしむるやうに、單に大小の結び方、又は撥ね放しを以てすることにしたのは他に比類なき最も進歩したる方法と確信して居る」とは本式の創案者丹羽瀧男が其著書に於て述べて居る所である。

丹羽瀧男は金澤の産である。嘗て田鎖門下の吉木竹次郎が金澤に於て速記術の教授に努力して居つた際に同氏に就て速記術を學び、明治二十七年貴族院に入り大正十二年貴族院速記士となり、直ちに職を辭し、後病を得て昭和五年逝去した。氏は速記法の研究にはなか〳〵熱心な一人であつた。其著書に於ても明治二十二年に「獨學自在日本速記法」を著はして居る。是は田鎖式を基礎とせるものであつたが、後明治四十年には「實驗速成應用速記法」を著はして居る。之に就て見ると矢張り基礎を田鎖式に採り、唯子音字に附屬する母音符に付て丹羽一流の變改を試みたもので、未だ純丹羽式と稱すべき程のものではない。謂はゞ田鎖式別流とでも稱すべき程のものであつた。然るに昭和二年に至つて「丹羽式最新實驗日本應用速記法」なるものを公刊した。それが今茲に現はした所のものであつて、其根本は從前の田鎖式の音字起原圖から出發して居るのであるが、最早斯うなると田鎖式だと云ふことは出來ない。同行音に長短の區別をすることはガントレット式及び武田式と同じであつても、全く其趣を異にする點に於て、自ら稱する如く丹羽式速記法の形態を備へて居る。

氏は速記術獨習成功可能論者の尤たるものであつて、速記教育の方針として徹頭徹尾其主張に邁進し來つた者である。つて、前後三回に亘る著書は總て獨習成功可能論の立場から編述したものである。貴族院退引後は丹羽式速記學校を設立し、普通科、高等科、專門科の三科に分ち、教授を開始することゝなり、兼ねて通信部を設け通信教授をも擔當して居つたが、惜むべし逝去に依つて廢校の已むなきに至つた。

第八節　森山式新速記術

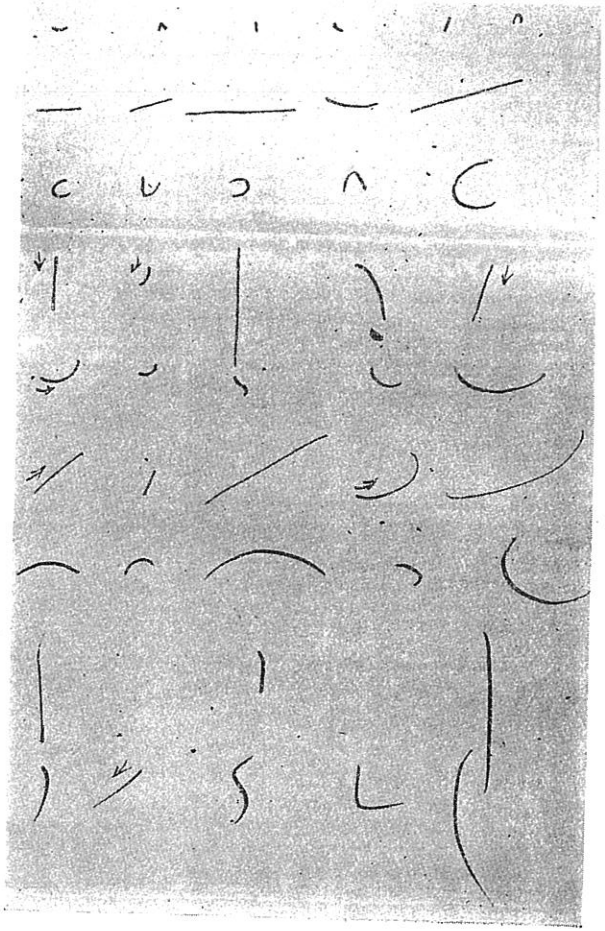
日本の速記界に於ては全く特異の經路を辿つて來たものに森山式新速記術と云ふのがある。それは貴族院速記技手森山波藏の考案に係かるものである。氏は最初野崎仁太郎に就き田鎖式速記術を修め其後熊崎式の特長あるを見て之を修習した。然るに偶〻明治四十年頃獨創の純單畫式を發見し、熊崎健一郎に對し、全單畫式のより徹底的なるを、提案したるも、其餘りに理想に過ぐるの故を以て容るゝ所とならず、玆に袂を別つて全然獨自の歩を辿り、大正六年新速記術なる名稱の下に講義錄を發行したこともあつた。

本式の創定は旋舞焰の幻象に依り感得したものだと云ふのである。故に之をホノホ文字とも稱呼し、之を尊敬すること神の如く、之を愛撫すること戀人の如く奉仕し來つたものである。とは氏が自らの信念を物語つて居る言である。

此記號は記號自ら生長、進化の性能を有し、部分的變化の經路を辿つて現在は左の如き形體を成して居る。

新單畫記號は之が全部で唯此基礎記號が、對象音によつて、其形を變化するのみである。從つて拗音は、此記號のア段に極めて微少の變化を與へたに過ぎない。又此五十音記號を半分に分割すれば、アルハベツト記號となり、支那語音速記の場合の如きは、此五十音記號とアルハベツト記號とを双用する。

又此記號が綴結をなせば、直ちに略字となり、更にセンテンスの結綴となるから、單記號の外に「略字」と稱する特殊記號を制定することは、全く無意義となるのである。と云ふのである。氏の速記教育としては近く實地練習生を募りて、多年研鑽一日の如く力を改良玉成に傾倒し來れるものを以て之を教授し、優秀なる技術者を育成せんとの希望なりと云ふ。



尙ほ支那語速記術をも講習し、併せて民國人を招聘して中華標準語の實用的練習機關をも設立するとのことである。

第九節　朝鮮語速記術

朝鮮に於ては古來官廳の事務に用ひる爲の幼稚なる速記法とも稱すべき一種の早書法を案出し、且つ實地に試みられたことはあるけれども、完全なる組織あり、且つ科學的の方式に依つて編成せられたるものはなかつた。

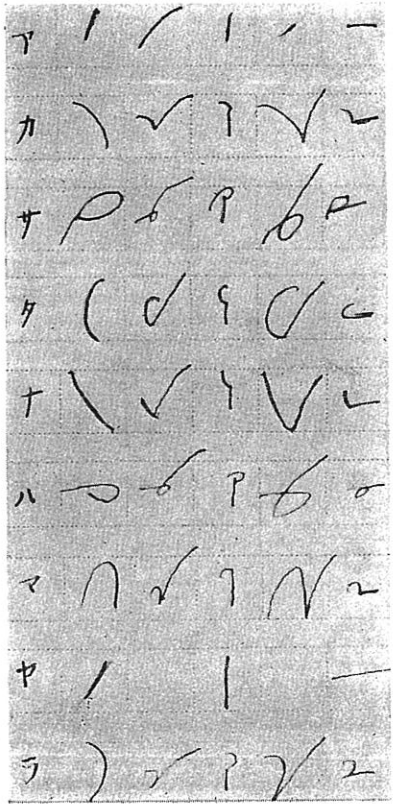
所が大正八年の頃、京城日報社司事方壽榮が夙に朝鮮語速記術編成の希望を抱いて居つた所、朝鮮貴族及實業方面有力者からの慫慂があり、遂に方翼煥をして日本語速記術を習はしめ、次に朝鮮語速記法の制定に移ることとし、尙ほ京城鐘路基督教青年會館教授李源祥とも協議し相提携して大正九年初頭より研究を開始した。

朝鮮語速記術は朝鮮語の發音の規矩準繩となるべき朝鮮諺文を基礎としなければならぬ。故に單に他の語に用ゐらるゝ速記術の型を直譯的に持つて來るのでなく其要點を十分に捕捉した上朝鮮語を本位としたものを作ることが肝要である。朝鮮諺文の組織は十一箇の母音と十四箇の子音より成り、一字二綴り以上五綴以内に限られ、又母音記號、子音記號それぞれ最初から定つた唯一の發音を有するのみで、配合に依つて色々に變化することは原則として存しないし、又英語等とは言語の系統が全然異ることであるから、米英のものを其儘範則とすることは適當でない。世界の中で朝鮮語に一番近いものと言へば日本語の外になく、尙ほ漢文を混用する點も全く同一であるから速記記號に付て最も參考とすべきものは日本語速記術であつて、其上國語と朝鮮語との相違を考へ、朝鮮語の本質に適合せしめる爲

に朝鮮語に特有の方式を作らなければならぬ。斯の如き方針の下に研究の歩を進めて遂に朝鮮語速記法を發明創始したと云ふ報道に接したのが大正九年六月であつた。

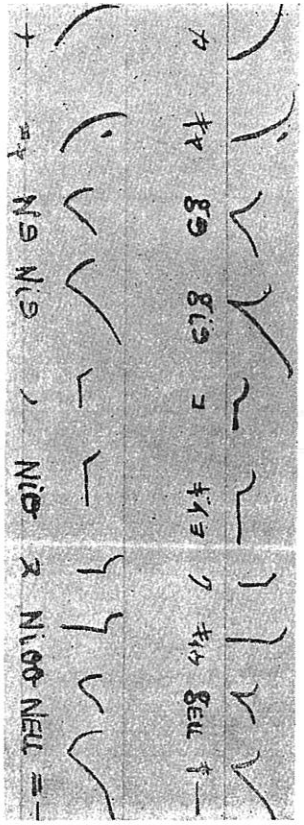
斯くして朝鮮語速記法は創始せられたけれども未だ實用に供せられるまでには至つて居なかつた。當時に於ける朝鮮語速記の模様は、例へば一人の講演者があると、之に對して五六人の速記者と自稱する筆記者が大卓子の前にずらりと列んで、相互何等の聯絡もなく、各自耳に入るまゝに筆の廻るだけ筆記する、勿論演者の十語に對して二三語しか筆記出來ない。講演が終ればそれを繼ぎ〳〵に繼ぎ合せて、一の文章とし、講演速記錄と稱して新聞雜誌に掲載して居つたと云ふのである。

昭和元年に至り林容德と云ふ人が、日本語朝鮮語共用の朝鮮速記術の研究に努力し來つて今日完全に活用し得るに至つて居る。氏の語る處に據ると、朝鮮語は內地語に較べて難かしく、又地方語が極めて多い、又發音が難かしい爲め速記基本文字も內地の基本文字に比して遙に多い。其基本文字の數は百四十字であつて、略字(縮熟語)は千四百字位ある。朝鮮速記基本文字より日本假名を抜き出すと下記の通りである。



次に朝鮮速記基本文字を、二三項列記せば、發音がナカ〳〵難かしい。

左の通り日本語にては到底發音を現はされず、爲に外字、發音符に依り發音を符す。



上は十四行中二行のみを參考に列記したのである。

然らば日本語の速記をするのにはどうするかと云ふと、それには二つの方法がある。

一は日本假名に依りて速記する方法で、縮字法は日本語と朝鮮語と別々に作つて書けば宜いが、斯くすれば朝鮮語の縮字法と日本語の縮字法と相交り複雜を來す爲に縮字法のみは朝鮮語日本語共通して書く。

もう一つの方法は、例へば

「現代速記術ハ一般社會ノ要求スル文明の利器デアル」

と耳に入ると同時に頭の中で直に之を朝鮮語に飜譯して朝鮮語の速記同樣に速記する方法である。是は前者に比して尙一層內地語に十分の熟達を要することは勿論である。

第三章　貴衆兩院に於ける速記練習所の沿革

大正三年六月二十八日セルビヤの秘密結社に敎唆せられたボスニヤの一國民主義者に依つて投ぜられた一彈は、端しなくも有史以來未だ曾て有らざりし所の世界大戰てふ一大風雲を捲き起さしめた。此世界大戰の影響は直ちに我が日本の經濟界をして一躍彌が上にも向上發展の一路を辿らしめ、是亦我國有史以來未曾有の好景氣を現出せしめたものであつて、有ゆる經濟機關は實に目覺ましい活潑なる活動を始め、其結果は直ちに我が速記需要の上にも影響し、我が速記界も亦頓に活氣を呈するに至り其供給は到底需要を充すに足らず、未修了者と雖も引張り凧の有樣であつて爲に比較的惠まれざりし議會速記者にも動搖を來し、折角採用に應じて居つた議會速記者も、其議會速記者たりし肩書の獲得に滿足して民間に走る者續出するに至り、爲に議會速記に缺陷を生ずるに至るなきやの懸念さへも惹き起さしむるに至つた。加之斯の如き狀況にあつては黙て行はれんとする兩院に於ける速記者增員に備ふることすら不可能に陷るなきやの狀態となつた。玆に於てか兩院當局は是が對應策を講じなければならなくなつて、遂に協議の結果多大の國費を投じて兩院に各〻速記練習所を開設し、以て速記者養成を爲すの餘儀なき事情に立至つたものである。是が國費を以てする速記者養成の濫觴であり、又同時に速記敎育としての一大革新であり、又同時に技術の一大進歩を齎らすべき素因となつたのである。

卽ち貴族院及衆議院に於ては大正七年創めて議事速記に從事すべき速記技術者養成の目的を以て速記練習所なるものを開設することに決し、貴族院は同年五月五日より、衆議院は五月二十日より其敎授を開始することになつた。是より先兩院事務局は官報は勿論新聞廣告を以て汎く同練習生を募集し、且つ全國各中學校長に向つて勸誘依賴狀を發する等其準備おさ〳〵怠りはなかつた。而して其志願者總數は貴族院三十名、中受驗者二十九名、衆議院志願者七十八名、中受驗者三十七名であつて、何れも募集人員に超過せるを以て更に選拔試驗を擧行し、貴族院は十名、衆議院は十五名を採用した。其合格者は

貴族院

厚木郁郎（靜岡）　小田定暉（愛媛）　內海千壽（熊本）
山部唐夫（岡山）　松本三一（佐賀）　二上與吉（富山）
荒井庚子郎（東京）　齊田夙磨（石川）　水落弘之（新潟）
森田恭平（埼玉）

衆議院

篠崎勝治（千葉）　都成鋼三（鹿兒島）　吉野順（東京）
東城松鶴（山梨）　高鍋英二（福岡）　大澤實（埼玉）
本多武男（茨城）　田野倉忠藏（茨城）　林德市（鹿兒島）
高田整三（廣島）　寺本田丸（大分）　上桐三一（廣島）
吉田七郎（群馬）　宮本廉（靜岡）　岩戸光二郎（長野）

尙右の外特に沖繩縣より賀數世隆、當眞嗣恭の二人の養成を委託せられた。

斯くて翌年は第二期生を募集し、順次毎年繰返して今日に及んで居る次第である。但し貴族院に於ては中途四月募集すべきを半ヶ年延期して九月に募集することに改めたことがあるし、又衆議院に於ては一年に二回募集したことがあるので、貴族院は昭和八年秋に於て十六期生であるのに衆議院は同八年春に於て十七期生を募集したことになつて居る。而して尙ほ貴族院と衆議院と異る點は衆議院に於ては昭和七年より新に研究科なるものを設け、二年卒業後雇として採用せられたる者をして尙ほ一ヶ年間研究せしむることゝなつた。

卒業者人員

貴族院	一〇〇名	（自第一期　至第十三期）
衆議院	一二五名	（自第一期　至第十四期）

內貴衆兩院雇或は技手任官者現在員

貴族院	四二名	
衆議員	三七名	

次に是が敎官たりし人々の氏名を擧げると

貴族院

伊藤新太郎　鷹野孝卿　月江雋英　木下蔭高

小宮八十二　小倉惠　安田勝藏　萩原米次郎

衆議院

新井田次郎　友野茂三郎　武田直次郎　尾張捨吉郎

小島誠之進　森上富夫　森田章三　鈴木庄平

水野爲三郎

等の諸氏が順次擔當した。

今其兩院の練習生規則なるものを比較對照して見ると

貴族院速記練習生規則

第一條　議事ノ速記ニ從事セシムヘキ速記者養成ノ目的ヲ以テ練習生ヲ設ク

第二條　練習生ハ品行方正身體強健ニシテ中學ヲ卒業セル者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スト認ムル者ノ中ヨリ選拔試驗ニ依リ之ヲ採用ス

第三條　選拔試驗ノ科目ハ讀書作文英語及速記トシ併セテ體格檢査ヲ行フ

第四條　練習生志願者ハ履歷書及戸籍謄本ヲ添ヘ甲號書式ノ練習生採用願ヲ書記官長ニ提出スヘシ

第五條　採用試驗ニ合格シタル者ハ無給雇員トシテ練習生ヲ命ス

第六條　練習生ニハ毎月金貳拾圓以內ノ手當ヲ支給シ並ニ必要ナル學用品ヲ給與ス

缺席一箇月以上ニ及フ者ニハ手當ノ支給ヲ停止スルコトアルヘシ

第七條　練習生ヲ命セラレタル者ハ身元確實ナル者二名（内一名ハ東京在住者）ヲ保證人ト爲シ乙號書式誓約書ヲ提出スヘシ

第八條　保證人死亡シタルトキハ直ニ後任者ヲ定メ届出ツヘシ保證人改氏名又ハ轉居ヲ爲シタルトキ亦同シ

第九條　練習年限ハ滿二箇年トシ其ノ課程ヲ左ノ如ク定メ每學期末ニ試驗ヲ行フ

第一學期　自十月　至一月
第二學期　自二月　至五月
第三學期　自六月　至九月
第四學期　自十月　至一月
第五學期　自二月　至五月
第六學期　自六月　至九月

必要アルトキハ前項ノ練習年限及學期ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第十條　前條試驗ノ結果成績佳良ナリト認メタル者ニハ次ノ學期間每月金拾圓以内ノ特別手當ヲ支給ス

第十一條　練習ノ時間ハ每日三時間乃至五時間トス

第十二條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ練習生ヲ免ス

一　第二學期末ニ至ル迄ノ成績ニ依リ速記者タルニ適セスト認メラレタル者
二　疾病ノ爲メ成業ノ見込ナシト認メラレタル者
三　怠惰若クハ品行不良ノ爲メ成業ノ見込ナシト認メラレタル者
四　自己ノ都合ニ依リ罷免ヲ願出タル者
五　缺席三箇月以上ニ及フ者

第十三條　前項第三號乃至第五號ニ該當シ練習生ヲ免セラレタル者ニハ既ニ支給シタル手當金ノ返納ヲ命スルコトアルヘシ

第十四條　練習年限ノ終ニ於テ卒業試驗ヲ行ヒ其成績ニ依リ卒業證書又ハ修業證書ヲ授與ス

第十五條　練習生卒業前ニ貴族院若クハ衆議院ノ速記者採用試驗ニ合格シタルトキハ其ノ試驗ヲ卒業試驗ト看做シ之ニ卒業證書ヲ授與ス

第十六條　卒業證書ヲ有スル者ハ貴族院ノ速記技手又ハ速記屬ニ採用セラルル資格アルモノトス

第十七條　練習生ハ必要ニ應シ議事速記其他速記課ノ雜務ニ從事セシム

練習課程ヲ終了シタル者ハ修了後滿二箇年間貴族院ノ速記事務ニ從事スル義務アルモノトス

但シ特別ノ事情アルトキハ之ヲ免除スルコトアルヘシ

衆議院速記者養成所規則

第一條　衆議院ノ議事速記ニ從事シ得ヘキ速記者ヲ養成スル目的ヲ以テ速記練習生ヲ置ク

第二條　速記練習生ハ品行方正身體强壯ナル滿二十二歲以下ノ男子ニシテ中學卒業若ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ノ中ヨリ試驗ノ上之ヲ採用ス

試驗ノ科目ハ國語、漢文、英語、作文及筆記トス

第三條　速記練習生ノ修業期間ハ二箇年トス　但シ時宜ニ依リ之ヲ伸縮スルコトアルヘシ

前項ノ修業期間ヲ了ヘタル者ニ就キ銓衡ノ上更ニ一箇年間研究生トシテ學習ヲ繼續セシムルコトアルヘシ

但シ研究生ハ速記練習生ト看做ス

第四條　速記練習生ニハ修業期間中一箇月十五圓以上ノ手當ヲ支給シ且練習ニ必要ナル物品ヲ給與ス

但シ缺席一箇月以上ニ及フ者ニハ手當ノ支給ヲ停止スルコトアルヘシ

第五條　速記練習生ニシテ成績良好ナリト認メタル者ニハ特別手當ヲ支給スルコトアルヘシ

第六條　速記練習生ハ東京ニ在住スル官吏、土地若ハ家屋ヲ所有シ又ハ所得稅ヲ納付スル者一人ヲ身元保證人ト爲シ且別記書式ノ誓約書ヲ提出スルコトヲ要ス

第七條　身元保證人資格ヲ喪失シ若ハ死亡シタルトキハ更ニ前條ノ手續ヲ爲スヘシ

身元保證人轉居若ハ改氏名ヲ爲シタルトキハ速ニ其旨ヲ届出ツヘシ

第八條　速記練習生ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ練習生ヲ免ス

一　疾病其他ノ事由ニ因リ長期ニ亘リ缺席シ又ハ成業ノ見込ナシト認メタル者

二　怠惰若ハ品性不良ナル者

三　自己ノ都合ニ依リ退學ヲ願出テタル者

前項第二第三ニ該當シ速記練習生ヲ免セラレタル者ハ既ニ支給シタル手當金ヲ返還セシムルコトアルヘシ

速記練習生手當返納ヲ怠ルトキハ身元保證人ヲシテ之ヲ代償セシム

第九條　修業年限ノ終ニ於テ卒業試驗ヲ行ヒ其成績ニ依リ卒業證書又ハ修業證書ヲ授與ス

前項ノ卒業證書ヲ有スル者ハ衆議院速記者ニ採用セラルル資格ヲ有ス

第十條　速記練習生ハ議會開會中速記課ノ事務ニ從事セシムルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テハ臨時手當ヲ加給スルコトヲ得

第十一條　速記練習生ハ衆議院ニ於テ速記者ニ採用シタルトキハ卒業後滿二箇年間本院ノ速記事務ニ從事スルノ義務アルモノトス

但シ特別ノ事情アルモノハ之ヲ免除スルコトアルヘシ

であつて字句の相違其他多少異る點はあるが、殆ど大同小異である。

要するに此練習生養成には從來の私塾教育に比して五つの大きな特長がある。

第一は年齢を十六歳以上（貴族院は十七歳以上）二十五歳以下（現在は二十三歳以下と改む）と限定せる點である。凡そ一技藝を修むるには幼時より發足するを以て最も善しとすることは理論を超越して昔から實際が能く之を證明して居る事實であるから、之を學ばしむるには年少者なれば年少者程良い譯であるが、併し速記は其反文に於て相當の學力を要する譯であるから、技術は上達しても反文力が足らない、反文力が完全になるまでには相當の歳月を要する。相當の歳月を要するも可なりと云ふならば年少者をして長く修業せしむるが最善の方法であるが、豫算の範圍内に於て、其他の事情に於て二ヶ年と云ふが如き比較的短期間に修業せしめやうとするには、少くとも中學卒業の年輩以上の者を採らなければならない。併し餘りに年の長けて居る者であつては一方反文力としての學力に缺くる所はないにしても、既に生理的に速記術の如き指頭の微妙なる運動には適しないことは過去五十年間に於ける經驗家の一致せる結論である。此點に於て二十五歳必ずしも未だ不可ならずと雖も十六歳以上二十三歳以下と限定せることは、從

來の私塾の無制限なるに比して最も有利なる條件である。

其二は學力を中學校卒業者若くは同等の學力を有する者と限定せる點である。是亦前同樣の意味に於て修學上有利なる條件と言はなければならぬ。

其三は修業時間を一日三時間乃至五時間として其期間を二ヶ年とした點である。

二ヶ年とした點に付ては今日までの經驗上稍〻不足であるが、豫算の關係上致し方なしとするも、已に衆議院に於ては二ヶ年卒業の上に尙ほ一ヶ年の研究科を置いて三ヶ年として居るので貴族院に於ても三ヶ年に延長するの議が起つて居るを以て早晩實現するであらう。それは兎も角として、一日三時間乃至五時間、此三時間と云ふのは土曜日であつて半日、平日は午前午後に亘つて五時間、而も夜間なり休日は隨意に是が練習に充つることが出來るのであるから、全く專門的に學習することが出來るのである。此点從來の私塾に於ける職業或は學業の餘暇僅に一二時間、乃至二三時間、それも正確に守られるのではなく、時には生徒自身の都合、或は教師の都合に依つてはお休み勝手次第と云ふが如き不規律なる學習に比して、そこに大きな雲泥の相違がある。

其四は多くの應募人員の中から種々の條件の下に適性試驗を行つて嚴選し、所謂粒揃の者を採用することが出來る點である。

性能檢査に付ては未だ正確なる方法がないので、時に誤判を來す憾みもないではないが、是等は到底私塾の企及し得べからざる官立練習所の特長の一つである。

其五は特長と稱することは出來ないかも知れないが僅少ながらも月々手當及び學用品の一切を給與せられ、而も優秀者には特別手當給與の奬勵法などが設けられてある等の點である。

要するに斯の如くにして養成せらるゝ練習生の制度、而して又教官に其人を得るならば成績の惡からう筈はない。宜なる哉練習所開設以來技術者としての素質の向上、技術の進歩は實に顯著なるものがある。然り而して此練習所教育が速記界全般の標準となり、又常に是が刺戟となりて民間速記教育の進歩發達を促進しつゝあるは疑ふべからざる事實である。

第三編　日本速記術の利用

第一章　帝國議會速記の沿革

第一節　議會速記採用の經緯

第一項　速記採用を目指す官民並行の努力

世界萬邦の中に於て初期議會より完全なる速記錄を有するは獨り我が日本帝國あるのみであつて、此點に於て我が日本速記術は世界に誇り得るの名譽を有するのである。それと同時に、草創幾何もなかりし我が日本速記術が實に急速なる進歩を遂げた所以のものは、この議會速記採用と云ふことに負ふ所が頗る多い。否、議會速記採用を契機として日本速記術が急速な進歩を遂げたと言ふより、寧ろ議會速記採用に依つて我が日本速記術は初めて職業としての技術的成立と經濟的確立を見るに至つたものであると言ふ方が適切であらう。故に我が日本に於ける議會と速記との相關關係は頗る密接なるものがあつたのである。即ち此間に於ける當局者の深き理解と英斷、速記界先覺者の涙ぐましきまでの努力と奮闘、それは今吾々の想像に餘りあるものがあつたであらうことを信ずる者である。

明治二十三年十一月の國會開設を前にして、其記錄を如何にすべきかと云ふことは其當時の當局者の頭を痛めた問題の一つであつて、既に憲法制定の當時より、伊藤博文、井上毅、伊東巳代治、金子堅太郎氏等の間に相當問題になつて居つた。當時元老院、參事院、府縣會等に於ける記錄の大部分は、書記官及屬官が演說を聽いて其の要所々々を筆記し、後で之を綜合して出來上つた議事筆記であつた。勿論當時としてはそれ以上のことは出來なかつたのである。けれども愈〻國會開設の曉斯の如き議事筆記であつては、重要なる帝國議會の證據書類としては極めて軟弱なものであり、不完全なものである。然らば之を如何にすべきか。勿論其頃田舍紳士の發明した速記なるものはあるにしても未だ餘り發達して居なかつたので、議會速記の恩人金子堅太郎の如きにしても尙且つそれに依つて議會の議事が完全に速記され得るものであるかどうかに付ては相當疑念を有つて居られた。

そこで國會開設も愈〻目睫の間に迫つた明治二十二年六月、樞密院書記官金子堅太郎は官命を帶びて、法制局參事官中橋德五郎、法制局參事官試補太田峯三郎、同齋藤浩躬、同木內重四郎等を隨行として歐米に出張し、議會の制度格例、殊に議會の生命とも謂ふべき記錄のことに付ては十分調査することゝなつた。當時歐米各國の議會に於ては既に速記が採用されて居つたので、金子堅太郎はそれ等各國の速記關係者と會見して色々と意見を聽かれ、實情を視察された。就中英國には六ケ月間滯在して殆ど每日下院の議事を傍聽し、更に書記官長パールグレーブ、速記課長ウォルポール、英國速記界の權威モツクフォードの諸氏と親しく會見して、國會開設の曉は速記採用の必要なる所以をも聽取し、又議會速記の實情に付て細大洩さず見聞、調査した。それから佛蘭西、獨逸、墺地利、伊太利、亞米利加の各國に赴いて調査を進めたが、何れの國も皆速記を採用して居る。茲に於て金子堅太郎は日本の國會に於ても是非速記を採用せねばならぬとの信念を強めて翌二十三年六月歸朝し、山縣總理大臣に具さにそれ等の視察報告をされたのである。

是より先明治二十二年十月設置された臨時帝國議會事務局に於ては、總裁井上毅の下に會禰荒助、水野遵、中根重一、林田龜太郎、有賀長文の諸氏が議會開設に關する百般の事務を掌つて居たのであるが、この方でも國會の記錄を筆記にすべきか、速記にすべきかに付ては相當頭を惱まして居つた。會禰荒助は一日若林玵藏を臨時帝國議會事務局に招いて「元老院には腕達者の書記が居る、併し如何に腕達者でも筆記では證據にならぬ。君は速記法研究會を設けて門下を養成して居るそうだが、責任を帶びて議會速記と云ふ大事を引受けることが出來るか」と問はれたので、若林は平生期して居た所であるから、時こそ到れりと「必ず出來ます」と斷言したものである。其後暫くして、臨時帝國議會事務局總裁井上毅より速記者木下蔭高を介して若林玵藏に面會を求め來つた。何故木下を介したかと云ふと、木下は皇典講究所の卒業生であつて夙に井上の知遇を得て居つたからである。若林は帝國議會と速記のことに付ては豫て何等か諮問あるべきを信じ、其準備として殆ど十二三項に亘つて研究して居つたが、井上と相會するに及んで、井上の質問は若林の豫期せざりし微細の點にまで亘つて推及せられたので、流石の若林も面喰はざるを得なかつた。若林を自邸に招いた井上總裁は先づ「君は會禰に對して責任を以て必ず引受けると斷言したそうだが、更に吾輩の問はんとする所は今日の議事が翌朝の官報附錄として出し得るか否かの點である」と問ひ、更に語を繼いで「君の養成した門弟も多數あらう、併し貴衆兩院には少くとも三十餘名の敏腕の速記者を要する、君の門弟だけで之を供給することが出來るか、若し門弟だけで足らずとせば勢ひ他より補はねばならぬ。而して君は他の主義者を統一監督することが出來るか、若し門弟外の速記者にして君の節度に服せざる者を生じた場合はどうする、速記錄は一日も廢すべか

らず、速記者不足すればとて議會は休む能はず、之に處するの道如何」と問はれた。總裁は當時若林の門弟たる木下藤高を聘して居られたから、既に其可能性は十分認めながらも、其缺點を熟知して居られるので、其質問は急所々々を突き、若林も屢〻答辯に窮した。が兎に角此會見に於ては前後十數項の質問があつた後「然らば他日試驗した上取捨を決する」と云ふことで會見を終つた。

一方元老院議長佐野常民も亦議會と速記に付ては大いに關心を有つて居つたので、帝國議會事務局御用係たりし有賀長文、其他事務局に關係ある人々で常に佐野邸に出入する者、又當時元老院の書記生であつた林茂淳等を同邸に招き、帝國議會の速記の件に付て種々諮問せられた。其結果衆議院書記官長曾禰荒助より林茂淳に面會を求め來り、林は之に應諾して二回程諮問に答へた。

此二回に亘る兩者への諮問の大體を玆に綜合して見ると、

一、兩院に速記者を採用するとすれば人員幾何名を以て滿足なる結果を得べきや
二、速記者の採用方法及待遇
三、速記に要する器具
四、議場に於ける速記者の座席
五、速記の過失に因りて生じたる誤謬正誤方法
六、官報局と速記錄の關係
七、速記課長、校正者、校閲者、雜務係
八、速記起草係と寫字生並校閲者との關係
九、速記者の病氣缺席等の場合に於ける補缺方法
十、議長の聽取せざりし議員の發言

等であつて、一見平凡なる如きも其當時の經驗なき當局者並に當業者の苦心の程が察せられる。

是等諸氏の度々の會見は當時の速記界に非常なる衝動を與へ、當業者を緊張せしめ、必死に其腕を研かしむる動機となつたこと固よりである。そこへ金子堅太郎は新に議院制度の取調を了し、速記採用の必要を痛感して歸朝されたのであるから、玆に急轉直下、議會速記採用の方針は漸く具體化して、金子堅太郎自ら我が速記術の實地試驗をすると云ふことになつたので、當時議會速記設置の聲に力を得、望を掛けて門弟の指導に當つた速記界の先輩も、亦是が試驗に應ぜんものと技術の練磨に精進した新進の者も、共に我が速記界齊しく異常な昂奮に充ち〳〵たのである。此緊張した雰圍氣の中に於て金子堅太郎は元老院以來豫て知合ひの林茂淳、若林玵藏、更に伊藤新太郎、鷲野孝卿、伽與次郎、木下藤高等、時の速記界有力者の面々と會見されて、國會開設の曉責任を以て速記を引受けられるや否やに付て更に決心を聽かれ、懇談を重ねられたのである。

第二項　共存同衆に於ける實地試驗

其後に至り貴族院書記官長金子堅太郎より若林玵藏に照會あり、自己の歐米漫遊中の記錄を調整せんが爲に速記者をして其筆記を擔當せしめ、而して右速記は輪次交代の組織にして卽時飜譯を要すとのことであつた。是は議會とは

何等關係はないやうであるが是ぞ正しく議會速記採否の運命を決すべき一大岐路に置かれた大試錬であることは言はずもかなである。此速記界全般の運命を左右する大きな責任が若林玵藏の双肩に投げ掛けられた、若林玵藏たる者緊張せざらんと欲するも豈夫れ得べけんやである。若林玵藏は時こそ來れと豫て用意の門下の優秀者九名を率ひ、明治二十三年四月五日指定の京橋區日吉町七番地なる共存同衆に臨んだ——共存同衆とは福澤諭吉が工夫されたクラブの譯語で、歐米諸國に留學、又漫遊した者の集る所であつた。此處で速記界の運命を左右すべき一大試驗が行はれることになつた。實に速記術の興廢此一夕に在りと云ふのであるから決死の覺悟が速記者の面に溢れ、紙上を走る筆端火を吐くの慨があつた。金子書記官長は一時間半に亘つて歐米議院制度調査報告の演說をやつた、二人制の組を拵へて十五分交代、十五分でチンと時計が鳴ると別室に行つて飜譯すると云ふ今日の實務そつくりの遣り方で續けた所、第三組が速記して居る時に既に第一組の飜譯は出來上り、之を金子書記官長に呈した所、書記官長も驚いて「もう飜譯が出來たか」と言はれた程で、而も金子書記官長の演說した通り滿足な原稿が出來たと云ふから此試驗の結果は好成績であつた。次第に速度を早めた試驗を二三度繰返したが、何度やつても三組目が速記して居る頃には原稿は出來上ると云ふ好成績に金子書記官長も十分我が速記術に信用が置けるに立至つた。

けれども議會の會議は長時間續くから、今度は長時間の試驗をやつて見ようと云ふことになり、同月九日第二回の試驗を貴族院の議場で行つた。金子書記官長は登壇して議院建築意見を二時間打續けて演說された。而も金子書記官長の演說と言へば島田三郎と共に人並外れたスピードで速記者泣かせで有名であつたが、速記者は更に困つた樣子もなく立派に書上げたので茲に金子書記官長も十分なる確信を得て內閣に意見書を出し、又山縣總理に會つて速記採用方を進言されるに至つた。茲に愈〻議會速記採用が決定した譯であるが、此間の消息に付ては明治二十四年第一議會閉會に臨み貴族院書記官長室に於て爲されたる金子翰長の挨拶、及び明治四十年九月日本速記會發會式の當日、會長たりし金子子爵の演說の一節が其當時の模樣を最も雄辯に物語つて居る。兩方共殆ど大同小異である。けれども此場合には後者を引例するを以て最も適當と思ふので後者を引例することにする。

（冠省）　私一身の履歷の上から言うたら、諸君に推薦されて日本速記會の會頭になると云ふことは、自分は他に種々の會頭も致して居りますが、それに比較して非常に名譽に思ふのであります、それ故に名のみでも會頭たることを悅ぶ、自分一身から言うたら非常な名譽と思ふ、それは明治二十三年の夏頃、若林君なり鷲野君、伊藤君、林君、（記憶違ひ）伽君、其他大富君、松川君、山田君（小相、友野、荒浪、脫落）等のお方に京橋區日吉町七番地共存同衆と云ふ私共の持つて居る倶樂部の二階でお目に懸つて速記の出來榮を試みたことがあつた。是より先議會に於て速記を採用すると云ふ內議があるが、君等が果してやられるならば速記者にやらせよう、政府に於ても未だ、半信半疑だ、矢張り是までの元老院の會議の方法、府縣會の會議の方法で文字のある者を傭ふて聽書きして、要領だけ書取つて明朝の官報に出す方が宜いと云ふ說と、マヽ速記者にやらせて見るが宜い、速記は今は幼稚であるから役に立つまいけれども、やらして見たら是から發達するかも分らないと云ふ說と頗議が二つに分かれて、就ては私に一つ速記者に交涉して吳れろと云ふことだから諸君に御出を願つた譯で、斯ふ云ふ次第だが千載一遇の好時機を取逃すか、失敗するか、一つ速記の運命を賭してやつてはどうか、貴下方がいけなければ舊來の筆記者に渡すのだがどうだと言うた所が、私は記憶して居るが、皆が直ぐやらうとは仰しやらなかつた、それ程までに私共に大責任をお持たせに

なるに付ては餘程考へなければならぬ、併し此事業は我々共が非常な熱心を以て二十三年の國會開設を待つて居つたことだからやつて見ようが、マア兎も角も一應我々の仲間に相談して見んでは、此處で御引受をした所が上下兩院に入るだけの人員があるかどうか分らぬから暫く待つて呉れろと云ふことで、私は覺えて居るが、電報を打つたり手紙を出したりして、其時分名ある速記者の意見を徵したり、又一部分は試驗をして採用したならば此位の定員には間に合ふだらうと云ふやうなことで、ヤツトコサ其方法が立つたのであつた。そこで一日私が彼の共存同業へ行つて演說をするから時計を置いて、それを十五分交代でやつて呉れろと言うて、前記の諸君に御出でを求めて机を置いて、二人一組になつて、私が演說するのを速記する、さうして十五分間濟むと次の室に行つてそれを飜譯する、又新手が廻つて來て十五分間速記する、丁度四組かに分けたかと思ふが、四番目の者が書き居る間に第一番目の者はすつかり飜譯を了して印刷に廻すだけに出來るや否やを試驗せねば內閣に報告が出來ない、所が私が一時間ものべつに演說をやつた、それを四組でグル〳〵おやりになつて、演說がすつかり濟むと間もなく印刷になるだけの原稿が出來た。そこで是なら宜いと云ふので其頃內閣に臨時帝國議會事務局と云ふものがあつたから、其所へ報告して、速記は宜しい、いけるから御決定になりたいと云ふので、初めて政府が速記を採用することになつたのである。茲に於て其速記者を衆議院と貴族院に半分に分けて採用されたのは二十三年の冬である。實にあの三ヶ月の會期中の貴下方の御熱心には私は實に感心した、其技倆も一時間半位には十分現はれたけれども、是が四時間も五時間も長い間で、それが三ヶ月の會期中であるから如何かと實は心配して居つたが、圓滿に其會は終つて、速記と云ふものが初めて日本の公けの機關として認められ、速記者は官吏になる資格の無いに拘らず官吏にされたのは全く諸君の熱心と、諸君の技倆の然らしむる所と、私は當時を追懷して今も常に考へて居る、それで私は是ならば日本の速記は成立つと云ふことを、彼の議會の閉會と共に認めたのであります」云々。と云へるが如き、議會速記採用に至るまでの此間の消息を傳へ得て剩す所なしである。

第三項　速記採用決定と速記者の採用

斯くて議會速記採用の決定を見て後、明治廿三年七月十日勅令百廿一號を以て貴族院事務局官制が定められ、百廿二號を以て衆議院事務局官制が定められた。是より先五月廿六日附を以て金子堅太郎は貴族院書記官長に、曾禰荒助は衆議院書記官長に任ぜられ、議會開會の準備も茲に全く整つたので同年八月三日に臨時帝國議會事務局は廢止になつた。此貴衆兩院の事務局の官制なるものは同文であつて職員の數も亦同じく、書記官長（勅任）一人、書記官（奏任）十人、試補二人、屬（判任）廿人を定員とし、書記官長は議長の指揮に依り局中一切の事務を監督し、局中の分課及び職員の配置を定め、書記官は書記官長の指揮監督を承け議事記錄、筆記、印刷、庶務、會計等に關する事務を分掌し、屬は書記官長の定むる所に依り各其事務に從ふと云ふことになつて居る。

仍て明治廿三年九月金子書記官長は、貴族院事務局官制第二條に依り分課を定め、又同月曾禰書記官長も同じく衆議院事務局の分課を定め、共に之を內閣に上申した。而して其分課の一つとして速記課なるものが確立した譯である。續いて貴衆兩院共に事務局章程が定められ、其中に議院の會議及全院委員會の速記に關する事項と云ふのがあつて、議會に於ける速記者の仕事も略ゝ輪廓も定まり、茲に初めて帝國議會の舞臺に我が速記が活躍することになつた次第

である。

而して明治廿三年八月上旬、帝國議會速記者採用の議が決するや、先づ常任速記者として貴族院に三名、衆議院に三名を置くことになり、貴族院は元老院の書記であつた伊藤新太郎（若門）同林茂淳（田鎖直門）及び薦野孝卿（若門）、衆議院は若林珀藏（田鎖直門）伽與次郎（若門）松川福三郎（若門）等が各〻採用されることになり、九月十日それ〴〵辭令を交付せられた。而して若林は月俸七十圓、伊藤と林は六十圓、薦野、伽、松川は五十圓づゝで何れも雇と云ふ名義であつた。

當時の貨幣價値を知る參考として、農商務省及農會に於て調査したる當時の米價を見ると、一石當り

明治廿一年	最低	四	圓	最高	四	圓	八錢
同　廿二年	同	二	圓	五錢	同	二	圓 八錢
同　廿三年	同	五	圓	七錢	同	十	圓 卅八錢
同　廿四年	同	五	圓	六錢	同	五	圓 八錢

と云ふことになつて居る、現在に比して相當高給なものであつた。

書記官河田烈が貴族院速記課長、書記官吉原三郎が衆議院速記課長に任ぜられたのも同日であつた。常任雇速記者以外に採用せらるゝ者は總て臨時雇と云ふのであつた、而して其數は廿八名と決し、是が採用方法に付ては總て常任速記者たる前記の六名に委托せらるゝことゝなつたので、常任雇速記者は種々協議の結果一は從來の經歷を考へ無試驗にて採用する者と、一は試驗の上で採用する者との二つに分つことゝなつた。

無試驗採用者は明治廿三年九月十三日常任雇速記者各〻が之を詮衡し、さうして投票を以て之を定むることゝなり五點以上にて無試驗と決した者が九名であつた。此選に入つた者は

小松英太郎（若門）　酒井昇造（田門）　市東謙吉（田門）　臼井喜代松（林門）　友野茂三郎（若門）　荒浪市平（若門）
大富丹治（若門）　山田武八郎（若門）　吉木竹次郎（田門）

であつて、越えて十七日更に森本大八郎（田門）が無試驗採用と決定して、詰り以上十名が採用せらるゝことになり、後何れも本人等は承諾の旨を答へて居る。

そこで殘りの十八名を公募試驗採用と云ふことになつて、其試驗の期日は十月十六日より三日間施行することに決し、九月廿日速記者募集の廣告が官報、新聞（時事、國民、大同、每日、日々、報知、東京讀賣、自由、朝野、日本）雜誌（速記彙報、速記雜誌）等に出た、それは

貴族院及衆議院ノ開會中議事ノ筆記ニ從事スヘキ速記者試驗ノ上採用ス丁年以上ノ男子ニシテ志願ノ者ハ履歷書ヲ添ヘ十月十五日迄ニ願出ツヘシ、受驗者ハ十月十六日午前八時三十分迄ニ本院ヘ出頭スヘシ

明治廿三年九月

貴族院速記課
衆議院速記課

この反響は可なり廣かつた。獨り速記者仲間のみでなく、一般人にも非常な興味を以て迎へられた如くで、中には

「日本筆記にて受驗したし」などゝ云ふ振つた願書も飛出した。又議院見物の爲に受驗をすると云ふ脫線者もあつて速記のソの字も知らない人も多分に混つて居つたらうと思はれる節もあり、兎に角應募者は九十六名に達する盛況で二三の新聞は出願者五百名と報じた程である。

この試驗は三日間に亘つて行はれたが、受驗者控所には左の揭示がせられた。

受驗者心得

一　試驗ハ左ノ日時ニ執行ス

十月十六日　（木曜日）　午前九時ヨリ
十月　廿　日　（月曜日）　午前九時ヨリ
十月廿二日　（水曜日）　午前九時ヨリ

一　受驗者ハ當日午前八時卅分迄ニ出頭スベシ
一　用紙用筆ハ試驗場ニ於テ渡スベシ、但用筆ハ返却スベシ
一　試驗場ニハ書物手帳等ノ携帶ヲ許サズ
一　反文（記號ニテ記シタルモノヲ普通文字ニ改メタルモノ）ハ演說ノ儘ヲ假名交リニテ認ムベシ
一　反文ハ楷書ノ中ニテ讀ミ易ク認ムベシ
一　反文ハ成稿次第自己ノ番號ノミヲ記シ原稿（記號ニテ記シタルモノ）ト共ニ試驗係ニ出スベシ

但試驗場指定時限ニ至リ尙成稿セザルモノモ其儘試驗係ニ出スベシ

一　試驗場ニ於テハ喫煙私語スルヲ許サズ
一　第一日ノ試驗後通知ヲ受ケザルモノハ第二日以後ノ試驗ニ出席スルニ及バズ
一　受驗者ハ兩院ノ中何レヘ採用セラルヽモ異議ヲ唱フルコトヲ得ズ

斯くて衆議院議場に於て試驗を執行したのである。勿論目的は異つてゐるが常任速記者、無試驗採用者も等しく速記をし、反文をしたのである。

十月十六日、第一回試驗に出席受驗したる者八十一名、林田書記官登壇して、速記試驗執行の理由、及び人種論を十五分間演說、速度二千五百八十音、約一時間五十分の反文時間を以て第一回試驗を終る。

十月二十日、第二回試驗に出席受驗したる者四十八名、有賀書記官登壇十五分に亘りて豫算論を演說、速度千九百五十四音、反文時間一時間四十五分にて閉場。

十月廿二日、第三回試驗に出席受驗したる者四十七名、金子試驗委員長登壇、各國の議院組織に就て十六分間演說、速度二千六十三音、反文時間約二時間にして閉場。茲に三回の試驗を終了。その結果良好なる成績を以て美事に合格した者は

新井田次郎（田門）　木下蔭高（若門）　坂井爲次（若門）　中田元（若門）　秋田莊次郎（林門）　波多野鐵太郎（田門）
岸光治（林門）　袋野環（若門）　房前達（若門）　平野勝巳（林門）　山口欽太郎（林門）　戶所安次郎（御門）　高田萬次

郎（若門）　鈴木泰吉（若門）　横山義之助（森本門）　中村錠次郎（若門）　福井順作（若門）　築　轍（吉木門）の十八名であつた。

而して此十八名の試驗採用者、及び無試驗採用者は共に抽籤を以て貴衆兩院の所屬を定め、同年十一月十日よりそれ〴〵任用せられることゝなつて辭令を交付せられた。

當時の臨時雇速記者給料額は、一院一日四十圓以內の日給にて仕賄ふ事と云ふことになつて、日給三圓五十錢（若し月給にて支給を希望する者ある時は九十圓）三圓（同上七十五圓）二圓五十錢（同上六十圓）二圓（同上四十五圓）の四級に分つて給與されることゝなつて居つた。

斯くして第一回帝國議會に出馬する我が速記陣は茲に全く整備するに至つたのである。

茲に本項を終るに當つて吾々は、議會速記採用に當り非常なる理解と同情を以て臨まれたる當局者に衷心敬意を表すると共に、速記界の先覺者に滿腔の謝意を表しなければならない。何となれば金子子爵始め當時當局大官の深き同情あつてこそ我が日本速記術は議會速記に進出するを得たものであり、又速記界先覺者の絶大なる努力あつてこそ其實力を發揮して採用に至らしめたものであるからである。

就中當時議會速記の採否未決定の時に在つて、若林一派が技術的に精進又精進、殆ど犧牲的精神と、周到なる用意を以て議會進出に備へたる功績の如き、又當時速記者諸團體間に何等連絡なきを慨し、速記界の大同團結を企て遂に速記者談話會を結成して議會速記進出の準備運動を策したる林、吉木一派の功績の如き、何れも缺くべからざる準備工作として沒すべからざる功績と言はなければならない。

卽ち速記者談話會の如きは明治廿二年の暮に於て早くも、帝國議會に於て若し速記者を採用することゝなりたらんには其俸給は幾何位を標準とすべきか、又其採用方法は如何にすべきかと云ふが如き問題に就て種々協議をして居る事實もあり、又日給額は二圓以上四圓以內を以て適當と認むと云ふやうな議決などもして居る。

又技術的に精進を續けた若林一門は多數の門弟を送つて優秀者の大量需用を滿すに成功する一方、二十四年の一月議會休會中の如き若林自ら率ゐる速記法研究會に於ては、向島枕橋の八百松に於て祝賀會を兼ねて新年宴會を開き、席上來賓の矢野文雄、關直彥等の演說を速記し、直ちに之を反文して蒟蒻版に刷つてお土產に持つて歸つて貰つたなどして、一面議事錄が直ちに翌朝出版出來る下稽古を試みて其好結果に各自益〻自信を深むると共に、他面政界の有力者に速記術の偉力を示すことに飽までも努めて居る。吾等今速記界に後進たる者是等先輩の偉大なる努力と功績とを須臾と雖も忘れる譯には行かないのである。

第二節　貴族院に於ける速記

第一項　速記課の成立と初期議會に臨むの準備

內閣に臨時帝國議會事務局を置き、帝國議會開會に關する事務を掌らしむとの官制が發布になつたのが明治廿二年十月十二日、越えて同十四日法制局長官井上毅が總裁に任ぜられ以下それ〴〵の職員が任命され、翌廿三年七月十日勅令第百廿一號を以て貴族院事務局官制が定められ、さうして同年八月三日に臨時帝國議會事務局は廢止せられた。

是より先同年五月廿六日附を以て歐米視察中の金子堅太郎が貴族院書記官長に任ぜられて居る、次いで同廿三年七月廿三日貴族院書記官に任ぜられて居た河田烈が九月十一日速記課長を命ぜられ、又同日伊藤新太郎、林茂淳、鷲野孝卿の三名が常任の雇速記者として任命せられた。それから越えて十月廿七日に兩院の臨時雇速記者試驗成績が發表になり、同日無試驗採用者も試驗採用者も共に抽籤に依りて貴衆兩院の所屬が定められたが、豫算の都合に依つて十一月の十日に任用の發令を見た、其貴族院に配當せられた顔觸を見るに、

先づ河田速記課長の下に、屬伊藤新太郎、雇林茂淳、鷲野孝卿の三名が速記者間の信望を集めて中堅となり、臨時雇市東謙吉、牧翁次郎、鈴木慶福、澤木友喜、平野勝巳、秋田莊次郎、菅武德太郎、小相英太郎、荒浪市平、山田武八郎、森本大八郎、木下蔭高、中田元、岸光治、山口欽太郎、高田萬次郎、横山義之助（改川口芳之助）、簗轍あり、その系統は元老院出身、田鎖、林、若林各門下、その他諸方よりの粹を集めた。最年長伊藤の卅二歲、最年少秋田の十九歲、各自自信に滿ち、協力一致して、鋭意議會速記の準備に盡したのである。

斯の如くにして貴族院の速記課は全く整備されたが、金子書記官長は彌が上にも萬全を期せんとして、貴族院本議場に於て、執務の實地練習を行つたのである。これは現在の議事速記の組織その儘を行つたもので、當時若手の書記官である太田峯三郎、木内重四郎、橋詰金三郎等が演壇に登り、堂々と議員まがいの大演説をやり、各常任、臨時雇の速記者達、卽ち速記課處務細則の速記起草掛は七組に別れて十五分交代にて議場に出席してこれを速記し、直ちに反文して淨寫掛に廻して寫字せしめ、印刷局に送り印刷して、現在の官報附錄（速記錄）の出來上る順序その儘を行つたのである、この實習が一週間續けられたのを見ても、如何に金子書記官長始めその他の當路者が、大事を取つたか窺ひ得るのであらう。

而してこの結果も可なり滿足であつたが、尙ほ未だ自信を强めるだけで、確たる安心を持ち得なかつたことは創始者としては常に免れ難き惱みである。

第二項　第一議會並に金子翰長の演説

全國民緊張の裡に第一議會は開會され、貴族院速記課も牧翁次郎が病氣缺勤したるのみでさしたる變化なく、無事にこの難關を切抜けたのである。否、非常なる好結果を以てその任を果したのであるが、この成績如何によつては、或は、現在の議會速記は消滅したか、少くともその實現の遲延は免れないところで、第一回議會速記者の双肩には個人の運命のみでなく速記界全般の運命が繋つて居つたのであるが、當時、出場せる速記者の感想を叩くに「我等は何の心配なく平々凡々にやつて退けたのである」といふのが多數を占めて居るを見ても、如何にその技と見識に於て卓越して居つたかを知ることが出來る。

こゝに記述の順序その當を得ないけれども、議會速記採用の由來と成果を明瞭にするために、明治廿四年三月十六日第一議會閉會に臨み貴族院書記官長室に於て金子翰長のなしたる挨拶の全文を揭げて、併りて以て議會速記採用の由來と、その成果、並に速記者の待遇についての事情を知る一端とする。

今日速記課長からの御請求で、諸君と別るゝ前に一言お話を申上げるやうにといふことでございました。既に御承知の如く本院及衆議院の速記者も解傭になつて、それ〴〵故郷にお歸りになり、又、これから各自に業務をお盡しに

なる前に、私が一言述べて諸君の御精勵勤勉の廉を謝さうと思ひます。御承知の通り、昨年諸君の本院に御奉職になるときに、一堂に集つてお話した時も、實にこの速記のことが帝國議會の議事の有樣から、その法律豫算總ての決議の有樣を後世に傳へるところの證據物でございますといふことをお話いたしました、それで一昨年以來ヨーロツパ、アメリカを廻つたとき、各國の學者政治家の私に向つて問ふには、日本の速記者は確に議事を速記することが出來るであらうが、日本の言葉といふものはヨーロツパの言葉のやうに綴立より成立つたもので無い、物質の形容から成立つて來た文字ぢやから、速記には到底書けまいと言うて、皆憂へて居りました。第一、東洋の言葉はヨーロツパの言葉と違つて居るので、速記術の發達を妨げる。第二、ヨーロツパは長い間速記術を以て演說等を筆記したからよいが、日本に於ては速記術は僅か近年開けた故、速記者の熟練した者があるまい、この障碍物があるから、假令日本政府で速記を以て議會の議事の模樣を一々速記させるとしても、或は出來まいと言ひました。その中でも歐米各國の議院の書記官長及事務官は最もこの事を憂へて居つた、それで私もヨーロツパ巡廻中は議會に速記者を用ふることは半信半疑で、果してあなた方の力で議事を毎日速記して翌朝の官報と共に出るや否やといふことを餘程憂へた。それ故に歸つて來た報告書中にも、斷然議會の議事は速記でやらなければならぬとまでは主張しなかつた。何となれば私が如何程主張して、事務局の中に速記課を設けて、十分ヨーロツパ流にやらうとしたところが、その人物がなければ私の意見も行はれぬから、餘程躊躇して居た、それで歸朝の後、だん〳〵當時の臨時帝國議會事務局總裁井上毅君だの衆議院の書記官長曾禰荒助君だのと協議して、卅八人內外の速記者は東京で屈竟の人が出來るさうで、やつて行けぬことはあるまいといふことであつた、しかしこれ亦確乎とは言はれぬ、この事柄は兩君の勉強で成し遂げらるゝことでなく、あなた方の腕前によるものである、又井上、曾禰兩君でも十分私に保證は出來ませぬ。又私と雖もヨーロツパ人の說を聞いて是非とも議事は速記で書留めなければならぬと思ふものゝ、その人が無いから躊躇して居つた、つまりあなた方の腕前が私共には一向分らなかつた、しかし到頭最後に然らば先づやつて見よう、なるべく翌朝の官報に出すやうにしよう、若し翌朝の官報に出なければその晚、その晚に出なければ翌々朝に……でもよいから、何しろ先づ速記でやらうではないか、ヨーロツパ人の勸告もあるからその位の積りでやつて見ようといふので、遂に一決して、速記課を事務局の中に置いて、官報その他新聞に公告して速記者を募集したやうなわけでございます。然るに開會の初日から直ぐ始めては行けまいといふので、たしか八月と私は覺えて居りますが、東京京橋區日吉町共存同衆の樓上に於て一日若林その他の諸君と相會して、私がいろ〳〵演說したのをば十五分交代に速記して貰つて、さうしてそれを直ちに飜譯して時間の長短を計り、又どの位あなた方の力があるか、その成績を見た上で確かに事務局に於て速記を引受ける積りで試驗をした、ところが、その結果たるや豫想外によく出來て、私に於ても滿足し、又當局者に於ても大いに自說が堅固になつた、後日になつて聞くところによれば、あのやうに時計で十五分交代に速記して、さうして飜譯することはあなた方も始めてゞあるといふことを聞きました。その成績によつて議會の議事は速記で書きたいといふことを言つてお別れをした、間もなく帝國議會も召集になつて、開會式も濟んで、それから每日々々上下兩院の會議があつたところが、實に速記は豫想外によく出來て、私が最初半信半疑して居つたのは、一日の速記で烟の如く消えてしまつた、これはあなた方の御勉强と、あなた方の腕前によつて、今日の議事は卽日飜譯になつて、思つたよりも早く夜も切上げて、早く官報局に送り、官

報局ではそれを翌朝の官報に載せるやうなわけになつた。實にこれは私は日本速記者の名譽と言うてもよいと思ひます。

このことが斯くの如く奇麗に出來上つたのについて、私の最も喜ぶことで又諸君も必ず喜ばるゝことであらうといふのは、彼のヨーロッパ、アメリカの人が、日本が速記術で書くだけに進歩をして居るや否やの質問に對し、その一は日本の言葉とヨーロツパの言葉と同樣に速記の術にかゝるといふことを確めた、第二は、日本の速記者と云ふものはヨーロツパ通りに備つて居るといふことを確めた、この二つのことを確めた、然らばこれより日本國が立憲國の仲間入をすると同時に、速記術の上に於てもヨーロッパに決して劣らぬ、同等の地位に立てると云ふことは今度の議會速記によつて確めたのであります。又帝國議會の議事がヨーロッパ流に速記されて、毎日日本の社會に公布され、日本の社會より遂に進んで歐米の社會にまで進出して、日本の議會の議事が後年まで分るやうになつたのは全く諸君の腕前と諸君の勉強とにある、當局者の私としては非常に滿足であります。この速記あるがために日本帝國議會の歷史といふものも、先づ一の機軸をなし、一の基礎をなし、一の慣例をなして、これより數十年の後に至るまで子々孫々日本帝國議會の傍聽筆記をば傳へて行くのは、あなた方が元祖におなりなされて、實に御一身の名譽なり、御一家の名譽、一國の名譽なりと思ひます。この速記の好結果は國のために賀することでございます。

回顧しますれば千七百八十九年アメリカで始めて憲法を實施して國會を立てたときの初めての速記錄を見ると、無論速記術ではなかつたから、只議事錄の少し委しいやうなもので、當時耳の鋭い人が傍聽してそれを覺えて書いたのが、今日アメリカで國會事務局に保存してある「議會の歷史」であります。それには議長ゼツファーソンの宣告もランドルフの演說も皆書いてある、しかし速記ではない、又イギリスのハンサードのデベートなども、今こそ速記で書いて居るが、以前は皆耳の鋭い人が傍聽席から聽取して書いた位だが、しかし日本の議會は幸にあなた方が、今まで御勉强になつて居つたぢやによつて、開會の即日から速記で書けるといふことは宇內各國に一も無い、初期の議會からその議場の有樣を直寫して一目瞭然、殆ど畫を見る如く書き綴つたのはあなた方の力である、實に名譽の事業をあなた方は成し遂げられて、この貴族院からお歸りになるのであります。この位錦を衣て故鄕に歸るといふことはあるまい、この帝國議會に立つて、最も著しく世の人が驚き、世の人が譽めたのはこの速記の發達と、速記の成功したのにあると思ふ。それで希ふところは、どうか今年の議會議事速記は後世に傳へられ、二回三回四回より及んで數百回、數千回に至るまで、帝國議會の筆記はあなた方の慣例を受繼いで、後世の人が十分繼續して行かるゝことを希望します。

それからもう一つ私が非常に愉快な感覺を起したといふことは、あなた方はこれまで私立の、有志の會とか、速記講習會とかで、初めは源綱紀といふ人が一つの發明をして、私が番町に居つたときに直ぐ向ふの小さな家でキユー〳〵やつて居られたことはよく覺えて居るが、これは今を去ること殆ど十年前だらうと思ひます。政府の力も仰がず、富豪の助力も請はず、只一人が始めてそれを同志が助けて、遂に一つの同志會によつて研究して速記といふものが斯の如く發達して、遂に今日は帝國議會の事業を己れの腕でしたといふのは、實にこれまで日本の多くの事業の政府の補助によつて發達したのと比較して、これ位愉快なことはないであらうと、私も思ふし、必ず諸君に於ても御同感であらうと思ふのであります。

それからもう一つ愉快なことは、今度の議會が濟んで直ぐ宴會があり、いろ〳〵集會の所で話をするには、議員が實に言葉は愼まなければならない、今までの日本のやうに、出鱈目の演說をするといふことは將來愼まなければならない、といふのは已れの言ひ損ひや國のなまりを使へばその儘寫され、又少し口が鈍つて分らないことを言ふと分らないやうに書いて、殆ど已れの腦髓の反射したものが日本帝國議會の議事速記で、實にコワイものだ、それで、最初は出鱈目に演說したが、二度目からは前の晩に草稿を作つてそれを獨りで喋つて翌る日議事堂に於て演說するやうにして、速記者のために自分の精神も、腦髓も、思想も、緻密にされたと數多の議員が私に語つた、して見ればあなた方の速記のために、これまで錯雜して居る思想も緻密になり、愼まざる言語も愼むやうになつて、これから、私は日本の演說が一變するだらうと思ふ……先づ帝國議會の演說から……。又次には日本の文章といふものが一變するだらうと思ふ。この速記術が流行つて來て、殊に今年の如く帝國議會で滿足なる結果を來した以上は、日本の文章が——速記で書くやうなものが文章になるだらうと思ふ。今までは言文一致して居らぬ、故に、帝國議會の速記術がだん〳〵と年々歲々轍を追ひ、この慣例に從つて行くときには、日本の文學が私は一變するだらうと思ふ。清少納言や紫式部が大和文を書始めて日本の文學が一變し、それから徂徠あたりが現れて、又文學が一變し、山陽、東湖が現れて又一變し、明治の初年に至つて片假名文が流行つて日本の文學が一變し、明治廿三年の帝國議會より日本の言文が一致する樣になる、ヨーロツパ通りに書くことも言ふことも一致する、帝國議會の速記術のために言文一致の結果を生ずることに必ずなるだらう、この私の豫言が數十年後に的中したならば、これ亦諸君のために愉快なることゝ私は思ふ。（中略）あなた方の御勉强の苦勞とこの功績とを比較したならば、苦勞は殆ど九牛の一毛だらうと思ふ。恐らく僅か三ヶ月の短日月に、斯の如き事業を成したのは日本にはこれまであなた方に匹敵するものはあるまいと私は思ふのであります。

今日お別れをするに臨んで一言私が意見を陳述して、諸君と袂を別つの嚆にしたいと思つて居つたのであります、實はあなた方を常雇として、この功勞に酬ゆるために一年中お殘りを願ひたい（私の心情を吐露すれば）しかしながら元々豫算の上にも開會中速記者を雇ふといふ經費であつて、經費が許さぬ、それ故に已むを得ず割愛して玆でお別れをしなければならぬ場合に至つたのであります。しかしこれはあなた方を冷遇するわけではない、優待をしたいけれども豫算の經費如何によつて、已むを得ずこゝに至つたので常雇の人以外は、一先づこゝで一時解傭せざるを得ない不幸を來しましたけれども、その不幸は一時のことで、斯の如き功績を以てお別れする以上は、私も滿足、諸君も定めて滿足だらうと思ふ、それで今年こゝで斯の如く御勉强になつた以上は、この冬の十一月の議會、又來年の議會もあなた方が今年の採用證書を御持出しになれば無試驗は勿論、直ちに本年の議會の如く御囑託するといふ私は意見を懷いて居りますから、若しこの冬議會を召集する時には、再びどうかこの事業に御從事なされて、今年の如く功を奏し、又足らざるところは益々補ひ、隆運に赴かしむるように御勉强になられることを希望します。

この金子書記官長の挨拶に依つて議會速記採用の事情、その成果、並に當時の速記者待遇の一端を窺ふことが出來るであらう。

第三項　執務狀況の變遷

一　初期議會の執務狀況

初期議會の執務狀況を述べるために、先づ明治二十四年一月改定の速記課處務細則を掲げることにする。

速記課處務細則（明治二十四年一月改定）

第一章　通則

第一條　速記課ニ左ノ職員ヲ置ク

一　速記起草掛
二　速記校正掛
三　文字校正掛
四　淨寫掛
五　雜務掛

第二條　速記起草掛ハ當分ノ內十四人ヲ以テ定員ト爲シ別ニ豫備員若干名ヲ置ク

第三條　速記校正掛ハ三名ヲ以テ定員ト爲ス

第四條　文字校正掛ハ無定員トシ當分ノ內課長及書記官ヲ以テ之ニ充ツ

第五條　淨寫掛ハ八名ヲ以テ定員ト爲ス

第六條　雜務掛ハ六名ヲ以テ定員ト爲ス

第二章　速記起草掛

第七條　速記起草掛ハ之ヲ七組ニ分チ各組合ハ一會期中之ヲ變更セス
但缺席者アルトキハ豫備員ヲ以テ之ヲ補充ス

第八條　速記起草掛ハ十五分交代ニテ輪番ニ議場ニ出席シ議事ヲ速記スヘシ

第九條　速記起草掛ハ一交代間ノ速記ヲ折半シテ直チニ之ヲ飜譯互訂シ速記錄原稿ヲ調製シ其欄外ニ月日及番號ヲ附記シ捺印ノ上之ヲ速記校正掛ニ送付スヘシ
飜譯及互訂ノ時間ハ一交代ニ付一時十五分ヲ超過スルコトヲ得ス

第十條　速記起草掛ハ各受持ノ交代時限ヨリ十分前ニ必ズ議場ニ出席スヘシ

第三章　速記校正掛

第十一條　速記校正掛ハ一時三十分間交代ニテ輪番ニ議場ニ出席シ議事ヲ速記スヘシ

第十二條　速記校正掛ハ速記起草掛ヨリ速記錄原稿ヲ受取ルニ隨ヒ速ニ對照校閲ノ上捺印シテ之ヲ文字校正掛ニ送付スヘシ

第四章　文字校正掛

第五章　淨寫掛

第六章　雜　務　掛

（註　速記に關係なければ略す）

次で明治二十四年十月更にこれを改めることになり、速記校正掛及文字校正掛の二掛を廢して校正掛を置き、舊則の數條を減じてこれを十二條となした、現行の速記課處務細則がそれである。

速記課處務細則（明治二十四年十月改定）

第一章　通　則

第一條　速記課ニ左ノ掛ヲ置ク

一　速記起草掛
二　淨寫掛
三　校正掛
四　雜務掛

第二章　速記起草掛

第二條　速記起草掛ハ二人ヲ以テ一組トナシ各組合員ハ一會期中之ヲ變更セス

第三條　速記起草掛ハ十五分時交代ニテ輪番議場ニ出席シ議事ヲ速記スヘシ

第四條　速記起草掛ハ一交代間ノ速記ヲ折半シテ直チニ之ヲ互訂飜譯シ速記錄原稿ヲ調製シ其欄外ニ番號ヲ附記シ捺印ノ上之ヲ淨寫掛ニ送付スヘシ

互訂及飜譯ノ時間ハ一交代ニ付一時四十五分ヲ超過スルコトヲ得ス

第五條　速記起草掛ハ各受持ノ交代時限ヨリ十分前ニ必ス議場ニ出席スヘシ

第三章　淨　寫　掛

第六條　淨寫掛ハ速記起草掛ヨリ速記錄原稿ヲ受取ルニ隨ヒ速ニ淨寫ノ上原本謄本共ニ之ヲ校正掛ニ送付シ檢印ヲ受クヘシ

第四章　校　正　掛

第七條　校正掛ハ淨寫掛ヨリ速記錄原稿ノ謄本ヲ受取ルニ隨ヒ速ニ之ヲ校正シ課長ヲ經テ書記官長ノ檢印ヲ受ケ直ニ之ヲ雜務掛ニ送付スヘシ

第五章　雜　務　掛

第八條　雜務掛ハ校正掛ヨリ速記錄原稿ノ謄本ヲ受取ルニ隨ヒ原稿送付簿ニ必要ノ事項ヲ記入シ課長ノ檢印ヲ經テ之ヲ官報局ニ送致スヘシ

速記錄原稿ノ謄本ヲ官報局ニ送付スルハ成ルベク午前一回午後ニ三回トス

但午後五時以後ノ議事ニ係ル分ハ卽日官報局ニ送付スルヲ要セス

第九條　雜務掛ハ校正掛ヨリ受取リタル速記錄原稿ヲ整頓シ一會期ノ終ニテ之ヲ保存スヘシ

第十條　雜務掛ハ速記錄訂正ノ申込アリシトキハ課長ノ指揮ニ從ヒ簿册記載原稿送付等ノ手續ヲ爲スヘシ

第十一條　雜務掛ハ本課所有ノ物品ヲ管理シ其出入等ハ詳ニ簿册ニ記載スヘシ

第十二條　雜務掛ハ前數條ニ定メタル事務ノ外各掛ノ分掌ニ屬セサル雜務ニ從事スヘシ

以上の如くであるが、速記課の事務たるや他課とその趣を異にし、概ね細則の示す所に從ひ實際に臨み活動を爲すものなれば、成例と稱すべきものは至つて少いのであるが、今、特に成例とも稱すべき二三の事項をこゝに掲げて見る。

（一）明治二十三年十一月十八日議事速記錄を官報局に委託し官報附錄として刊行することに決し爾來これを以て例とす。

（二）細則第三條中速記起草掛は十五分時交代云々とあるも明治二十七年第七回廣島臨時議會以來十分時交代を以て例とす。

（三）同第八條中午後第五時以後の議事に係るものは卽日官報局に送付するを要せずとあれども悉く皆卽日に送付するを以て例とする。

（四）速記錄の誤植校訂は各起草者をして擔當せしむるを以て例とす。

（五）速記錄は明治二十四年第一回議會の終に於て畏くも、乙夜の覽に供し奉らんが爲め特に一部を謹製し書記官長より宮內大臣を經てこれを宮中に獻納することゝなせり、爾來今日に至るもその例を改めず。

而して章程には十四人を以て七組を標準としてあつたが、第一回以後伊藤屬主に校正を爲し、林、鷲野以下全員出場速記したるために、豫備員を合して優に八組乃至十組を編成することが出來たのである。

二　第一議會の執務狀況

初期第四議會邊までは農收獲を終へた十一月下旬に主に開會されて、三月上旬までに三ヶ月の會期日數を終へるのを常として居つたが、記念すべき第一議會は十一月二十五日召集、同二十九日開院式が行はれたが、不幸、翌二十四年一月二十日に兩院全燒の厄に遭ひ、衆議院は虎ノ門の舊工科大學中堂を議場とし、貴族院は當時の帝國ホテルに移轉し舞踏室を議場として、傍聽席は窓外に棚を架けて間に合はした、玉座などは無論なかつた。

速記課は東南隅の部屋で食堂のやうな所であつた。その頃は本會議と豫算委員會位の速記だけであつたが、貴族院の會議は午前十時に始まつて、午後四時に終るを例としたが、衆議院から豫算が廻付されたばかりで、可なり長時間論議されて、議事は往々十一時を過ぐることがあつてホテルで夜明方まで飜譯に掛つたこともあつたが、速記者の受持速記回數は十五分三回位のものであつた。

委員會、請願まで、全部速記をつけるやうになつたのは中期議會からで、最初は本會と豫算委員會に限られ、若し重要な法律案があつて速記の必要を感ずる時には、委員長から書記官長の方に相談があり、速記課の手の廻り工合で、速記をつけるつけないを決める慣例になつて居つた。某速記者が或時委員會に出ると、その委員長谷干城は

「どうも君方も御苦勞だが、速記錄を作つて置かないと政府委員が言つたことを時々變へるので困る、證據になるので書いてくれ」といふやうな話もあつた、議員が速記を要望してゐたことの一端を表して居ると思ふ。

しかし何をいふにも新しく出來た技術でこれに對する理解は十分とはいへなかつた。

「速記者から顔を見られると喋れないから速記者が顔を見ないやうにしてくれ」と速記課長に注文して來た議員もあり、秘密會も速記することになつて居つたが、或政府委員などは壇上で喋り乍ら、速記者に「これは書いてはならぬ」と叱りつけるので、進退に困つた速記者が課長に相談し、課長は書記官長に、書記官長から議長に相談して、當時の議長蜂須賀茂昭侯が

「自分が責任を負うて差支ないやうにするから、速記だけはさせて置いてくれ」など、政府委員に申込んだといふユーモラスな話も殘つて居る。しかし金子翰長の演說にもある通り、各議員の演說がさながらに反射されるために、演說中の言語文句等に愼重の度を加へたことは、速記としては意外の副産物といはねばならぬ。

三　廣島臨時議會の執務狀況

第一議會が草創の際であり、加へて議事堂の全燒のために、速記事務の上に多大の苦痛を與へたことは勿論であるが、廣島に於ける第七回臨時帝國議會は國家的に見ても未曾有の緊急議會であり、隨て議會速記史としても一つの特異的存在としてその大要を記して置きたいと思ふ。

明治二十七年十月十五日帝國議會を廣島に召集され、主として日清戰役に於ける軍事費の豫算を審議したのであるが、國民の緊張はこゝに言ふまでもないが、貴族院事務局としてもこれに先立つ十月二日各出張員に對して左の訓示を與へたのである。

今般臨時議會ヲ廣島ニ召集セラレ候ニ付テハ各出張員ノ心得左之通訓示ニ及ヒ候條屹度遵守可有之候也

訓　示

一　今般臨時議會ヲ開カレ候廣島ノ地ハ大本營所在ノ地タルニ付陣營中ニ議會ヲ開カル、モ同樣ト心得諸事簡便質素ヲ主トシ最モ敏捷ニ事務ヲ處理スヘシ

一　各員ノ一擧一動ハ最謹愼ヲ加ヘ殊ニ不品行遊惰ノ所爲無之樣注意スヘシ

一　職務上ノ儀ハ事務ノ繁忙多端ナルハ申迄モ無之殊ニ寫字生給仕ノ如キハ二三ノ外出張セシメサレハ出張職員ハ各自協同相互ニ其事務ヲ補助シ努メテ上下の圭角ヲ去リ執筆奔走ノ如キモ各自躬ヲ以テ之ニ當リ善ク圓滑敏捷ニ庶務ヲ處理シ事務ヲ澁滯セシムルノ所爲無之樣注意スヘシ

一　議會閉會ニ至レハ直チニ引揚候共差支無之樣豫テ用意致置其節ニ至リ周章ノ所爲無之樣注意スヘシ

一　出張職員發途ノ節ハ必要ノ書類又引揚クヘキ事務アレハ其事務ヲ會計課者クハ其他ノ課員ニ引續キ亂雜ノ所爲無之樣注意スヘシ

以上は勿論事務局出張員全部に對しての訓示であるが、速記課の準備も皆これに依つて整へられた、卽ち臨時雇、寫字生の如きは一切伴はず、課長河田烋の下に、屬伊藤新太郎、雇林茂淳、小菅熊之助、薦野孝卿、菅武德太郎、鈴木慶福の六名が出張を命ぜられたのである。

會期は一週間であつたが、實際は四日を以て片づけた、當時の政費の三倍に垂んとする二億圓の軍費を斯くの如く安々と可決したのは、以て國論の一致と國民性の一端とを窺ふことが出來ると思ふ。

大本營の幕下に召集されるので、速記課員は戰地に行くつもりで、宿舍など勿論議員その他高官の連中に占められ

て、速記者などは議事堂の廊下にても露營（あのバラックの議事堂では露營といふのが適切である）するつもりで、罐詰なども持てるだけ持ち、毛布一枚と薄い蒲團も用意して行つたのだが、幸にして棠陰會堂と云ふ裁判官の倶樂部を貴族院事務局員の宿舍として當てられ、罐詰とか毛布の必要はなく、却つて夜具の置場に困るやうな有樣だつた。

議場は練兵場内にバラックが建てられ、壁の代りに幕を張つたり、葦簀を張つたりして、椅子は小學校の生徒の腰掛ける緣臺のやうなもので、たゞ屋上に千木やうのものをつけてあつたのが、目立つてゐた。

議事は總理大臣伊藤博文の報告演說に始まり、誠に簡單に終つたのであるが、當時速記臺には時計もなく、ために今までの十五分交代の例を破つて、この議會以後は十分交代の例を作つて今日に及んで居る。

寫字生もないので、速記者は歸つて來ると片つ端から飜譯して淸書して仕上げて行くので、相當の骨は折れた、たゞ速記時間が少かつたので助かつた譯である。

少しく余談になるが、述べてこの狀況を偲ぶの便に供して置くが、廣島市は高官連中の出張のために、又軍隊參集のために、雜沓を極め、物珍らし氣に見物に出て居る田舍人士も少くなかつた。議場と言はず宿舍と言はず、軍馬が多く居た爲に、蠅の襲撃には惱まされたが、議事の事務は眞に上下一致和かなものがあつた。伊藤總理が報告演說を濟ますや、壇上からほつと速記席に原稿を投下してさつさと降壇した細かい心遣ひなどは、伊藤公その人の性格にもあるが、その時の狀況の故も多分手傳つたことであらう、其爲め速記者はどの位助かつたか知れない。

又、速記者の宿舍棠陰會堂には小使や給仕がゐないので、籤引で番を決めて、茶汲みをやつたり、金を出し合つて菓子を買ひに行つたり（俗にいふあみだ）したが、速記課では河田課長も仲間になつて、課長が土瓶を持つて茶を汲みに行つたりして、「課長さんに茶を持つて來さした」と喜ぶ不心得者も出ると云ふ、誠に「上下の圭角を去り、執筆奔走躬を以て」やり、愉快この上もない執務狀態であつた。

四　執務の擴大と技手制度の創設

當初は二十名の速記者を以て議事速記に當つたが、その擔當した速記は主として本會の議事にあつて、傍ら豫算總會、又は重要委員會よりの注文のみを速記したのであるが、爾來速記は益〻用途を認められて、豫算總會のみならず豫算分科及政府提出の重要議案の委員會も速記を常置されること、なつたので、更に速記者數名を增員して、第六議會に雇に小菅熊之助、菅武德太郎、鈴木慶福の三名を加へた。菅武、鈴木の二名は貴族院臨時雇として當初よりありし者だが、小菅は衆議院の先輩速記者である。序にこゝに附言するが、この頃、貴衆兩院速記課より速記者が互に移動することは內約により禁じてあつたらしい、謂所公表されない申合せであるので、その間の事情を詳述することを避けるが、蓋し小菅の貴族院に來るは例外と見做すべく、今後この種の移動あるはやはり特例としてこれを見るを可とするのである。

斯くして明治三十年十月七日事務の多忙と、速記者生活の保證など諸種の要件が合して、勅令第三百四十九號を以て官制中を改正せられ、速記技手の制度を設けられるに至つた。

貴族院事務局官制中左ノ通改正ス

第一條中屬ノ次ニ「速記技手二十五人」ノ八字ヲ加フ

第五條中屬ノ下ニ「及速記技手」ノ五字ヲ加フ

（但この二十五名は後二十三名に減ぜられたのであるが、定員と實人員は常に一致せず、定員は一の待遇上の問題として、執務人員は後掲の各議會執務速記者表にて承知せられたし）

明治三十二年に愈〻この制度が實施せられ、十一月二十日に速記課の雇、臨時雇

伊藤新太郎、林茂淳、丹羽瀧男、小倉惠、高島政之助、月江篤英、簗轍、山本眞太郎、山口金太郎、藤本峯太郎、小相英太郎、小菅熊之助、藪野孝卿、荒浪市平、岸光治、木下蔭高、森本大八郎、菅武德太郎、鈴木慶禧、小宮八十二、川口義之助、平野勝巳、山田武八郎（順序不同）

の二十三名が第一回の速記技手として任官し、新たに臨時雇として川守田武一、上野山六郎、工藤三郎が同十一月二十四日に任命された、而してこれに先立つこと月余、十月四日に行政整理の結果、貴族院事務章程を廢し分課規程を定め、速記課を廢してこれを議事課の一部となされ、速記課は一時事務局より姿を消したが、同月同日舊速記課員全部議事課勤務を命ぜられ、依然として速記は議會制度中の重要な役割を續けて行つたのは申す迄もない。而して明治三十五年十一月十四日分課規定改正せられ、速記課は再び獨立して全員速記課勤務を命ぜられた。

然るに委員會は年と共に增加し、議員の速記を要望する聲は益〻高くして、遂に豫算分科會、政府提出案のみならず、議員の發議法律案、請願各分科、決算各分科の委員會まで速記を附することゝなつたので、第二十二議會以後一つの制限を設けて、委員會は同時に開會のもの五種（本會の開議中は三種）まで速記を付することに協定したが、委員會は速記を請求して已まず委員會と委員課との折衝困難にして、時には相談の荒立つことさへあつて、遂に書記官長の特命により右の制限を超へて委員會七種まで速記を付することにしたが、その最も議事輻湊せる三月二十三日には委員會の要求九種の中六種を辛じて速記に付し、翌二十四日の如きは十種に及び速記の要求に應じたるもの七種、共に延時間十二時間を超え、僅々二十二名（定員二十三名なるも校閲一人）の速記技手と雇速記者五名にて擔任することは到底不可能の狀況となつたので、更に技手五名、臨時雇五名を增員して、八種の委員會を引受ける用意が出來た。

以上の狀況を以て上期議會は速記課は繁忙を極め、加ふるに臨時議會は度々開かれて、暑熱と過勞のために病を得て倒れる者さへ出たが、實人員にはさしたる增加も見ず、大正十四年（第四十一議會）に及んだのである。

因にこゝに述べて置くが、速記課は行政整理の餘波を受けて議事課に併合せられること二回、卽ち明治卅二年十月より卅五年十一月まで（十四、十五、十六議會）明治四十五年六月十八日より大正七年五月一日まで（廿九議會より四十議會）の二回議事課の一部となつたのであるが、首腦者が議事課長になつたのみにて、執務狀況は依然として變更しなかつたのである。

五　速記士の設置

由來、貴族院速記課としては、定員の增加、速記技手休職の廢止、奏任速記者の設置を希望せしも、豫算其他の關係で此目的を果すことを得ず、常に陰忍自重し來りたるが、漸くにして大正七年奏任官として速記士を置くことになり、大正八年六月十七日伊藤新太郎が速記士に任官した、然し乍ら伊藤は既に長老として速記課內に重きをなしたる

人にて、貴族院の事務局官制第四條の二に

「速記士ハ奏任トス上官ノ指揮ヲ承ケ速記ニ關スル事務ヲ掌ル」

とあるも、既に技手時代にありて然り、たゞ官等の違ひにして、仕事に多大の變化なく、古參速記者優遇の一方法として與へられし椅子に他ならない、現在に至る速記士も概ねこれに近い。さはあれ議院速記者の地位の向上としての一飛躍である。その後大正十二年に速記士を二名に增加したのだが、不幸にして二年にして又一名に減ぜられて、今日なほ增員に至らず、依然として速記技手に進級の道が開けないのである。而も速記の技たるや新陳代謝を早く行ふべきの性質であることは遍く知るところである。

速記士は速記課長を輔けて事務の圓滑を圖り、速記錄の整理を行ふ以外に特に記述すべき事もない　こゝに歷代速記士の名前を列記する。

伊藤新太郎、薦野孝卿、山口金太郎、鈴木慶福、丹羽瀧男、山本眞太郎、木下蔭高、川守田武一、小宮八十二

（註、年代回數等は別表にあり）

六　現在の執務狀態

現在の貴族院速記課の執務狀態を述べることは、本速記史の眼目ではなく、又大方の承知せることで、蛇足の感ないでもないが、本項の結論として簡單に述べて置く。速記課長の下に速記士一名、速記技手四十九名（定員六十名）速記雇十二名、速記臨時雇二名（第六十四議會調）事務屬一名、事務雇、寫字生を以て速記課を構成して居る。

執務は中期議會と大差なく、二人を一組として十分交代、卅組を編成し、事務閑散の場合は一回乃至二回、會議輻湊の折は七回乃至十回の速記をなすを常としてゐる。而して、四十六議會以前は往々にして事務繁忙の際は、委員會には一人にて十分交代の執務をなしたが、現在では事情如何に拘らず二人一組の制度を嚴守し、速記錄の正確を期してゐる。上級者並に囑託（主として前速記士）五名を校閱係として置き、速記士がこれに目を通し、課長の手にて最終の校閱をなすを常態として居るが、委員會輻湊の折は、本會議重要法案を除いてはこの手數を省きて一通りの閱覽にて印刷に付することもないではない。速記者が聽取について疑問があれば遠慮なく發言者に問質し、議員政府委員も往々速記課に來て、自己の演說に對して說明をなすこともある。されどそれは聽取不明の場所などであつて、意味に變更を來すが如きことなきは勿論である。

速記錄は原則として翌日發行とし、委員會の速記錄は會議輻湊の際は印刷不能の爲に往々遲延の餘儀なきに至ることあるも、本會議速記錄の如き未だ一日の遲れたる例を聞かない。隨て言論の發達、法律案其他の重壓の爲に、課長、速記者は勿論、事務、寫字に至るまで、議會中は繁忙極度に達し、事務局各課中隨一のごつた返しをやるのである。又速記者相互の團體たる貴族院速記者會を組織して、上下相協調してこの劇務の圓滑進行を助けてゐる。第六十二議會の執務上新例と見做すべきことは、速記士が本會議に出場して、その議事の大要を知るを便にしたること、秘密會の速記をその當番速記者が四名（二組）を以て無交代にて速記したことゝで、これは或は今後も續いて一つの慣例をなすものと考へられる。

速記課の一つの仕事である速記者養成の爲に二名の上級技手が練習所教務の任に當つて居るが、この教官並に速記

士を除きては、速記技手は議會閉會中は公用無き爲め規則的勤務はせず、各自隨意に修養に努めてゐることは卅數年來の慣習となつて居る。これが一つの議會速記者の特殊業態であつて、是が或時は速記者の利益となり、或時は不利益となつて居る。此制度に付ては、嘗に速記技手のみの問題でなく官吏行政の上より見て研究すべき重大事項である。

第四項　速記者の待遇

一　好景氣な初期時代

「議會開會以來、速記者が大變賣れて莫大な月給取になつた」と、村井弦齋が或小說の中に書いてゐたが、こと程左樣に初期議會の速記者の待遇はよかつたのである。勿論これは他と比較しての問題で、議會に重要な役割をつけられた速記者が、いくら大鼓を叩いて見付けても僅々四五十名しか得られないのだから、數の問題からいつたら相當の待遇といふ見樣もあるであらうが、大學出は皆ピンからキリまで官界實業界から引つ張りだこだつた時代でも、よいところで月給四十圓位、巡査、小學校の教員等は四五圓位といふ時に、速記者のよいところは六十圓、五十圓の高給を食んでゐた。當時若手の書記官すら年俸五百圓位の時だ、羨しがられるのも無理はあるまい。

試みに第一議會の速記者の俸給並に日給を調べて見ると、屬伊藤五十圓、雇林六十圓、雇膨野五十圓の月給で、伊藤の給料が林の下にあるのは聊か變な感じがあるが、伊藤は判任官である爲に俸給令に從つたもので、實際は賞與其他で埋合せて林と同額としてあつた。臨時雇の筆頭市東以下、澤木、平野、小相、荒浪、山田、森本が各日給三圓五十錢、木下、中田、秋田、岸、鈴木、牧、菅武が各二圓五十錢、袋野、平野、山口、横山が各二圓を三ヶ月乃至四ヶ月分貰つたのである、其上相當の賞與が出され、臨時雇と雖も月四十圓位の報酬にはついたのであるから、誠に堂々たる官員樣であつた。が、議會中と雖も今のやうに內職速記はなかつたことは勿論である。

所が速記者の人員が殖えるに連れて、當にしてゐた賞與も年々減つて來たし、第一に困つたのは議會解散がちよい〳〵行はれることであつた。幾ら賞與に手加減があつても、通常臨時議會と合して一ヶ月餘の日數では、臨時雇の速記者は生活が出來ない。是が理由となつて、官制を改革して速記者全部判任官とすべしと云ふ議論が擡頭して來た。中には屬、雇を高等官にして、臨時雇を判任官とすべしとの說もあつたが、同じ速記者を區別するのはいけないといふので一並に判任官とすといふことになつたやうに說くものもあるが、その眞僞の程は分らない。而して、兎に角上司もその論に贊同して、明治三十年十月七日速記技手の制度を設けられることになり、先づ定員廿三名を置いて、當時屬雇臨時雇を以てこれに充て、（前揭「執務の擴大と技手制度」の項參照）明治卅年十月七日勅令第三百五十二號を以て速記技手俸給令を左の如く定めたのである。

貴族院衆議院速記技手俸給令

第一條　貴族院衆議院速記技手ノ月給ハ別テ十二級トシ別表ニ依リ之ヲ支給ス
但シ技術拔群ナル者ハ特ニ百圓マデ增加スルコトヲ得

第二條　貴族院衆議院速記技手ニ關シテハ本令ニ規定シタルモノヲ除ク外明治廿年勅令第八十四號技術官俸給ヲ適用ス

（別表）

一級　七十圓　二級　六十五圓　三級　六十圓
四級　五十五圓　五級　五十圓　六級　四十五圓
七級　四十圓　八級　三十五圓　九級　三十圓
十級　廿五圓　十一級　廿圓　十二級　十五圓

明治卅二年四月一日よりこれが實施されて、議會速記者の生活が少數の臨時雇を除いては安定されるに至つたのである。

二　恩給法の一部改正

愈〻勅令第三百四十九號を以て速記技手の制度を定められ、明治三十二年三月乃至四月の間に當時までの屬、雇、臨時雇を通じて全部速記技手となり、判任官俸給令の下に遇せられ、官吏恩給法の恩典には浴することになつたが、議會開設以來約九年間は雇並臨時雇の名の下に、この恩給の加算年限に入れることが出來ないのを遺憾として、貴衆兩院の速記者は一致して、この雇、臨時雇の期間をも恩給年限に加算するやうに運動し、明治四十二年三月十一日第廿五議會に

兩院速記技手恩給並遺族扶助料法計算に關する法律案（衆議院議員野田卯太郎外六名提出）

明治廿三年九月以後貴族院及衆議院の速記に從事したる者速記技手に任用せられたるときは其の技手任用前の勤務日數を在官日數に算入す。

を議會に提出するに至り、衆議院は委員會本會議とも無事に通過し、貴族院に於ても委員會はこれを可決したのであるが、本會議に於て遂に否決されるに至つた。其反對の代表者として安廣伴一郎があるが、而かも是は速記者優遇を拒否するものでなくて、官吏恩給法の建前より反對した。卽ち法の効果を過去に遡り、かゝる特例を設けて恩給年限に加算するのは不當である。速記者を優遇しようと思へば、月給を增してやるとか、高等官にするとか別寸法が澤山あるではないかといふ趣旨で、堂々たる意見の爲に、敢へなくこの案は葬り去られたのであるが、速記技手中にも最早相當老齡の人も居り、この恩給月限の問題は可なり生活上の重要性を帶びて來てゐるので、撓まず運動の結果、明治四十四年第廿七議會に衆議院議員福井三郎外數氏の提出案として「兩院速記技手恩給並遺族扶助料法計算に關する法律案」を提出され、この度は首尾よく兩院通過して、明治四十四年三月卅一日付法律第六十七號を以て公布されたのである。その理由書を見ると、可なり初期速記者の待遇についての經緯を見ることが出來るので、左に全文を揭げて置く。

理由

明治三十年勅令第三百四十九號及第三百五十號の兩院速記技手官制發布の際一度當局の詮議に上りたることありしも遂に遷延して今日に至りたるものにて更に遡つてこれを論ずれば明治二十三年議會開設の際に速記技手官制の制定なかりしためこの結果を生じたるに外ならず。

其給料上に於て上級の判任官又高等官に均しき高給を支給され雇又は臨時雇の名義を以て執務したりと雖も其待遇の精神に於ては本官と毫も異らざるなり、議會事務は開會中及其前後は事務多忙なるも平素は閑散の時期あり

て一般官廳と其趣を異にせる故に一同を常雇とし又は直に高給の本官に任ずるを得ざる事情ありしが爲めなり、卽ち現在兩院在職者の多數は何れも第一議會以來繼續したる者なるを見ても決して臨時的のものに非ず、然らば卽ち明治廿三年以後卅二年四月官制實施に至る期間に於けるその雇勤務の年月數を在官年數に加算するも敢て不當の理由に非ず

といふのである。これによつて辛じて恩給を得た人々もあり、其他の人と雖も又年功加俸に於て可なりの利益を與へられたのである。

三　現在の待遇

續て大正十二年二月廿八日、速記者の生活狀態より起れる要求切なるものあるを認めて、政府に於ては、

貴族院議事速記に從事する職員に特別手當を給することを得るの件（大正十二年勅令第六十一號）

を以て速記者一人年六百圓（速記技術奬勵手當及勤勉手當）を支給することになつた。貴族院に於ては毎年度末に速記競技を行つて、速記技術奬勵手當として一人月額三十圓乃至四十圓を支給することゝし、殘りを勤勉手當として、議會開會中の出場回數に應じて支給することにして居る。其後一人の手當額より五十圓を削減せられて五百五十圓とされたが、其金額に多少の變更を來したのみにて、大體に於ては當初の支給方法を踏襲して居る。

而して、過去に於て惱まされた速記者の休職制度の如きも、今や事實に於て廢せられて、待遇に於ては小康を得し狀態であるが、固よりその滿不滿は各主觀より起ることで、直ちに厚薄を斷ずることは出來ないが、各自の共通せる惱みとしては、速記士が定員一人なるため、轉任、轉官等の道なき職業として、老ひて去る人を遇するの法なく、例へば、小倉惠の第六十一議會後衆議院速記士を兼任せし如きは、病篤き人を遇するの窮餘の策であつたので、如何にかして速記士數名を增して、新陳代謝を速かならしめて、新たに來る者と去る者との調和を取ることが必要であると思ふ。

以上を以て簡單ながら速記者待遇の項を終ることゝする。

第五項　其の他

一　速記練習生に就いて

こゝに直接議會の執務に關係はないが、速記者採用の方面に一エポックを作つた點に於て、貴族院速記練習所のことを忘れることは出來ない。

前議長德川家達公は勿論、元翰長柳田國男等が、夙に議會速記將來のことを考へて、これが改善と進步を期する爲に、周圍と圖つて大正七年五月五日貴族院事務局に速記練習所の制度を設けられた。これが養成の任には速記技手を以て充て、着々實績を擧げ、議會速記者の補充は勿論、今や其卒業生を以て貴族院速記課の大半を占め、民間速記も爲に活氣を帶びて來たのである。今や第十四期卒業生を出し全卒業生百七名に及び、貴族院に採用されたる者技手三十名、雇九名であるが、これは速記者養成の項に於て詳述することゝして、こゝには其重複するを避け敎官名を揭記する

に止める。

伊藤新太郎、薦野孝卿、木下蔭高、月江篤英、小宮八十二、小倉惠、安田勝滅、萩原米次郎

二　速記者の服制及團體

貴族院に於ては最初は本議場に出るには速記者はフロックコートと定められて、委員會は背廣でも許され、和服ならば紋付、羽織、袴であつたが、最初はやはりモーニングが多數を占めて、屬の伊藤（新太郎）其他二三が紋付で押通してゐたが、段々と洋服、和服とりぐ〳〵になり、議場出入の際の他との區別、其他事務上のことを慮り、大正六年十一月速記技手並雇員に對して一定の制服を定めたのである、黒繻子角袖の恰も今日の郵便局の事務服やうの簡單なもので、傍聽席より見れば華かな議場内で一つの珍風景であつたかも知れない。が、其粗野に對する不平よりも、酷暑中の臨時議會の體驗よりして、改正の要求起り、フロック或はモーニング案を採用されんとする際、偶々關東大震災ありて議員の背廣服着用が自由となりしを機として、更に一歩を進めて、大正十二年十月六日に黒又は紺色の背廣服にて執務することゝなり、現在は和服着用皆無の狀態となつた。

課内の團體としては、貴族院速記者會、二一會があるが、速記者會は大正十年七月廿一日成立した貴族院技手會の擴大されたもので、技手會に於ては名の示す如く技手を中心として會員相互の親睦、共同福利の增進、技術の研究、執務上の改善等をなして來たのであるが、新たに雇をも加へ正會員として迎へ、右目的の徹底を期するため昭和七年三月成立したもので、速記者は全部この會員となり、唯一の課内の有力團體であると言ひ得るのである。

二一會は速記課中心の會であつてその歴史古く、會員の吊慰親睦を目的とする純粋なる團體である。

その他、毛利式速記術の創始者毛利高範子爵の議員勇退を期して、技術奬勵のため一千圓の寄附ありしと、徳川前議長の五百圓の寄附を基として、速記奬勵會なるものが大正八年に創立されたのであるが、其他には特に述ぶべき團體もないのである。

附　貴族院各議會別執務速記者表

書記官長　金子堅太郎
速記課長　河田烝

屬　伊藤新太郎

雇　林茂淳、薦野孝卿（各明治廿三年九月十日任官）

臨時雇　（十七名）秋田莊次郎、平野勝己、菅武徳太郎、鈴木慶福（各二十三年九月十日任命二十四年三月十五日解任）川口芳之助、高田萬次郎、中田元、山田武八郎、簗轍、山口金太郎、小相英太郎、荒浪市平、岸光治、澤木友喜、木下蔭高、市東謙吉、森本大八郎（各廿三年十一月十日任官二十三年三月十日解任）（順序不同）

第二回帝國議會　（明治二十四年十一月二十一日召集）

書記官長、速記課長　同じ

屬、雇　同じ

臨時雇　（十九名）武田直次郎、袋野環、これより參加、他は同じ（明治二十四年十一月十五日任官、二十五年一月十九日解任）

第三回帝國議會　（明治二十五年五月二日召集）

書記官長、速記課長　同じ

屬、雇　同じ

臨時雇　（十八名）木下蔭高不參、他は同じ（明治二十五年四月二十五日任官、同六月二十日解任十五名）

第四回帝國議會　（明治二十五年十一月二十五日召集）

書記官長、速記課長　同じ

屬、雇　同じ

臨時雇　（十八名）袋野環これより衆議院に轉ず、木下蔭高再び任命、他は同じ（二十五年十一月二十一日任官翌年三月二日解任）

第五回帝國議會　（明治二十六年十一月二十五日召集）

書記官長、速記課長　同じ

屬、雇　同じ

臨時雇　（十七名）武田直次郎衆議院に轉ず、他は同じ（二十六年十一月二十二日任官、翌年一月十日解任）

第六回臨時帝國議會　（明治二十七年五月十二日召集）

書記官長、速記課長　同じ

屬　同じ

雇　小菅熊之助（明治二十七年三月八日任命）菅武德太郎（明治二十七年二月九日任命）　鈴木慶福（明治二十七年二月九日任命）他は同じ

臨時雇　（十五名）菅武德太郎、鈴木慶福雇に昇進、他は同じ（二十七年五月四日任官、翌年六月十日解任）

第七回廣島臨時帝國議會　（明治二十七年十月十五日召集）

書記官長、速記課長　同じ

屬　伊藤新太郎

雇　（五名）林茂淳、小菅熊之助、薦野孝卿、菅武德太郎、鈴木慶福

臨時雇　採用せず

第八回帝國議會　（明治二十七年十二月二十二日召集）

書記官長　中根重一

速記課長　河田烋

屬、雇　（五名）　同じ

臨時雇　（十四名）　丹羽瀧男新採用、市東謙吉、高田萬次郎他に轉ず、他は同じ（二十七年十二月二十日任官翌年三月三十日解任）

第九回帝國議會　（明治二十八年十二月二十五日召集）

書記官長、速記課長　同じ

屬、雇　（五名）　同じ

臨時雇　（三名）　秋田莊次郎（明治二十八年七月六日死去）　他は同じ

第十回帝國議會　（明治二十九年十二月二十二日召集）

書記官長、速記課長　同じ

屬　伊藤新太郎

雇　林茂淳、小菅熊之助、鷹野孝卿、菅武德太郎、鈴木慶福

臨時雇　（十二名）　丹羽瀧男、川口芳之助、高畠政之助、簗轍、山本眞太郎、山口金太郎、藤本峯太郎、小相英太郎、荒浪市平、岸光治、木下蔭高、森本大八郎（二十九年十二月任官翌年三月二十九日解任）中田元、山田武八郎、衆議院に轉ず

第十一回帝國議會　（明治三十年十二月二十一日召集）

書記官長、速記課長　同じ

屬、雇　（五名）　同じ

臨時雇　（十二名）　同じ（三十年十二月任官翌年一月八日解任）

第十二回臨時帝國議會　（明治三十一年五月十四日召集）

屬、雇　（五名）　同じ

臨時雇　（十二名）　同じ（三十一年五月十二日任官同六月十四日解任）

第十三回帝國議會　（明治三十一年十一月七日召集）

書記官長、速記課長　同じ

屬、雇　（五名）　同じ

臨時雇　（十二名）　同じ（三十一年十一月任官翌年三月十三日解任）

第十四回帝國議會　（明治三十二年十一月二十日召集）

書記官長　同じ

議事課長　河田　烝（三十二年十月四日貴族院事務局章程を廢し分課規程を定め、速記課は三十五年十一月十四日まで廢せられ議事課所管となる）

速記掛手の制度行はれ今までの屬、雇、臨時雇を速記掛手に任命さる。

速記掛手　（二十三名）伊藤新太郎、林茂淳、小菅熊之助、薦野孝卿、菅武德太郎、鈴木慶福（各三十二年三月三十一日任命）丹羽瀧男、川口義之助、高畠政之助、平野勝己、簗轍、山本眞太郎、山口金太郎藤本峯太郎、小相英太郎、荒浪市平、岸光治、木下蔭高、山田武八郎、森本大八郎（各三十二年四月一日任命）

月江喬英、小宮八十二、小倉惠（以上三十二年十一月二十一日臨時雇を經ずして直ちに任命）

森本大八郎（明治三十二年十二月七日依願免本官）

臨時雇　（三名）川守田武一、上野山六郎、工藤三郎（三十二年十一月二十四日任官翌年二月二十八日解任）

第十五回帝國議會　（明治三十三年十二月二十二日召集）

書記官長　太田峯三郎

議事課長　河田　烝

速記掛手　（二十三名）小相英太郎（三十三年十二月二十一日死去）藤本勝太郎、新井勝彌（三十三年十二月二十一日任官）他は同じ

臨時雇　（三名）同じ（三十二年十二月二十日任官翌年三月三十一日解任）

第十六回帝國議會　（明治三十四年十一月七日召集）

書記官長、議事課長　同じ

速記掛手（二十三名）同じ

臨時雇　（三名）同じ（三十四年十二月任官翌年三月十五日解任）

第十七回帝國議會　（明治三十五年十二月六日召集）

書記官長　同じ

速記課長　仙石政敬

（三十五年十一月十四日分課規定改正速記課復活さる）

速記掛手　（二十五名）上野山六郎、川守田武一、三十五年十一月二十六日掛手任官他は同じ

臨時雇　（二名）工藤三郎、宮澤彦七（三十五年十二月任命翌年一月七日解任）

第十八回臨時帝國議會　（明治三十六年五月八日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記技手　（二十五名）　同じ

臨時雇　（二名）　同じ（三十六年五月四日任命同六月六日解任）

第十九回帝國議會　（明治三十六年十二月五日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記技手　（二十二名）　上野山六郎、川守田武一（三十六年十二月五日文官分限令第三條第一項第三號に依り免本官）他は同じ

雇　上野山六郎、川守田武一（十二月二十六日任官）

臨時雇　（二名）　同じ

第二十回臨時帝國議會　（明治三十七年三月十八日召集）

書記官長　太田峯三郎

速記課長　仙石政敬

速記技手　（二十三名）　伊藤新太郎、林茂淳、小菅熊之助、薦野孝卿、菅武德太郎、鈴木慶福、川口芳之助、高畠政之助、簗轍、山口金太郎、山本眞太郎、荒浪市平、岸光治、平野勝巳、木下蔭高、丹羽瀧男、月江喬英、小宮八十二、小倉惠、藤本峯太郎、藤本勝太郎、新井勝彌、山田武八郎

雇　（二名）　川守田武一、上野山六郎

臨時雇　（一名）　宮澤彦七（三十七年三月二十二日任命翌年三月三十日解任）工藤三郎參加せず

第二十一回帝國議會　（明治三十七年十一月二十八日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記技手　（二十三名）　同じ

雇　（二名）　同じ

臨時雇　（一名）　同じ（三十七年十二月十四日任官翌年二月二十八日解任）

第二十二回帝國議會　（明治三十八年十二月二十五日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記技手　（二十三名）　同じ

雇　（二名）　同じ

臨時雇　（一名）　同じ（三十九年一月十二日任官同年三月三十一日解任）

第二十三回帝國議會　（明治三十九年十二月二十五日召集）

書記官長　同じ

速記課長　男爵　東久世秀雄

速記技手　（二十二名）　高畠政之助（三十九年二月十三日依願免本官）他は同じ
雇　（二名）　同じ
臨時雇　（二名）　工藤三郎再び參加
他は同じ（四十年一月二十一日任官同年三月三十一日解任）

第二十四回帝國議會　（明治四十年十二月二十五日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記技手　（十九名）　平野勝已（四十年十一月九日死亡）岸光治（四十年十一月二十八日依願免本官）
他は同じ
雇　（二名）　同じ
臨時雇　（二名）　工藤三郎不參、安田勝藏これより參加、他は同じ（四十一年一月二十日任官同年三月二十八日解任）

第二十五回帝國議會　（明治四十一年十二月二十二日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記技手　（二十名）　同じ
雇　（二名）　同じ
臨時雇　（三名）　工藤三郎再び參加、他は同じ（四十二年一月十九日任官三月二十五日解任）

第二十六回帝國議會　（明治四十二年十二月二十二日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記技手　（二十名）　藤本峯太郎（四十二年十二月二十五日依願免本官）川守田武一（四十二年十二月二十八日技手任官）他は同じ
雇　（二名）　宮澤彦七（四十三年一月十五日雇に命ぜらる）他は上野山六郎
臨時雇　（二名）　工藤三郎、安田勝藏（四十三年一月十五日任命同年三月二十五日解任）

第二十七回帝國議會　（明治四十三年十二月二十日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記技手　（二十名）　同じ
雇　（二名）　同じ
臨時雇　（二名）　同じ（四十三年十二月任官）

第二十八回帝國議會　（明治四十四年十二月二十三日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記技手　（十九名）　林茂淳（四十四年五月十二日依願免本官）他は同じ
雇　同じ
臨時雇　採用せず

第二十九回臨時帝國議會　（大正元年八月二十一日召集）

書記官長　太田峯三郎
議事課長　東久世政敬（四十五年六月十八日事務局分課規定改正速記課を廢して議事課の一部となせり）

速記技手　（二十名）　上野山六郎（明治四十五年四月十二日任官）他は同じ
雇　宮澤彦七

第三十回帝國議會　（大正元年十二月二十四日召集）

書記官長　太田峯三郎
議事課長　男爵　東久世秀雄

速記技手　（二十名）　伊藤新太郎、丹羽瀧男、小倉惠、川口芳之助、川守田武一、月江儁英、上野山六郎、藥轍、山本眞太郎、山口金太郎、藤本勝太郎、小菅熊之助、鷲野孝卿、新井勝彌、荒浪市平、木下蔭高、菅武德太郎、鈴木慶福、小宮八十二、山田武八郎
雇　宮澤彦七

第三十一回帝國議會　（大正二年十二月二十四日召集）

書記官長、議事課長　同じ

速記技手　（十八名）　藤本勝太郎（大正二年四月二十二日死去）荒浪市平、木下蔭高（大正二年五月二十八日依願免本官）宮澤彦七（大正二年五月二十七日任官）
臨時雇　（七名）　岩田岑、荒浪市平、木下蔭高、萩原米次郎、中島忠壽、藤本要三、佐藤長五郎（大正三年二月十六日任命同三月二十七日解任）

第三十二回臨時帝國議會　（大正三年五月四日召集）

書記官長　柳田國男
議事課長　男爵　東久世秀雄

速記技手　（十八名）　同じ

第三十三回臨時帝國議會　（大正三年六月二十日召集）

書記官長、議事課長　同じ

速記技手　（十八名）　同じ
臨時雇　（七名）　同じ（大正三年六月二十日任命同六月三十日解任）

第三十四回臨時帝國議會　（大正三年九月三日召集）

書記官長、議事課長　同じ

速記技手　（十八名）　同じ

臨時雇　（七名）　同じ（大正三年九月二日任命同九月十一日解任）

第三十五回帝國議會　（大正三年十二月五日召集）

書記官長、議事課長　同じ

速記技手　（十八名）　同じ

臨時雇　（七名）　同じ（大正三年十二月一日任命同十二月二十八日解任）

第三十六回臨時帝國議會　（大正四年五月十七日召集）

書記官長　同じ

議事課長、成瀬達

速記技手　（十八名）　同じ

臨時雇　（七名）同じ（大正四年五月十二日任命同六月十一日解任）

第三十七回帝國議會　（大正四年十一月二十九日召集）

書記官長、議事課長　同じ

速記技手　（十八名）　同じ

臨時雇　（七名）　同じ（大正四年十一月二十八日任命同三月六日解任）

第三十八回帝國議會　（大正五年十一月二十五日召集）

書記官長、議事課長　同じ

速記技手　（十六名）　新井勝彌（大正五年二月七日死去）　菅武德太郎（大正六年一月十日依願免本官）　簗轍（大正五年三月三十一日依願免本官）　安田勝藏（大正六年一月十日任官）　他は同じ

臨時雇　（九名）　山田到、松村春次加入（大正六年一月二十二日任命同一月三十一日解任）　他は同じ（大正五年十二月二十五日任命翌六年一月三十一日解任）

第三十九回臨時帝國議會　（大正六年六月二十一日召集）

書記官長、議事課長　同じ

速記技手　（十五名）　山田武八郎（大正六年九月二十七日死亡）　他は同じ

臨時雇　（十名）岡村金太郎新に參加、他は同じ（大正六年六月二十日任命同七月十八日解任）

第四十回帝國議會　（大正六年十二月二十五日召集）

書記官長　柳田國男
議事課長　成瀬達

速記技手　（十八名）伊藤新太郎、丹羽瀧男、小倉惠、川口芳之助、川守田武一、月江篤英、上野山六郎、山本眞太郎、山口金太郎、小菅熊之助、薦野孝卿、鈴木慶福、萩原米次郎、中島忠壽、安田勝藏、小宮八十二、佐藤長五郎、宮澤彦七
（萩原米次郎、中島忠壽、佐藤長五郎大正六年十一月三十日任官）
臨時雇　（十一名）棚橋林平、池田繁次郎、高橋鐵雄、森本德藏、新たに參加（大正七年一月二十一日任命同三月二十八日解任）
岩田岑、荒浪市平、木下蔭高　岡村金太郎、山田到、松村春次、藤本要三（大正六年十二月二十四日任命翌三月二十八日解任）

第四十一回帝國議會　（大正七年十二月二十五日召集）

書記官長　同じ
速記課長　長谷川赳夫（大正七年五月一日事務局分課規程改正再び速記課獨立す）
速記技手　（二十名）岩田岑、藤本要三（大正七年五月二十二日任官）
臨時雇　（八名）岩田岑、藤本要三、木下蔭高を除き他は同じ（大正七年十二月二十五日任命翌年三月二十八日解任）

嘱託　木下蔭高

第四十二回臨時帝國議會　（大正八年十二月二十四日召集）

書記官長　河井彌八
速記課長　長谷川赳夫

速記士　伊藤新太郎（大正八年六月十七日任官）
速記技手　（二十四名）伊藤新太郎速記士となる
棚橋林平、岡村金太郎、山田到、松村春次、森本德藏（大正八年四月七日任官）他は同じ
臨時雇　（四名）池田、荒浪、木下、高橋（大正八年十二月二十三日任命翌年三月十三日解任）

第四十三回臨時帝國議會　（大正九年六月二十九日召集）

書記官長　同じ
速記課長　小林次郎

速記士　同じ
速記技手　（二十六名）池田繁次郎、高橋鐵雄（大正九年四月一日任官）他は同じ
臨時雇　（四名）內海千壽、島田滿佐治新たに參加

木下、荒浪（大正九年六月二十八日任命同七月二十九日解任）

第四十四回帝國議會　（大正九年十二月二十五日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記士　同じ

速記技手　（二十七名）川口芳之助（大正九年十月九日依願免本官）森田恭平、荒井庚子郎（大正九年十一月二十六日任官）他は同じ

雇　（二名）内海千壽、小田定暉（大正九年十二月三十一日任命）

臨時雇　（二名）荒浪市平、木下蔭高（大正九年十二月二十四日任命翌年二月二十九日解任）

第四十五回帝國議會　（大正十年十二月二十四日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記士　薦野孝卿（大正十年六月三十日任官）伊藤新太郎（大正十年六月三十日依願免本官）

速記技手　（三十三名）小菅熊之助（大正十年八月十八日死去）棚橋林平（同年九月九日死去）荒浪市平、木下蔭高（大正十年十二月二十三日任官）内海千壽、小田定暉、中山林輔、森山波藏、飯田弘一、島田滿佐治、大館安雄（大正十年六月三十日任官）他は同じ

雇　（二名）岡田茂二、久野安一（大正十一年二月十日任命）

臨時雇　（三名）村岡義信、中原初一郎、齋田夙麿（大正十年十二月二十三日任命翌年三月二十八日解任）

第四十六回帝國議會　（大正十一年十二月二十五日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記士　薦野孝卿（大正十二年一月二十八日依願免本官）

速記技手　（三十一名）月江儁英（大正十一年七月八日死去）木下蔭高（大正十一年四月三十日依願免本官）池田繁次郎（大正十三年九月六日依願免本官）入內島修一（大正十一年十一月十七日任官）他は同じ

雇　（二名）同じ

臨時雇　（四名）塚本雅夫新たに參加、他は同じ（大正十一年十二月二十四日任命翌年三月二十八日解任）

第四十七回臨時帝國議會　（大正十二年十二月十日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記士　山口金太郎（大正十二年六月五日任官）鈴木慶福（大正十二年五月三日任官）丹羽瀧男（大正十二年三月二十八日任官、同三月三十一日依願免本官）

速記技手　（三十一名）岩田岑（大正十二年三月三十一日依願免本官）村岡義信、中原初一郎、塚本雅夫、齋田夙麿（大正十二年四月十六日任官）他は同じ　村岡義信（大正十二年七月九日死亡）

雇　（三名）廣島虎雄（大正十二年四月三十日任命）他は同じ

第四十八回帝國議會　（大正十二年十二月二十五日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記士　（二名）山口金太郎、鈴木慶福

速記技手　（三十名）廣島虎雄（大正十三年一月二十二日任官同日死去）他は同じ

雇　（三名）山口貞吉（大正十三年一月二十二日任命）他は岡田茂二、久野安一

臨時雇　塚越省司（大正十三年一月二十二日任命同二月五日解任）

第四十九回臨時帝國議會　（大正十三年六月二十五日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記士　山本眞太郎（大正十三年五月十二日任官同十二月六日依願免本官）山口金太郎（大正十三年四月二十九日依願免本官）鈴木慶福（大正十三年三月三十一日依願免本官）

速記技手　（三十三名）畑田明、岡田茂二、塚越省司、久野安一（大正十三年三月三十一日任官）他は同じ

雇　（三名）鬼塚明治、後藤一郎（大正十三年三月三十一日任命）他は山口貞吉

第五十回帝國議會　（大正十三年十二月二十四日召集）

書記官長　河井彌八

速記課長　小林次郎

速記士　缺員

速記技手　（三十三名）大館安雄、小倉惠、川守田武一、上野山六郎、荒浪市平、飯田弘一、入內島修一、萩原米次郎、畑田明、岡村金太郎、小田定暉、岡田茂二、高橋鐵雄、塚本雅夫、塚越省司、中島忠壽、中山林輔、中原初一郎、內海千壽、久野安一、安田勝藏、山田到、松村春次、藤本要三、小宮八十二、荒井庚子郎、佐藤長五郎、齋田夙麿、宮澤彥七、島田滿佐治、森本德藏、森田恭平、森山波藏

雇　（三名）山口貞吉、鬼塚明治

臨時雇　（三名）下島三郎、伴仲喜作（大正十四年一月三十一日任命同三月二十九日解任）柴田喬（大正十四年三月六日任命同三月二十九日解任）

第五十一回帝國議會　（大正十四年十二月二十五日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記士　缺員

速記技手　（三十四名）鬼塚明治（大正十四年十二月七日任官）他は同じ

雇　（七名）下島三郎、長谷川一雄、友野滕雄、田中茂藏、福地和正（大正十四年四月二十二日任命）他は山口貞吉、後藤一郎

臨時雇　（二名）　下鳥の他は同じ

第五十二回帝國議會　（大正十五年十二月二十四日召集）

書記官長　成瀬達
速記課長　小林次郎

速記士　木下蔭高（大正十五年十月十二日任官）　川守田武一（大正十五年五月三十一日任官同九月十四日依願免本官）
速記技手　（四十二名）　山口貞吉、後藤一郎、友野勝雄、田中甚藏、柴田喬（昭和二年一月十五日任官）下鳥三郎、長谷川一雄、福地和正、伴仲喜作（大正十五年四月三十日任官）
雇　（二名）　的場勇夫、大川善吉良（大正十五年四月三十日任命）
臨時雇　（二名）　中元藤一郎、出口正太郎（昭和二年一月二十四日任命同三月二十七日解任）

第五十三回臨時帝國議會　（昭和二年五月三日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記士　木下蔭高
速記技手　（四十二名）　同じ
雇　（二名）　同じ

第五十四回帝國議會　（昭和二年十二月二十四日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記士　木下蔭高
速記技手　（四十二名）　山口貞吉（昭和二年九月十六日死去）柴田喬（昭和三年一月九日入營四年一月八日休職滿期）小山内巽、大川善吉良（昭和二年十二月三十一日任官）他は同じ
雇　（四名）　糸若遜、大島淡海、上田利一（昭和二年九月三十日任命）的場勇夫
臨時雇　（五名）　武井升、月江匡、中元藤一郎、小泉武夫、出口正太郎（昭和三年一月二十日任命同一月二十三日解任）

第五十五回臨時帝國議會　（昭和三年四月二十日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記士　木下蔭高
速記技手　（四十二名）　同じ
雇　（四名）　同じ
臨時雇　（四名）　同じ（昭和三年四月十九日任命同五月九日解任）

第五十六回帝國議會　（昭和三年十二月二十四日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記士　木下蔭高

速記技手　（四十二名）　同じ

雇　（八名）　小松葉洲邦、木村藤曹（昭和三年九月三十日任命）他は同じ

臨時雇　（三名）　月江匡、小泉武夫、赤坂薫（昭和四年二月一日任命同三月二十七日解任）

第五十七回帝國議會　（昭和四年十二月二十三日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記士　小宮八十二（昭和四年十二月二十六日任官）木下蔭高（昭和四年五月十八日依願免本官）荒波市平（昭和四年十月二十五日任官同十月三十一日依願免本官）

速記技手　（四十三名）　大館安雄（昭和四年九月十七日死去）中元藤一郎、的場勇夫、出口正太郎（昭和四年十二月三十一日任官）柴田喬（昭和五年一月二十一日任官）他は同じ

雇　（十名）　柴田滿雄（昭和四年九月二十四日任命）笠木憲一、鴨志田留松（昭和四年十月八日任命）他は同じ

臨時雇　（三名）　同じ（昭和五年一月二十一日任命同一月二十三日解任）

第五十八回臨時帝國議會　（昭和五年四月二十一日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記士　小宮八十二

速記技手　（四十三名）　同じ

雇　（十名）　同じ

臨時雇　（三名）　同じ（昭和五年四月二十三日任命同五月十五日解任）

第五十九回帝國議會　（昭和五年十二月二十四日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記士　小宮八十二

速記技手　（四十六名）　糸若遜、大島淡海、上田利一（昭和六年三月十三日任官）他は同じ

雇　（十一名）　塙英男（昭和五年九月二十五日任命）神崎昌雄、長井富雄、坂本貞之助（昭和五年十一月十五日任命）他は同じ

臨時雇　（三名）　同じ（赤坂薫　昭和六年二月十六日任命他は同三月五日任命、同三月二十八日解任）

第六十回帝國議會　（昭和六年十二月二十三日召集）

書記官長　長世吉

速記課長　小林次郎

速記士　小宮八十二

速記技手　（四十八名）小倉惠、安田勝藏、上野山六郎、宮澤彦七、藤本要三、萩原米次郎、中島忠壽、佐藤長五郎、山田到、松村春次、岡村金太郎、森本德藏、高橋鐵雄、森田恭平、荒井庚子郎、內海千壽、小田定暉、中山林輔、島田滿佐治、森山波藏、飯田弘一、入內島修一、齋田夙麿、中原初一郎、塚本雅夫、畑田明、久野安一、岡田茂二、塚越省司、鬼塚明治、下鳥三郎、長谷川一雄、福地和正、伴仲喜作、後藤一郎、友野勝雄、田中甚藏、小山內巽、大川善吉良、柴田喬、的場勇夫、中元藤一郎、出口正太郎、大島淡海、上田利一、糸若遜

鴨志田留松（昭和六年七月十八日任官同日死亡）　笠木憲一（昭和六年六月十五日任官同日死亡）

雇　（十三名）塙英男、大崎甚衛（昭和六年十月三十一日任命）　神崎昌雄、風間恒夫（昭和六年十月三十一日任命）長井富雄、梅川健治、上松義郎、小松葉洲邦、青木重圓（昭和六年十月三十一日任命）坂本貞之助、木村藤曹、浮山誠一（昭和六年九月二十六日任命）柴田滿雄

第六十一回臨時帝國議會　（昭和七年三月十八日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記士　小宮八十二

速記技手　（四十四名）上野山六郎（昭和七年三月一日依願免本官）　小倉惠（昭和七年三月二十四日兼任衆議院速記士同三月二十九日死亡）他は同じ

雇　（十三名）同じ

第六十二回臨時帝國議會　（昭和七年五月二十三日召集）

書記官長　長世吉

速記課長　近藤英明

速記士　小宮八十二

速記技手　（四十八名）梅川健治、上松義郎、小松葉洲邦、木村藤曹（昭和七年三月三十一日任官）他は同じ

雇　（九名）技手に轉ぜし者の外同じ

臨時雇　（三名）月江匡、小泉武夫、赤坂薰（昭和七年五月二十五日任命同六月十六日解任）

第六十三回臨時帝國議會　（昭和七年八月二十二日召集）

書記官長、速記課長　同じ

速記士　小宮八十二

速記技手　（四十九名）　赤坂薫（昭和七年八月二十二日任官）他は同じ
雇　（九名）　同じ
臨時雇　（二名）　月江匡、小泉武夫

第六十四回帝國議會　（昭和七年十二月二十三日召集）

書記官長　長　世　吉
速記課長　角　倉　志　朗

速記士　小宮八十二
速記技手　（四十九名）　同じ
雇　（十二名）　畑田專二、高野省三（昭和七年十月三十一日任命）　木村武雄（同九月二十六日任命）
他は同じ
臨時雇　（二名）　同じ（昭和八年一月三十一日任命同三月二十七日解任）

【備考】氏名の順序不同、雇其他細かな年月の如きは或は間違ひあるやも知れず紙面を略するために全掲は十回置にしたよろしく諒承を乞ふ。

第三節　衆議院に於ける速記

第一項　速記課の成立と初期議會に臨むの準備

明治二十三年七月十日勅令第百二十二號を以て衆議院事務局官制が定められた。是より先既に五月二十六日に内閣記錄局長兼臨時帝國議會事務局書記官たりし曾禰荒助が衆議院書記官長に任ぜられて居つた。而して同年七月二十三日に衆議院書記官に任ぜられて居つた吉原三郎が九月十日速記課長に命ぜられた。又同二十三年九月十日に若林玵藏佃與次郎、松川福三郎の三名は常任の雇速記者として任命せられた。それより臨時雇速記者採用の詮衡並に試驗が行はれ、其成績が十月二十七日に發表された。同日無試驗採用者も試驗採用者も共に抽籤に依つて貴衆兩院に配屬せられたのである。今其衆議院速記課最初の陣營を記せば

課　長（書記官）　吉　原　三　郎　明治二十三年九月十日速記課長拜命
書記官　箕　輪　醇　同　九月二十四日速記課勤務
雇　（常任速記者）――各九月十日雇、同十一日速記課勤務拜命
若　林　玵　藏（埼玉、田　鎖　門　下）
佃　與　次　郎（群馬、若　林　門　下）
松　川　福　三　郎（埼玉、若　林　門　下）

臨時雇――各十一月十日臨時雇拜命

無試驗採用者　酒井昇造（東京、田鎖門下）
臼井喜代松（東京、林門下、自習）
友野茂三郎（長野、若林門下）
吉木竹次郎（石川、田鎖門下）
大富丹治（山口、若林門下）

試驗及第者　新井田次郎（青森、田鎖門下）
坂井爲次（新潟、若林門下）
波多野鐵太郎（愛知、田鎖門下）
袋野環（大分、若林門下）
房前達（福岡、若林門下）
戸所安次郎（東京、佃門下）
鈴木泰吉（埼玉、若林門下）
中村錠次郎（埼玉、若林門下）
福井順作（靜岡、若林門下）

右の諸氏の外に、更にその後十二月十一日に至りて

田口敬二（東京、若林・小相）
長谷川篤（群馬、佃門下）

の二氏臨時雇に採用せられたるを以て、結局十九名の錚々たる速記者を以て初期議會に臨む我速記陣を敷いたのである。これ等諸氏の系統は、田鎖直門である速記法研究會の若林を筆頭に、是も田鎖直門の酒井、吉木、新井田、波多野の諸氏、それに若林門下の錚々、佃、松川、友野、大富、中村、房前、袋野、鈴木、坂井、福井、田口の諸氏、更に林門下の臼井、佃門下の戸所、長谷川の諸氏、と當時の速記界の粹を集めた觀がある。而も各自は自信に充ち乍らも、尚協力一致して、鋭意議會速記の準備、執務の實地練習等に精進して、萬全を期せんと日夜努力したのである。

第二項　執務狀況

議會速記採用當時の情勢、即ち初期に於ける執務狀況、その他の模樣を知るには、その頃東京に在留した獨逸人ルードルフ・レーマン氏の依囑に依て、獨逸聯邦サクセン國官立速記講習所副長プロフエツソル・ドクトル・ツアイビヒ氏に送らんがために起草したと云ふ原稿の一部をこゝに記載することが最も適切であると思ふ。

日本帝國の紀元二千五百五十年、即ち西歷一千八百九十年の十一月を以て第一期の帝國議會を開きたる日本帝國に於ては、帝國議會兩院（貴族院及衆議院）の會議を書き取るに速記術を用ひ、日々內閣官報局より發行する所の官報の附錄として發行すること、爲せり。當初帝國議會の議事を書き取る仕方に付きては日本帝國に行はる、文字（假名及漢字）を以て大意を書き取らしむとの說と、速記術を以て言語の儘に書き取らしむとの說ありしなり。然る

に貴族院書記官長米國法律學士金子堅太郎君及衆議院書記官長曾根荒助君等の意見により、速記術を以て言語の儘に兩院の議事を書き取らしむることゝなりしなり。

右に就き兩院共に九月上旬を以て其事務局中に速記課と云へる課を設け、貴族院に於ては貴族院書記官河田烋君に速記課長を命じ、衆議院に於ては衆議院書記官日本法律學士吉原三郎君に速記課長を命じ、而して兩院共に東京市に於ける速記者中より各々三名を選抜して常任となしたり。九月中旬に兩院速記課に於て左の廣告文を官報及東京市に於て發行せる重なる新聞紙及速記術の雜誌に掲けたり。（中略）是より先き兩院に於ては全國内の速記者中、技倆熟達の聞えある者十人を選抜し無試驗にて採用すること、なしたり。其十人と前項に記したる試驗に及第したる十八人と（合せて二十八人）を十四人づゝ兩院に分ち十一月十日を以て兩院に於て臨時雇を命じたり。其給料は一日三圓五十錢以下二圓以上なり。今兩院の速記者を合算するときは三十四人にして、一院十七人づゝ（即ち常任者三人づゝ及臨時雇十四人づゝ）なり。外に兩院共に補員數名を置けり。

兩院の速記者の働き方を述べむに二人づゝ同時に議場に出席して共に演説を書き取り、十五分毎に交代すること、せり（例へば第一組の者二人にて十五分間速記を爲し、第二組の者二人之と交代して十五分間速記を爲すが如し）而して十五分間の速記を終るときは其書き取りたるものを携へて議場を退き、其詰所即ち速記課に歸り折半して日本通常の文字に書き改め之を互訂することゝせり。斯くて其次に議場に出席すべき順番の回り來るまでには概ね二十分間内外の猶豫ありとす。而して其組の數は貴族院に於ては十組、衆議院に於ては九組を設けたり。前項に記したる速記者の互訂終るときは其原稿を淨寫員に付し、淨寫終りて校合員に於て讀み合せを爲し、校閲員に送付したる速記者の互訂終るときは其原稿を淨寫員に付し、淨寫終りて校合員に於て讀み合せを爲し、校閲員に送付し校閲員校閲して速記課長に出し、速記課長之を閲して活版に付することゝせり。但活版に付するにつき貴族院と衆議院と其手續を異にせり　即ち貴族院に於ては原稿の整頓したるだけづゝ一日數回官報局に送り、官報局に於て活字を植え校正して版面を整頓することゝし、衆議院に於ては其原稿の整頓したるだけづゝ一日數回其構内に設けたる植字所に送り、同所にて活字を植え校正して版面を整頓し官報局に送付することゝせり。（兩院と官報局との距離は大凡一マイル半ほどなり）貴族院の會議は午前十時に始まりて午後四時に終り、衆議院の會議は午後一時に始まりて午後六時に終るの規定なり。然れども實際に於ては伸縮あるを免れず。假令伸縮あるも會議の終りたるときより大凡二時間内外には其日の速記錄の原稿を最終の部分まで活版に付し畢るを得ることとなれり。（中略）故に前日の貴族院議事及前夜の衆議院議事の速記錄は其翌朝の六時、七時頃までには東京市内に於ける官報購讀者の手に入り、鐵道線路に接せる地方に於ては東京より二百三十マイル内外の地まで其日の暮れざる中に到達することゝなれり。兩院の開期は共に三箇月間（中略）速記錄の一頁の大きさは官報と同く縦一メートルの三分の一弱、横一メートルの四分の一弱にして、一頁の字數は大凡二千六百字内外なり。而して速記錄の一回の頁數は兩院各々概ね十六頁とす。尤も二十四頁十二頁又は八頁くらゐのときも之なきにあらざれども斯ることは幾と稀なり。

今回帝國議會兩院の速記者を命ぜられたる者は、日本帝國の紀元二千五百四十二年即ち西曆一千八百八十二年に日本語速記術を發明したる源綱紀君の教を受けし者及其門下の教を受けし者なり。（中略）終に臨みて特に一言すべきは日本語速記術は政府の勸誘をも社會の奬勵をも受けず、全く一私人の手に生れて一私人の手に育ち、發明以來八年未滿にして第一期の帝國議會兩院の議事筆記に應用せられ豫想外の好結果を得るに至りたること是なり。此事

や日本帝國の速記術史に特筆大書すべきの價値あるのみならず萬國速記術史に特筆大書すべきの價値あるを信ずるなり。

即ち之に依て明かなるが如く、當初は僅か九組に過ぎなかつた。尤も速記分量も少く第一議會に於ては一千二十六頁、字數にして大凡二百五十六萬三千字位であつた。又二人組制も當初より行はれ、寫字、校正、校閲等もこの時より始まつてゐる。唯之後に至つて十分交代或は時に五分交代が行はれるやうになつたが、初期の頃は十五分交代であつた。又初期第四議會邊までは、普通、農收獲を終へた十一月下旬に開會されて、三月上旬閉會となるのが常であつた。記念すべき第一議會は十一月二十五日に召集され、同二十九日開院式が行はれたが、不幸翌二十四年一月二十日に兩院全燒の厄に遭つたので、衆議院は虎ノ門の舊工科大學中堂を議場とし、貴族院は帝國ホテルの舞踏室を議場として會議が行はれた。隨て速記執務の上にも多大の苦痛と不便を感じたことは勿論である。

又第七回臨時帝國議會は明治二十七年十月十五日當時の大本營所在地たる廣島に召集され、主として日清戰役に於ける軍事費豫算を審議された。會期は一週間であつたが、實際は四日で片付いた。當時の政費の三倍に垂んとする二億圓の軍費を斯の如く易々と可決したのは、以て國論の一致と國民性の一端を窺ふことが出來ると思ふ。この時我が速記課から出張を命ぜられ、廣島に召集された臨時議會に於て速記事務に當つたのは若林甜藏、伯與二郎、友野茂三郎、新井田次郎、長谷川篤の五名であつた。大本營の幕下に召集されるので是等出張員は何れも戰地に行くの覺悟を以て赴き、執務上に於ける幾多の不便をも忍びつゝ各員協力一致して事務を執つた。

議場は練兵場内にバラックが建てられ、壁の代りに幕を張つたり、葦簾を張つたりして、椅子は小學校の生徒の腰掛ける緣臺のやうなものであつた。其中で開かれた非常時議會であつただけに、速記者の執務の上にも幾多の不便を感じたと云ふよりも、寧ろ緊張した戰時氣分を以て執務は固より總ての行動をしたことは勿論である。

上述の如く、第一議會は草創の際であり、加へて議事堂全燒の爲に速記事務の上にも多大の苦痛を與へたことは勿論であるが、廣島に於ける第七回臨時帝國議會は國家的に見ても未曾有の緊急議會であり、從て議會速記史としても一つの特異的存在として、こゝに此二つを特に附加へて記した次第である。

第三項　速記錄に關する規定

衆議院規則（明治二十三年十二月一日議決せしもの）の中、速記錄に關する規定左の如し。

第七章　第二節　速記錄

第百三十八條　議事速記錄ハ速記法ニ依リ議事ヲ記載ス

第百三十九條　議院法第八十七條ニ依リ議長取消ヲ命シタル發言ハ速記錄ニ記載セス

第百四十條　演說シタル議員ハ速記錄配付の當日午後七時マデニ其訂正ヲ求ムルコトヲ得　但シ訂正ハ字句ニ止マリ演說ノ趣旨ヲ變更スルコトヲ得ス　速記錄ノ訂正ニ對シ異議ヲ申立ツル者アルトキハ議長ハ贊成者アルヲ待チ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ採ルヘシ

其後この速記錄に關する規定が改正せられて、大正十四年三月二十四日議決のもの（現行法）は左の如き條文にな

つてゐる。

第八章　第二節　速記錄

第百四十二條　議事速記錄ハ議事日程議案議事投票者氏名及諸般ノ報告其ノ他必要ナル事項ヲ掲載ス
議事ハ速記法ニ依リ速記ス

第百四十三條　議員ハ其ノ演說ノ參考トシテ簡單ナル文書ヲ速記錄ニ掲載セムトスルトキハ議長ノ許可ヲ請フヘシ

第百四十四條　議院法第八十七條ニ依リ議長取消ヲ命シタル發言ハ速記錄ニ記載セス

第百四十五條　演說シタル議員ハ速記錄配付の當日午後七時迄ニ訂正ヲ求ムルコトヲ得　但シ訂正ハ字句ニ止マリ演說ノ趣旨ヲ變更スルコトヲ得ス
速記錄ノ訂正ニ對シ異議ヲ申立ツル者アルトキハ議長ハ贊成者アルヲ待チ討論ヲ用ヰスシテ議院ノ決ヲ採ルヘシ

第四項　速記課の擴充

一　執務の擴大と技手制度の創設

前項に於て述べた通り當初は十九名の速記者を以て議事速記に當つた。その擔當した速記は主として本會の議事にあつて、傍ら豫算總會、又は重要委員會よりの注文のみを速記したのであるが、爾來速記は益々用途を認められて、豫算總會のみならず豫算分科及政府提出の重要議案の委員會も速記を常置されることゝなつたので速記者の數も漸次增員して、第九議會には二十五名に達し、それが十三議會まで續いた。併ながらその大部分は臨時雇で、常雇は僅か二名に過ぎなかつた。然るに其後速記事務の繁忙と、速記者生活の保證など諸種の要件が合して明治三十年十月勅令第三百五十號を以て速記技手の制度が設けられた。即ち事務局官制の改正に依つて二十五名の速記技手が置かれることになつた。明治三十二年に愈〻この制度が實施せられ、四月一日從來の雇、臨時雇であつた左の二十五名が第一回の技手として任官した。

若林琱藏(一級)、侀與次郎(二級)、長谷川篤(六級)、簗田欽次郎(六級)、新井田次郎(六級)、友野茂三郎(六級)、武田直次郎(七級)、柿沼柳作(七級)、戸所安次郎(七級)、福井順作(八級)、猪飼鐵太郎(八級)、小澤鶴松(八級)、大川發(八級)、坂井爲次(八級)、尾張拾吉郎(八級)、松原司馬(八級)、齋藤增吉(八級)、田口敬二(八級)、酒井昇造(八級)、伊內太郎(八級)、石橋政二(八級)、長戸鶴松(八級)、納谷直次郎(八級)、鈴木泰吉(八級)、市村淳士(八級)

而して新に臨時雇として

喜多川孝太郎、木川忠一郎、小島誠之進、杉山直喜、北村國久

の五名が同年十一月二十四日に任命され、總員三十名となつた。この技手制度の創設に依つて、茲に速記者の待遇も漸く改善の緒についたと言へよう。

二　速記士の設置

由來衆議院の速記者は、一面速記事務の增加に對應する爲め、又他面待遇改善の意味に於て、早くより定員の增加奏任速記者の設置を要望して來たのであるが、豫算その他の關係よりして容易にこの目的を達成することが出來ず、久しく陰忍自重して來たが、漸くにして大正七年奏任官として速記士を置くことになり、大正八年六月十七日新井田次郎が初代の速記士に任官したのである。僅か一つの椅子とは言へ、玆に古參速記者優遇の道が新たに開かれた譯で議院速記者の地位の向上としての一飛躍である。其後大正十二年には課員の要望が漸次容れられて、更に速記士を二名に增加されるに至つたのであるが、殘念なことには翌十三年の暮、行政整理の爲に又一名に減ぜられて、今日に至るまで尙ほ增員を見ることが出來ない。今や速記事務の激增に伴つて、技手、雇、臨時雇の數も初期時代に比して著しく增加した今日、否、更に今後も增員を要するの時に當り、課の統制の點から見るも、將又技手進級の途より考ふるも、速記士の增員は課員の齊しく熱望して已まない所である。終に歷代速記士の名前を列記して敬意を表することにする。

新井田次郎、友野茂三郎、武田直次郎、尾張捨吉郎、田口敬二、石橋政二、喜多川孝太郎

三　官制の變遷—技手漸增

既述の如く明治三十二年技手制度實施の際速記技手二十五名を置かれたのであるが、爾來數次の行政整理に遭遇して其度毎に斧鉞を加へられ、約二十年間に二十五名の定員は漸減して十八名となつた。而して一方には實際の必要上開會中のみの臨時雇を置いて速記事務には大なる支障なきを得て居たので、其臨時雇速記者の數は一時二十三名の多きを算へた。

斯の如く全員の約半數は待遇菲薄なる臨時雇で甘んじなければならなかつたので、速記技手定員增加の必要は夙に叫ばれ、その結果、漸く大正七年五月、十二人の定員增加を見た。その後も速記事務激增の形勢に伴つて、相踵いで同十年五月十名を增員せられ、更に同十二年五月十名の增加（但しこの時は行政整理に依る減員等があつて事實は三名の增加に過ぎなかつたが）を見て、その總員は四十二名に達した。而も尙且つ年と共に激增する議事速記の要求は課員一同異常なる努力を拂つても尙ほ及ばず、速記機關不足の爲に委員會の開會を極端に制限せねばならぬと云ふやうな冠履顚倒の珍現象を生じつゝあつた。玆に於てか議院に於ける速記事務の圓滑と速記錄の完備を期する爲に、課員一同より「速記術及速記者改善に關する意見書」を事務局當局並に議員に提出して、所謂百二十人案（速記士三〇技手七〇、雇二〇）を揭げ、新議院の落成を目標として、繼續的にこれが增員計畫を樹立せられんことを要望したのは、大正十三年六月の特別議會に際してであつた。爾來この目標の下に速記機關の充實を期すべく、課員は協力一致して代表委員を後援し、代表委員は議會の開會中と否とを問はず、或は屢次當局と會見して懇談を遂げ、或は各政黨の幹部を訪うて速記に對する理解と後援とを求むる等不斷の努力を續けて來た。事務局の當局も亦その趣旨を容認して、毎年豫算編成期には新規要求として多少の增員の經費を大藏省に要求し來つたが、時恰も行政整理、財政緊縮の時代に遭遇して、これが實現を見るに至らず、大正十三年十二月には却つて速記士一名、速記技手二名を減ぜられた。

然るに一方議院の速記事務增加の趨勢は益々甚だしく、就中第五十一議會は事務頗る多忙を極め、日曜日まで潰し

て委員會が開かれ、各自の速記回數は十回と云ふ空前のレコードを作り、飜譯もその日の中に終らないと云ふやうな劇務の爲に課員の疲勞はその極に達した。而も尙且つ豫算各分科會すら、速記機關に制限せられて、極端にその會議時間を縮少するの已むない事態に陷り、各委員會に於て速記者不足の聲は主査並に委員の口より頻發せられたることは、當時の速記錄に明瞭である。

當局もこれ等の形勢に鑑み、今後百二十人案の實現を期すべく、差當り追加豫算として速記士一名、速記技手十六名の增員を大藏省に要求すると云ふことを言明した。併ながら其後追加豫算の提出は容易に進捗せず、爲に委員と當局との間には更に數次の折衝が重ねられ、曲折を經て漸く三月十七日政府より提出せられたる大正十五年度追加豫算中に技手十六名增加の計上を見、無事兩院を通過して、同年六月これが官制の公布となり、技手の定員は五十六人となつたのである。

この十六人の增加に依つて幾分の緩和はされたと云ふものゝ、更に議事の增加はそれ以上の率を示すのみならず、一面增員に伴つて委員會の引受數等も自然增加を來すので、問題の多い議會、論議の多い場合など、少し多忙の度を增す時は到底速記機關の圓滿なる運轉は望むべくもなく、速記機關不足の爲に委員會の開會を制限すると云ふやうな寃履顚倒の現象は依然續けられた。元來が數字的根據に依て割出された百二十人案である以上、その實現を見るまでは何處かに無理のあることは已むを得ない。勿論一時にその實現を見るのは不可能にしても、繼續的にこれが實現を期せんとすることは早くより當局も言明して居る所であり、然らざれば執務上支障を來す場合なきを保し難いことは無理からぬ所であらう。さればこそ課の代表委員は、この百二十人案の繼續的實現方に付き、その後も常に當局と折衝を重ね來つたのであるが、その後六年間は遂にその實現を見るに至らなかつた。

一面增員要求と同時に、內部的には、執務制度改善の研究を重ね、最高能率を發揮して骨身を惜まず働いたが、會ミ第五十九議會の開かるゝや果然、倫敦軍縮會議に關する問題、經濟財政問題、社會問題、失業問題のみならず、濱口病首相の登院問題に付ての論爭甚だしく、加ふるにその後重要法案の提出一時に輻湊せるが爲に、議員の異奮に比例して速記課の事務も激增し、會議は連日深更に及び速記回數は九回、十回の連續より、三月六日に至つて遂に十二回と云ふ空前のレコードを作るに及ぶや、課員心身の疲勞その極に達し、病人は續出するの有樣に、六日深夜委員は當局にその緩和方を陳情して諒解を求めたる矢先、翌七日は多數の委員會を控えながら、過勞の爲め遲刻者續出し、遂に委員會の開會要求に應じ得ざる遺憾の事態を惹起するに至つたのである。幸ひ午後一時の本會議迄には大部分の出席を見て、漸く平生の執務に復するを得たのであつたが、是と前後して衆速會は數次の臨時總會を開いてこれが緩和に付て協議を遂げ、代表委員は當局と折衝を重ねて應急緩和方を講ずると共に、新議院の完成を目標として、新たなる百二十人案（速記士十人、技手百十人）の繼續的實現を要望し、その第一步として差當り六年度に於て速記士一人、技手十五人の增員を切望した。かくてその後先づ技手八名增加の豫算が通過して、昭和七年八月これが官制の公布を見、定員は六十四人となつた。

尙ほ今後相當の增員は要するとしても、議會初期の時代に比すれば、速記事務の著しき增高に伴つて漸次人員も增加し、今や議會速記者の存在は、その數よりするも、又その質よりするも、日本速記界の重要なる部分を占むる點に於て、日本速記五十年史上特筆大書する價あるものと信ずるのである。

定員增減表

官制公布年月日	速記士 增	速記士 減	速記士 計	速記技手 增	速記技手 減	速記技手 計
明治三〇、一〇				（新設）二五		二五
三六、一二					二	二三
四三、三					三	二〇
大正二、六					二	一八
七、五				一二		三〇
八、五	（新設）一		一		一	二九
一〇、五				一〇		三九
一二、五	一		二	一〇	七	四二
一三、一二		一			二	四〇
一五、六				一六		五六
昭和七、八				八		六四

議會別速記者增減表

議會回次	召集年度	備考	速記士	速記技手	雇	臨時雇	囑託	計
1	明治二三				三	一七	一	二一
2	二四	解散			三	一六		一九
3	二五	特別			三	一六		一九
4	二五				三	一七		二〇
5	二六	解散			二	一九		二一
6	二七	特別			二	一九		二一
7	二七	臨時			二	三		五
8	二七				二	一九		二一
9	二八				二	二三		二五
10	二九				二	二三		二五
11	三〇	解散			二	二三		二五
12	三一	特別			二	二二		二四
13	三一				二	二三		二五
14	三二				二四	四		二八
15	三三				二四	四		二八
16	三四				二四	四		二八
17	三五	解散			二三	五		二八

| | | |

50	大正一三	一	三五	三	一		四〇	
51	一四	一	三六	二	一		四〇	
52	一五	一	五〇	四			五五	
53	昭和二臨時	一	五〇	四			五五	
54	二解散	一	五〇	七			五八	
55	三臨時	一	五〇	七	一		五九	
56	三	一	五〇	五	三		五九	
57	四解散	一	四六	一一	一		五九	
58	五特別	一	四九	九	一		六〇	
59	五	一	四九	九	一		六〇	
60	六解散	一	四七	一四	一		六三	
61	七臨時	一	四七	一四	一		六三	
62	七臨時	一	四七	一四	一		六三	
63	七臨時	一	四七	一四	一		六三	
64	七	一	四六	一六	五	一	六九	

四　速記課の現勢

現在の速記課の狀況を述ぶることは、本速記史の眼目ではなく、又大方の熟知せられるところで、蛇足の感がないでもないが、本項の結論として簡單に述べて置く。

最近の第六十四議會に於ては西澤速記課長の下に、喜多川速記士、以下技手四十六名（定員六十四名）速記雇十六名、速記臨時雇五名、補員若干名の他に囑託、事務雇、寫字生、給仕等を以て速記課が構成されて居る。

執務は今も昔も大差なく、特に書く程のこともないが、二人を一組として十分交代、三十五組を編成し、事務閑散の場合は一回乃至二回、會議輻湊の場合は七回乃至十回の速記を爲すを常態としてゐる。

曾て事務繁忙の際は、委員會は一人にて十分交代の執務を爲した時代もあつたが、現在では事情如何に拘らず二人一組の制度を嚴守し、速記錄の正確を期して居る。

上級者並に退職先輩（囑託）數名を校閲係として置き、更に速記士がこれに眼を通し、課長の手にて最終の校閲を爲すを常態として居るが、委員會輻湊の折は、本會議、重要法案の委員會の分を除いてはこの手數を省き、一通りの閲覽にて印刷に付することもないではない。速記者が聽取について疑問ある場合は發言者に問質し、議員、政府委員も往々速記課に來て、自己の演說に付て說明を爲すこともある。されどそれは發言聽取不明の箇所などであつて、意味に變更を來すが如きことなきは勿論、又さる要求も殆どない。

速記錄は原則として翌日發行とし、委員會の速記錄は會議輻湊の際は印刷不能の爲め往々遲延の餘儀なきに至るこ

とあるも、本會議速記錄の如き未だ一日の遲れたる例を聞かない。隨て課長、速記者は勿論、事務、寫字に至るまで議會中は繁忙極度に達し、事務局各課中隨一のごつた返しをやるのである。

速記課の一つの仕事である速記者養成の爲に、技手古參中より練習所教官を出してゐるが、速記士、常任並にこの教官を除いては、速記者は議會閉會中は公用無き爲め規則的勤務はせず、各自隨意に技術の練磨、豫備知識の修得、劇務に堪ゆる身心の鍛練等に心掛けて居ることは三十年來の慣習となつて居る。これが或る時は速記者の利益となり或る時は不利益ともなつて居るが、この改革に付ては非常な考慮を要すること、思ふ。

課全般の執務を大觀すれば、速記者が速記して、譯文を終れば、次の各機關を經て速記錄が出來上る。即ち速記課は現業速記者と相俟つてこれ等各重要機關の圓滿なる運轉に依つて完全なる速記錄を作製し得る譯である。

寫字

本會議の原稿　速記者の反文したる原稿は之を印刷に附するため一通を寫字し、正本を印刷局に送り、原本は速記課に保存する。

委員會の原稿　印刷局にて印刷するものは本會議と同樣、右以外の民間印刷所（民友社）に於て印刷するものは、速記反文原稿（鉛筆がき）の儘印刷所に送る。

從前は本會、委員會を問はず印刷局で印刷した爲め、同局の要求に基いて全部一應寫字したものであるが、大正十二年の震災後、民間印刷所に一部の印刷を請負はせるやうになつて、第五十議會に於て初めて一部分原本のまゝ印刷に廻す例が開かれた。次で第五十一議會に於ては寫字を廢する範圍を相當擴張し、第五十二議會以後は印刷局に送付するものを除いては、原則として寫字全廢が行はれた。但し寫字係の方の執務の都合上（寫字係の俸酬が枚數計算のため）特に寫字を必要としないものを寫字させるといふ不徹底な事も多少あつた。

校正

寫字係に於て寫字したものは、校正係に於て原本と讀合せ照合、寫字の誤を正した上、印刷上必要な文字、記號等を記入する。

校閲

校合の了つた原稿は校閲係、速記士、課長に於て校閲したる上、印刷に廻付する。

庶務

速記者の交代呼出しを主なる仕事とし、原稿の記帳、發送等の庶務を掌る。

第五項　速記者の待遇

一　好景氣な初期時代

「議會開會以來、速記者が大變貰れて莫大な月給取になつた」と、村井弦齋が或る小說の中に書いた。こと程左樣

に初期時代の議會速記者の待遇はよかつたのである。勿論これは他と比較しての問題で、あの議會に重要な役割をつけられた速記者が、いくら太皷を叩いて見付けても、僅々四五十名しか得られないと云ふ時である。隨て相當の待遇を受けたのも當然であらう。當時大學出はピンからキリまで皆官界、實業界から引張りだこであつた時代であるが、それでもよいところで月給四十圓位、小學校の教員は九圓位と云ふ時に、議會速記者のよいところは月給六十圓、五十圓と云ふ高給を食んでゐた。臨時雇でさへ日給三圓五十錢以下二圓以上を支給され、それを三ヶ月乃至四ヶ月貰ひその上相當の賞與も出たので、月四十圓位の報酬にはついたのであるから、寔に堂々たる官員樣であつた。

ところが速記者の人員が增加するに連れて、當にして居た賞與は段々減るし、第一困つたのは議會解散がちよい〳〵行はれることであつた。幾ら賞與に手加減があつても、通常、臨時議會を合して一ヶ月余の日數では、臨時雇の速記者は生活が出來ない。これが理由となつて、官制を改革して速記者全部を判任官とすべしと云ふ議論が擡頭して來た。中には雇を高等官にして、臨時雇を判任官とすべしとか、或は判任官と高等官の中間の官制を設くべしとか云ふやうな議論もあつたやうに聞くが、その眞僞は分らない。兎に角上司も速記者の生活安定の問題に付ては贊同して明治三十年十月速記技手の官判を設けることになり、先づ定員二十五名を置いて、當時の雇、臨時雇を技手に任官させ、明治三十年十月七日勅命第三百五十二號を以て速記技手俸給令を左の如く定めたのである。

貴族院衆議院速記技手俸給令

第一條　貴族院衆議院速記技手ノ月給ハ分テ十二級トシ別表ニ依リ之ヲ支給ス

但シ技術拔群ナル者ハ特ニ百圓マテ增給スルコトヲ得

第二條　貴族院衆議院速記技手ニ關シテハ本令ニ規定シタルモノヲ除ク外明治二十年勅令第八十四號技術官俸給ヲ適用ス

（別表）

一級	七十圓	二級	六十五圓	三級	六十圓
四級	五十五圓	五級	五十圓	六級	四十五圓
七級	四十圓	八級	三十五圓	九級	三十圓
十級	二十五圓	十一級	二十圓	十二級	十五圓

明治三十二年四月一日よりこれが實施されて、議會速記者の生活は從來に比し漸く安定されるに至つたのである。

二　恩給法の一部改正

愈〻勅令第三百五十號を以て速記技手の制度を定められ、明治三十二年四月一日、當時の雇、臨時雇は全部速記技手となり判任官俸給令の下に遇せられ、官吏恩給法の恩典には浴することになつたが、議會開設以來九年間は雇並に臨時雇なりしが爲に、この恩給の加算年限に入れることが出來ないのを遺憾として、貴衆兩院の速記者は一致して、此雇、臨時雇の期間をも恩給年限に加算するやうに運動し、明治四十二年三月、第二十五議會に

兩院速記技手恩給並遺族扶助料法計算に關する法律案（衆議院議員野田卯太郎外六名提出）

明治二十三年九月以後貴族院及衆議院の速記に從事したる者速記技手に任用せられたるときは其の技手任用前の勤務日數を在官日數に算入す

を議會に提出するに至り、衆議院は委員會、本會議とも無事に通過し、貴族院に於ても、委員會は之を可決したのであるが、本會議に於て遂に否決されるに至つた。其反對の代表として安廣伴一郎があるが、而も是は速記者優遇を拒否するものではなくて、官吏恩給法の建前よりして反對した。即ち法の効果を過去に遡り、かゝる特例を設けて恩給年限に加算するのは不當である。速記者を優遇しようと思へば、月給を增してやるとか、高等官にするとか別の方法が澤山あるではないかとの趣旨で、堂々たる意見の爲に遂に此案は葬り去られたのであるが、速記技手中にも最早相當老齡の人も居り、此恩給年限の問題は可なり生活上重要性を帶びて來て居るので、撓まず研究の結果、明治四十四年、第二十七議會に衆議院議員福井三郎外數氏の提出案として、「兩院速記技手恩給並遺族扶助料法計算に關する法律案」を提出され、此度は首尾よく兩院を通過して、明治四十四年三月三十一日付法律第六十七號を以て公布されたのである。其理由書を見ると、可なり初期速記者の待遇に付ての經緯を見ることが出來るので、左にその全文を掲げて置く。

理　由

明治三十年勅令第三百四十九號及第三百五十號の兩院速記技手官制發布の際一度當局の詮議に上りたることありしも遂に遷延して今日に至りたるものにて更に遡つてこれを論ずれば明治二十三年議會開設の際に速記技手官制の制定なかりし爲めこの結果を生じたるに外ならず

其給料上に於て上級の判任官又高等官に均しき高給を支給され雇又は臨時雇の名義を以て執務したりと雖も其待遇の精神に於ては本官と毫も異らざるなり、議會事務は開會中及其前後は事務多忙なるも平素は閑散の時期ありて一般官廳と其趣を異にせる故に一同を常雇とし又は直に高給の本官に任ずるを得ざる事情ありしが爲めなり、即ち現在兩院在職者の多數は何れも第一議會以來繼續したる者なるを見ても決して臨時的のものに非ず、然らば即ち明治二十三年以後三十二年四月官制實施に至る期間に於けるその雇勤務の年月數を在官年數に加算するも敢て不當の理由に非ず

と以ふのである。之に依つて辛じて恩給を得た人々もあり、その他の人と雖も亦年功加俸に於て可なりの利益を與へられたのである。

三　現在の待遇

其後に至つて大正十二年二月二十八日、速記者の生活狀態より起れる要求頗る切なるものあるを認めて、政府に於ては

衆議院の議事速記に從事する職員に特別手當を給することを得るの件（大正十二年勅令第六十一號）

を以て、速記者一人年六百圓（速記技術奬勵手當及勤勉手當）を支給することになつた。衆議院に於ては、その趣

旨に鑑み、内規を設けて技倆、勤惰等を參酌して之を支給して居る。殘念なことには其後財政緊縮の爲に一人の手當額より五十圓を削減せられて五百五十圓とされた。念ふにこの手當の如きは、手當とは言ふものゝ、他に見る所謂手當とは根本に於てその趣を異にし、不斷の努力を要する特殊なる技術を以て立ち、而も單なる記錄者としての存在に止まらず、更に重要なる言論の神聖なる證憑者としての使命を果す意味に於て優遇されて居るものと解釋するならば、寧ろ本俸と異らない性質を有つものと見るべきではなからうか。

さればこそ一面又下級者の休職制度の如きも漸次廢せられ、今や待遇に於ては稍〻小康を得たる狀態であるが、玆に各自の共通せる惱みとしては、速記士が定員一人なる爲め、轉任、轉官等の道なき職業として、老ひて去る人を遇するの法なく、例へば第六十一議會後貴族院速記技手小倉惠に衆議院速記士を兼任せしめたるが如きは、病篤き人を遇するの窮余の策であつたので、如何にかして速記士數名を增して、新陳代謝を速かならしめ、新たに來る者と、去る者との調和を取ることは最も必要なことであると思ふ。簡單ながら以上を以て速記者待遇の項を終ることにする。

第六項　其の他

一　速記練習生に付て

玆に直接議會の執務に關係はないが、速記者採用の方面に一エポツクを作つた點に於て、衆議院速記練習所のことを忘れることは出來ない。

抑〻速記練習所は夙に事務局當局が議會速記將來のことを考へて、これが改善と進歩を期する爲に、周圍と圖つて大正七年四月衆議院事務局に速記練習所の制度を設けられたもので、是が養成の任には、速記士及速記技手を以て充て、着々實績を擧げ、議會速記者の補充は勿論、今やその卒業生を以て衆議院速記課の大半を占め、民間速記も爲に活氣を帶びて來たのである。今や第十四回、約百四十人の卒業生を出し、衆議院に採用され現在奉職して居る者は四十名を突破して居る。此日本に於ける速記教育機關として最も完備せる養成所、而も開所以來の成績は逐年顯著なる進歩を示して居る此養成所に熱心教鞭を執られたる歷代教官諸氏の氏名を揭げて本項を結ぶ。

新井田次郎、友野茂三郎、武田直次郎、小島誠之進、尾張捨吉郎、森上富夫、森田章三、鈴木庄平、水野爲三郎

二　速記者の服裝及團體

議會初期の時代に於ける速記者の服裝は、貴族院に於ては所謂貴族的と言ふか殆ど全部がフロックコート又はモーニングコートを着用したのに對し、衆議院の速記者は所謂平民的とでも言ふか和服あり、洋服あり、和服でも紋服あり、太縞の書生羽織あり、又洋服でも背廣あり、フロツク、モーニング時にありと云ふ工合で一定して居らず、其後中期以後に至つては紋服黨大部分を占めて洋服黨は極めて少數となつたが、最近數年來は稍〻一定して着實な事務的姿態を表す無地の背廣服黨殆ど大部分を占めるに至り、課內より景氣のいゝアルコール分が無くなると共に古典的な紋服姿も漸次その姿を消さんとして居る。

課內の團體としては古くから課內全部の速記者より成る衆速會があつて、會員相互の親睦、技術の研究、執務上の研究、改善、慶弔慰問等を爲して居る。

この衆速會の幹事以外に、速記課には古くより委員制度があることを忘れてはならない。何となればこの委員は課員を代表して眞に地位の向上、待遇の改善に付て有ゆる方法を講じ、努力を拂つて顯著なる効果を收め來つて居るからである。がこの力強い制度も昭和七年で中絶の形となり、その後は世話人を置いて、執務の圓滿なる運行を斡旋することになつて居る。

念ふに、委員なり、世話人なり、幹事なり、その名は問ふところではないが、多數現業の中より代表を出して、自らの自治的斡旋をなさしむると共に、一面現業多人數の意嚮を有のまゝに常に上司に齎して、相互に理解し合ふことは、獨り速記者自體の共同福利の增進のみならず、執務の圓滿なる運行の上に最も適切な制度と信じ、執務倍〻多端を加ふる今日、十分これが活用の要あることを痛感する次第である。

附　衆議院關係速記者一覽表

若林琳藏（埼玉、安政四・八、田門）明治二十三年九月十日雇に、明治三十二年四月一日技手（一級）に任ぜられ、大正二年十二月二十四日退官。

佃與次郎（群馬、慶應二・三、若門）明治二十三年九月十日雇に、同三十二年四月一日技手（二級）に任ぜられ、大正五年四月四日退官、其後は囑託として大正十年の第四十四議會まで議會開會中だけ勤務。

松川福三郎（埼玉、萬延元・六、若門）明治二十三年九月十日雇に任ぜられて、明治二十六年三月二十四日退職。

酒井昇造（東京、萬延元・三、田門）第一議會より第十三回まで臨時雇、明治三十二年四月一日技手（八級）任官、大正二年六月十一日退官。

臼井喜代松（東京、慶應元・一〇、林門）第一議會より第六議會まで臨時雇として勤務。

友野茂三郎（長野、明治元・一二、若門）第一議會より第十三回まで臨時雇、明治三十二年四月一日技手（六級）任官、大正九年十月三日速記士となり同十三年十二月六日退官。翌十四年六月十五日囑託となり昭和五年一月三十一日まで專任練習所教官として勤務。

吉木竹次郎（石川、文久元・三、田門）第一議會に臨時雇として勤務。

大富丹治（山口、慶應三・一、若門）第一議會に臨時雇、第三回に雇、第四回に臨時雇で勤めて議會との關係を斷つて居る。

新井田次郎（青森、明治二・九、田門）第一議會より第十三回まで臨時雇、明治三十二年四月一日技手任官、大正八年六月十七日速記士となり、翌九年九月三十日退官。爾後囑託として大正十二年三月三十一日まで勤務。

坂井爲次（新潟、慶應三・一二、若門）第一議會より第十三回まで臨時雇、明治三十二年四月一日技手（八級）任官、大正九年十月三十一日退官。

猪飼鐵太郎（愛知、慶應二・四、田門、他）第一議會より第十三回まで臨時雇、明治三十二年四月一日技手任官（八級）大正六年五月三十一日退官。

袋野環（大分、明治三・七、若門）第一、第五、第六の三議會に臨時雇たり。

房前達（福岡、明治元・二、若門）第一議會に臨時雇として勤務。

戸所安次郎（東京、明治三・四、佃門）第一回より十三回まで臨時雇、明治三十二年四月一日技手（七級）任官、同三十八年一月十日退官。

鈴木泰吉（埼玉、明治三・八、若門）第一回より十三回まで臨時雇、明治三十二年四月一日技手（八級）任官大正十年四月三十日退官。

中村錠次郎（埼玉、慶應二・三、若門）第一回より第六回まで臨時雇として勤務。

福井順作（靜岡、明治元・四、若門）第一回より第十三回まで臨時雇、明治三十二年四月一日技手（八級）任官、大正七年一月十八日退官。後雇として勤めたことがある。

田口敬二（東京、明治六・九、若門並小相門）第一回より第十三回まで臨時雇、明治三十二年四月一日技手（八級）任官、昭和四年九月十三日速記士となり、同月二十四日退官後も昭和六年三月三十日までは囑託として開會中勤務。

長谷川篤（群馬、明治元・四、佃門）第一議會より第十三回まで臨時雇、明治三十二年四月一日技手（六級）任官、大正三年十一月三十日退官。

藥田欽次郎（廣島、明治七・二、市東並若門）第二回より第十三回まで臨時雇、明治三十二年四月一日技手（六級）任官、同四十三年四月一日退官。

尾張捨吉郎（石川、明治四・三、若門）第二議會より第十三回まで臨時雇。明治三十二年四月一日技手（八級）任官、大正十三年十二月十五日速記士となり昭和四年六月二十九日退官。其後は囑託として開會中勤務。

矢野由次郎（栃木、文久二・八、若門）第二回より第九回まで臨時雇。

柿沼柳作（埼玉、明治二・一、若門）第二回より第十三回まで臨時雇、明治三十二年四月一日技手（七級）任官、大正二年六月十一日退官。

伊内太郎（靜岡、明治二・二、若門）第二回より第十三回まで臨時雇、明治三十二年四月一日技手（八級）任官、大正十四年四月十九日死亡。

武田直次郎（東京、明治四・一二、若門）第二回より四回まで貴院。第五回より第十三回まで臨時雇、明治三十二年四月一日技手（七級）任官、大正十二年六月十三日速記士になり、翌十三年十二月六日退官。爾來引續き開會中囑託として勤務。

小澤鶴松（千葉、明治元・一一、小相門）第八回より第十三回まで臨時雇、明治三十二年四月一日技手（八級）任官、大正九年九月三十日退官。其後大正十二年三月三十一日まで囑託として開會中勤務。

大川　發（靜岡、明治二・一〇、佃門）第八回より第十三回まで臨時雇、明治三十二年四月一日技手（八級）任官、同三十五年二月一日死亡。

松原　司馬（岐阜、明治九・二、臼井門）第八回より第十三回まで臨時雇、明治三十二年四月一日技手（八級）任官、同年十二月十一日退官。

齋藤　增吉（東京、明治五・三、佃門）第八回より第十三回まで臨時雇、明治三十二年四月一日技手（八級）任官、大正元年九月二日死亡。

石橋　政二（東京、明治九・八、佃門）第九回より十三回まで臨時雇、明治三十二年四月一日技手（八級）任官、昭和四年七月六日速記士になり同月八日退官。爾來引續き開會中囑託として勤務。

長戸　鶴松（愛知、明治六・一〇、田門）第九回より第十三回まで臨時雇、明治三十二年四月一日技手（八級）任官、明治四十四年三月三十一日退官。

納谷　直次郎（北海道、明治五・一二、小相門）第九回より第十三回まで臨時雇、明治三十二年四月一日技手（八級）任官、大正十二年三月三十一日退官。

山田　武八郎（東京、明治元・四、若門）第一――第六貴院。第十回、十二回の兩回臨時雇たり。

市村　淳士（東京、明治三・一一、若門）十二、十三回臨時雇、明治三十二年四月一日技手（八級）任官、明治四十四年一月三十一日退官。

喜多川孝太郎（東京、明治八・一一、若門）明治三十二年の第十四議會より第二十二回まで臨時雇、明治三十九年四月四日技手（八級）任官、昭和四年十一月二十五日速記士となる。

木川忠一郎（東京、明治六・一一、獨習）第十四回より第二十一回まで臨時雇たり。

小島誠之進（東京、明治九・一一、若門）第十四回より第二十七回まで臨時雇、明治四十四年三月三十一日雇に、大正四年三月三日技手（八級）になり、昭和五年三月十二日退官。

杉山　直喜（東京、明治七・五、佃門）第十四回より第二十七回まで臨時雇、明治四十四年三月三十一日雇に大正四年三月三日技手になり、昭和四年二月二十八日退官。

北村　國久（東京、明治七・五、獨習）第十四回より第二十四回まで臨時雇たり。

森田　章三（山梨、明治一一・一一、佃門）明治三十九年の第二十二議會より第二十七議會まで臨時雇、明治四十四年三月三十一日雇になり、大正六年十一月三十日技手（八級）任官。

大河内發五郎（東京、明治一三・二、今村、佃）第二十二、三回及第三十五回より第四十回まで臨時雇、大正七年七月十五日技手任官、昭和三年七月四日退官。

荒木　竹治郎（埼玉、明治五・五、若門）第二十三回より二十七回まで臨時雇、明治四十四年三月三十一日雇に大正六年十一月三十日技手になり、昭和七年十二月十九日退官。

龜西　太三郎（大阪、明治一七・四、山田都一郎）第二十四、五、三十の三議會に臨時雇たり。

松川梅賢（大阪、明治二一・三、若門）第二十四、五の兩議會に臨時雇たり。

菅野市吉（宮城、明治一六・六、長谷川門）第二十四、五の兩議會及第四十八議會に臨時雇、大正十三年三月三十一日技手任官。

海老沼靜作（栃木、明治七・七、佃門）第二十四、五、六議會に臨時雇たり。

七曲純一（東京、明治二三・六、佃門）第二十四回より第三十一回まで臨時雇。

太田兼次郎（東京、明治二三・一一、佃門）第二十四回より二十八回まで臨時雇。

森上富夫（岡山、明治一九・一一、ガントレツト）明治四十二年の第二十六議會より三十九議會まで臨時雇大正七年一月十九日技手任官、昭和七年十二月十九日退官。

吉岡助次郎（茨城、明治一九・一〇、長谷川門）第二十六議會に臨時雇たり。

鈴木庄平（東京、明治二三・一、佃門）明治四十二年の第二十六議會より第三十九議會まで臨時雇、大正七年一月十九日技手任官。

水野爲三郎（東京、明治二二・四、尾張門）第二十六議會より第四十回まで臨時雇、大正七年七月十五日技手任官。

林秀雄（大阪、明治一八・九、佐藤賢）第二十六議會に臨時雇たり。

山本保造（東京、明治一五・一二、長谷川、佃）第二十六議會より第四十回まで臨時雇、大正七年七月十五日技手任官。

萩谷哲夫（北海道、明治二四・一一、佃、小宮）第二十六回より第三十回まで臨時雇。大正十五年十二月十日技手任官。

堀口六太郎（三重、明治一七・九、加藤由太郎）第二十六議會に臨時雇たり。

中根龍四郎（茨城、明治四・一〇、若門）第二十六回より第四十回まで臨時雇、大正七年七月十五日技手任官同八年九月三十日退官。四十二議會には囑託として勤務。

中山宗太郎（東京、明治一八・三、佃門）第二十六議會より第四十回まで臨時雇、大正七年七月十五日技手任官。

新井重（東京、慶應三・二、佃門）第二十六回より四十回まで臨時雇、大正七年七月十五日技手任官、大正八年九月三十日退官。其後四十六議會まで囑託として勤務。

横山宇吉（岩手、明治一五・六、獨習）第三十一議會に臨時雇たり。

小岩定次（岐阜、明治二二・一、佃門）第三十一議會に臨時雇たり。

横山德門（靜岡、明治元・一〇、森本門）第三十五議會に臨時雇たり。

大川晴夫（東京、明治五・一、佃門）第三十五議會に臨時雇たり。

石川景藏（東京、明治二・七、森本門）第三十五議會に臨時雇たり。

石川　降一（東京、明治三〇・八、長谷川門）大正三年の第三十五議會より第四十回まで臨時雇、大正七年七月十五日技手任官、月十五日技手任官。

服部　弘（三重、明治一九・二、獨習）第三十五回より四十回まで臨時雇、大正七年七月十五日技手任官、昭和三年十一月十二日死亡。

金子　春次（山形、明治二二・九、若門）第三十五議會より第四十八回までに屢〻臨時雇として勤務。

江上　住藏（大分、明治二二・二、荒浪門）第三十五回より第四十五回の間屢々臨時雇として勤務。

野田　正道（東京、明治一六・一二、安田門）第三十五回より第四十回まで臨時雇、大正七年七月十五日技手任官、昭和六年七月二十二日死亡。

小林　男（東京、明治二五・四、佃門）第三十六回より第四十一回まで臨時雇、大正八年九月三十日技手任官、大正十三年十二月四日退官。

樋口孝太郎（東京、明治一五・二、長谷川門）第二十三、四回貴院。第三十七議會より第四十一回まで臨時雇大正八年九月三十日技手任官。

棚橋　林平（岐阜、明治二一・一〇、川守田門）第三十九議會に臨時雇たり。爾後貴院。

工藤　三郎（東京、明治八・一一、新井田門）第十四回以後三十回までに屢〻貴院。第四十議會より四十三回まで臨時雇、大正九年九月三十日技手任官。

萩原　彰（大分、明治二六・一一、山田都一郎）第四十回より四十三回まで臨時雇、大正九年九月三十日技手任官。

水野春之助（東京、明治三〇・二、荒浪門）第四十回より四十三回まで臨時雇、大正九年十一月三十日技手任官。

青木　茂作（靜岡、明治二六・四、大日本速記學會）第四十回より四十二回まで臨時雇。

松村　鐘造（愛知、明治二五・三、平田利文）第四十回より四十四回まで臨時雇、大正十年三月三十一日技手任官。

山田　勇（東京、明治二一・一〇、佃門）第四十、四十一回臨時雇たり。

永岡　榮吉（三重、明治二八・八、安田門）第四十、四十一回臨時雇たり。

大野　靜馬（熊本、明治二八・一〇、安田門）第四十議會に臨時雇たり。

西　正義（奈良、明治二四・八、關西速記協會）第四十回に臨時雇たり。

伊東　定吉（長野、明治三・六、若門）第四十回に臨時雇たり。

岡田猪十郎（群馬、明治一九・一二、佃門）第四十議會中に臨時雇たりしことあり。

早津　龍明（福井、明治二八・一〇、關西速記學會）第四十一回より四十四回まで臨時雇、大正十年三月三十一日技手任官、翌十一年一月二十五日退官。

東條松鶴（山梨、明治三〇・二、衆）大正九年五月六日より同九月十五日まで雇。

寺本田丸（大分、明治三二・三、衆）第四十三議會に臨時雇たり。

本多武男（茨城、明治三二・二、衆）第四十三、四議會に臨時雇、大正十一年一月二十六日技手任官、昭和六年五月四日退官。

柳澤兵太郎（埼玉、明治二三・八、熊崎門）第四十四、五議會に臨時雇、大正十一年九月一日技手任官、昭和六年十二月十日退官。

田中藤次郎（三重、明治三一・六、衆）第四十四議會に臨時雇たり。

松島登（熊本、明治三〇・八、衆）第四十四議會に臨時雇たり。

川村誠一郎（岩手、明治三〇・四、熊崎式獨習）第四十四議會に臨時雇たり。

川西恒夫（岡山、明治三五・一一、森本門）第四十四議會に臨時雇、大正十年三月三十一日雇に、翌十一年一月二十六日技手任官、翌十二年一月十八日退官、更に翌十三年十二月二十四日技手任官。

松崎平策（茨城、明治二四・一、佃、熊崎）第四十四議會に臨時雇、大正十年三月三十一日技手任官、昭和六年五月四日退官。

中根治彦（福岡、明治三四・六、衆）大正十年四月十一日雇に、翌十二年一月二十六日技手になり、昭和六年五月四日退官。

龍田末吉（德島、明治三一・一、衆）大正十年四月三十日より翌大正十一年三月三十一日まで雇として勤務したり。

北村賛平（東京、明治三三・一、衆）第四十五議會に臨時雇、大正十一年四月十三日雇に、翌十二年四月五日技手になり、昭和六年五月四日退官。

三角治助（千葉、明治三六・三、衆）第四十五議會に臨時雇、大正十一年四月十三日雇になり、翌十二年四月五日技手任官。

淺川英雄（東京、明治三五・九、衆）第四十五議會に臨時雇、大正十一年四月十三日雇になり、翌十二年四月五日技手に任官。

淺川隼（山梨、明治三五・四、衆）第四十六議會に臨時雇、大正十二年四月五日技手任官。

水元重行（熊本、明治三三・二、衆）第四十六議會に臨時雇、大正十二年四月五日技手任官。

岩島正次（新潟、明治三七・一、衆）第四十六議會に臨時雇、大正十二年四月十九日雇になり、大正十四年九月三十日技手任官。

伊藤信二（山口、明治三七・四、衆）第四十六議會に臨時雇、大正十二年四月十九日雇になり、大正十五年六月三十日技手任官。

鈴木貞一（千葉、明治三一・一二、衆）第四十六議會に臨時雇たり。

市丸一（東京、明治四〇・七、衆）大正十三年一月二十一日雇になり、三月三十一日技手任官。

蓬田武（栃木、明治三五・一、衆）大正十三年一月二十一日雇になり、三月三十一日技手任官、昭和六年五月四日退官。

川島良（千葉、明治三五・一二、衆）大正十三年一月二十一日雇になり、大正十五年六月三十日技手任官。昭和四年十二月二十日死亡。

菅田廣（茨城、明治三七・一一、衆）大正十三年一月二十一日雇になり、三月三十一日技手任官、十二月十日退官。更に大正十五年十二月十日技手任官。

西來路秀男（大分、明治三七・八、衆）第五十議會に臨時雇、大正十四年三月三十一日雇になり、九月三十日技手任官。

中元藤一郎（大阪、明治三四・三、獨習）第五十一議會に臨時雇たり。爾後貴院。

村井宗藏（岩手、明治三七・一一、衆）大正十五年五月四日雇になり、七月十五日技手任官。

長谷川清作（靜岡、明治三四・一二、衆）大正十五年五月四日雇になり、七月十五日技手任官。

黒崎芳男（群馬、明治三五・一二、衆）大正十五年五月四日雇になり、七月十五日技手任官。

芝田吾一（靜岡、明治三六・五、衆）大正十五年五月四日雇になり、十二月十日技手任官。

植野義雄（東京、明治三九・一〇、衆）大正十五年五月四日雇になり、十二月十日技手任官、昭和八年四月十日死亡。

西村要治（宮城、明治二六・二、佃門）大正十五年七月十五日技手任官。

山田健兒（栃木、明治三五・一〇、小宮門）大正十五年七月十五日技手任官。

林吉雄（福島、明治三七・四、森上門）大正十五年十二月十日技手任官。

坂內德松（東京、明治四〇・一、衆）大正十五年十二月十日技手任官。

中島博行（東京、明治三五・一二、衆）大正十五年十二月十日技手任官、昭和七年十二月十九日退官。

有山儁（京都、明治三九・三、早津門）大正十五年十二月十日雇になり、昭和五年二月三十一日技手任官。

平塚啓次（埼玉、明治三七・八、衆）大正十五年十二月十日雇になり、昭和四年一月三十一日技手任官。

坂本一（佐賀、明治三七・三、衆）大正十五年十二月十日雇になり、昭和四年一月三十一日技手任官。

岡幹夫（岡山、明治三七・一二、衆）大正十五年十二月十日より昭和三年五月三十一日まで雇。

小沼卓（青森、明治三八・一二、衆）昭和二年六月十五日雇になり、昭和四年一月三十一日技手任官。

松尾誠三（佐賀、明治三八・一二、衆）昭和二年六月十五日より十二月十九日まで雇。

榎戸庄衛（茨城、明治四一・九、衆）昭和二年六月十五日雇になり、昭和六年十一月三十日技手任官。

池田秀雄（廣島、明治四〇・四、衆）昭和二年六月十五日雇になり、昭和七年十二月一日技手任官。

山本賢三（長野、明治四三・三、獨習及衆）第五十四、五、六議會臨時雇、昭和四年六月二十日雇になり、翌

五年三月三十一日技手任官。

鈴木千代治（宮城、明治四二・三、衆）昭和三年六月十八日雇になり、昭和六年十一月三十日技手任官。

東海林正雄（北海道、明治四一・一、衆）昭和三年六月十八日雇になり、昭和七年十二月一日技手任官。

高岡義男（神奈川、明治三一・一二、警視廳速記練習所）第五十六議會に臨時雇、昭和四年六月二十日雇になり、翌五年三月三十一日技手任官。

有山惊（京都、明治四二・三、早津門及衆）第五十六議會に臨時雇たり。

野口芳夫（埼玉、明治四・二六、衆）昭和四年六月二十日雇になり、翌五年三月三十一日技手任官。

松井仁夫（長野、明治四二・八、衆）昭和四年六月二十日雇になり、昭和六年十二月十二日技手任官、同十六日退官。

福島勇（大分、明治四一・二、衆）昭和四年六月二十日より同六年十二月一日まで雇、翌七年一月二十六日技手任官。

太田萬吉（富山、明治四〇・五、衆）昭和四年六月二十日雇になり、昭和七年一月二十六日技手任官。

秋山節義（東京、明治四四・一一、衆）昭和五年四月七日雇になり、昭和七年一月二十六日技手任官。

小沼靖（青森、明四二・七、衆）昭和五年四月七日雇になり、翌六年五月四日退職。

手島史雄（大分、明治四五・一衆）昭和六年十一月三十日雇になり、昭和八年三月三十一日技手任官。

片桐壽（香川、明治四三・一、衆）昭和六年十一月三十日雇になり、昭和八年三月三十一日技手任官。

石渡潔（神奈川、明治四四・九、衆）昭和六年十一月三十日雇になり、昭和八年三月三十一日技手任官。

關正治（兵庫、明治四一・七、衆）昭和六年十一月三十日雇になり、昭和八年三月三十一日技手任官。

松平忠茂（東京、明治三九・一〇、衆）昭和六年十一月三十日雇になり、昭和八年七月十四日死亡。

小野猛（廣島、明治四三・九、佃門）昭和六年十二月十七日雇になる。

森田得三（東京、明治四二・七、衆）昭和六年十二月十七日雇になる。

得納益忠（愛媛、明治四一・九、衆）昭和六年十二月十七日雇になる。

藤井茂三（三重、明治四一・一、半田鍋吉）昭和六年十二月十七日雇になる。

坂井五郎（東京、明治四三・六、衆）昭和六年十二月十七日雇になる。

菅沼利郎（靜岡、明治四二・六、貴）昭和六年十二月十七日雇になる。

高島壽（神奈川、明治三七・五、熊崎式獨習）昭和六年十二月十七日雇になる。

古瀬忍二郎（三重、明治四四・一〇、衆）昭和七年十二月二十日雇になる。

小池長榮（東京、大正三・三、林吉雄）昭和七年十二月二十日雇になる。

奥野利一（大阪、明治四四・三、衆）昭和七年十二月二十日雇になる。

立川和男（東京、明治四一・一、衆）昭和七年十二月二十日雇になる。

岡本武之輔（熊本、明治四二・三、中根速記學校）第六十四議會に臨時雇たり。
滿田秀吉（兵庫、明治四四・一、衆）第六十四議會に臨時雇たり。
佐築繁男（島根、明治四五・三、衆）第六十四議會に臨時雇たり。
鹽月良勝（宮崎、明治四二・五、衆）第六十四議會に臨時雇たり。
小松金次郎（秋田、明治三七・三、貴）第六十四議會に臨時雇たり。

（註）

右表には第一回帝國議會より第六十四回帝國議會に至る間に、衆議院速記課に於て執務したる速記者百五十九名を收錄したり。

議會別速記者增減表を別に第四項中に示したるを以て、本表に於ては人名別に記載するを便宜と認め、之を初期議會より逐次記載したり。

氏名の下の括弧內は出生地、生年月、師匠を示したるものにして、衆とあるは衆議院速記者養成所出身を示し、貴とあるは貴族院速記練習所出身なるを示す。

氏名記載の順序は任命時の順位に依れり。

第二章　地方議會速記の沿革

第一節　總　說

地方議會と言へば、道府縣會、市區町村會、それに元の郡會等も含まれるが、先づ順序として、府縣會に付て述べることにする。明治十一年に府縣會規則が公布され、翌十二年より、愈〻正式に府縣會が開かれたのであるが、當時は、未だ日本に速記の發生しない時代であるから、議事の內容は、筆達者な書記が何人かで要領筆記をして居つた。會期は三十日以內となつて居たが、延長自由だつた爲め、短きも四五十日、長きは百日、百五十日と云つたやうなだらしなさ、勿論其間開會し續けて居るのではなく、開いたり休んだりの形で、筆記に依る議事錄の內容も、今日から見ると、滯積に近いものが多かつた。速記界の元老、又地方議會速記の先祖である若林玵藏は、明治十四年頃、千葉縣會の書記を勤め、議事筆記に從事して居たのであるが、今當時の筆記の模樣を氏の思ひ出話に聞くに

當年の千葉縣會の書記は、書記長以下三名で、議場に臨んで、書記長の筆記する樣を瞥見するのに、唯某が贊成したとか、反對したとか云ふことを書くのみで、三四十分に亘る長演說でも、漸く三四行しか書かない。所が後に其淸書を見ると、三四行の筆記が、四五枚の大議論になつて居るかと思へば、中には相當の長演說でも、趣意の一貫しない演說は一行に葬られてしまつて居るのもある。議事錄の調製は、一に書記長の權內であるから、其人の意に達した演說は少々首尾整はずとも、之を敷衍文飾して立派な大議論とし、實際の演說にはなかつた外國の例まで

滔々と引いてある。之に反して、其人の意に適しない演說は、如何なる名演說も、二三行に葬られてしまふと云ふ奇觀を呈し、議事錄は、筆記と云はんよりは、其人の著述の如きものであつた。

とあるが、是は極端なる一例としても、以て當時の議事錄の後世に傳ふべく余りにも不完全、不正確なものであつたことが窺はれる。若林も、千葉縣會の經驗に依り、筆記の不正確、其弊害、普通文字に依る直寫の困難を痛切に感じたと述懷して居るが、此事は、當時議事筆記に從事した者の齊しく感じた所であらう。此機運に乘じて、明治十五年、初めて日本語速記術が田鎖綱紀に依つて發表せられ、若林は、林茂淳、酒井昇造等と共に逸早く入門して、斯術の傳授を受け、刻苦研鑽、漸く之を實地に應用し得るまでに漕ぎ付けたのである。斯くして、明治十七年、早くも若林は、鄉里埼玉の縣會に速記を採用せしめ、酒井と共に、府縣會速記のトップを切つたのであるが、翌十八年には、群馬亦採用し、十九年には茨城、二十年には、長野、愛知、二十二三年には神奈川、岐阜、山梨、次いで岩手、福島、鳥取千葉、福井、佐賀、京都、大阪、滋賀、岐阜、富山等漸次採用を見るに至り、明治時代に大部分は採用したけれども三重、島根、岡山、秋田、長崎、山口、鹿兒島、德島等は、大正に入つてから漸く採用、大正十四年の青森を殿りとして、一道、三府、四十三縣、悉く今日は速記に依つて完全な議事錄を作製して居る有樣である。茲に、筆記より速記への過渡期の一時的惰性として、明治十七年初めて速記を採用した時から、同二十一年頃までは、速記に依るとは言つても、反文清書の際には、立派な文語體の文章に書直して居たものであることを附加へて置く。速記のまゝを反文して速記錄としたのは、二十二年頃から後のことである。

當時各道府縣會の速記を開拓した人々を見るに、多くは議會速記關係者で、地元の民間同業者等の手に依つて開拓されたものは、漸く十余に過ぎない。今日に於ても、主任擔當者は、民間の十余、新聞社の三四を除いては、悉く議會關係者が占めて居る。今日速記者の定員は、二人と云ふ所が最も多く、三人制之に次ぎ、一人半、一人と云ふやうな例外も、各一縣あるが、熊本の五人制、北海道の四人に助手二人と云ふが如き所は、正に速記の性質上模範的であるとして他の羨望の的になつて居る。道府縣會の議事速記は、本會議が主であるが、北海道、大阪等の如きは委員會をも速記し、又東京、京都、愛知、兵庫等の如き大都市を有する所では、市部會、郡部會、聯帶會の三部會制度があり、其何れをも速記して居たのであるが、最近に至つて、此三部制は大部分廢止された。

道府縣會速記者手當は、當初は殆ど大部分が日給制であつた。明治十七年の埼玉が、日給若林二圓、酒井一圓五十錢見當で、會期三十日分の外、殘務手當一週間分を支給されたが、當時の給與としては、莫大なものであつた。其後各地とも、多くは日給制より會期給制（一會期幾ら）に改まり、金額も時勢と共に漸次增加されて來たことは勿論であるが、茲に特筆せねばならぬことは、大正九年に於ける日本速記協會の道府縣會速記者待遇向上運動の一事である。卽ち同年七月、日本速記協會第一回總會に於ける道府縣會速記報酬增額要望の決議に依り、遂に協會關係者の擔任せる府縣に於ては、一躍相當多額の增給を見るに至つたのである。

郡會は、明治二十三年郡制が制定されて以來開かれて居たのであるが、大正十二年四月一日限り郡制は廢止され、隨て郡會も消滅してしまつた。其間全國で速記を採用した所も若干あるが、今日正確な資料が得られない。立派な速記者が擔當した所もあるが、田舍住ひの所謂インチキ速記者や、生囓りの獨習者等が手を出して失敗し、物笑ひの種となつた話など能く聞く所である。

市會速記は、大都市に於ては相當古い歴史を有して居るが、今日猶ほ採用を見ない市も隨分多い、今後の開拓に俟つ譯である。區會制度は東京市だけであり、是は全三十五區悉く採用を見て居る。町會は採用して居る所は極く僅かであつて、それも速記文化に惠まれて居る地域に限ると言つて宜からう。例へば大東京出現前の隣接町會の如きである。村會で、速記を每會採用して居る所は、全く無いやうである。

第二節　各說

北海道

道會　明治三十四年、北海道會法が制定され、道會が設けられると共に、納谷直次郎（元衆、現在道廳）が、速記者として道會へ入り、書記（筆記）と共に、交替で議事の記錄を作つたものである。當時納谷は、日當三圓、旅費三十圓であつた。翌三十五年に至り、議長の裁定に依つて、本會議の議事は速記のみに依ることになり、納谷の外に、田口敬二（元衆）伊內太郎（元衆）が加はり、大いに速記の眞價を發揮した。當時は、議事速記時數が四十一時間餘手當は三人で四百五十圓。三十六年には、豫算委員會にも速記を附することになり、一名增員して、前三名の外に、小倉惠（元貴）が加入した。三十七年は、小倉の代りに、尾張捨吉郎（元衆）が出張、同じく四名で擔當。三十八年は、納谷、田口、小倉の外に、石橋政二（元衆）が新たに加はつた。爾來納谷は速記長として、今日まで勤續することと實に三十餘年、屢〻其功勞を表彰された。石橋も亦、二十餘年の長きに及び、山田到（貴）も十餘年勤續して表彰されて居る。右數氏の外に、主として貴衆兩院から、小澤、森上、岩田、中島、大內、金子、新井、池田、森本等が交々出張して居るが、橫澤、八木、土田の三氏（納谷門下）も、助手として從事して居る。現在の定員は四人の外に助手二人で、メンバーは、納谷直次郎、石橋政二、山田到、森本德藏、八木吉五郎（助手）、土田良平（助手）、此顏觸は、大正十四年以來變りがない。

手當は、明治三十六年から引續いて四人六百圓だつたが、大正七年に九百六十圓となり、九年には五人千八十圓十年には、日本速記協會の決議に依る增額要望に伴つて、四人千五百圓に昇り、十一年には、五人二千圓、十二年には、同三千圓、十四年には、東京より招聘の速記者一名を減じ、前年より道會內の速記講習所で納谷が養成中だつた優良講習生を助手として採用することになり、爾來四人の外に、助手二人を使つて、手當は依然總員三千圓である。

本道會は、本會議の外に、委員會の議事も速記して居るので、每回速記時數も相當多きに上るが、速記機關の充實は、熊本縣會等と共に、地方議會中模範的のものと見られ、初期以來、卽時反文印刷主義を採つて居る。尙ほ、「北海道會速記年誌」が作られてあり、道會速記に關する事項は、悉く精細に記されて居る。

市會　札幌市會は、大正十二年十一月より速記採用、秋田快龍が擔當。

函館市會は、大正十五年採用、常野知哉、橫澤要助の後へ現在小沼靖が勤務して居る。

小樽市會は、大正十年市制施行以來採用、現に小樽新聞社の加藤屹が擔當して居る。

東京府

府會　明治三十二年、時の貴族院速記課長河田烋が、元東京府會書記長を勤めて居た緣故で、府會より氏の所へ速記者の紹介方を依頼し來り、河田課長は、貴族院速記者中より平野勝巳、小菅熊之助の兩名を推薦した。是が府會に速記者を採用した初めである。爾來兩氏が每回擔當し續けて居たが、明治四十年八月に平野死去の後は、鈴木慶福（元貴）之に代り小菅と共に從事し、小菅が大正十年八月歿してからは、山口金太郎（元貴）が代つて鈴木と一緒に、十年、十一年と勤め、十二年六月の臨時府會よりは、貴族院の森田恭平、荒井庚子郎が繼承して、引續き今日に至つて居る。

市會　東京市會で初めて速記を採用したのは、明治三十四年三月十八日で、小菅熊之助（元貴）が從事した。當時の記錄に依れば、速記料として、五時間八十一圓の請求になつて居る。議長は、有名な星亨であつた。擔當者は、其後築轍（元貴）川守田武一（元貴）等に變り、明治四十五年には、築が市會速記囑託に任ぜられ、爾來昭和七年五月逝去するまで從事した。尤も實際擔當者は、築一人ではなく、常に助手一名を伴つて居たのである。築の歿後は菅田廣が繼承して、囑託を命ぜられ、現在に及んで居る手當は年俸である。

區會　麹町區會は、元佃、後築轍擔當、現在菅田廣從事。

神田區會は、昭和四年以來菅野市吉擔任。

日本橋區會は、ずつと石橋政二從事。

京橋區會は、大正六七年頃より築轍が囑託せられ、同氏逝去後、菅田廣繼承擔任。

芝區會は、明治時代より既に速記採用、現在山田到擔當。

麻布區會は、現在佐藤長九郎擔任。

赤坂區會は、大正十年九月以來速記採用、初めの擔任者安田勝藏、現在は坂本貞之助擔當。

四谷區會は、現在小宮八十二擔當。

牛込區會は、大正九年四月速記採用、尾張捨吉郎擔當。

小石川區會は、大正十年十二月以來速記採用、林茂淳引續き擔任。

本鄉區會は、尾張捨吉郎が多年從事。

下谷區會は、松村鐘造擔當。

淺草區會は、二十年來速記採用、擔當者小林惠祐。

本所區會は、古く伊內太郎從事、大正十五年以來菅野市吉擔當。

深川區會は、大正九年以來築轍擔任の處、同氏逝去の後は、菅田廣擔當。

品川區會は、昭和七年十二月の第一回區會より中根治彥擔當。

澁谷區會は、同く荒浪市平擔當。

荏原區會は、同く七曲純一、中根治彥擔任。

蒲田區會は、同く秋山節義擔當。

大森區會は、同く坂枝耐二擔任。
目黒區會は、同く中根治彦擔任。
世田谷區會は、同く田邊猛太郎從事。
板橋區會は、同く丹羽栃三が區會書記として勤務、速記擔當。
淀橋區會は、同く水元重行擔任。
中野區會は、同く田邊猛太郎擔當。
杉並區會は、同く田邊猛太郎擔當。
足立區會は、同く田邊猛太郎擔任。
城東區會は、同く坂枝耐二擔當。
荒川區會は、同く水元重行擔當。
向島區會は、同く松村鐘造擔當。
豊島區會は、同く坂本貞之助、入内島修一擔當。
王子區會は、同く堀口六太郎擔任。
江戸川區會は、同く坂枝耐二擔當。
瀧野川區會は、同く水元重行擔當。

京都府

府會　明治二十八年秋の通常府會に初めて速記が採用された。其年の五月、荒浪市平（元貫）が京都市へ速記事務の爲に出張中、時の中村府會議長より、府會の議事は從來筆記に依つて居たが、弊害が多くて困るから、今後は斷然速記に依る考である、故に是非府會速記を擔當して貰ひたいとの交渉あり、之を擔當することになつたのが抑〻の初まりである。其年の通常會に生憎荒浪が既に岩手縣會に出張中開會通知が來たので、取敢へず若林に電報で代理者を派遣するやう依頼し、其年荒浪は自ら出張出來なかつたが、其翌年から五六年續いて荒浪之を擔當せるも、或る事情の下に速記は斷然之を廢されて議事錄は舊時代の筆記に逆戻りの珍現象を呈したものであつた。明治四十一年同府出身の安田勝藏（貴）は時の府會議長山口俊一、同郡部會議長上野修二郎を動かして遂に再び速記を採用せしむることゝなり、荒浪と共に速記に從事することになつたが、荒浪は名義のみで多くは代理が出張して居つた。大正十二年安田は富山縣會に去り、其後は荒浪が專ら之を擔當したが、昭和六年に至り衆議院の淺川英雄の手に移るに至り、同院の野口芳夫、秋山節義も交〻從事。

嘗て全國道府縣會議長會議が京都で開かれた際、京都府會の速記錄は模範的だと推稱されたこともあり、昭和四年の京都府制五十年記念會に於て、荒浪は時の大海原知事より表彰された。

市會　京都市會には、明治四十一年に速記が採用され、伊東定吉が從事、翌四十二年より數年間安藤淑太郎擔當、爾來早津龍明、柳原熊次郎、曾根定一等を經て、現在は金子春次、岡部荒二が常任速記者として從事して居る。

其他　元郡會には速記を採用したことなく、又京都市には區會の制度がない。學區會があるけれども、速記を付して居ない。町會では、伏見町が採用して居たが、それが京都市に合併後は、他に採用して居る町もないやうである。

大阪府

府會　明治二十九年六月の臨時會に、初めて山田都一郎が採用されて、速記に從事し、明治三十二年十月の臨時會より、山田と丸山平次郎とが、府會常任速記者となつた。爾來兩人で引續き擔當し來つたが、大正八年二月丸山死去の後は、其高弟棚橋秀覺が之に代つた。尤も棚橋は、明治三十二年以來、丸山の助手として執務して居たのである。次いで昭和四年六月限り山田が引退したので、後任として赤坂薰(貴)が勤務することゝなり、現在は、棚橋、赤坂兩氏で擔當して居る。手當は最初より相當高給であつたやうである。尚ほ、本府會は、委員會の議事も速記するので、速記時間は毎回可なりの多きに上つて居る。

市會　大阪市會は、明治四十四年四月、時の議長中橋德五郎の意見に依り、山田都一郎、丸山平次郎を採用したのが初めであるが、丸山が大正八年に死亡後は、棚橋秀覺之に代り、山田は大正十一年まで、棚橋は同十三年まで勤務した。其後は、衆議院速記者養成所の出身者が繼承し、最近は堀尾政雄、横井征吉、陰山晄榮、松浦貫二等が擔當して居るが、昭和八年市會事務局の職制が更り、堀尾は庶務科長に、横井は議事科長に任ぜられた。

堺市會は、明治四十五年以來採用、矢野政雄擔當。

岸和田市會は、昭和四年以來赤坂薰從事。

其他　府下の元郡會で速記を採用した所は見當らない。各區でも採用して居ない。町會で採用して居る所もないやうである。

神奈川縣

縣會　明治二十二年頃、友野茂三郎と、神奈川縣人某と二人で從事したことは明かである。其以前にも既に採用されて居たらしく或は其時が速記採用の初めであつたかとも思はれるが今明確でない。當時手當は日給一人二圓であつた。間もなく友野辭任、川口芳之助(元貴)が之に代り主任となり、前の某と二人で擔當して居たが、其後某死亡の爲め、宮澤彦七(貴)それに代り、宮澤退いて、明治四十二年十一月、上野山六郎(元貴)代る。其頃の手當は、二人で一日三十圓、會期三十日分の外に、反文三日分の手當支給せられ、部會は一會毎に四圓であつた。

大正八年五月の臨時會限り、川口辭任して荒浪市平(元貴)に讓り、爾來荒浪主任として、上野山と共に今日まで勤續して居る。尚ほ昭和六年よりは、荒浪虎二も加はつて居る。

市會　横濱市會は、明治四十二年五月初めて採用、井下士青が其都度雇はれて從事すること約一ヶ年、其後小宮八十二が大正七八年頃まで從事し、次いで佃速記事務所から萩原米次郎が出張して居たが、昭和三年、常任速記者二人採用に決定、佃事務所より、品川貞一、佐藤知治が採用され、昭和五年品川退き、柴田榮一之に代り、柴田病氣退任のあとへ中村武男任用され、今日は佐藤と中村が擔當して居る。尚ほ、速記者は議長に隷屬して、市吏員ではないが、恩給其他の給與は、市吏員に準じて居る。

橫須賀市會は、昭和三年採用、靑野市吉が同七年まで從事、其後を承けて、小泉俊雄が常任として勤務。

川崎市會は、靑野市吉從事。

橫濱市內の各區には、區會の制度がないので、無論速記は採用されて居ない。

兵庫縣

縣會　明治三十年臺に採用され、議會關係の人が擔當したものゝ如くである。三十六年の臨時縣會には、議會開會中だつた爲め特に山陽鐵道の星野省三郎が一人で從事、同年の通常縣會には、月江雋英(元貴)萩原米次郎(貴)星野從事、手當は、總てゞ四百圓位出た。三十七年は、倉守孝(元貴)新井重(元衆)星野擔當、三十八年は、齋藤增吉(元衆)樋口孝太郎(衆)星野。其後は尾張拾吉郎、杉山直善、小澤鶴松、石橋政二(以上何れも元衆)山本眞太郎(元貴)安田勝藏(貴)樋口、伊東定吉、安藤淑太郎等が入亂れて出張、大正の初め頃には、山田武八郎(元貴)が地元の大箭卯吉と共に從事して居た。

大正六年には、小倉惠(元貴)と大箭が擔當、七年から十一年までは、小倉と水野春之助(衆)が引續いて擔當。十二年には小倉退き、水野春之助と大箭卯吉、藤本峰太郎が擔當。十三年から今日までは水野春之助と水野爲三郎(衆)が、兄弟仲良く從事し來つて居る。

市會　神戸市會は、大正八年以來速記採用、現在西正義、中井學の外に助手一人從事、開拓者は伊東定吉である。

姬路市會は、大正十二年採用、尾上恒次郎擔當。

明石市會は、大正九年採用、伊東定吉が昭和七年まで從事、氏の歿後は、民谷耕三が擔當して居る。

西宮市は、昭和六年以來尾上恒次郎從事。

尼崎市會は、昭和三年速記採用、現在小林完が市會書記囑託として從事。

長崎縣

縣會　大正の初め佐藤賢(當時長崎日日在勤)が二年間擔當、五年には、佐藤賢、野田正道(元衆)藤本要三(貴)の三氏從事、手當は一人百五十圓位であつた。六、七、八の三ヶ年は、野田と佐藤從事、九年は野田、松尾某(長崎日日)、爾來昭和五年まで野田、藤本が主として擔當、外に川島良(元衆)、長谷川清作(衆)等も加はつたことがあるが、昭和六年七月野田逝去し、同年及び翌七年は、藤本が、柴田喬、畑田專二(何れも貴)と共に擔當して今日に至つて居る。尙ほ、臨時縣會に、川西恒夫、龜西太三郎等を煩したこともある。

市會　長崎市會は大正三年二月採用、初め新村吾一擔當、現在は電通支局の麻生林策が、部員に擔當させて居る。

佐世保市會は、昭和八年より松尾誠三が常任として勤務して居る。

新潟縣

縣會　明治十二年に第一回縣會が開かれたが、同年及其翌年、議事筆記に尾崎行雄が從事したことは有名である。明治三十年十一月の縣會に於て、速記者費用が議決され、翌三十一年から初めて速記が採用されることになつたので

あるが、是は本縣出身の坂井爲次（元衆）が主として盡力した結果と聞く。速記採用の最初の縣會は、三十一年五月の臨時會で、當時坂井は、臨時議會の爲め出京中、其代理として東京から小島誠之進が出張し、地元の風間正太郎と二人で從事した。手當は一日一人二圓五十錢、開會四日間であつたが、會期の十日分を支給され、旅費が二十五圓出た。次いで同年には更に八月、十一月にも臨時會が召集されたが、今度は坂井と風間が擔當し、坂井は引續き三十六年まで勤めて退いた。あとは風間が主として從事し、其間、古川哲治、田澤金次、酒井卯三郎、田澤幸作浦野左右太等が交〻參加したが、風間は後書記長を兼ね、大正十一年十月死去するまで關係して居た。氏の歿後へ三角治助、淺川隼が衆議院より招かれて出張從事、大正十二年臨時會よりは、松本春雄（現在縣廳秘書課）が淺川に代り、今日まで三角、松本が引續いて擔當して居る。尤も十二年の通常會に、貴族院の森山波藏、齋田夙麿が加はり又十三年の臨時會に、仁平仁三（新潟新聞）が加はつたこともある。本縣會では、以前は其年の縣會速記錄が、翌年の七八月過ぎにならなければ印刷出來なかつたが、昭和四年以來は、原稿を即時印刷に廻し、翌々日位には出來上るやうに努めて居る。

市會　新潟市會は、相當古くから速記を採用して居るが、今日では常任として田部耕作が勤務。

長岡市會は、新潟縣廳の松本春雄が開拓從事。

最近市になつた三條は町の頃から速記採用。

埼玉縣

縣會　本縣會こそは、實に地方議會中第一番に速記を採用した記念すべき所である。卽ち明治十七年「經國美談」の口述速記で矢野文雄の信任を博した若林玵藏は、當時矢野が改進黨の首領株であつた所から、同じ黨員の埼玉縣會議長加藤政之助に紹介され、初めて埼玉縣會の速記に出張したのである。此時は酒井昇造を同伴したが、何分速記草創の時代であるから如何に兩氏が苦心されたか、思ひ半ばに過ぐるものがあらう。手當は若林が一日二圓、酒井が一圓五十錢で、會期三十日分の外に、殘務手當として一週間分の日當を支給された。

其後數年間は、若林の外に、小相英太郎、薦野孝卿、中田元、荒浪市平、其他若林門下の人々が交々出張從事されたが、二十六年より二十九年までは新井田次郎門下の赤坂金藏が擔當、更に三十二年以來は、同氏が引續き從事し、後には書記長として、又縣會の活字引として盡瘁する所が甚だ多かつたのであるが、大正十一年病歿した。其後は、貴族院の高橋鐵雄が主任として、同院の人々と共に毎回從事し來つて居るが、最近は、高橋の外に、鬼塚明治、上松義郎、和田英敏等が參加して居る。

市會　川越市會は市制施行以來速記を採用し、現在森田恭平が擔當して居る。

川口市會は木村尙七が速記して居る。

群馬縣

縣會　明治十八年三月の縣會に初めて速記を採用。卽ち地方議會で第二番目に速記を採用した所である。前年埼玉縣會の速記に初めて手を染めて、好成績を收めた若林玵藏が、埼玉縣會議長長谷川敬介より、群馬縣會議長湯淺治郎

に紹介されて、同年より速記を擔當することになり、若林の外に、酒井昇造、伊藤新太郎も同伴したが、開會數日にして、若林氏は埼玉縣會へ去り、酒井、伊藤兩名で、此大任を果したが、二ヶ月も滯在して、殘務整理の爲に苦心したと云ふことである。當時の日當は、一人一圓五十錢乃至二圓、殘務手當として、日當一週間分を支給された

其後暫くは、伊藤新太郎の外に、小相英太郎、佃與次郎、大富丹治、元定則、房前達、荒浪市平等が交々出張從事して居た。三四十年臺のことは、記錄に乏しく、明確を欠いて居るが、四十一二年頃には、齋藤增吉、太田兼二郎、鈴木庄平等が、出張した。

尙ほ、四十年臺に、中村錠次郎が從事して、速記錄改竄問題を起したと云ふことを聞いて居る。大正元年十一月前橋の同業千村吉太の紹介で、橫山德門、石川景藏出張、手當一人二百圓の所、百五十圓しか支給されず、翌二年には、石川退き、橫山と、千村吉太從事、爾來橫山は、昭和二年まで十六年間勤續、同三年からは、加藤善一（昭和二年橫山と從事）及び貴族院の入內島修一（貴）の手に移り、以後入內島が主任となり、貴族院の人と共同從事して居たが、最近は入內島晴治と共に擔當して居る。橫山德門は、大正十五年十二月の縣會で、十五年勤續の故を以て表彰されたことがある。

千葉縣

縣會　明治二十六年の縣會に、小島誠之進、小澤鶴松、伊東定吉、田口敬二、弟隆三等が出張擔當したのであるが、其以前誰か速記に從事して失敗した不名譽を回復すべく、此年、御歷々が東京から招聘されたやうに聞いて居る。其時の手當は、小島が四十五圓、尤も其當時の宿料は、議員並待遇で一ヶ月僅か八圓だつたと云ふ話である。其後引續き小島は、田口敬二、伊內太郎、小澤鶴松、伊東定吉等と共に出張して居たが、小澤は議會へ去り、伊東は滋賀へ去り、三十、三十一の兩年は、小島が助手と二人で從事し、手當は一縣會百九十圓であつた。

三十二年には、小島は議會へ去り、宮澤彦七が、小島の門弟榎本佐重郎と共に從事、手當は一人一日三圓位、三十三、四の兩年は、小野田亮正と林濤坳が擔當、三十五年は、宮澤と安藤肅太郎が從事、三十六年より四十一年までは、安藤と助手一人（手當二人で一日四圓五十錢）、四十二年より昭和五年まで引續いて宮澤（貴）と田原周宰（安藤門下）が擔當、四十年臺に於ける手當は、宮澤が一日四圓、田原が三圓位であつた。昭和五年、田原が耳疾の爲め辭任後は、貴族院の長谷川一雄が代り、宮澤と共に今日に及んで居る。尙ほ、昭和二年の縣會に、宮澤の息女佛子（佃塾出身）が應援速記したが、縣會には珍しい女速記者だとあつて新聞に寫眞まで出たことがある。宮澤、田原は、大正十一年の縣會に、時の安西議長から表彰されたが、宮澤は、昭和八年で勤續滿二十五年に達する功勞者である。

茨城縣

縣會　明治十九年に、地方議會中第三番目に速記を採用した縣會である。當時初めて速記に出張從事した人は、既に埼玉及群馬で經驗を積んだ酒井昇造と小相英太郎とであつた。明治二十四年よりは中根龍四郎（元業）が引續き擔當し、大正九年四月死去するまで、實に約三十年の間縣會速記の爲め盡瘁した。手當は、大正八年頃で二百五十圓

であつた。

氏の歿後、大正九年より、松崎平策（元衆）繼承し、同十二年まで一人で擔當、手當は四百五十圓から六百圓にまで昇つて居た。十三年より二人となり、松崎の外に、小湊邦保が加はり、手當は二人で八百五十圓、翌年は小湊の代りに北村贊平（元衆）入り、爾來今日まで、松崎、北村で擔當して居るが、昭和四年には、森田正人、同五年には、長谷川朝次が加はつて、三人で從事したこともある。

市會　水戸市會は、昭和八年四月より速記採用、北村贊平が從事して居る。

栃木縣

縣會　明治三十四年通常縣會の折、時の書記長星野省三郎（現帝國鐵道協會）の建議に依つて初めて速記を採用し、同氏を主任として、高畠政之助（佃門）安藤肅太郎が從事したが、安藤は中途から佐藤賢（佃門）と代つた。手當は、三人で四百圓か四百五十圓位の所でちつた。

三十五年は前年と同じく星野、高畠、佐藤が從事した。三十六年には星野が山陽鐵道に入社してしまつたが、此年から三十八年までは、木川忠一郎、木暮省三、小池喜太郎、小池錦二も出張して居る。三十九年には星野が佃與次郎を時の關田議長に紹介し、同年の臨時縣會に、佃が門人月江雋英と共に出張して居る。同じ年の通常縣會には初め佃が月江を伴つて出張、休會明けからは、月江と太田兼二郎（佃門）が擔當した。四十年以後は、佃と月江が主として擔當し、大正五年からは月江が引續き主任として出張したが、大正八年四月、貴族院速記練習所教官に任ぜられたので、其年八月の臨時會限り、後を鈴木庄平（衆）に托して退いた。其間月江と共に從事した者は、鈴木庄平、新井重、青葉春次、岡田猪十郎、萩原米次郎等であつた。

大正八年通常縣會よりは、鈴木庄平が主任となり、爾來今日まで勤續して居るが、其相手方としては、服部弘、藤田光三、萩谷哲夫、百名孟景、中山林爾、山田健兒、吉澤茂、榎本政郎、山口鐵市、村瀬秀哉、杉森文三、下島三郎、佐藤德次郎、月江匡、西村要治、岩島正繼等が從事、最近數年間は、鈴木、岩島、月江の三名がずつと續いて擔當し來つて居る。

手當は、初め日給制であつたが、大正八年鈴木が主任となるに及んで、會期給制に改め、二人通常七百圓、臨時は其四分の一と定められた。大正九年には、手當豫算九百圓に、十年には千百圓、十一年には千二百圓に增額され十五年からは、定員三人千八百圓となつたが、昭和七年に至り、官吏減俸や歳費減額に伴つて、幾分減額を見た。

奈良縣

縣會　明治三十五六年頃初めて速記を採用、滋賀の伊東定吉が擔當して爾來昭和七年まで本縣會に關係を有し、或は自ら出張し、或は人を派して從事せしめて居たのであるが、其顏觸に付ては、伊東が死去してしまつたので、正確な資料を手に入れることが出來ないことを遺憾とする。尙ほ昭和四年以後は氏の息伊東數馬が主任として當り、東野清之等も應援して居る。

市會　奈良市會は昭和二年速記採用、龍西太三郎擔當。

三　重　縣

縣會　明治何年かに、福井順作其他の人が、一年だけ速記したことがあつたが、暫く其まゝ中斷し、大正元年の通常縣會に、更めて速記を採用することになり、衆議院の尾張捨吉郎と田口敬二が二人で從事、引續き毎年擔當して居たが、大正十四年尾張が衆議院速記士任官後は、中山宗太郎が代つて出張して居た。因みに、田口は以前より津市に居を移して居つたのである。それが昭和五年限り田口は隱退して出京し、あとを中山に一任され、今日に至つて居る。手當は、當初五六年間は、速記者給として四百圓だつたが、昭和五年頃より大いに增額された。

愛　知　縣

縣會　明治二十年臺に初めて速記が採用され、猪飼鐵太郎（名古屋速記界の先輩、元衆）が擔當して數年繼續されたやうに聞いて居る。其後三十五年頃に至り、新愛知の半田鍋吉の手に移り、氏と伊藤義男が四十年頃までやつて居た。四十一年頃からは、伊藤に代つて、鈴木虎三（電通）が入り、半田と大正七年まで從事したが、翌八年頃からは、新愛知の阪口鷲郎と福田秀雄が引受けて、十五年までやつて居た。昭和二、三兩年は、名古屋新聞の宮島照男西堀一雄がやり、四、五兩年は宮島と林康正、六年以來は、宮島が澁谷卯之輔と共に擔當して來て居る。以上は、悉く正確とは言へないが大體の所を掲げた譯である。

郡會　縣下の元郡會で速記を採用して居た所は、中島、海東（後海部）兩郡で、共に明治二十一年頃猪飼鐵太郎が開拓從事したのであるが、後には長戸鶴松が繼承した。當時一回の手當は一圓、外に旅費二圓、計三圓であつたと云ふことであるが、其頃は課長級で月給が十八圓位、屬級で六七圓だつたから、これ等の連中から大いに羨まれたのも無理からぬことであつたらう。議事は、少しもつれると、休憩して、茶菓でも戴きながら話を纏め、本會議に入るや、議論抜きの卽決とあつて、極めて時間も少く樂なものであつたさうである。

市會　名古屋市會は、明治二十二年に創設されたのであるが、二十五年には早くも猪飼鐵太郎が從事、長く續けて居られたが、其間には勿論氏以外の人も應援に加はつたやうである。四十四年からは、長戸鶴松の手に移り、大正八九年頃には一人增員になつて、小川治吉が採用された。長戸が昭和四年隱退の後へ、西堀一雄が入り、今日まで小川、西堀が速記に當つて居るが、長戸は第一線を退いたものゝ、依然速記顧問格として、名義だけは今でも殘り、市會開會當日は、殆ど欠かさず出席し、參與席に在つて傍聽して居る。

速記手當は、猪飼時代には、一回毎に八圓だつたが、長戸になつてから十五圓、小川入るに及んで二十圓となり二十五圓に增して居る。

名古屋市の各區には、區會の制度はない。縣下の他の市會の中岡崎だけは、昭和四年二月に西堀一雄に依頼したことがあるが、料金の件で折合はず、其後今日まで筆記で濟まして居る。

靜　岡　縣

縣會　明治三十年頃初めて速記が採用され、森本大八郎が助手と共に從事した。三十一二年には、森本主任の下に、

新村吾一が助手として勤めたが、間もなく森本は上京してしまつたので、新村が主任となり、三十七年には安田勝藏、横山德門擔當、翌年より横山德門と森田幸吉で二年間擔當、四十年からは、引續き今日まで、中森幸作が擔當して居るが、其間四十、四十一の兩年には、田鎖一、四十二年より大正七年までは、森田與吉が協力して居る。更に昭和六年からは、衆議院の長谷川清作が加はり、今日に及んで居る。手當は、明治四十年頃、日額五圓（何人でも同じ）、爾來八圓となり、十五圓となり、更に一人日額十五圓と云ふやうに次第に增額されて居る。

市會　靜岡市會不明。

濱松市會は常任者採用。

山梨縣

縣會　明治二十二、三年頃速記が採用され、尾張捨吉郎と藤本峰太郎が從事し、四五年繼續したが、それきりで中斷した。三十二年頃に至り、又更めて採用され、築轍（元貴）が擔當して三十七年頃に及んだ。手當は其頃二百五十圓乃至三百圓、定員は一人であつた。築のあとを承けて、森田章三（衆）が擔當し、小島誠之進、大河內發五郎、石川景藏、新井重、其他十數氏を交々同伴したのであるが、森田は、傍ら書記長の任に當り、縣政に盡瘁する所が少くなかつた。手當は、三百圓から四百五十圓、六百圓と昇り、定員も驅て二人となつた。大正十一年に淺川隼（衆）、翌十三年伊藤信二（同）が加入した頃から、速記は兩氏が引受け、森田は專ら書記長格として、一年交代の議長を補佐して居たが、昭和五年限り辭任、速記は依然淺川、伊藤が擔當して居る。擔任者の努力が効を奏して昭和八年より一名の增員を見、手島治郎（衆）が新に加入した。

市會　甲府市會では、大正十二年より山坂智昭を市會書記に任用し、必要のある時だけ速記を爲さしめて居る。

滋賀縣

縣會　明治二十九年、伊東定吉が、縣會及常置委員會（後の參事會）書記を拜命して、初めて速記に從事した。卽ち同年七月の臨時縣會には、伊東は、東京より小澤鶴松、小島誠之進を招いて共に從事し、同十月の臨時縣會には、友野茂三郎と小島とが招かれて、三人でやつたものである。同年の通常縣會にも、伊東の外に二人出張從事したが手當は一人一日二圓で、四十日分支給された。翌三十年には、伊東は書記長となり、納谷直次郎、田口徹二が速記に出張した。手當は一人一日二圓二十五錢。此の頃、書記一人の日給は、五十錢であつた。

爾來、伊東は昭和六年通常縣會まで實に三十有六年の間勤續し、翌七年十一月死去したのであるが、其間氏と共に速記に從事した者は數十人の多きに達し、何れも短期間である。伊東歿後は、息伊東數馬が繼承して居る。手當は、同十一年になつて、二人一日五圓五十錢となり、大正四年には、二人一日六圓、大正十年には、同じく十四圓に昇つて居る。日數は何れも一人四十日分である。大正十五年に至り、二人一日三十圓と急騰し、支給日數は一人四十七日分となつた、現在は三人の定員となつて、手當も增額されて居る。

尙ほ、縣參事會では、明治二十九年以來速記を採用し來つて居る。

市會　大津市會は、大正六年伊東定吉が開拓、今日も依然速記が付いて居る。

岐阜縣

縣會　明治二十三年十二月の縣會に、後年名古屋の新聞界に活躍した伊東次丸が初めて從事し、其後暫く引續いて擔當して居た。當初の手當は六十三圓であつた。二十九年及其翌年は松原司馬（元衆）、長谷川安次郎が從事した模樣である。次いで三十一年には小宮八十二、三十二年には松原司馬、三十三年には兒玉成夫、三十四年には森田章三、月江儁央、三十五年には生稻寅松等が從事し、三十六年より大正元年までは、宮脇朝民（岐阜日日）が擔當した。其當時の手當は、通常が二百圓位、臨時が三十圓位であつた。大正二年より昭和二年までは、棚橋秀覺が主として從事して居たが、最初三年位は、岐阜日日に居た坂口鷲郎も加はり、又大正十二年頃からは、品川貞一、櫻井五三、龜西太三郎も援助して居た。昭和三年からは全く龜西が引續ぎ五年まで一人で擔當して居たが、六年以後は大阪の坂田定一の手に渡り、今日に至つて居る。手當は、大正二年より漸次上り、三百圓から、五百圓、五百五十圓と昇つて來たが、定員は一人である。四ヶ年程常設書記局があつたが、今は廢されてしまつた。

市會　岐阜市會は、大正十四年以來、棚橋秀覺が速記を擔當して居る。

長野縣

縣會　明治二十年頃、市東謙吉が從事したけれども失敗に了り、翌二十一年十一月には、縣より若林玵藏宛速記者派遣方依賴あり、友野莊次郎、元定則、友野茂三郎の三名出張、今度は無事務め了せたと聞いて居るが、其後の所が一寸明確でない。福井順作の書翰に依れば、明治二十八年に、時の縣會議長龍野周一郎を說いて、縣會に速記を採用せしめ、其年は、戶所安次郎、坂井爲次が出張したとある。二十九年には、戶所安次郎、福井順作が從事、日給は、一人二圓か二圓五十錢位で、會期三十日分の外、反文手當として十日分支給された。爾來福井は、大正三年まで勤續し、表彰されて退き、全權を息燁三に讓つたが、定員は既に三人となり、四人となつて居た。大正五年よりは、貴族院の萩原米次郎主任となり今日に及んで居るが、其間、石井廣吉、村岡義信、佐野武夫、廣田富太郎、大塚立兒、古郡眞也、飯田弘一等が交々參加し、最近は、貴族院の田中甚藏、友野勝雄等が行つて居る。

定員は、四人の所、大正八年頃三人に減り、手當は一人三百圓、其後四百五十圓となり、又四百圓に減じ、更に定員が二人に減らされた代りに、手當は一人六百圓に增された。

市會　長野市會には、以前から速記が採用され、今日は山本賢三が擔當して居る。

宮城縣

縣會　明治三十六年頃、議員間に速記者採用の議が起り、其結果、三十六年九月招集の通常縣會（大演習の爲め早く開く）に、時の小野田知事より、仰速記事務所へ速記者派遣方依賴あり、小宮八十二が選ばれて出張、當時宮城縣巡査敎習所の助敎をして居た澁江貞雄と共に速記に從事した。其時遠藤議長より、本縣會が速記者を採用せる目的は正確なる議事錄の調製にあるは勿論であるが、一方議員の駁辯の矯正書としたいのであるから、一字一句苟もせず速記せよとの話があり、隨て初めの內は、議員も縣廳側も、物珍しげに速記の出來るのを待ち兼ねて閱覽し、批

評を加へると云ふ有様で速記にも相當努力を要したが、殊に東北の訛音には少からず苦しめられたとは、小宮の話である。

小宮は、明治三十四年以來、大正十年まで從事し、森正隆知事の時代に、永年勤續の故を以て表彰されたことがあるが、氏と同行執務した者は、相當の數に上つて居る。大正十一年からは、暫く中原初一郎（貴）、入內島修一（同）等が出張したこともあり、一時後藤一郎（貴）の手に歸したこともあるが、現在は、佃事務所より、西村要治（衆）主任として出張し、同件者一名と共に從事して居る。

手當は、長い間一日一人三圓、三十五日分であつたが、一般物價騰貴につれて逐次增加し、大正十年には、一人十二圓まで上り、更に日本速記協會の決議に依り、增額を要求して、十一年からは、一人十五圓、三十五日分となつた。尤も初めの內は、旅費に充てる爲め、賞與として一人十圓乃至二十圓支給されたが、日給增加に伴ひ、是が支給されなくなつた。日給制を、會期給制に改めるやう常に要求し來つたのであるが、未だに實現を見ない。

市會　仙臺市會は後藤一郎が擔當。

福島縣

縣會　明治何年から速記が採用されたものか明確でないが、二十五年の十一月には、既に新井勝彌（元貴）が出張從事して居る。二十八年には、福井順作、長谷川篤、矢野由次郎（共に元衆）が出張、三十一年頃より三十六年頃に亘つては、長谷川、矢野の外に、柿沼柳作（元衆）、小宮八十二（元貴）、石橋政二（元衆）、新井勝彌、市村淳士（元衆）、赤松操、倉守孝、山本保造（衆）、樋口孝太郎（同）、森田章三（同）、大河內發五郎（元衆）、倉光昇三等が交々從事した。三十七年より四十三年に掛けては、菅野市吉（衆）、吉岡助次郎（現東京朝日）、飯田松五郎、太田兼二郎（現日佛銀行）、杉山直喜（元衆）、萩谷哲夫（衆）、海老沼靜作等が夫々從事、四十四年以來大正十四年に至る間は山本保造が主任となり、他に、鈴木庄平（衆）、石川隆一（同）、石橋政二、新井重（元衆）、杉山直喜、小林男（元衆）横山宇吉、藤崎米次郎（貴）、池田繁次郎（現滿鐵本社）、西正義（神戸市會）阪井芳三、竹佐晉吉（外務省）、大河內發五郎、森上富夫（元衆）、關場新次郎、川西恒夫（衆）、萩原彰（同）、市丸一（同）、本多武男（元衆）、塚越省司（貴）伊勢順等が交る〳〵從事して居た。大正十五年から今日までは、山本保造主任の下に、萩原彰、川西恒夫、の外、關場新次郎、伊勢順、高橋正雄、加藤政雄等が、地元新聞社から應援して居る。

手當は、初めの頃（明治三四十年臺）には、一日七圓位で、外に反文手當七日分加算されて居たが、大正九年頃の日本速記協會決議に依る料金協定で、數倍に增額されて今日に及んで居る。

岩手縣

縣會　明治二十年臺に初めて採用され、川守田武一（元貴）、中平光行が擔當した。二十七年より二十九年夏の臨時縣會までは、荒浪市平、藤本峯太郎が從事、二十九年の通常縣會には、中田元其他が擔任、二三年の間は、市村淳士小島誠之進等も出張したものだが、三十二年よりは、松岡忠夫、佐々木源吉が引受けることになつた。手當は其頃日給一人四圓五十錢だつた。三十六年より昭和七年までは、松岡忠夫と川守田武一が繼續擔當、昭和八年からは、

川守田が渡伯してしまつたので松岡が刈屋某と共にやつて居る。

尙ほ、縣參事會では、昭和七年以來速記を採用して居る。

市會　盛岡市會では、大正十五年四月以降松岡忠夫に速記を囑託して居る。

青森縣

縣會　大正十四年十一月の通常縣會から漸く速記が付いたと云ふ、道府縣會中速記採用の殿りを承つた所である。明治十七年採用の埼玉縣會より後れること實に四十年餘である。其前は、土地の各新聞社の有力な記者を縣會中書記に任命して、筆記に依る議事錄を作らせて居たのであるが、議員一致の希望に基き、長い間の新聞記者との情實を斥け、大正十四年から、斷然速記採用に決した譯である。擔任速記者の人選に付ては、北海道廳から當縣に轉任して來た役人が、豫て懇意な北海道會速記者の納谷直次郎に其推薦方を依頼して來たので、直に貴族院の安田勝藏を推擧した。そこで安田は、同年から同院の中島忠壽と共に出張擔任することになつたのである。爾來兩人は昭和五年まで勤續したが、安田は、貴族院速記練習所敎官に任ぜられた爲め退き、六年には、中島と坂本貞之助（貴）が出張、七年よりは、中島の外に、地元の電通支局、新聞聯合支局から速記者が參加して、共同執務して居る。

尙ほ、大正十四年當時の支給手當は、日本速記協會の協定通り一人六百圓であつたが、今は稍〻減額されて居る。

市會　青森市會は、昭和三年以來蒲田基が擔當して居る。

山形縣

縣會　明治四十三年通常縣會より初めて採用。其時の速記者は、尾張捨吉郎、荒木竹治郎（共に元衆）、渡部銀七（現東京鐵道局）の三名だつた。翌四十四年夏の臨時縣會には、小澤鶴松（元衆）の下に、地元の金子奉次が助手として働いたが、手當は、金子が日當五圓で、小澤は其三倍位にはなつたやうである。其年の通常縣會には荒浪市平（元貴）が出張し、金子も亦助手として協力した。爾來大正六七年頃まで、荒浪、或は中島忠壽（貴）、森上富夫（元衆）等が入り替り出張、金子は常に助手として執務した。其後縣の都合で金子が一人で擔當することになつたが、多くは助手を置いて手傳はせて來たのである。手當も大體一人半位見當だけしか出て居ない。尙ほ最近は、金子が自ら出張出來難く（金子は以前より京都市會事務局に在り）小松金次郎を代理として從事せしめて居る。小口靜雄加藤善一等も、助手として從事して來た。

郡會　元郡會で採用した所は、西置賜及び東置賜兩郡だけである。前者は、明治四十一年に渡部銀七が開拓從事し、後金子に讓つたが、後者はずつと金子が擔當して、郡制が廢止されるまで續けて居た。

秋田縣

縣會　明治三十年豪に、生稻寅松、兒玉成夫、更に新井勝彌、小野田翠雨等が從事したことがあるが、其當時一二年だけで廢されてしまつた。

大正五年より再興の形で又採用され、今度は貴族院の佐藤長五郎、山田到が從事した。其時の手當は、日給で五圓だつた。大正八年頃から定員三人となり、爾來佐藤は今日まで引續き從事して居るが、此間森本德藏、島田滿佐治、畑田明、佐々木新三郎等を夫々同伴した。昭和六年以來は、佐藤、畑田、河井京一（大館町會）の三名で擔當して居る。

市會　秋田市會は、昭和五年速記採用、初め佐々木新三郎が從事、現在は秋田魁新報社の三宅昌一が速記して居る。町では大館町會が河井京一を囑託して居る。

福井縣

縣會　明治二十七年に初めて速記採用。市川半次郎（田鎖直門）が、同年から三十二年まで擔當した。三十三年から三十五年までは、井上四方太郎、三十六七兩年は吉田欽一、三十八年小野田亮正、三十九年横山德門、四十、四十一兩年吉田欽一、四十二三の兩年山本信太郎、四十四年より大正三年まで增田聖道、大正四年から同十四年までは布施孫助（現福井縣庶務課主席屬兼同縣會書記長）が繼續擔任し、其間伊東定吉、高橋鐵雄、栗野良溫、西堀一雄曾根定一等が共に從事して居る。十五年は淺川英雄、伊東數馬、昭和二年以後は今日まで貴族院の小田定暉が主任として擔任して居るが、其相手方としては、伊東數馬、小木曾胞三、齋田夙麿、長井富雄等が交々從事して居る。

石川縣

縣會　明治三十九年に初めて速記を採用した。擔當者は、廣岡兵二郎一人で、日給二圓五十錢だつた。氏は四十三年まで續けて退き、四十四年には、野脇和光が一期だけ勤め、大正元年より十一年までは米光彪二が從事して居た。十二年は米光と魚谷佐一が二人で從事、十三年は丹羽瀧男と魚谷、十四年は丹羽一人、十五年から昭和三年までは野田禮吏、四年は酒井井平（電通支局）、五年より七年までは、古川清一郎（西宮市古川事務所）と林勤（同）が二人で擔當、八年は古川と坂本一（衆）從事。

市會　金澤市會は、現在電通支局の酒井井平が擔當速記して居る。

富山縣

縣會　明治二十九年に、新井田次郎（元衆）、丹羽瀧男（元貴）の兩人が採用されたのが最初である。當時の手當は、二人で三百數十圓であつた。

翌三十年より三十二年までは、新井田と赤坂金藏（新井田門下）が從事、以後は、新井田の外に、丹羽、工藤三郎、荒木竹治郎、小澤鶴松、樋口孝太郎（以上衆）、松岡忠夫、山本松吉、安田勝藏、伴仲喜作、柴田喬、小泉武夫（以上安田以下貴）等が交々從事したのであるが、其內比較的長い間從事したのは、工藤、荒木、樋口、伴仲等である。

新井田次郎は昭和九年勤續三十年で表彰せられて退き、伴仲と小泉が後を引繼いで擔當して居る。

鳥取縣

縣會　初めて速記の採用を見たのは、明治二十六年である。是より先、二十三年に本縣では、東京から速記講師として房前達を招聘し、民間から十名、警察側から十名を選抜、速記術の實習をさせたが、約六ケ月の講習終るや、田中壯三、土橋次郎吉、山本廣節等は、速記法研究會を作つて、更に技術の練磨に努めた。二十六年の縣會に、初めて速記術の偉力を示したのも、以上の三人であつた。

田中は、爾來引續き四十一年まで從事し、四十二年逝去したが、其後は氏の門下たる福井慶一、中島忠壽、安木寅藏等が擔當、次いで青葉春次、古藤政一等も二三年宛從事、大正十年よりは岡垣益太郎、同十一年よりは福井誠正が加はり、共に擔任して今日に至つて居る。

郡會　氣高郡、東伯郡、岩美郡の各郡會は、明治三十年臺より速記を採用して、何れも郡制廢止まで繼續して居た。擔當者は、田中、福井、安木等であつた。

市會　鳥取市會は、大正五年速記採用、現在西村吉男が速記書記として勤務して居る。

米子市會は、市制施行以來速記採用、今森山門治郎が擔當して居る。

島根縣

縣會　大正三年に初めて採用となり、細田興巖と上田正太が、囑託速記者として從事した。兩人で大正七年まで續け上田は父死亡の爲め引退、八年から十四年まで、細田と荒木英俊が擔當、荒木はそこで家事上の都合に依り引退、十五年から昭和七年までは、細田と久家敏一が從事、細田は此の年九月限り退いたが、八年五月死去した。七年の通常縣會からは、久家と細田勝彦が從事して今日に至つて居る。

本縣會の手當は他に比して非常に安い觀がある。

市會　松江市會は、昭和三年より速記を採用し、細田省吾が五年十一月まで擔當、其後を承けて木山重良が現在まで從事して居る。

岡山縣

縣會　大正元年初めて速記を採用し、西村繁次郎と梅谷啓治が同三年まで從事した。手當は一日四圓であつた。大正五年に至り、時の笠井知事より、內務省に速記者の選定方を依頼し來り、當時土木局の速記に從事して居た石川が引受けることになつた。當年の速記者の顏觸は、石川景藏、石川隆一、野田正道、水野爲三郎で、翌六年は、石川隆一、石橋政二外一名、七年は森田章三、服部弘、野田正道、池田繁次郎、八年は森田、青葉春次、山坂智昭、九十、十一の三年は森田の外に、石橋、石川、服部、柳澤兵太郎、村岡義信、電通岡山支局の青島秀德等であつた。定員は初めより三名で、手當は一人平均六百六十圓、速記錄は卽時印刷の方針に據つて居た。大正十二年からは、衆議院の者との關係が絕え、同年は青島秀德、內海千壽（貴）、田口斌（帝通支局）が擔當、翌年からは青島退いて內海、田口、中原初一郎（貴）で暫く擔當、昭和二年から五年までは、田口、中原が、助手一人を使つて從事した

六年は、田口去り、中原、内海が、小野作一、安田潤二を助手として擔當、七年は、中原、岡田茂二（貴）の外、小野、安田も加はつた。手當は均分主義を採つて居る。

市會　岡山市會は常任速記者を採用して居る。

廣島縣

縣會　明治三十三年四月の臨時縣會より速記を採用し、爾來四十一年の通常縣會まで、岡山縣人小倉悟四郎が從事した。四十二年以來、大正三四年頃までは、新井勝彌（元貴）が引續き擔當、同氏死去の後、二三年間は、大阪の同業者が出張した。大正七年頃から十五年までは、杉山直喜（元衆）が主として從事した。副速記者は屢〻變更して居るが、杉山時代にあつては、七曲純一、柳澤兵太郎（元衆）等が多く從事し、其他小池公平（現中外商業）、池田繁次郎（現滿鐵）等も加はつて居る。昭和二年十月の臨時縣會以後は、衆議院の萩谷哲夫が引續き擔當して今日に及んで居るが、同行者は久野安一、岡田茂二、飯田弘一、下島三郎（何れも貴）、品川貞一、市丸一（衆）等で、誰と定つた譯ではない。

市會　廣島市會は早くから速記を採用したが、其頃の沿革は不明、昭和七年八月よりは、服部秀市が專任として從事して居る。

吳市會は、大正七八年頃、七曲純一に速記を囑託したことがあつたが、間もなく中止となつて、今日まで採用して居ない。

山口縣

縣會　大正五年初めて速記採用、松永昶三が從事した。手當は四百圓　六、七兩年の擔當者は一寸不明確であるが、八年以後は、杉山直喜（元衆、當時廣島在住）、小林男（元衆）、飯田弘一（現貴）、柳澤兵太郎（元衆）、西村要治（現衆）、高杉勇等が交々從事して居た。大正十三年よりは、高杉が縣廳の常任速記者となり、之に貴族院の松村春次が加はつて、ずつと今日まで繼續して居るが、昭和二年だけは、右兩人に、福地和正（貴）が協力して、三名で從事した。

市會　下關市會は、以前から磯部久藏が囑託として擔當して居るが、山口、宇部、萩の各市會は何れも速記を採用して居ない。

和歌山縣

縣會　明治四十年頃初めて速記が採用され、當時和歌山市在住の秋津正治郎が從事、四十二、三兩年は秋津の外に、大阪時事新報在勤中の矢野政雄も加はつたが、四十四年からは、大河內發五郎が招聘され、爾來大河內は昭和六年まで二十一年間引續いて從事、此間氏と共に出張從事した者は相當多數に上つて居る。

尙は昭和六年八月の臨時縣會に於て、大河內は表彰を受け、慰勞金一千圓、別に記念時計代として百圓を贈られた。

昭和七年よりは、大阪の關西速記者リーグの手に移り、吉井光二、中井學、中西愼明、中尾義夫等が共同執務して今日に至つて居る。

市會　和歌山市會は現に速記採用、但し沿革不明。

德島縣

縣會　明治十三年に初めて第一回縣會が開かれたのであるが、爾來大正九年までずつと要領筆記で議事錄を作つて來た。翌十年に至つて、初めて速記が採用され、衆議院から、森田章三、杉山直喜が出張したのは、同年八月の臨時縣會の時である。同年十一月の通常縣會には、定員三人となり、石川隆一が主任として從事、中根治彥（元衆）、川西恒夫（衆）が共に執務した。十一年は石川、中根の外に、萩原彰（衆）、十二年は、石川と市丸一（衆）、蓬田武（元衆）、十三年は市丸の代りに中根出張、又川西が途中から應援した。十四、十五兩年とも同樣、唯十五年には、出口正太郎（現貴）が中途から應援した。昭和二年の臨時縣會には、地元の角一良昭（現德島市會書記長）が一人で擔當したが、同年の通常縣會から五年までは、石川主任の下に、中根、蓬田が出張、芝田吾一も中途から應援した。六年以來は、石川の外に村井宗藏、石渡潔（共に衆）が從事して今日に及んで居る。本縣會は、每回速記時數の多いことで有名である。

市會　德島市會には、大正十二年以來速記が採用され、常任者が置かれて居る。現在は角一良昭、杉森文三が居るが角一は、現に書記長の任にある。

香川縣

縣會　明治三十二年の通常縣會に際し、縣より若林琇藏に對し、速記者派遣方依頼があつたが、若林門下では人繰が付かず、其年は已むなく無速記、三十三年には若林門下から、市村淳士（元衆）、小倉惠（元貴）が初めて出張、森芳雄（元大每）も助手として從事した。翌三十四年も、市村が主任として擔當したが、三十五年よりは、大阪の山田都一郎が擔任、四十二年まで八ケ年間續けて居た。山田の後は誰が擔當したか、遺憾ながら明に知り得ないが、大正十一年以來は、藤野夏次が縣廳に在つて每期從事した。其相手方としては、初め平尾茂、尾上繁市等あり、後貴族院の人が參加することになつて、小山內巽、梅川健治等が出張從事して居たが、昭和七年末藤野は死亡したので、今後は貴族院の人が擔當するものと見られて居る。

愛媛縣

縣會　明治四十四年初めて速記採用、小澤鶴松、荒木竹治郎（共に元衆）出張、手當は二人で三百圓支給された。其後小澤は大正十五年まで勤續して勇退し、代りに衆議院から西來路秀男が出張して、荒木を授けて居たが、其荒木も、昭和八年死去した。今後は西來路が繼承する譯である。手當は、二人三百圓から漸次增額されて、大正八九年頃、諸物價暴騰の理由を以て、大いに增額を見た。

高知縣

縣會　明治三十五年に初めて速記が採用され、滋賀の伊東定吉が之を引受け、西村繁次郎、齋藤四郎出張、手當は三人で一日十圓、殘務整理に一月中旬まで滯在したが、其間も給與を受けた。三十六年以後は主として西村が擔當し伊東門下の人が加はつて四十四年まで繼續、尙ほ西村は其間書記長事務をも取扱つて居た。給與は西村が一日四圓他の二人は三圓宛であつた。大正元年より四年までは、丹羽瀧男（元貴）が主任として、同院の岡村金太郎と共に從事、手當は一日五圓と四圓であつた。大正五年から昭和五年までは、岡村が主任となり、初めは、島田滿佐治、森田恭平（共に貴）、山部庸雄等を同伴したが、其後地元の新聞社に速記者を雇入れてからは高知、土陽兩新聞社の速記者が、交代で助手として參加した。手當は、時に變更があつたが、日本速記協會で協定以來は、其額通り支給され、大正十二三年頃からは、岡村一人で飜譯を擔當することになつた爲め手當豫算額千四百圓中、岡村が八百五十圓支給され、殘額を助手に分配した。昭和六年には、岡村の手を離れて、土地の高知、土陽兩新聞社の者だけで擔當したが、七年は、其中へ衆議院の松村鐘造が參加した。

市會　高知市會は大正十五年頃速記採用、新聞社の人が擔當して居たが、試驗の上、昭和六年一月より濱田忠男が專任として勤務して居る。

福岡縣

縣會　明治三十三年に、若林琇藏の速記法研究會から、未だ修業中の某が出張したのが最初であるやうに聞く。翌三十四年には、武田直次郎、尾張捨吉郎、荒木竹治郎（何れも元衆）の三名が出張、手當は三名で三百圓だつた。

以來明治四十二年までの間は、武田、尾張、荒木、松川梅賢等が交互に出張して居たが、四十三年から大正十二年までは、引續き武田と、水野爲三郎（衆）とが每年出張從事した。其間、北村贊平（元衆）、塚越省司（貴）、菅山廣（衆）等が一縣會宛參加して居る。手當は、三百圓から漸次昇つて、二人で四百圓、五百圓、八百圓、一千圓と增額されたが、大正十三年よりは、議長更迭を機として、地元の同業伊坂寬等が安く引受けることになつた。最近はずつと福岡市の吾川勇次郎（佃塾出身）が擔當し、石田幸等も加つて居る。

市會　福岡市會は、速記採用の當初數年は、臨時に速記者を雇つて居たが、大正十四年常任として吾川勇次郎が採用され、石田幸も從事して居る。

若松市會は、大正三年市制施行以來採用され、現に三增恭介擔當。

門司市會は、磯部久藏が從事して居る。

小倉市會は、十年前より採用、現在永田泰三が從事。

久留米市會は、大正十五年度より採用、竹ノ內松太郎擔當。

八幡市會は、昭和二年以來三增恭介速記。

戶畑市會は、昭和元年より三增恭介擔當。

直方市會は、昭和七年より三增恭介從事。

大分縣

縣會　明治三十一年の通常縣會より速記を採用し來つて居る。當時の速記者は中村壽喜（大分縣人、若林門下）で、氏は爾來大正元年まで十五年間勤續して居た。大正二年から六年までの五ケ年は大分新聞の速記者櫻井某が一人で從事した。七年より十二年までは、江上住平（元貴）が擔當して居たが、十三年より定員二人となり、江上の外に、貴族院の大館安雄が加入し、大館の歿後を承けて、同じく貴族院の小松葉洲邦が、江上と共に從事して居つたが、昭和八年江上歿後は、衆議院の小島勇が後任となつた。

手當は、大正十二年までは、一人で三百圓だつたが、十三年以來二人となり、手當も大分增額された。

市會　大分市會は、昭和二年から速記がついて、江上住平が擔當して居たが、二年間で中止。

別府市會は、大正十四年來、是も江上が引受けて居た處、五年間で止めになつて居る。中津市會には、初めから採用になつて居ない。

佐賀縣

縣會　明治二十七年に速記を採用したのであるが、是は九州に於て採用した一番初めである。當時の擔任者は、袋野環（元衆）、市村淳士（元衆）、安藤隆、山本眞太郎（元貴）等であつた。其後右の人達の外に、小澤鶴松（元衆）、荒木竹治郎（同）、上野山六郎（元貴）、宮澤彥七（貴）、齋藤增吉（元衆）等が交々出張從事し、山本だけは、其後昭和五年まで繼續出張して居た。卽ち昭和五年には、山本の外に、松尾誠三（衆卒）、松本三一（貴卒）が從事したのであるが六年以來は、松尾、松本が擔當して今日に及んで居る。尙ほ、當初の速記者手當は、一人一日二圓、四人で七圓、三十七日分であつた。

市會　佐賀市會は、松本三一が昭和五年以來速記して居る。

熊本縣

縣會　明治四十二年十一月の縣會に初めて採用されることになつた。卽ち同年三月、菅野市吉は、衆議院を辭し、九州日日に入社して、大いに速記文化の鼓吹に努めて居たが、偶々同縣參事會書記中村秀貴が、丹羽瀧男に速記を學んで歸つて來たので、其年から縣會速記を兩人で引受けたのである。手當は一人一日三圓五十錢で、三十三日分支給された。

其後兩人だけで大正七年まで續け、中村は病氣の爲め辭任して、丹羽瀧男が代り、大正八、九と勤めたが、十年には、定員が急に五人となり、縣會速記錄を議會式に卽時印刷配付することになつた。手當も一人平均六百圓に增額された。擔當者は菅野、丹羽の外に、森山波藏、內海千壽（共に貴）及び九州日日の速記部員であつた。十一年は、菅野の外に、水元重行（衆）と九州日日速記部員三名が參加した。十二年は、菅野、水元の外に、九州日日、九州新聞の兩社から、速記部員が出て共同執務した。十三年には、菅野は出京して、衆議院速記技手となつて居たが、此年から五名とも東京より出張することになり、菅野、水元と、外に七曲純一、川島良（元衆）、中村秀隆等が

出張從事した。十四年は、川島の代りに岡田茂二（貴）が行き、十五年には、七曲の代りに入内島修一（貴）が出掛けた。昭和二年は、入内島退き、川島復歸、三年は、岡田、中村去つて、市丸一、鈴木千代治（共に衆）が新たに出張、四年からは、出張者は貴衆兩院技手たることに内定し、川島、鈴木退いて貴族院から福地和正、小山内巽が加はつた。五年は、小山内の代りに衆議院の高岡義男、六年は、福地去つて、貴族院から大島淡海、七年には、高岡の代りに内海千壽（貴）が新たに加入して今日に至つて居る。

本縣會は、右の如く、定員五人、而も其何れもが兩院より出張、速記錄原稿は、全く議會と同樣に、鉛筆で必ず會議の當日中に書上げ、翌々日には印刷配付が出來ると云ふ理想的システムであることは著明な事實で、會議時間も其割に多からず、他府縣會の羨望の的になつて居る。

宮崎縣

縣會　明治四十三年十一月の縣會より速記が採用され、菅武德太郎（元貴）と香取眞助（宮崎市在住）が從事した。手當は旅費無しの日當七圓位で、延日數四十日分支給された。翌四十四年より大正七年までは、香取一人で擔當し來り、大正八年より一人增員に決し、貴族院の中島忠壽を迎へた。翌九年は、中島の代りに、鹿兒島市の同業者が從事、十年より十二年までは、香取と小池公平（現中外商業）、十三、十四の兩年は小池の代りに衆議院の服部弘、十五年よりは貴族院の塚本雅夫が香取と共に從事して居たが、昭和五年には塚本病んで、林吉雄が衆議院から出張七年には、香取が病氣の爲め從事出來ず、林が、衆議院の坂井五郎と二人で擔當した。

市會　宮崎市會には、昭和三年三月速記が採用され、梅原增美が同年九月まで囑託されたが、同氏退任の後を阿部善作が擔當して居る。

鹿兒島縣

縣會　大正九年に初めて速記が採用され、當時鹿兒島新聞に居た土師一衛が一人で擔當した。翌十年には、土師の外に、衆議院から伊內太郎、工藤三郎が出張從事、當時の手當は、土師が三百圓、伊內、工藤は何れも旅費を入れて五百圓であつた。十一、十二の兩年も、前三者が從事、十三年から昭和二年までは土師と工藤が二人だけで擔當した。昭和三、四の二年間は、工藤、神野仙吉（鹿兒島朝日）が擔當、手當は、工藤が六百圓、神野が三百圓だつた。昭和五年來現在まで、工藤、神野、中山德一（鹿兒島新聞）が從事して居る。本縣會は、每回速記時間數の多いことで有名である。

市會　鹿兒島市會には、大正三年速記が採用され、上月朝太郎、梁川彦、吉井孝之亟の後を承けて、現在梅原增美（鹿兒島新聞）が從事して居る。

沖繩縣

縣會　明治四十一年に本縣に、漸く府縣制が施行されたのであるが、翌四十二年には、縣會に速記が採用され、海老沼靜作が一人で出張擔當された。四十三年には、太田兼二郎（現日佛銀行）が從事、手當は、四百五十圓位であつ

た。四十四年には、定員二人となり、太田と、中山林開（現貫）、大正元年は、衆議院の鈴木庄平、中山宗太郎、大正二年は、同じく衆議院の杉山直喜、新井重、三年より六年までは、鈴木、新井が引續き從事、七年は、新井と小林男（元衆）、八年は新井の外に池田繁次郎（現滿鐵本社）、九年は、賀數世隆（現在同縣廳）と當間嗣眞、十年は、賀數、新井、十一、十二兩年は、賀數と松村春次（貫）、十三年は、新井と佐藤德次郎、十四年より、昭和二年まで、新井と賀數、昭和三年は、賀數と萩谷哲夫（衆）、四年以來現在までは、引續き賀數と山田健兒（衆）が擔當して居る。

朝鮮

道會　朝鮮の道會は、內地の府縣會に相當する譯だが、決議機關として認められたのは、漸く昭和八年からで、議員の選出方法其他の點に於て、大いに趣きを異にする。十三道中、昭和八年から、平安北道と慶尙南道のみが速記を採用し、前者は越智三五擔當、後者は道職員たる二人の速記者が擔任。道會の開期は一二月の交十四五日間である。

府會　府會は、內地の市會に當り、昭和五年に決議機關となつた。京城府會は、早くも大正十二年より速記を採用し赤根谷友三郎擔當、京城の外、仁川、平壤、釜山の三府會も今日速記を採用して居り、仁川は赤根谷、平壤は越智三五、釜山は府職員たる安藤勝三外一名擔任。

關東洲

市會　大連市會は速記を採用して居る。旅順市會は未採用。

第三章　電話速記の沿革

第一節　電話速記の起原

電話は傳話に通ずる——電話機が初めて我國に輸入されたのは明治十年であつて、十一年工務省電信局に於て是が構造に著手し、十六年折衷電話機を製造して電信局間に使用した。所が明治二十年英國から輸入した電話機が優良であつたので、之を東京熱海間及び東京靜岡間に試用して良好なる結果を得、二十三年に電話交換局を創設して、民間から魔物視されて居た電話を一般加入者間に使用せしむるに至つたと云ふのが、我國に於ける電話の沿革である。

電話の長所は通信の確實性に在る。卽時に先方の返事が聞けると云ふことである。郵便にしても、電報にしても、發信者に受信者の消息を齎らすは、數時間又は數日の後であるが、電話は通話と同時に先方の應答に依つて其事情が判明し、且其返事が聞かれる。これ電話が通信界に異常なる發展を遂げ、今日の如く普及された最大原因と言つて差支ない。

速記術は言葉を其儘寫し取るのが本來の使命である。玆に於て卽時に應答の聞かれる電話と、言葉其儘を寫し取る速記とが結付いて、電話速記なる一の通信方法が案出され、普及せられたと云ふことは、是は文化の發展上當然の成行であつて、吾人は寧ろ其發達普及の遲かりしを遺憾に思ふものである。斯くして電話速記は電話事業の發達に連れ

て進歩し、特に長距離電話の開通、豫約電話、定時通話等の實施と共に長足の發展振りを見たるは、時勢の然らしむるとは言へ、亦實に先輩の慘澹たる苦心と、努力奮闘の賜であると言はなければならぬのである。

而して我國の速記術を新聞に結付けて電話速記の端緒を開いたのは、其由來する所頗る遠いものがある。卽ち明治十六年七月に郵便報知新聞社が若林玵藏を聘して自由新聞紙上の記事取消請求に關する談判の顚末を速記せしめたことが其一である、更に明治二十年彼の大井憲太郎一味の國事犯事件が、愈〻結審して同年五月二十五日から九月までの間に前後九十七回連續して大阪重罪裁判所で公判が開かれたが、其際大阪朝日新聞社が日本に於ける此種最初の試みとして、丸山平次郎をして速記せしめ大號外を發行したことが其二である、又明治二十年佃與次郎が日報社に、友野莊次郎が大阪毎日に、松川福三郎が國民新聞に、今村次郎が「やまと」に、鷹野孝卿が報知新聞に、それ〳〵相前後して入社し、速記の實務に携つたので、是等の人々の速記に對する信用が、延いて電話速記採用の機運を醸成せしめたものと謂はれて居る。

斯くて我國の電話速記は、明治三十二年二月、東京大阪間の長距離電話開通と同時に、時事新報社の矢野由次郎に依つて創始せられ、爾來長足の進歩を示し、現今我國に於ける全速記者九百名中、電話速記者は約其三分の二を占め其數實に五百有餘名に達するの盛況を呈し、其量に於て日本の速記界を背負つて立つ底の意氣を示して居るのも、時代の要求と當事者の努力に外ならぬのである。

玆に國を異にするとは言へ電話速記の發達を語る上に於て見逃すことの出來ない一事がある。それは一千九百年英國のバーミンガムに於て、チヤンバーレンが爲したる演說を倫敦イヴニングニユース社に於て電話を以て受信し、之を速記せしめて直ちに印刷し、演說者が復席せし後僅々二十分間に、其演說速記文全部の印刷を了し、市中に販賣したと云ふ驚くべき事實である。其方法は倫敦を距る百十三哩の地點なるバーミンガムの演說堂に於ては、演說者の面前に、小箱に入れたる送話機十二個を裝置し、何れの方角に向つて演ずるも、其送話機に受け得るやうに爲し、次に之を倫敦に連絡し、更に二個の交換局を經て始めて新聞社に達するやうにした。新聞社にては豫め十人の速記者を準備し置き、一人二分間宛の交代にて其電話を速記し、二分間を終れば直ちに去つて淸書し、淸書したる原稿は直ちに印刷に附して組版に著手せしめたので、第二號、第三號の速記者が速記に從事せる頃は、既に第一號の速記は組版に著手せられ　第十號の速記者が淸書を終れば再び第一號に復歸し、尙ほ演說の終りに近付いた頃は、遂に一分間交代と爲したと云ふ事である。此チヤンバーレンが演說を始めたのは、午後八時十分であつて、筆記の第一號は八時二十分に組版を終つた。チヤンバーレンの復席せしは十時五分で筆記の末尾が十時二十分に組版を終り、次に之を印刷して市中の販賣に出したのは丁度十時三十二分であつたと謂ふ。然るに此演說を電報にて取寄せた社は、其最後の分が十一時三十七分に漸く販賣せられたので、電話速記を用ゐたものは、電信に依りしものより實に一時間餘の速報を見たと云ふことである。尤も此計畫は全く試驗的のものであつたが、成績右の如く非常に良好であつたから、其後の大演說、報告等に於て之を利用するもの逐次增加したと云ふことである。

第二節　電話速記の發達

第一項　新聞通信界の變遷

我國に於ける新聞通信の方法は、飛脚――人から馬――鐵道――汽船――鳩――電信――電話――飛行機――ラヂオ――電送寫眞と云ふ順序を經て明治から大正、昭和の今日に至つて居る。就中此間戰時中の暗號電報禁止、其後豫約電話の實施、夕刊及地方版發行等のことから、加速度的に電話速記の需用を喚起し、今日の盛觀を呈するに至つたのであるが、電話速記は遠隔の地に在りて甲乙兩地間の通話料高ければ高い程、其利用價値を增すもので、初期時代に於ては地方新聞に多く採用されて中央の材料攝取に用ゐられ、次いで東京及地方大新聞の地方版記事に重用せられ現在では、中央地方相待つて盛に此電話速記が活用され通信文化に貢獻して居ること非常なものである。

我國の豫約電話規則は明治四十年八月二十四日に公布され、同年九月一日から實施された。定時通話（或一定の時間を豫め指定して通話し得る制度）は大正三年十月から施行されて居る。又內地朝鮮間の長距離電話は、昭和八年七月十五日より開通、內地臺灣間の無線電話が同九年六月二十日から開始されて居るが、國際無線電話は內臺間に先立つて完成し、昭和八年十一月十五日に一萬キロを隔つる伯林の我が大使と、東京の獨大使との間に交換放送が行はれ昭和九年五月四日には、日米間の通話が極めて明瞭に行はれたと云ふことであるから、千九百三十五年の第二次華盛頓會議や、同三十六年伯林に於て擧行せらるゝオリンピック等の通信は、總て電話に依つて行はるべく、歐羅巴や亞米利加「伯林東京間一通話（三分間）約六十圓。東京桑港間約八十圓位」と居ながらにして談話を交換することが出來ると云ふ世界短縮の結果を招來し、今後新聞社の國際通信戰等には劃期的な飛躍が試みられるであらう。隨て全國一百有餘の新聞通信社に於て活動する我が電話速記者の前途も亦實に多事なりと謂はなければならぬ。

第二項　電話速記に關する文獻

明治三十一年一月二十九日發行の「速記時論」第九號に「近來電話器械の益々改良せるより種々なる事業に便利を與ふる事なるが、林茂淳氏は之を利用して速記を爲すの方法を發明せる由各新聞に見えたり」云々とあるが、左に電話速記に關する文獻の二、三を摘錄して見る。

其一　「僕（佃與次郎）は二十年前（明治二十年十月頃）に速記者として新聞社へ入つた。恐らく新聞と速記と結付いたのは此時からだと思ふ、けれども其當時實は餘り優遇はせられなかつた、經驗はなし、文才はなし、「ありまず」「ございます」なんかで紙面を塞げるのは、不屆至極と叱られるやうなことが多かつた、所が此速記と新聞が密接の關係を結ぶやうになつたのは、電話速記開けて以來のことである。

電話にかけては誰が何と言つても速記には敵はない、少い時間に多くの材料を書取る上に於て非常な經濟である是でもう少し間違がなくなると結構だが、實は日々の各新聞紙の電話欄を比較對照すると、ハッと顏を赤くすることが度々ある。

誰の間違にしても、何社の間違にしても速記の過失は皆僕の過失のやうな心持がする、耳に入り筆に傳ふる間に於て、其人、其人の判斷の違ふ所から、石炭山を石炭酸と違へたり、奈良を那覇と聞いたりするのであらう、併し是は罪速記者にのみありとは言へない。速記者を雇つて居ない新聞社、卽ち在來の筆記に依つて書取つて居る新聞社の電話欄にも、澤山間違を發見することが出來る、僕は曾て此過失の統計を作つて見た、所が意外にも速記者を

雇つてある新聞社の過失十三に對し、速記者を雇はない新聞社の過失十八を數へ得た、此に於てか聊か平常の胸の痞を癒した。」云々（伽與次郎著「速記の話」一節）

其二　「新聞社、通信社等が其紙上に掲載せんが爲め甲地より乙地に電話を利用して通話する記事を速記するを新聞電話速記と言ふ、此方法は日本各地に電話の設備ありて以來漸次發達し、現今苟も長距離電話開設都市に於ける新聞又は通信社に於て之を應用せざるものなきに至りしが、其效用は普通日本字を以て筆記するに比し時間と費用とを節減すること多大にして、且つ迅速正確なる報道を爲し得るに在り、而して電話速記の方法に直接速記と間接速記との二種あり、直接速記とは、速記者自ら受話機を耳にして通話者の朗讀せる記事を受話しつゝ速記するを言ひ、間接速記とは他に一人の受話專門の者ありて送話者の言語を受話するに隨ひ一句一句其儘に繰返して發聲し、速記者は其傍に添ひ居りて之を速記す、故に一名鸚鵡返しの稱あるも、此方法たる一人の受話者を多く用ゐるのみならず、其結果に於て到底前者に及ばざるものあるを以て、近時にあつては主として直接速記の方法を採る者多し而して電話速記の速度は電話機の良否、氣象の關係等に依る聲音の明瞭、不明瞭、若くは受話所の設備如何に依りて非常に差異を生ずるは當然にして、殊に讀方の巧拙、速記者の熟否に依り大なる懸隔あるは勿論なれど、大抵一通話時卽ち五分間に九百字より一千二百字（普通新聞の一段內外）を速記するを通常とし、普通文字を以て筆記するに比し約五倍の速度あるものとす」（「日本百科大辭典」速記術、電話速記の項――熊崎健一郎）

其三　「電話速記に付て各社では、言つた通り一字一點の遺漏なく取らねばならぬと云ふ方針でやつて居る社もあれば、意味を頭で聽きながら必しも一字一點主義に拘泥せず、反文の際修飾して行く社もあつて、其何れが良いかは別問題として、我社（帝國通信社）では公文の外は成るべく原文のみに拘泥せず、要領をよりよく聽取つて、之を粉飾し得る所謂氣轉の利く速記者を歡迎して居る、是は强ち本社ばかりでなく、各新聞通信社も此方を望んで居りはせぬか、公文は粉飾すること出來ぬが、普通の記事は必しも其文章が動かすべからざるものでないのだから、意味や、地名、人名に相違がない程度に之を立派に（下手では困るが）粉飾する方が宜いのである。望むらくは速記は完全に取り反文の時之を粉飾し得る人が欲しい、併しそれは餘程優秀の技術を有する速記者でなければならぬので、多くの速記者に之を望むことは無理であらう、殊に新聞社と異つて通信社では、電話豫約時間の關係上、甲から速記で取つてそれを反文する暇もなく直ぐ乙の社の豫約時間が來て、速記原文の儘を讀んでやる場合が多いのであるから、どうしても速記のみに拘泥せぬ融通の利く人を望む」云々（日本速記會雜誌所載竹村帝國通信社長談）

第三項　我國最初の電話速記者

我國に於て電話速記を最初に採用したのは前項記述の如く東京の時事新報社であつて、同社は明治二十八年八月矢野由次郎を招聘して一般速記事務を擔當せしめて居たが、三十二年二月東京大阪間の電話開通と同時に、長距離電話速記に從事せしめ、雜報記事を初め、大阪三品等の相場通信の受話に當らしめた、是れ我國に於ける電話速記の元祖である。更に同社は同年十一月七日大澤豐子を採用し、場況數字其他經濟記事を受信せしめ、其後大塚恒吉、熊崎健一郎等相次いで入社した。明治十五年九月十七日、時事新報第六十五號に田鎖綱紀が楳廼家元園子の變名を以て、日本傍聽記錄法なる一文章を掲載したのが日本に於ける記音的速記術の發表せられたる嚆矢となつて居るが、其時事新報

社が、我國の電話速記に先鞭を著けたる亦偶然とは言ひながら奇しき因緣と謂ふべきである。日本新聞發達史の第九章「大毎の改革と大朝」なる標題下に、「大阪毎日は戰後日本の膨脹に顧みて大人物を社長に仰ぐの必要を感じ、明治三十一年、高木喜一郎病氣を以て辭職したるにより、先の朝鮮全權公使にして前の外務次官たりし原敬を編輯總理として迎へた。原の入社は實に大阪毎日が今日あるの基礎を作りしものにて、其改革には記憶すべきものがある、原は先づ暗號電報に依る從來の遠距離通信を廢し、東京大阪間の電話開通と同時に速記者を之に利用し」云々とあつて同社では明治三十二年三月速記者小倉惠を、又同年七月吉田欽一を、同年十一月中島康千代を入社せしめ電話速記を擔當せしめて居るから、小倉惠は大阪に於ける電話速記者としては最初の人であらう。其後飯野敎世、大津賀福太郎等從事したのである。

第四項　電話速記の功勞者

矢野由次郎　日本に於ける電話速記の元祖矢野由次郎は栃木縣の出身で、夙に若林玵藏に就て速記術を學び、第二回帝國議會、卽ち明治二十四年十一月から第九議會二十九年二月まで衆議院速記課に勤務した。是より先二十八年八月時事新報社に入つて速記に從事し、傍ら慶應義塾に於て學生に速記術を敎授して居た。三十年長谷川篤等と速記競技會を設立し斯術の練磨向上を圖り、三十二年二月東京、大阪間の長距離電話開通と同時に電話速記のトップを切つた斯界の先覺者である。大正二年十二月時事新報社を退き、昭和三年二月二十四日逝去された。

小倉　惠　大阪に於ける最初の電話速記者小倉惠は、千葉縣の人、速記術を若林玵藏に學び、明治三十二年三月大阪毎日新聞社に入り電話速記に從事したが、同年十一月貴衆兩院の速記者採用試驗に合格したので同社を辭して貴族院に入り、電話速記界から足を洗つて、三十有餘年間一路議會速記に精進した。斯くて昭和七年三月二十四日衆議院速記主兼務高等官七等に叙せられ、同月二十八日退職、翌二十九日逝去された速記界の功勞者である。

熊崎健一郎　岐阜縣の出身、明治十四年六月の生で、中京電話速記界の先達長戸鶴松に就て速記術を修め、中京新報、外二、三の地方新聞に電話速記を擔當し、三十八年時事新報社に入り、三十九年衆議院の速記者採用試驗には合格したが、同社に留つて電話速記に專念し、速記獨習可能論（其可否は別として）を强調して先輩、同志と侃諤の議論を闘はしたことは餘りにも有名な話である。大正三年「最新速記術獨修」を公刊し、著書に依つて速記術を修めた優秀者をば電報通信社に特約的に推薦した、これ今日地方新聞又は通信社に熊崎式を用ゆる電話速記者の割合に多い所以である。昭和二年勤續二十三年を以て新聞界より引退し、運命學界に轉身、目下大森に五聖閣を經營して居る。

第五項　女流電話速記者の魁

女流電話速記者に於て見遁すべからざるは大澤豐子、高畠文子、小平初子の三婦人である。

大澤豐子　十四歳にして佃與次郎に速記を學び、明治三十二年十一月時事新報に入社、三ヶ月の電話速記見習期間中に於て事務の修習を爲し、涙ぐましい努力の結果女流電話速記者としての先鞭を著け、輕快な電話速記振りを見せて大に信用を博したものだ。三十九年同社社會部に轉じ、家庭欄を擔當し大正十二年同社を辭し放送局に入り現に同局に在勤中である。

高畠文子　個與次郎に就き速記術を修め明治三十八年より四十一年まで東京日日新聞社に勤務、同年一月東京朝日に轉じ電話速記に終始し今日に至つて居る。昭和八年一月勤續滿二十五年の故を以て同社から表彰された。

小平初子　矢野由次郎の門下生で早くから大阪時事新報に入りて電話速記に從事し、後大阪毎日に轉じて今日に及び大澤、高畠兩女史と共に我國電話速記界に於ける婦人の功勞者である。

第六項　明治末期に於ける電話速記者の分布狀態

明治四十一年代には日本全國の速記者の總員數は約百八十名であつて、之を大別すれば議會關係六十名、新聞通信社五十名、其他七十名と云ふ數字を示して居た。而して電話速記者は大阪朝日に五人、東京朝日三人、大阪毎日四人毎日電報三人、時事新報四人、大阪時事三人、大阪新報二人と云ふ風で其他一、二人宛の速記者を入れて居る地方新聞社は相當あつた。隨て通信社の如きも支局を仙臺、宇都宮、千葉、長野、名古屋、靜岡、横濱、大阪、門司等に設置し、盛に活躍して居た。所が其後電話速記者が激增して明治四十五年には五十八社、百十四名となり左の如き盛況を呈するに至つた。

明治四十五年當時に於ける新聞通信社の電話速記者（社名及氏名順序不同）

東京朝日新聞社　八名　柿沼柳作、木川忠一郎、木川修藏、片岡周市、高畠文子、加藤光太郎、小林和吉、倉光昇三

時事新報社　六名　熊崎健一郎、八田武治、大澤豐子、生野古壽、曾我精一、三尾孝平

東京日日新聞社　四名　坂井爲次、森芳雄、加藤由太郎、西田芳郎

國民新聞社　二名　田鎖一、椎名靖

やまと新聞社　三名　小野田亮正、水澤清太郎、石川文靈

報知新聞社　一名　宇川昌

日本電報通信社　五名　森本大八郎、栗田貞一郎、古川清一郎、潮海龍藏、麻生林策

帝國通信社　三名　保坂幸三郎、西浦力、稻葉鈊吉

日本新聞社　一名　森上富夫

中央新聞社　一名　中島忠壽

大阪毎日新聞社　六名　高田敎正、大津賀福太郎、赤坂康千代、君島智德、濱田善造、辰巳幸太郎

大阪朝日新聞社　八名　高畠政之助、吉田元、吉田銳雄、松原順一、吉岡助次郎、市川半次郎、村上新之助、平田利文、飯田松五郎（入營）

大阪時事新報社　五名　大塚恒吉、堀利勝、矢野政雄、廣瀨彦左衛門、小平初子

大阪新報社　三名　龜西太三郎、大谷勇、愛宕秀敏

大阪電報通信社　二名　堀口六太郎、江橋太四郎

帝通大阪支局　二名　大河內發五郎、石原俊二

河北新報社　一名　小山甫三郎

仙臺日日新聞社　一名　杉沼梅代
電通福島支局　一名　佐々木　齊
福島民報社　一名　久保せい子
いばらき新聞社　一名　松崎平策
常總新聞社　一名　齋藤瀧三郎
電通前橋支局　一名　井上長三郎
國民宇都宮支局　一名　高瀬久吉
下野新聞社　一名　山崎初太郎
電通長野支局　二名　福井順作、西澤利作
長野新聞社　一名　若林五郎
帝通長野支局　一名　田中　穰
電通金澤支局　一名　荻田友吉
靜岡民友新聞社　二名　生稻寅松、吉田哲子
靜岡民報社　一名　中森奉作
濱松日報社　一名　江上住藏
新愛知社　一名　半田鍋吉

電通名古屋支局　二名　河野有邦、西川政義
帝通名古屋支局　二名　上野幸次、磯村清九郎
名古屋國民社　一名　服部　弘
岐阜日日新聞社　一名　宮脇繼松
近江新報社　一名　西村繁次郎
北越新報社　一名　川上貞一郎
新潟新聞社　一名　宮原峯太郎
神戸新聞社　一名　北森信松
中國民報社　一名　岡田猪十郎
山陽新報社　四名　小倉悟四郎、赤坂壽、梅若啓次、吉近艷雄
三重新聞社　二名　長谷川彪二、三輪瀬恭一郎
伊勢新聞社　一名　佐倉　氏
帝通門司支局　一名　佐藤　斌
電通門司支局　一名　土師一衛
福岡日日新聞社　二名　青島秀德、熊崎環
九州日日新聞社　三名　菅野市吉、中山林輔、河野眞吾

九州新聞社　一名　田中松兵衛
九州日報社　二名　戸田吾助、西尾千治
長崎日日新聞社　一名　佐藤賢
九州日の出社　一名　新村吾一
北海タイムス社　二名　湯淺爲吉、田尻直
富山日報社　一名　櫻鐵三郎
新潟毎日新聞社　一名　浦野左右太

第七項　戰後好況時代に於ける大毎の速記者養成

大正八九年の好況時、電話速記者が拂底して引つ張凧のやうに各社から高給を以て招聘せられたので、新聞通信社間で、電話速記者の爭奪戰を演じた。殊に大阪では大正日日新聞の創刊で電話速記者十數名引つこ抜かれたので、各社では大恐慌を起し不安を極めたものであつた。所で大阪毎日社では自給自足の計畫を樹て、電話速記者を養成するに決し、左の如き規則を發表して八十名の應募者中二十名を採用して二十五圓以上三十圓以下の手當を給し速記者を養成した。速記教授の擔當者は同社の電話速記者佐藤賢であつた。因みに同人は先年死亡し又該養成所も間もなく廢止されて終つた。

大毎速記者養成規則

第一條　大阪毎日新聞社ノ速記事務ニ從事スル速記者養成ノ目的ヲ以テ本社ニ速記者養成所ヲ設ケ速記練習生ヲ置ク

第二條　速記練習生ノ定員ハ十名トス　但シ時宜ニ依リ之ヲ增減スルコトアルベシ

第三條　速記練習生ハ品行方正身體强壯ナル滿十七歲以上二十一歲マデノ男子ニシテ中學卒業又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ具ヘタル者ノ中ヨリ試驗ノ上之ヲ採用ス　但シ現ニ大阪毎日新聞社ニ勤務スル職員徒弟ニ對シテハ特例ヲ設クルコトアルベシ

第四條　速記練習生ノ修學期間ハ一ケ年トス　但シ時宜ニヨリ之ヲ伸縮スルコトアルベシ

第五條　速記練習生ニハ修學期間中一ケ月二十五圓以上三十圓以下ノ手當ヲ支給シ且練習ニ必要ナル筆墨紙ヲ給與ス

第六條　速記練習生ハ修學期間中大阪毎日新聞社聯絡部ノ事務ニ從事セシム

第七條　速記練習生ハ大阪ニ在住シ獨立ノ生計ヲ營ム者二人ヲ身許保證人ト爲シ且別記書式ノ誓約書ヲ提出スルコトヲ要ス身許保證人死亡其他ノ場合ハ速ニ其旨ヲ届出ヅベシ

第八條　速記練習生ニシテ不都合ノ行爲アリタル者若クハ疾病其他ノ事由ニ因リ成業ノ見込ナキ者ハ之ヲ免ズ

第九條　練習年限ノ終ニ於テ卒業試驗ヲ執行シ之ニ及第シタル者ニハ卒業證書ヲ授與シ職員取扱內規ノ範圍ニ於テ社員ニ登用スベシ

第十條　速記練習生ノ練習課程ヲ大略左ノ如ク定ム

第一期　二ヶ月　符號教授、綴方及讀方
第二期　二ヶ月　練習（文章及國語體）讀方及反文
第三期　八ヶ月　練習（文章及國語體）實習（電話、演說、講談、會議）及反文

第八項　歐洲大戰後に於ける豫約電話の殷盛

豫約電話實施後、殊に歐洲大戰を經た大正十一年頃は實に我國豫約電話萬能の時代であつた。卽ち暗號電報が禁じられたのと、豫約電話は便利で經濟で、且短時間に豐富なニュースを送受することが出來ると云ふので非常な發展振を示した。試みに遞信省電話課の調査に依る大正十一年七月現在に於ける全國の豫約電話の件數は、一日五百九十、三千二百三十二通話に上つて居るが、之を前數年間のそれと比較すれば左の通りである。

一日間の豫約電話年次比較表

年次	件數	通話數	比較增
大正七年	二六七	一、二三六	——
同八年	三〇九	一、五五二	三二六
同九年	三九七	二、〇九八	五四六
同十年	五四八	二、九七五	八七七
同十一年	五九〇	三、二三二	二五七

右の如く逐年激增を示して居るが、此中には取引所通信をも加算されてあるから、之を分類すれば

年次	取引所通話 件數	取引所通話 通話數	新聞通話 件數	新聞通話 通話數
大正七年	四〇	三八〇	二二七	八五六
同八年	四三	四四八	二六六	一、一〇四
同九年	四二	四八六	三五五	一、六一二
同十年	四四	四七三	五〇四	二、五〇二

卽ち取引所通話は全數の約一割二分强に過ぎず、大部分は新聞關係の通話である。

更に一社でどの位の豫約通話を當時持つて居つたかと云ふに、主要區間に於て多數の通話を有するものを二、三示せば左の通りである。

東京——大阪間……八十七通話、六十通話、四十通話
東京——名古屋間……十一通話、十通話
東京——横濱間……四十六通話、十一通話
大阪——神戸間……六十五通話、二十五通話
大阪——岡山間……十六通話、十五通話
大阪——福岡間……十七通話、十四通話

大　阪——門　司　間……十五通話、十一通話
大　阪——廣　島　間……十四通話
神　戸——大　阪　間……二十三通話、十四通話
京　都——大　阪　間……二十九通話
大　津——京　都　間……十六通話
名古屋——東　京　間……十八通話、十五通話
名古屋——大　阪　間……十九通話
福　岡——大　阪　間……十七通話、十六通話、十五通話
同　——下　關　間……二十通話、十四通話
同　——長　崎　間……二十四通話
同　——熊　本　間……十六通話
門　司——長　崎　間……二十一通話
同　——大　阪　間……十五通話、十一通話
同　——鹿　兒　島……十七通話
同　——下　關　間……二十四通話、十二通話
熊　本——門　司　間……十六通話
岡　山——大　阪　間……十八通話、十四通話
下　關——福　岡　間……二十通話、十三通話
同　——門　司　間……十四通話

（以上何れも社名略）

第九項　關東大震災と速記部の活躍

幾多の生靈と巨萬の富とを一炬に附した彼の大正十二年九月一日の正午近く、俄然として起つた關東の大震災、殊に帝都の大震火災の慘狀は今や漸く過去の語り草に了らんとするも、當時の新聞街の活躍は眞に驚異的のものであつたことは猶世人の記憶する所である。由來帝都を中心とする日々の新聞記事の殆ど全部は電話通信に依つて全國各地に報道され、大阪の大新聞社を初め通信社はそれ〴〵其本支社間に專用線或は多くの豫約通信電話を開設し報道に努めて居る。就中大朝、大毎兩社の如きは日々の紙面の殆ど大半のニュースを、電話通信に依つて東京支社から得て居る。故に東京大阪間の電話線は通信網中の大動脈とされて、有ゆる新設備が施されて居る譯であるが、その動脈線が大海のうねりのやうに大地が搖いだと思ふ一瞬ピチンと異樣な微音を殘して話は中斷されたので、素破こそと中央局へ照會しても一向要領を得ない。勿論電信線とても駄目である、大阪からは名古屋以東は濱松あたりまでしか通じない、關西側の各社中分けて東京の支社を燒かれた新聞社の打擊不便は非常なもので、今日のやうにラヂオの設備もなく、其眞相を知ることが出來ず中々に困惑をした。當時神奈川縣警察部長からの救援の急電も在泊中のコレア丸の無

電を利用して漸く大阪側に一日の夜九時頃達した程であつた。聞けば大阪の各社では頻々と續發する餘震の中に、即刻通信聯絡に當るべく速記者を名古屋支局に急派し、甲府、沼津、靜岡、松本、長野、高崎等の各地通信部と聯絡を執り一日數回の號外を發行して大震火災の眞相を關西方面を始め遠く海外まで通報した。帝都に戒嚴令が布かれたことや、我が憲政史上未曾有の山本內閣が二日夕猛火天を焦す最中、青山御所芝生の上で親任式が行はれたことなども高崎經由で得られたレーテスト・ニュースであつたが、此速記者の急派は大朝社が實にトツプを切つたもので、當時各社速記部員の活躍は非常なものであつた。斯くて九月五日には中仙道經由で假設東京中央局との間に主要地から直通電話の便は開けたが、何分假設局の上に、回線が少く、又急報通話であつても何時接續されるか判らない、而も急を要するニュースばかりで、特派速記部員の如きは眞に血の滲むような苦闘を續けたものであつた。次いで青山局と各地間の通話が出來るやうになつたが、社屋を燒かれた各新聞、通信社の人達の辛勞は殊に涙ぐましいものがあつた。併し記事はそんな假設備では捌け切れないので東京の各社ではそれ〴〵聯絡部員たる速記者を高崎、川口、浦和に派遣駐在せしめ、一日幾回となく電話に、列車便に、オートバイに依つてリレー式方法で送信事務を執り、關西側は續いて更に名古屋まで數名の速記者を更代出張せしめ、斯くして同年十二月一日の常態復舊まで前後九十日間必死の苦闘を續け、各方面との聯絡を圖り大に報道戰の爲に盡したのである。殊に震災直後の一週間は全く不眠不休の活動を續け速記者として新聞人として大に氣を吐いたものであつた。

第十項　昭和五年代に於ける電話速記者の分布狀態

昭和五年八月現在に於ける全國各新聞通信社に勤務して居る電話速記者の人員は左の如く、實に七十二社四百四十九名の多きに達して居る。

各社の電話速記者人員調

新聞社名	人員	北海タイムス	七	福島民報	二	鳥取新報	二
新聞聯合(各支局共)三六		小樽新聞	六	福島民友	一	因伯時報	一
東京朝日	二〇	新愛知	八	德島毎日	三	藝備日日	三
時事新報	一六	名古屋新聞	六	土陽新聞	三	中國民報	二
萬朝報	一	京都日日	二	福井新聞	二	關門日日	二
大阪朝日	二二	京都日の出	一	信濃毎日	七	東京日日	一五
大阪中外	二	神戸新聞	三	下野新聞	三	日本新聞	一
報知新聞	七	福島毎日	一	いばらき新聞	三	電通(各支局共)	八一
國民新聞	六	山形自由	二	北陸タイムス	二	日州新聞	二
中外商業	五	秋田魁	四	岐阜日日	二	鹿兒島新聞	三
讀賣新聞	四	函館新聞	一	福岡日日	一三	鹿兒島朝日	三
都新聞	三	岩手毎日	二	肥前日日	一	新潟新聞	四
横濱貿易	一	岩手日報	二	豐州新報	一	上毛新聞	三

日刊山形	三	大阪毎夕	一	越佐新報	一
新潟毎日	三	河北新報	六	靜岡民友	二
新潟時事	一	九州日報	五	伊勢新聞	三
大阪毎日	二五	臺灣日日	一	山陽新報	二
大阪時事	七	松陽新報	三	九州新聞	一
大阪朝報	一	北越新報	五		

山陰日日	一
山陰新聞	一
九州日日	三
臺南新報	一

第三節　全國電話速記界大觀

第一項　新聞通信各社の電話速記概史

東京

東京朝日　明治三十八年七月二日柿沼柳作速記人として、衆議院兼務で入社、翌三十九年四月一日倉光昇三、四十一年一月には高畠文子東日より轉じて入社、電話速記に從事した。是より先同社は明治四十年頃伊與次郎を速記顧問として招じ、諸般の速記事務につき諮問する所あつた。大正九年十一月電信電話課獨立、柿沼初代課長を經て現課長吉岡助次郎に及び、今日本社に二十名、福島支局に二名の電話速記者が勤務して居る、左の如し。

吉岡助次郎(課長)、阿部哲太郎、有山惊、榎本政郎、大野鶴惠、大庭弘、小此木貞治郎、小木曾一三、高畠文子、土岐收雄、長澤義雄、西尾千治、野田禮吏、廣田富太郎、日南田岩次郎、福壽義雄、松田虎三、松村武文、森澤諄行、吉田七郎、米山直吉、福島支局高橋正雄、加藤敏雄(補助)

東京日日　最初の電話速記者戸所安次郎に、次いで木川忠一郎、高畠文子入社し、其後毎日電報を合併したが、東日、毎電を通じ速記者として坂井爲次、加藤由太郎、森芳雄、大津賀福太郎、堀口六太郎、西田方郎、大野鶴惠、森川幾代、竹內榮次郎、服部庄太郎、佐藤兵治、坂牧英二、吉田七郎、內田孝一、木島順二、藤澤信雄、宮本廉、谷口湛、後藤一郎、中澤太郎、國吉增三、有馬三男、高橋博等勤務。現在は小倉承章、笹井八郎、松島登、田中藤次郎町田實雄、竹村三郎、荒井源次郎、三宮一耕、西村潔、岡幹夫、黑崎貞治郎、圓城寺寅太郎、靑山廣志、岡本武男、有馬三男、高等博の十六名從事し、尙支局に若干名勤務して居る。

時事新報　明治二十八年八月矢野由次郎を採用して、一般速記に從事せしめたが、三十二年二月東京大阪間の長距離電話開通と同時に電話事務を擔當せしめ、同年十一月大澤豐子見習として入社し、三十五年九月大塚恒吉、其後熊崎健一郎、八田武治等相次いで入社、大阪時事と相呼應して豐富なる電話記事を送受した。現在は八田武治外十三名勤務して居る。左の如し

寺本田丸、高田整三、山川信男、高野太一郎、鈴木貞一、中倉貞重、江澤汎、上村徹夫、藤村伊代治、橫山五平太森川親雄、福田知邦、麹谷光三、八田武治

中外商業　速記者出身の築田欽次郎を前社長に戴いた同社は經濟通信に極力電話速記を活用し、現在細野元吉、

遠藤四郎、小池公平、宍倉哲、大塚立見等勤務して居る。

電報通信　我國通信界の王座を占むる日本電報通信社は明治三十四年七月の創立に係り、現在內外の支局三十有八を算し、電話、電報の通信を主とし、寫眞、印刷、放送廣告代理業等をも營んで居るが、殊に大正十一年八月東京市內同報通話完成して加盟各社に同時に通信を開始し、同十三年七月東京福岡間の專用電話線完成、東京福岡間に刻々ニュースを送受して居る。昭和三年十月電送寫眞開始、豫約電話に依つてニュースを送受して居る關係上、速記者を最も多く雇傭し、現在同社本支局に於て實地に活動して居る電話速記者は百十數名に達し、電話速記界に於ける一大勢力を示して居る。

新聞聯合　設立は比較的新しいが、異常なる發展を示し、目下全國各地に二十有餘の支局を設置し盛に活動して居る。電話速記者も六七十名に達し、電通に次ぐ大通信社として速記界には見逃すべからざる存在である。

帝國通信　明治二十三年の創設に係り我國最古の通信社であつたが、現今は昔日の如く振はない。電話速記の初期時代は盛に速記者を採用して極力豫約電話の利用を圖つたものである。同社が大阪支局に初めて速記者を送り電話速記を開始したのは明治三十七八年頃で、最初に荒木竹治郎、次いで森田章三、同四十年には大河內發五郎が入社して通信事務を擔當した。其後、名古屋、門司支局の開設と共に、四十二年三月森田章三は名古屋に、門司支局には荒木竹治郎、佐藤賢、山本保造等前後して赴任し、同社の全盛時代には多數の電話速記者を擁して通信界に鳴らしたものである。

大阪

大阪朝日　初めて速記を採用したのは明治二十年であつて、彼の有名な大井憲太郎等の所謂國事犯事件の公判が大阪で開かれた時、速記者をして法廷に於ける辯論や判決理由を速記せしめて詳細紙上に報道したのであつた。これはホンの一時的のものであるが、速記者を新聞社の機構の一員として採用するに至つたのは明治三十五年五月市川半次郎入社以來の事である。次いで日露戰爭時代に至つて吉田銳雄、三十八年四月には木川忠一郎、大河內發五郎、生稻寅松、三十九年二月には高畠政之助貴族院を辭して入社し、次いで吉田元等の入社を見たのである。當時まで大朝社では地電（地方電話）東電（東京電話）の兩課に別れ、電話係の記者が鸚鵡返しで筆記して居たのであるが、是等の人々の入社と共に筆記者は全部速記者と入れ替り、直接速記に依つて記事を取ることゝなつたので、其敏速と正確さに於て又時間的經濟に於て、筆記に比し月瞭雲泥の差があり、茲に速記の効用が十二分に發揮され、社間に於て確固不動の地位が確立さるゝに至つた。其後速記者は續々增員され、前記の外飯田松五郎、松原順一、平田利文、村上新之助、田畑米吉等續々入社し、大正六年には地電東電が合同して一課となり、現在では大朝本社定員二十六名の外、門司支局八名、名古屋支局一名、京城支局一名計三十六名が新聞社機構の心臟部を形成して日々活動して居る。

茲に電話速記の外特記すべきは叡山に於ける夏季大學の速記である。明治四十年八月一日から十七日まで開かれた大朝社主催の夏季大學は講師二十五名、聽講生六百五十名の多數に上り、我國に於ける夏季大學の濫觴を爲したものであつて、同社の速記部員高畠政之助、吉田元、市川半次郎、飯田松五郎、吉田銳雄、生稻寅松、木川忠一郎等社務に

鞅掌の傍ら日々交代で山駕籠にて登山是が速記に當り、彼の尨大なる大講演集が完成出版されたのである。同社の電話速記課員左の如し。

松原順一（速記課長）、愛宕芳敏、伊藤愼助、上野幸治、浮田康造、大野金作、加藤龍一、陰山秖、川田二郎、川本隆之助、篠原幸三郎、關谷七郎、高見九滿雄、竹內上一、武井二夫、中村三津五郎、中村秀隆、長江義一、西浦力松藤井鶴雄、福島能美、船戸航、松內宇吉、森島隆雄、矢野紫朗、山田勇。門司支局、田畑米吉（主任）、植木保、大野健、鹽崎小吉、光永鐵止、山下悅一、安達輝男、村松小太郎。京城支局、高橋朝次郎。

大阪毎日　東京大阪間の長距離電話開通後間もない明治三十二年三月に電話速記を創設して關西に於ける電話速記に先鞭を著けた。是より先明治三十一年原敬社長時代、友野茂三郎入社したが、主として原社長の速記を擔任し、電話速記には與らなかつた。斯くて長距離電話の開通となり、三十二年三月二十五日小倉惠は友野茂三郎の推薦で入社し、始めて鸚鵡返しに依つて電話速記に從事した（尤も長距離電話開通直後は日本筆記で取つて居つた）是が抑〻大阪に於て電話速記を實演した最初である。次いで同年七月吉田欽一入社、電話速記に從事した。然るに同年十月末頃貴衆兩院で速記者の採用試驗があつたので、小倉惠、吉田欽一の兩名は辭して上京、應試の結果合格し、貴族院に採用されたので、同年十一月二十七日中島康千代入社して電話速記に當り、其後神田元、飯野敎世、大津賀福太郎、納谷直次郎、佐藤賢、久岡繁則、黑崎貞治郎、森芳雄、尾上恒次郎、加藤由太郎、濱田善藏、辰巳幸太郎、矢野政雄、山下實治、上野幸治、三浦繁雄、內海千壽、磯部四郎、藤岡德雄、河瀨守二、內田孝一、青山廣志、山本貞、奥田正一、中村政治、大野靜馬等入社し、現在では中島康千代、君島知德、福島乾、椎名靖、永岡榮吉、松尾顯一、今田春治、阪井芳三、森都舍、青木茂作、平野昇、池浦英心、津田與一、松本浩二、光森宗治郎、大家益造、齋藤繁、曾根定一、山根英郎、藤澤信雄、田中正春、阪田茂、西田方郎、小平初子、中務明、松本正雄の二十六名が勤務して居る。

大阪時事　明治三十八年三月十五日の創刊に係り、電話速記には大塚恒吉、堀利勝、船木邦五郎、山本保造等從事し、次いで菅野市吉、矢野政雄、小平初子、中村政吉、永岡榮吉、岸本正一郎、高山益三、中井學、黑崎貞一、今田春一郎、山下實治其他二十數名の入社あり、現在は廣瀨馥、吉川勝次、佐々木新三郎、蓁田昌一、須藤泰一郎、福島義臣、田中巖外見習二名勤務して居る。大正五年に直通專用の電話が開通した。

大阪新報　明治三十五年末原敬同社を經營するに及び友野茂三郎大毎より轉じて入社したが、主として原社長の速記を爲し、其後に採用された大津賀福太郎、松田勝太郎等初期時代の電話速記に從事し、明治三十六年三月には熊崎健一郎入社し、次いで亀西太三郎等勤務した。

東北・北海道

河北新報　東北地方は長距離電話の開通關西に比して遲かつたので、同社の如きも明治四十一年四月始めて電話速記を採用し木村（名不詳）河野有邦、櫻井鄕三、大河內發五郎、伊藤司馬、柳澤兵太郎、各務重矩、平島隆治等從事。現在は田中忠藏、山崎初太郎、細芳藏、竹中貞三、小口靜雄、建宮忠治、永澤玫、竹原由之助の八名勤務して居

る。同社は曾て大正九年四月彼の好況時代、月俸百五十圓、手當三十圓を支給する外社宅を新築して提供すると云ふ社告を掲載し、廣く天下に優秀な電話速記者を募集したことは當時電話速記界の耳目を聳動せしめたものである。

いばらぎ新聞　電話速記の開始は明治四十一年二月で、當初は達筆者の要領筆記であつたが、同年十月速記者松原順一郎、四十三年三月廣瀬彦左衞門、四十四年五月松崎平策等入社して電話速記に從事した。其後樋口定雄、桑島稿治、齋田夙麿、森岡萬藏、小此木貞治郎、小湊邦保、五十嵐藤樹、飯塚定一、長谷川朝二等從事し、現在定員三名宮本儀三郎、皆川時次郎、大久保明治勤務して居る。

常總新聞　電話速記の開始は明治四十年であつて、最初は筆記で間に合せ、四十三年始めて速記者として齋藤瀧三郎を採用し、次いで品川貞一、間根山平助等入社し、現在定員二名、森田正人、町田喜一勤務して居る。

秋田魁新報　大正九年一月電話速記開始、最初の速記者は樋口德治郎で、其後加藤三四治、小口靜雄等從事し、現今は三宅昌一、蒲田義夫、齋藤榮、石井末吉の四名勤務して居る。

北海タイムス　明治四十二年電話速記開始、當時の擔當者は湯淺爲吉であつたが、其後田尻直、秋田快龍、成田清行田等、武田慶重郎、山崎菊夫等前後して從事し、現在は野口一郎(主任)、横川富芳、松本音吉、成田則忠、川口孫三郎、猪股直、米谷松治の七名勤務して居る。明治四十二年の電話開始當時より大正十年までは速記者の定員一名であつたが、大正十五年本土、本道間の電話開通と共に五名に、現在は七名に增員され、大正十年頃豫約二十通話前後であつたが、昭和八年七月一日の現在では東京札幌間二十通話、青森札幌間五十六通話を主として、小樽、函館、旭川、釧路、帶廣、室蘭等の豫約を合し百二十、其他臨時五十、總計百七十通話內外あり、全紙面の八割を割いて電話記事を滿載して居る。偶〻交通不便の山岳地方へ特派員が傳書鳩を携行することあるも、多くは電話速記を利用して居る。同地は地理的關係よりして電送寫眞も飛行便も左して問題とならず、電話速記獨舞臺の觀を呈して居る。

小樽新聞　大正九年十月電話速記開始、當時の速記者野口一郎、其後竹野秋人、青山弘、干頭懋等從事し、現在は加藤屹、齋藤實、小原美郎、山本節男、黑崎信由、須藤元太郎、佐藤吉太郎の七名勤務し、北海の新聞界に活躍して居る。

東海

靜岡民友　明治三十七年二月電話速記開始、安田勝藏最初の電話速記者として勤務し、其後生稻寅松、吉田哲子及び瀧榮次等在社したることあり。

靜岡新報　明治三十七年頃靜岡民友と前後して電話速記を採用し、最初に新村吾一入社、其後幾變遷ありて現在は瀧榮次、大石勝太郎の二名勤務して居る。

伊勢新聞　明治三十五年十月熊崎健一郎入社して電話速記を擔當したが、當時は郵便局に出張し、局の電話室で速記するのであつた。三十六年三月熊崎大阪新報に轉じ、吉田元入社、三十九年二月吉田大阪朝日に去り、代つて菅野市吉、次いで服部弘等從事した。現在は乾千惠、森中一人等勤務して居る。

新愛知　明治三十四五年の交、新愛知、中京新聞(現在名古屋新聞)、扶桑新聞(現名古屋毎日)、東海新聞(現

在愛知新聞」の四紙が聯合して帝通より材料の供給を受け、各社交代にて之を日本筆記にて取つて居たが、間もなく同地出身の衆議院速記技手猪飼鐵太郎を聘して電話速記に從事せしめること、なつたので、同人は一箇月交代で各社を廻りて電話速記に從事し、其後事務所を設置して各社へ同時刻に同一通信材料を公平に手交した。蓋し電話速記としては東京大阪に次いで全國に魁したもので、實に猪飼は中京電話速記界の第一人者であつた。所が日露戰爭中四社の協定が分裂したので、各社が個々に受信することゝなり、新愛知社では直ちに半田鍋吉を聘して電話速記を開始し森澤伸行、阪口鷲郎等相次いで勤務、現在福田秀雄外八名勤務し、幾多の地方版を發行して地方新聞界に雄飛して居る。

名古屋新聞　明治三十九年十一月三日改題直後伊東次丸、米田直一郎、佐藤正等前後して入社、電話速記に從事した次いで高田芳三郎、杉村乙次郎、熊崎健一郎、齋田淚川等在勤し、其後小林白水、山下悅一、加藤屹、洞田佐太郎、西堀一雄、山內義隆、角田國太郎、仁平仁三、林康清、佐々木新三郎、岩田正夫等從事。現在は宮島照男、澁谷卯之輔、柳生次松、村松鈴一、坂定次、伊藤良泰の六名勤務して居る。同社の電話速記開始當時は豫約電話が横濱間一通話、東京間四通話（議會中六通話）と云ふ狀態であつたが、目下豫約六十三通話の外に、定時臨時一日約百五十通話內外を消化し、地方附錄も十三紙を發行し、新愛知に桔抗して中京新聞界に活躍して居る。

岐阜日日　明治三十六年四月電話開通したが、最初は社內に長距離電話通ぜないので宮脇朝民（現同社理事）が岐阜郵便局まで出張して帝通よりの通信を受けて居た。

斯くて明治四十年二月一般電話交換事務取扱を開始されたので、爾後社內で受信するやうになつた。坂口鷲郎、加藤源市等を經て現在宮部二郎勤務して居る。

近江新報　明治四十四年八月一日より田中流水（現編輯部長兼務）終始一貫して電話事務に當り、中央の記事は電通より供給を受けて居る。

北信

信濃毎日　電話速記の開設は大正十年一月であるが、這は信濃通信社、電通支局等から中央の通信材料の供給を受けて居たから、社內に速記者を要せなかつた爲めである。石井廣吉、中垣喜雄、安田律三郎、山崎菊夫、岩城尙之等從事、現在は、森岡万藏、花岡一二三、山田信勝、淸水斌等勤務す。

信濃通信　明治四十年二月十一日の創立にて電話速記も同日より開始、東京帝通より通信を受けて信毎、長野、信越及南信の諸新聞社に供給し、創立當時は平均一日一、二通話の受信であつた。故衆議院技手福井順作が社長で、菅野市吉、津高勝五郎、福井輝三等勤務。現在の電通長野支局の前身である。

新潟毎日　明治四十三年三月十五日の創刊に係り、同日より電話速記を始む。江川住藏初代速記者として勤務し浦野左右太、野田禮史、山下雄生、荒井宗次郎等從事。現在宮下惠太郎、魚谷佐一、新保正三の三名勤務して居る。

越佐新報　大正十三年頃電話速記開始、松本春雄入社し電通から十五通話程受信して居た。松本退社後暫時要領筆記を用ゐて居たが、電話速記の利便と經濟的なるに鑑み、十四年秋佐藤文三郎を長野電通支局に速記修得の爲め特

派し、同人は約一ヶ年間修業して歸社、爾來同人は市會の囑託を兼ねて電話速記に從事して居る。朝、夕刊二回の發行で豫約九通話あり。

北陸タイムス　朝、夕刊發行、明治四十一年の創刊で、電話速記は翌々四十三年開始。當初は杉村乙次郎（現名古屋新聞理事）擔當し、其後萩谷哲夫、高野安清等從事。現在柚田爲重、浦重太郎、井上清哲の三名勤務し、電話通信は速記者が編輯して居る。

富山日報　明治四十一年七月日本電報通信社より通信の供給を受けることになつたので、名古屋福井間の長距離電話開通と共に速記者を福井市に特派し、東京より名古屋に、名古屋より福井に、福井より富山日報社に電話で通信せしめたが、翌四十二年二月名古屋福井間の中繼を廢し、名古屋金澤間、金澤富山間を開始した。最初の電話擔當者は大井信勝で、其後西川正義、櫻鐵三郎、岩城尙之、勝守友二、村井鐵三郎、瀨川安清（現在高野）、瀨川岩吉等從事。現在は荒尾勝賴、若松喜久治兩名が擔任して居る。尙將來飛越線開通の曉には、通信系統の變革が豫想され、隨て電話速記の上にも相當の影響があるだらうと見られて居る。

中國・四國

山陽新報　明治三十七、八年の日露戰役中電話速記開始、森田章三最初に赴任して大に紙面を活躍せしめ、現今は井上與三郎等勤務して居るが、電報通信及新聞聯合社支局開設後、中央の材料は同支局を經由して配給を受ける關係上電話速記者も著しく減員した。

中國新聞　電話速記者三吉源次郎、山本康夫外一名勤務して居るが、藝備日日と共に廣島に於ける有力紙である。

四國民報　大正七年六月電話速記開始、當初は宮岸如空（現中國民報理事）擔任したが、其後尾上繁一從事、現在は笠井露香勤務して居る。

九州

福岡日日　大阪福岡間の長距離電話の始めて開通した明治三十九年四月、九州に於ける各社に卒先して電話速記を創始し、同年五月先づ石川景藏入社して電話速記のトップを切り、長崎日日及熊本日日への中繼もした。同年十月新村吾一入社、次いで森田幸吉、青鳥秀德、熊崎環等從事し、昭和五年頃には二十名の電話速記者在勤して豐富なる電話記事を滿載し、九州新聞界の豪華版であつた。同年四月より中央の通信は電通に委託せし關係上、現在は新村吾一外十一名に減員し、專用電話を利用して居る。

九州日日　明治四十二年三月衆議院より菅野市吉を招じて電話通信を速記せしめたのが電話速記の最初で其以前は社員交代の要領筆記であつた。當時門司帝通支局との間に豫約二通話の外は、臨時申込電話を使用し、重大通信は大阪又は東京より直接受話して居た。其後鹿兒島、宮崎、大分、福岡、長崎、佐賀、久留米等の通信網完成と共に河

野眞吾、中山林輔、萩谷哲夫、田中松兵衛、品川貞一、櫻井晋吾、同小彌太、勝守友二、岩城尚之、守江利一郎、坂本熊基、石川元吉、小原哲夫等從事。現在は中央の通信を總て電通が取次ぐので、吉原嘉三郎、藤野市次、梅田十五生の三名となつた。

鹿兒島朝日　電話速記開始期は明治四十五年四月で、最初の從事者は大日方原隆で、其後萩谷哲夫、佐々木齊等勤務し現在は神野仙吉外二名である。

鹿兒島新聞　明治四十四年九月の電話速記開始で、香月朝太郎、土師一衞從事した。現今は三名。

臺灣

臺灣新聞　昭和五年六月二十日電話速記開始、城代志先づ入社し、次いで森島隆雄入社、昭和八年九月森島大朝に轉じ、代つて石井保、酒井寅喜等從事し現在は三名勤務して居る。中央記事の大部分は臺北の電通支局から供給せられるので、臺北から臺中までは總て電話速記に依り、又場合に依つては東京或は熊本放送局からのラヂオも利用して居る。

臺灣日日　電話開通當初は要領筆記であつたが、大正十三年十二月小島峯吉入社、電話速記に從事し昭和六年八月まで在社した。

第二項　現代電話速記界の大勢

最近日本速記協會の調査に係る全國各新聞通信社に勤務せる電話速記者の數は九十社五百二十五名に達して居るが日本電報通信社本支局の合計百十四名を最多とし各地方の新聞社は少くも概ね一、二名採用して居る現況である。社名及電話速記者の員數左の如し

新聞通信社名	電話速記者員數
東京朝日新聞社	二二
萬朝報	一
東京日日新聞社	一六
時事新報社	一四
讀賣新聞社	一一
報知新聞社	七
中外商業新報社	五
國民新聞社	五
都新聞社	三
大正日日新聞社	一
電通本社	四
新聞聯合本社	七
大阪毎日新聞社	二二
大阪時事新報社	五
大阪朝日新聞社	二七
大阪朝報社	一
昭和日日新聞社	三
電通福岡支局	一二
電通大阪支局	一一
新聞聯合大阪支社	一一
大阪朝日門司支局	八
大阪毎日關門支局	八
福岡日日新聞社	一二
九州日報社	五
くろだいや新聞社	一
大阪朝日神戸支局	一
新聞聯合福岡支局	五
商業通信社支局（久留米市）	一
新愛知社	九
名古屋新聞社	七
大阪毎日名古屋支局	一
電通名古屋支局	八
新聞聯合名古屋支局	七
十勝毎日新聞社	一
神戸新聞社	三
神戸日日新聞社	一
電通神戸支局	五
新聞聯合神戸支局	五
北海タイムス社	七
小樽新聞社	六
函館毎日新聞社	一
大阪毎日京城通信局	一
旭川新聞社	三

電通函館支局	三	河北新報社	七	關門毎夕新聞社	二	北國夕刊新聞社	二
新聞聯合函館支局	一	電通仙臺支局	四	電通關門支局	六	電通金澤支局	四
中國民報社	二	新聞聯合仙臺支局	二	新聞聯合下關支局	二	新聞聯合金澤支局	一
山陽新報社	一	新潟毎日新聞社	三	臺灣新報社	三	電通青森支局	六
電通岡山支局	七	新潟新聞社	三	臺南新報社	五	新聞聯合青森支局	四
新聞聯合岡山支局	七	北越新報社	五	長崎日日新聞社	一	いばらき新聞社	三
電通京都支局	五	電通長野支局	五	北國新聞社	二	鳥取新報社	一
西鮮日報社	一	長岡日報社	一	電通長崎支局	六	秋田魁新報社	四
京城日報社	一	新聞聯合新潟支局	二	新聞聯合長崎支局	二	秋田旭新聞社	二
電通京城支局	四	中國新聞社	二	九州日日新聞社	三	高知新聞社	五
電通釜山支局	三	電通廣島支局	六	電通熊本支局	七	土陽新聞社	二
新聞聯合京城支局	一	新聞聯合廣島支局	四	鹿兒島新聞社	三	上毛新聞社	三
近江新報社	一	横濱貿易新報社	一	鹿兒島朝日新聞社	二	上州新報社	一
京都日日新聞社	四	信濃毎日新聞社	五	電通鹿兒島支局	五	新聞聯合桐生支局	一
越佐新報社	一	佐世保重港新聞社	一	常總新聞社	二	東京朝日福島通信局	二
新聞聯合京都支局	一	關門日日新聞社	二	北陸毎日新聞社	一	因伯時報社	一
山陰日日新聞社	一	德島日日新報社	一	山梨日日新聞社	一	伊勢新聞社	二
松陽新報社	二	下野新聞社	三	香川新報社	一	日州新聞社	一
山陰新聞社	一	新聞聯合足利支局	一	落合日日新聞社	一	飫肥毎日新聞社	一
滿洲日報社	二	靜岡新報社	二	岩手日報社	二	四國民報社	一
福島民友新聞社	一	岐阜日日新聞社	二	日刊山形新聞社	一	樺太日日新聞社	一
福島民報社	一	電通松山支局	四	山形自由新聞社	二	福井新聞社	一
電通大分支局	二	豐州新報社	一	新聞聯合富山支局	二		

第四節　新聞通信社に於ける速記者の苦闘

第一項　直接速記と鸚鵡返し

電話速記に直接速記と鸚鵡返しの二種あつて、鸚鵡返しの方法は明治三十七八年頃、電話速記の初期時代に、通信社を除くの外、各新聞社に於て最も多く行はれ、現在では殆ど各新聞社とも直接速記の方法に依つて受信して居る。唯大阪毎日及東日のみは古くから傳統的に原則として鸚鵡返しの方法を採用し、今日も現に東京大阪間の電話には實行して居る。此方法に付て大毎は左の如き理由を附して居る。「鸚鵡返しは間違が少ない許りでなく、號外とか締切時間切迫とか云ふ急ぐ場合には、多くの速記者が細かく迅速に交代が出來るので反譯には手間が取れず、通信の來る

に從つて原稿を直ぐに編輯者へ渡し得る敏速且正確な最も良い方法であるが、併し其代り聽くこと許り專門に掌る者が一人だけ多く要することは免れぬ、併し本社（大毎）でも目下のところ此方法は東京電話にのみ行つて居るので、他の地方電話にはまた別の方法（直接速記を指す）を用ひて居る」云々。

又電話速記の場合默々として電話を聽くが儘に速記する沈默速記の方法と、送話者に確に速記して居ることを知らす爲に、一々應答しながら書取る應答速記の方法とがある。是も往時電話線の不良にして明瞭に聽取する能はざる時代、各新聞社とも採用して居た方法であるが、現今では電話線も改良され、殊に豫約電話の如き、市內電話同樣明瞭に聽取されるので、大部分の新聞社に於ては、應答を要しない所謂書き流し、讀流しの方法を採つて居るやうである。併し今日と雖も天災其他の故障にて、電話不良の場合自然此方法に依るやうな時のあることは勿論である。

第二項　電話速記者の苦樂

電話速記の速度は其人の技倆、讀手の巧拙、電話の良否、通信內容の難易等に依つて一概には論ぜられないが、大體に於て十分間に換算して二千字から二千四五百字と云ふことになつて居るやうである（尤も例外のあることは勿論である）。而して速記術が電話に利用せられ電話速記として新聞社の重要機關を成したのは今より三十五年の昔であるが、現今では各新聞社の電話速記部は編輯局の臺所として必要缺くべからざる存在となつて居る。

併ながら長距離電話の未だ十分普及せざる初期時代、地方新聞社等に於ては速記者が郵便局まで出張し、狹い電話室で窮屈な思をしながら速記したもので、速記の能力を殺がるゝこと一通りではなかつた。又豫約電話實施前に於ては、通話申込の仕事も苦勞の種で、當時新聞通信社の通話申込は、兎角相場師等の爲め後廻しにされ勝であつて、申込の順が來て通話が出來ても、明瞭に聽取することが出來ず、聽返せば怒鳴られ、間違へは叱られると云ふ有樣であつた。殊に初めて電話速記に飛込んだ新米の速記者は、にとの區別などに餘計な頭を惱ますので、仕事もテキハキとは行かず隨分辛かつたと云ふことであつた。又東京、大阪間長距離電話開通直後の如き、若干の期間は政治部や、經濟部の幹部どころが所謂要領筆記で、荒筋だけ書いて、アトは自分勝手に修飾すると云ふ風であつたので、それ等の小姑が內に目を光らして嫉妬半分に速記者の原稿を點檢すると云ふ始末で、其苦勞は迚もお話にはならなかつた、是は初期時代に於ける電話速記者の誰もが嘗めた苦汁である。電話速記が今日の盛觀を呈し、卓上電話で樂々速記し得るに至つたのは、電話事業の改良進步もさる事ながら、是等の人々が苦心慘澹、實に血を吐くやうな努力奮闘の結果、速記の眞價を社內外に認識せしめた賜であつて、其功績は永久に記念しなければならぬ。

而も其電話速記たるや分秒の間尙且速記すべき事項の千變萬化することであつて、宮廷錄事を朗讀せらるゝかと思へば忽ちにして相場の報道となり、更に外電となり、或は政治經濟社會記事となる。詔勅文の如き、或は新年歌御會始の詠進歌の如き、一字一點の誤謬も許さゞる記事から、相撲芝居の碎けた通信まで、僅か五分十分間に、息をもつがず朗讀せらるゝ時、偶ゝ雷鳴、落雷等に出會して、皷膜爲めに破るゝかと氣遣ふやうなこともあり、頭腦如何に明晰なる速記者と雖も、豈亦多少の混亂なからんやである。併ながら電話速記者にも時には言ひ知れぬ愉快な場面がないでもない。卽ち重大事項の號外であるとか、突發事件の通信が先づ電話速記者の手に掛つて、是が世間に發表され特に他社を拔いた時などは受話上の苦痛とか、待遇の厚薄とか云ふことは全く忘れて終つて、電話速記者のみが有す

る特權を滿喫するのであつて、此愉快さは到底物質や待遇には替へられるものではないのである。

凡そ新聞社に於ける速記部員の地位は內勤であつても社內各部との交涉頗る密接なるものがあり、其措置の如何に依つては影響する所も亦重且大なるものがある。殊に號外發行の場合の如き其一擧手一投足の遲速に依つてニュース戰線に千里の差異を齎らすものであるから、自己の受信した材料の價値判斷を努めて誤らぬやうにしなければならぬ、此材料は正に號外ものだと信じたならば即刻之を整理部に知らせる、整理部は更に之を關係各係に通じ、斯くて一齊に電鈴が鳴響いて社內は瞬間にして戰場の如くざわつき、一枚一枚の原稿紙は次から次へと送られて忽ち活版となり、僅々半時間を出でずして號外々々の掛聲勇ましく市中に配付されるのである。何時も下積になつて居る速記者が會心の笑を湛へて朗らかな氣分に浸るのも實は此時ばかりである。併ながら不幸にして偶〻それが記事の性質判斷を誤り臨機の措置を執り損ね、他社に機先を制せられたる場合など全く慘めなものであつて、速記者が原稿を作るまでの準備工作と云ふものは、實に號外發行の社命を制し、延いては社の信用盛衰にも關する重大事であるから、新聞人としての速記者の立場も亦頗る重要視せられなければならぬ。此意味に於てニュース戰線の異常時、即ち號外ダネの入つた瞬間、新聞社の各部、殊に速記部員の緊張、眞劍さと云ふものは、局外者の到底想像だも及ばぬ所である。

第三項　電話速記界のエピソート

電話の惡い時は尖拍子もない聞方をして冷汗を流すこともあるが、併し讀手の方からも隨分と與太を飛ばされて、困惑することが度々ある。又東北人や山陰あたりの人は發音の關係上イとエの區別がつかないので「伊藤」だか「江藤」だか判らない「江角漁港」と云ふのが「出雲女郎」と聽えたりする。又新米の讀手などは時々亂暴な讀方をする「一方ならず」を「イツポウナラズ」などはまだよい方で「有難迷惑」を「ユウナンメイワク」「卸賣」を「キャクバイ」「杯と言ふので、聽く方では「百倍」か「客賣」のことだらうと思つて居ると、其中に「小賣」と云ふことが出て來て初めて「オロシウリ」と判つたやうなこともある。其他「印象」を「インゾウ」と讀んだり「强制執行」を「ゴウセイシッコウ」「杜撰」を「トセン」「忖度」を「スンド」「遊說」を「イウゼツ」「平等院」を「ヘイトウイン」「行在所」を「ゲフザイショ」「供奉」を「キョウホウ」「飛行船の「ツエッペリン」を藥品の「ツベルクリン」と混同して平氣で讀んで居るから助からぬ。更にヒドイのになると「動もすれば葛藤を生ぜん」と云ふのを「ウゴキモスレバクズフヂヲ生ゼン」などと云ふ途方もない秀逸もある。又電話の惡い時は「せしめる」か「セシメヌ」か分らない。其他「指定地」が「不景氣」に、「門司地方」が「母紙既報」、「廢止」が「開始」、「他面」が「多年」、「夫の代理で」が「最も大事で」と聞え「要港部司令官」が「豫後備司令官」に、「宮廷列車」が「中等列車」、「米國」が帝國か英國か分らない、「漸く」が「條約」、「內亂の罪」が「臺灣の富」、「內閣書記官」が「內國石炭」、「二十五萬五千磅」が「輸入木綿五千磅」と聞えるから堪らない。又滋賀支部」が「ヒガシブ」、「專賣局」を說明するのに專ら賣る局と言つたのが「ドテッパラをエグル兇器」と聞えたと云ふ。「別行」が「熱病」、「買收鐵道」が「大小鐵道」、「浦鹽」が「ブラジル」、「括弧で」は「カッポレ」、「同胞側」が「ドロボウ側」、「捗々しく」が「馬鹿々々しく」と聞えるからホントウに馬鹿々々しい。

第四項　戰時に於ける電話速記者の奮闘

明治二十七八年の日清戰役當時は、我國電話事業草創の時で、十分利用されるに至らなかつたが、三十七八年の日露戰役には東京、大阪間の長距離電話開通し、暗號電報が禁ぜられると云ふやうな事情から、電話速記の初期時代としては異常な進歩を遂げたものである。又歐洲戰爭當時は既に豫約電話も實施せられて、新聞通信界に於ける豫約電話萬能の時代を現出したが、更に昭和六年の滿洲事變に於て戰時通信、情報の聯絡機關として電話速記が戰線に進出したことは、我速記界に特筆大書すべき事柄でなければならぬ。戰爭と速記、それは實に我電話速記界に一エポックを爲したものである。

昭和三年五月張作霖の爆死事件當時彼地の電報、檢閲嚴重を極め著しく遲著するので、大阪朝日新聞社では速記者二名を派遣し平津方面通信の聯絡に當らしめ非常に好成績を收めたので、昭和六年九月に突發した彼の滿洲事變には、其前後を通じて實に七名の速記者を派遣した。而も是等の人々は通信機關の不完全な滿洲の曠野に於て速記者として將た新聞人として眞に血の滲み出るやうな苦闘を續けた結果完全に重要ニュースを聯絡し得るに至り、戰線から本社へ「速記者一名至急飛行機で送れ」とか「記者二人を派遣するよりも速記者一人をよこせ」と打電せしめたこと等は實に我が速記界に氣を吐いたものと謂ふべきである。

卽ち大阪朝日新聞社では、張作霖爆死事件當時北京、天津、大連、長春との電話聯絡を開始して特派記者の記事情報一切を奉天に集中し、同所から大阪本社への聯絡方法を講じ、又特務機關や領事館の發表には速記者が出掛け、筆記者連中を尻目に、さつさと速記して自動車で飛んで歸り、本社に打電すると言つた風な機敏な行動を執つたので、當時は速記の利便と重寶さを謳はれたものである。又奉軍の敗戰を報ぜしめないやうな張作霖一派の外交作戰から、電文の檢閲が極端に嚴しくなつた當時の如き、情報を奉天から京城を經由して大阪の本社へ電話で通信すると言つたリレー式の方法も講じ、殊に張作霖が奉天に引揚げた早朝突發した彼の爆破事件の第一報を、出先から受けた同社の速記者船戸航の如き、其儘速記帳を抱へて郵便局に驅込み、右の第一報を送信して速記の活用を眼のあたり實演したる外、發表に、談話に、訪問に、到る處に活躍して戰時に於ける速記の利用價値を認識せしめたものである。

又昭和六年九月十八日奉天郊外柳條溝鐵道爆破に依つて火蓋が切られた滿洲事變に於ては、同社は戰線よりの記事聯絡に當らしめる爲め西浦力松、竹內上一の兩速記者を派遣した、卽ち西浦は奉天に、竹內は四平街に分れて活動の第一步に入つたのである。當時同地の通信機關の如き戰線方面のものは四平街、奉天間を除く外電信電話は固より鐵道も全部破壞され、唯辛うじて洮昂線の鐵道電話一線だけ通ずるのであつたが、是とて軍の管制下に在つて軍隊と滿鐵が獨占し、他の一切の利用を許さないのを假令一分でも二分でも其隙間を借用して通話し、戰線からは電話の可能な場所まで原稿を運び、それを泰來、洮南、四平街とリレーし、更に戰線の進出につれてリレーを延長して行き、一度び戰線からの電話に接するや大急ぎで奉天其他聯絡のある所へ送話し、而も電話の多く利用出來たのは夜半で、十一月の滿洲は既に零下三十度の酷寒、防寒服に身を包んで切らるゝやうな寒さの中を警戒の軍隊に幾度か誰何されつゝ往復すること每夜幾回なるを知らなかつたと云ふ。尤も飛行機に依る聯絡方法も講ぜられたが、戰線附近は危險があるのと、荒天の夜間などは全然役立たないので、最も確實性を有つ電話速記による外途はなかつたのである。殊に

支那の電話局の如きボックス内に卓もなければ拡掛もなく、支那人は電話中に筆記する杯と云ふことは絶對にないので、同社通信部から組を持出して自動車の運轉手に之を持たせ、一時間四十分も打通しに速記し、ヘト〳〵になつて悲鳴をあげた事もあつたと云ふことである。又言語の不通から飛んだ餘興を演じ、戰線の移動につれ速記者も南船北馬、席温まるの暇なく其苦勞も容易ではなかつたのである。又十二月四日には遼陽に於て我が戰歿將士の慰靈祭が行はれ、諸將星の參集を機會に多門師團長、上野參謀長以下實戰に參加した幹部將校連の座談會を開催し、その「戰ひを語る」一問一答の速記は戰報の敏速と共に同紙に光彩を放つたものであつた。

又錦州の戰線方面へ備へる第二段として大朝より山田勇、高見九滿雄、東朝よりは廣田富太郎の三名が增派されたのは前記第一次試練の結果速記の必要缺くべからざることを同社に於て痛感した結果であらう。斯くて竹内上一は營口に、山田勇は大連に、廣田富太郎は新民屯に、高見九滿雄、西浦力松の兩名は本據地奉天に殘留し軍司令部移動の際これに隨伴することゝなり、情報記事は奉天大連に集中聯絡し、又其一部を京城へ轉送して各方面の電話と云ふ電話を最も有効に使用したのである。

又奉天に於て鐵道電話を利用すべく終日滿鐵に詰切つた高見九滿雄の如き、追はれても逐はれても根氣よく頑張つて遂に木戸御免の格となり、重要ニュースを聯絡し得たと云ふ挿話もある。又廣田富太郎は匪賊と我守備隊の激戰中鐵火の下を潜りつゝ材料を獵り、逸早く奉天に電送したのが特ダネとなつて紙面を賑はしたと云ふ。竹内上一はオーバイ聯絡員油井、伊藤の兩名が其任務中職務に殉じたのを懇ろに弔つた等の傷ましき體驗を滿喫し、錦西に於ける古賀聯隊長の最後の特報を掉尾の働として奉天に引揚げた。昭和七年一月十一日奉天ヤマトホテルに於ける「滿洲建國について」の座談會は六時間に亘る長時間の一大討論であつたが、四人の速記者で速記したのを徹宵飜譯して本社に打電。其他前後四回の座談會を速記した。越えて翌八年二月の熱河戰には長江義一、次いで同九月藤井鶴雄の特派となり、事變勃發の直後から停戰協定の成立まで前後三年間に亘り南北滿洲を縱橫に馳驅して有ゆる機會に於て速記なる特殊技能の威力を發揮し、新聞界に寄與貢獻したることは我が速記人の爲め萬丈の氣を吐くものと云ふべく、斯く速記の必要を痛感した同社に於ては、社會部記者に速記を習得せしめやうとの說さへ起るに至つたと云ふ事である。

尙ほ同社では當時奉天支局に短波無電を裝置し聯絡を圖つて居たが、之を戰線に使用すべく俄かにポータブル裝置のものを組立て、之を自動車に積載して錦州に向はしめ、途中要所々々の木蔭に停めて手近の樹木に針金を張り廻らし、即成アンテナとして極秘裡に設備したが、短波は全然役に立たなかつたと云ふ。這は裝置に誤りはないが比較的長距離用のもので近距離には適しなかつたのと、且つ錦州方面は地形上非常にコンデイションが惡かつた爲めであることが後に判明した。當時同社奉天支局ではこれに大なる期待をかけ全神經を注いで電波の動きを待ち設けたが、何等の感應なく全く失敗に終り、やはり電話に依るより他に途はなかつたと云ふことである。

第五節　電話速記界への脅威

第一項　飛行便、鳩便と電話速記

近時新聞通信上、大量の通信には飛行機に依つた方が電話速記よりも遙に便利で經濟的と云ふ所から盛に飛行機が

利用される。即ち電話速記は飜譯整理に若干の時間を要するが、飛行便は原稿其儘であるから直ぐ編輯して活字に附することが出來る。又島嶼其他不便の地に起つた突發事件等に對しては記者が傳書鳩を携行し原稿を鳩に托して本社に送致せしむる方が電話或は電報に依るよりも便利且迅速である。又近時北海道或は臺灣等に於てラヂオを速記して新聞紙に載錄し、或は號外を發行する等、速記術の利用に新天地を拓いたことは注目すべき事柄である。玆に電話とオートバイ、傳書鳩三者の通信送達に關する興味ある一例がある。それは大正十二年熊本市の武夫原頭に於て、五高軍と七高軍とが野球の試合を行つた時の事である。當時同地の九州日日新聞社では、其一勝一敗を最も迅速に、最も正確に報道しようと云ふので、傳書鳩と、電話とオートバイの三者を利用して試驗的競爭を行つた、所が其成績は傳書鳩最も良好の成績を示し、此種の新記錄を作り、電話速記界に對しても好箇の資料を提供して呉れたのである。右三者の成績表は左の通りである。

三者競爭試驗成績表

回數	發時間	所要時間 傳書鳩	同上 電話	同上 オートバイ
一	午後二時五七分	一分一〇秒	三分二〇秒	八分一五秒
二	三、一二	一、四〇	五、〇〇	七、〇〇
三	三、四〇	二、二〇	六、三〇	八、〇〇
四	四、〇八	一、五〇	五、〇〇	八、一〇
五	四、一六	一、三〇	三、〇〇	六、〇〇
六	四、三二	二、五〇	四、〇〇	七、〇〇
七	四、四五	一、五〇	五、〇〇	六、五〇
八	五、一二	一、四〇	四、三〇	五、〇〇
九	五、二三	二、一〇	三、〇〇	七、〇〇

因みに球場の武夫原頭と九州日日社間の距離は約十町であつて、傳書鳩は飛翔時間と入舍時間を合計したもの、電話は接續から通話の終るまでの時間、オートバイは出發から到着までの時間であつた、斯かる通信機關と其距離の遠近と、内容の如何に依つては、其利用價値にそれ〴〵の得失あることを如實に物語つた一例として揭げたのである。

第二項　電送寫眞、錄音機と電話速記

最近に於て通信界のトツプを切り通信文化に新時代を劃せるものは實に電送寫眞である。特に此電送寫眞は昭和三年十一月京都で擧行された御大典當時、新聞社が京都東京間及び京都大阪間に於て實地に應用した結果、其成績非常に良好であつたので、遞信省でも昭和五年八月二十一日から東京、大阪の兩中央電信局で其取扱を始め、最近は東京市内の一、二等郵便局でも其取扱を開始して居るが、電送寫眞は普通の寫眞ばかりでなく、文書繪畫の如き、郵便局の寫眞電送用紙に認めれば其儘先方の局に燒付けられる頗る重寶なもので、未だ十分一般に理解せられない爲め、普く民間に利用されては居らぬが、其正確なる點に於ては到底電話速記の企及し能はざる所である。殊に詔勅、條文、

其他一字一句の誤謬を許さざる通信に於ては正に天下一品である。而して新聞通信社に於て特に電送寫眞を重要視する第一の條件は、記事は電話速記に依り、寫眞は電送寫眞に依つて、寫眞と記事を同載し得ることである。遠距離の事件寫眞も飛行機の輸送力と相俟つて著しく速報し得るやうになつたが、電送寫眞機は今や寫眞電送の外小說、挿繪廣告、一般記事の電送にも充分其機能を發揮し得ることが證明されたので、大新聞社等に於ては是等寫眞以外のものゝ電送をも行つて居る、縱二十六センチ、横十九センチ位の大きさのものが記事、寫眞を問はず十三分で完全明瞭に電送することが出來る(尤も小さければそれだけ時間を短縮し得ることは勿論、架空線とケーブル線に依り多少時間に相違はあるが)其大きさは新聞一頁を四つ折にしたものより稍小さい程度で、ベタ組にすれば十五字詰三百三十行、約四千九百五十字の收容が出來る、此四千九百九十字が十三分で送信され、受信印畫紙の現像を二分と見て十五分間で完全な原稿が出來る譯である。唯送信には原稿其儘でも差支ないが、それでは幾何も收容が出來ないから、此原稿を植字組版としてグラ刷にする必要がある、此植字組版に要する時間は先づ百行十五分見當で一人でやれば三百三十行に約五十分を要するのだが、假に之を五人で手分けしてやれば十分間に出來る譯であるから、結局二十五分間を要する。一方此二十五分間を要して得た新聞一頁四つ折大の記事と、同一分量のものを、今電話速記によるとすれば、姿話に約二十分を要し、五人の速記者が約一分間づゝ交代速記するとすれば(斯様な場合は特に鸚鵡返の方好都合である)反譯時間を四倍と見て、一分間速記したものは四分間で反譯出來る譯であるから、最初の一分を速記した者は、五人目が一分間速記し終つた時には、反譯を終るので、斯くして順次交代して行けば、受話し終つて四分後には全部の反譯が終る勘定になり、結局約二十四分を以て出來上り、電送寫眞に依るより一分早い譯である。そしてそれが急を要するものであれば、電話速記に依るものは、反譯する傍から一枚づゝ編輯者の手許へ運び、それが整理されて工場へ廻され、全部の反譯の濟んだ頃には、植字が相當進捗して居ると云ふ非常な便利がある。此點に於て電送寫眞は一定の大きさのものを取り終つて現像して始めて一まとまりの原稿が編輯者へ廻付されると云ふ不便さがある譯である。

斯かる兩者の機能より推して、結局急を要するものは將來と雖も電話速記による外ないであらうが、然らざるもの、植字組版に餘裕あるもので、共通の記事を採用する社に於ては、漸次印刷された記事の電送が盛になつて行くことは否み難い勢で、將來の電話速記界に對しては錄音機の改良と共に大に刺激を與へることは勿論である。

東京日日、大阪每日社では大正十三年に獨逸のコルン式電送寫眞機を輸入し社內で送受信を實驗して好成績を收めたが、其後昭和三年九月遞信省の許可を得て佛國のベラン式を採用し、東日、大每間の專用電話線に依つて送受信を開始し、同月九日の同紙朝刊には其寫眞が揭載されたが、是は我國新聞界に電送寫眞の用ゐられた最初のものであつた。同社では更に當時完成されたばかりの純國產品、日本電氣會社丹羽保次郎博士考案のNE式電送寫眞機を採用し、同年十一月の御大典には此兩機が實用的效果を發揮して盛儀の御模樣を寫眞で速報し、新聞發達史上劃期的の働きを爲したものである。而して昭和五年には更に丹羽博士に依つて新NE式電送寫眞機が完成されたので、同社は之を採用し、同機は從來の缺點たる不鮮明さを一掃し今日の同紙上に見るが如き鮮明なものとなつたのである。

第三項　結び

錄音機の改良實用に就ては姑く措いて、電送寫眞が將來其利用範圍を擴大し、電話速記の領分にどの程度まで進出

するかは、我電話速記界に取り直接影響を及ぼす重大問題であつて、無關心に看過すべき事柄ではないのである。併しながら電送寫眞が近き將來に於て、全然電話速記に取つて代る日があらうとは考へ及ばれない。殊に最近新聞界の傾向は、中央と言はず地方と言はず、地方版に力を注ぐやうな傾向ある結果、著しく地方電話の激增を來して居る。而して此電送寫眞が其方面にまで伸びるかと云ふと、是は設備費や其機能の點に於て到底不可能であるから、今俄に我が電話速記界の前途を悲觀するが如きは思はざるの甚しきものである。要するに電話速記も、電送寫眞も、飛行機も、傳書鳩も共に進歩し、共に改良されて、各其特長とする機能を發揮することに依つて、我が通信界に寄與貢獻し延いては新聞紙の發達を助長するものであると觀るのが妥當であつて、又さうあらねばならぬと信ずるのである。年史としては餘事ながら本項を附記して本章の結びとする次第である。

第四章　講談落語速記の沿革

第一節　講談速記の濫觴若林と牡丹燈籠

講談落語の速記は明治十七年に創まる。即ち明治十七年東京京橋稗史出版會社から名人三遊亭圓朝口演の牡丹燈籠が若林玵藏、酒井昇造の速記に依つて出版された。講談落語が讀物として世間に出て喝采を博するやうになつた抑もの第一歩は之に創まる。若林は當時のことをその若翁自傳の中に次の如く書いて居る。同書三十五頁「三遊亭圓朝の牡丹燈籠」として、

明治十七年には京橋の稗史出版會社の中尾某、近藤某の兩氏が來て、三遊亭圓朝の人情話を其儘速記したら面白いものが出來るだらうから速記して貰ひたいといふ依頼であつた。余は演說や講義は速記したことはあるけれども講談落語の速記には經驗がないが、演說や講義と違つて、事柄がやさしいから、書けないこともあるまいと思つて、これを引受けることに約束した。併し一人で失敗してはならないと思つて、酒井昇造氏に相談したところ、同氏も練習かたゞ〳〵援助することを承諾した。圓朝には稗史出版會社から交涉したところ、承諾を得たので、當時圓朝の出席する人形町の寄席末廣亭へ毎夜通つて、速記することにした。圓朝の人情話は十五日間に一種の話を纏めることになつて居るから、圓朝も十五日間缺かさず出席し、こちらも缺席しないことに約した。やがて末廣の樂屋で、圓朝が高座で話すのを書いた。それが彼の得意な「牡丹燈籠」であつた。人情話の速記には經驗のないところへ彼の得意の場面には雄辯にしやべりたてるので、速記は隨分困難であつたが、事柄が平易だから、二人で速記すれば、纏らないことはなかつた。「牡丹燈籠」は一席を一回として、毎土曜日に發行したところ、圓朝の「牡丹燈籠」で十分賣込んであるのを話の儘に讀めるといふことが評判になつて、雜誌は非常な賣行であつた。「牡丹燈籠」の雜誌の表紙の裏面にも、速記文字でかいたものを揭載したから、速記の廣告にもなつた。圓朝の話は速記に依つて世間に紹介され、速記は圓朝の話に依つて紹介された結果を得たのである。

尙ほ右牡丹燈籠の第一卷には若林の序詞がある。序詞に

文學能く人の言語を寫すと雖も、只其意義を失はずして之を文字に留むるのみ。其活潑なる說話の片言隻語を洩さ

ず之を收錄して文字に留むること能はざるは、我國に言語直寫の速記法なきが爲なり、予之を憂ふること久し。依て同志と共に其法を研究すること多年、一の速記法を案出して、屢〻之を試み講習の功遂に言語を直寫して其片言隻語を誤らず、其筆記を讀んで其說話を親聽するの感あらしむるに至りしを以て、議會、演說、講義等直寫の筆記を要する會席に聘せられ、之を實際に試み頗る好評を得たり。依て益〻此法を擴張して世を益せんことを謀るに方り嘗て稗史小說の豫約出版を業とする東京稗史出版社の社員來つて曰く、有名なる落語家三遊亭圓朝子の人情話は頗る世態を穿ち、喜怒哀樂能く人をして感動せしむること、恰も其現況に接する如く非常の快樂を覺ゆるものなれば予が速記法を以て其說話を直寫し、之を冊子と爲したらんには、最も愉快なる小說を得るのみならず、從つて予が發明せる速記法の便益にして必要なることを世に示すの捷徑たるべしと、其筆記に從事せんことを勸む。予喜んで會員酒井昇造氏と共に圓朝子が出席する寄席に就き倩うて樂屋に入り速記法を以て圓朝子が演ずる所の說話を其儘に直寫し片言隻語を改修せずして印刷に附せしは卽ち此の怪談牡丹燈籠なり。

とある。尙ほ之に付て記憶さるべきことは、獨逸人ランケ氏はローマ字に牡丹燈籠を綴り直して獨逸の大學で日本語の教科書に採用したといふことである。

此牡丹燈籠の速記に付て酒井昇造は明治四十四年十一月發行の日本速記雜誌第六號の日本速記大家經歷談の中に

若林氏が相談を受けて故三遊亭圓朝の新作人情話牡丹燈籠といふ話を速記することになつた、けれども甘く書けるか書けぬか分らぬので、一日二人で試みに兩國立花亭といふ寄席に行つて高座の下でやつて見たがどうも旨く行かぬ、けれどもマア少し位の所でどうにかしたらやれぬこともあるまいといふので、愈〻速記をすることになつて圓朝の承諾を得て、池の端の吹抜亭といふ寄席で、今度は樂屋で以て書きました、若林氏は二三度缺席したが、私は始から終迄十五席許りのものを悉皆書きました、無論拙い筆であつたが、先づ兎も角も筆記が出來ました。それを其頃報知新聞の記者をして居た某氏に賴んで旨く文章の添削をして貰つて、それから出版することになつたのであります、之を世に公にするに付ては、速記者の名前を揭げるが宜からうと云ふことでありましたが、私はまだどうも不完全の速記であるから、自分の名を現はすことを好まぬ、そこで若林氏の速記といふことにして私は補助と云ふことで出版したのであります。

斯う述べて居る。彼此對照して見ることも强ち無用ではあるまい。

斯くして圓朝の襲は若林、酒井兩氏の努力に依つて文字となり、後年の講談落語速記の繁盛の礎を築いたものである。

第二節　速記者の講談本出版

講談落語の速記が行はれるやうになり、而も是が大衆の娛樂物として非常な歡迎を受け、出版會社は意外な巨利を得るに至つたのを見た速記者は、寧ろ之を自ら出版するに如かずとなして資本を集めて是が出版にまで手を染めて速記領域の擴大强化を圖つたことは後人の學ぶべき所尠からざるを念ふ。之に付て當時酒井昇造の談に依れば

何しろ珍らしい物好きの世の中ですから、これが大變評判になつて出版會社は大變な利益を得ました。そこで私共も乘氣になつて一つ我々有志の共同事業として出版をやつて見ようぢやないかといふ相談になつて資本を四五人

の者が醵出して、それから出版をやつたが、彼の鹽原多助一代記、英國孝子傳、業平文治漂流奇譚等であります。是亦非常に好評で、就中鹽原多助一代記の如きは印刷の總部數十二萬部も刷つたのであります。其後轉々して此版權が石町の書肆の手に歸したのですが、散々儲けた後の版權料が八百圓にもなつたさうです。斯くして圓朝物は次々に新聞、雜誌又は單行本として世に出るやうになつた。今其分明して居るものを列記すると次の如くである。

鹽原多助一代記　明治十七年若林氏等の速記法研究會から雜誌として發行された。是は若林、酒井兩氏に依つて速記された。圓朝全集卷十三圓朝遺聞（鈴木古鶴編）の中に若林氏談として

鹽原多助の速記は酒井氏と二人でやつたのであるが、馬の別れの所はとても速記が出來ないので困つた。けれども二人でやつてゐたから纏めるにはどうやら纏めたが、其の時歸りに酒井氏が、圓朝がうまいのは知つてゐたが實にどうも何とも云へない名人ですねと云つて嘆息したのを覺えてゐる。此の時には聽衆の女は皆啜り泣きをして顏を押へてゐないものはなかつた。男は流石に聲は出さなかつたが矢張り皆泣いてゐた。

とある。

業平文治漂流奇譚　明治十八年速記法研究會から發行。明治十八年十一月若林玵藏識の序がある。若林、酒井の速記に依る。

西洋人情話　英國孝子ジョージ、スミス傳　明治十八年速記法研究會から發行。この時は半紙版十二枚位の薄い冊子で毎月四回づゝ發行八冊で完結して居る。定價一冊九錢。若林、伊藤新太郎の速記。

安中草三傳　後開榛名の梅が香　明治十八年朝香屋から出版された。四六版の日本紙で表紙に紅梅の繪がある。尙ほ二十二年四月よりやまと新聞に連載せられた。酒井昇造速記。

鏡ヶ池操松影　明治十八年半紙版の和裝、圓朝自筆の序、彩色木版の口繪を附け、五冊で、二卷までは牡丹屋、三卷は朝香屋、四卷は十九年に朝香屋、五卷は紙を落して二十三年に鈴木金輔編輯として金櫻堂から出た。若林速記。

松操美人生埋　十九年十月よりやまと新聞連載。翌二十年大阪から單行本として出る。小相英太郎速記。

蝦夷錦古郷家土産　十九年十二月よりやまと新聞連載。單行本二十一年發行。

月謠荻江一節　二十年三月より「やまと」に載る。同年單行本として出る。小相英太郎速記。

怪談乳房榎　東京繪入新聞に連載。二十一年單行本。

文七元結　二十二年五月やまと新聞に連載。單行本二十二年六月金櫻堂。酒井昇造速記。

松と藤藝妓の替紋　雜誌に出たといふが誌名不明、單行本は明治二十三年、酒井、伽與次郎速記。

操競女學校　やまとに連載され後單行本として二十二年に出た。

熱海土産温泉利書　二十三年やまとに載る。同年單行本。酒井速記。

霧隱伊香保湯煙　二十三年十二月「やまと」、單行本は二十五年大阪駸々堂から發行された。

福祿壽　二十二年「やまと」。酒井速記。

雨夜の引窓　酒井、今村次郎速記。

名人くらべ（錦の舞衣）　二十四五年頃やまとに連載、二十六年春陽堂發行。酒井速記。

眞景累ヶ淵　やまとに載る、二十五年單行本となる。

敵討札所の靈驗　小相英太郎速記。

粟田口霑笛竹　酒井速記。

梅若七兵衞　酒井速記。

後の業平文治　明治三十六年門人圓橘の口演を時事新報社員速記し時事新報に載す。

綠林門松竹　小相英太郎速記。

以上の如く名人圓朝の口演は最初若林、酒井の速記に依り世に出て、後多く酒井に依つた。現在の圓朝全集は是等の人々の速記があつたからこそ出來たので、若し不幸にして當時是等の人が無かつたならば、或は圓朝の至藝を時を隔てゝ鑑賞することは覺束なかつたであらう。

尙ほ圓朝と並んで當時の三名人の一と云はれた松林伯圓の方はどうであるかと云ふに、明治十九年若林は伯圓得意の「安政三組盃」を速記して雜誌として發行した。是は若翁自傳に依れば圓朝ほど喝采を博することが出來なかつたといふことである。

斯ういふことが動機となつて、講談落語が寄席に閉ぢ込められて居たのが、文字となつて多くの人に讀まれるやうになつた。

第三節　新聞講談の速記

新聞に講談落語が載り出したのは「やまと」新聞が初めであつた。「やまと」には初め酒井が關係あり後小相、今村等があつた。錦繪表紙の附錄があつて、それに講談落語が載つた。それを眞似て中央新聞が附錄を出すやうになり此の方は林茂淳等が關係あつたやうに思はれる。又繪入自由新聞には石原明倫が關係した。その中に段々大新聞も之に刺戟されて附錄としてゞはなく、紙面に續き物として載せるやうになつた。東西の大新聞、朝日新聞、每日新聞等を初めとして、各地の中小新聞に至るまでが競つて講談落語を載せるやうになつた。そして二十七八年の日清戰爭頃から三十七八年日露戰爭にかけて益々此傾向を强めた。依つて、速記者は、他に是と云つて定まつた仕事もなかつたので競つて此の方に働き、一時は殆ど總ての速記者が講談落語に手を染めなかつた人はなかつたと云つて宜い位である。

講談落語の專門速記者である今村次郎の思ひ出草（日本速記協會雜誌一號大正九年九月發行）に

今から三十年も前は立派な料理屋へ講談師を招いてお客として社長編輯長其他社に關係ある人が十人位ズラリと列んで聽いて居る。それを速記したもので、速記が濟むとお膳が出て立派な御馳走がある。今日にして見ると一人前五圓位の料理であるから一席の講談を速記するには非常な入費がかゝつたものであつた、尤も其時分は演者は講演料なぞは望まず、自分の講釋が新聞へ出るのを非常に名譽にしたものであるから、社から演者への禮も中は幾らであつたか包み紙であつた處が柳櫻と云ふ落語家で人情噺をする人が、大勢の前で固くなつて御馳走になるよりはそれだけの物を金で貰つて自分の家で壽司でも食べながら話して速記して貰つた方が宜いと言出した、新聞社でも

其方が金が掛らず、さう平易に出來るならといふので演者の家へ行つたのが今日互に演者と速記者の間の往復となつたのである。

其頃演者は速記をする前にはすつかり材料を蒐めるやら、順序を立てるやら十分の準備をして掛かつたのである松林伯圓（先代）などはイザ速記をやるとなると、講談が終局まで十五席あるとすれば、一日五席講演するとして三日速記にかゝると豫定して、三日間は寄席を休んで速記に專心する、故に始から終まで筋が一貫して居た、現今の若い講釋師が一夜漬の話をするのとは雲泥の差であつた、殊に昔の講釋師は見識があつて、自家で速記する場合でも決して家人は其席に居らしめない、と云ふのは色つぽい所や泥棒物などを妻や子供に聽かせたくないと云ふ考から寄席などでも決して家人には聽くことを許さなかつたものである。從つて速記も嚴密なもので、出來た原稿は必ず一度讀んで、やつと安心を得た上新聞社へ送つたものである、それは萬一間違つたことを出されては名に拘はると云ふ速記に對する不安もあつたであらうが、一言一句苟もしないと云ふ一の見識のあつたことは爭はれない。

其頃速記を能くした講談師は伯圓、桃林、燕尾、貞水（何れも先代故人）伯知、實、落語家は柳櫻、鸞語樓、小さん、燕枝、圓遊（何れも先代）などで、其中最も骨の折れたのは小さんと圓遊で、此二人の速記が出來れば一人前だと言はれたものであつた、桃川實などはズット後に出た人であるが、此人位速記の流行つた人はなく、朝早くから多い時には八九人も速記者が詰掛けて、各人が濟むのを待つて速記したといふ全盛であつた、此實も中々早口で速記としては樂ではなかつたが誠に書き良い讀口で筆と口と一緒に動いたのは此人ばかりであつた。

當今で速記の骨の折れるのは講談師には少いが、落語家では小勝、圓右、さん馬、圓藏など難物である。

然らば新聞と釋師と速記者の報酬はどうであつたかといふに、先づ一席分といふのが一日四百字詰原稿紙五枚として、六七日分はある。釋師への報酬が一席大體一圓見當で、速記者は新聞社から一枚十錢見當を貰ふ、すると五枚として七日分三十枚、まあ大體三圓を貰つて其中から一圓を拂ふといふ狀態であつた。併し釋師に依り新聞社に依り速記者にも依つて、其間同一でなかつたことは勿論である。併し大體明治三十四五年までは斯う云ふ程度であつた。

第四節　講談本の流行と速記の貢獻

やまと新聞が初めて講談速記を揭載してから、盛に江湖の歡迎を得たので、明治二十一年に金蘭社から「百花園」と云ふ講談落語の專門の速記雜誌が出た。當時金港堂で發行して居つた「都の花」と云ふ小說雜誌は、最も賣行の盛な雜誌で、每號八九千は賣れたと云ふので雜誌中の巨擘とされて居つたものであるが、「百花園」はそれにも增して一號より十號頃までは每號一萬五六千も賣れたものであつた。如何に當時講談落語の速記が人氣に投じて居つたかが窺はれる。之には酒井昇造が執筆して居つた。之に倣つて「東錦」「友千鳥」「花がたみ」「江戶錦」「都の花」なぞ續々發行された。大阪では「百千鳥」といふやうなものがあつた。是等も總て其材料は速記者の手に依つて書かれたもので、其發行所に關係ある速記者が働いた。例へば「都の花」は佃與次郎、大阪の「百千鳥」は丸山平次郎といふ風であつた。何がさて民衆娛樂の讀物の少い時代とて、是等が皆相當に喝采を博したものであつた。

其頃働いた落語家は圓朝、圓喬、圓生、圓橘、燕枝、石井ブラック等であり、又講釋師の方では伯圓、如燕、桃林燕尾、貞水、松鯉、典山、吉瓶、邑井一、蘆洲等であつた。そして賣れつ子で評判の好い釋師の所などは、朝出掛け

て見ると、もう四五人も速記者が詰め掛けて順を待つて居るといふ風で、恰も理髪屋に行つた如く、又釋師の方でも種切れになつて、本を見乍ら喋つたといふ風な滑稽なこともあつた。

前記の雜誌類の跡を受けて「講談揃」「落語界」「講談世界」「娯樂世界」「講談倶樂部」といふやうなものが出て來た。これらにも勿論速記者の力が加はつてゐた。併し大正十二年の震災を境として、これ等のものも或は廢刊し、殘つたものも體裁内容を變へて、新聞紙上から講談が何時からともなく、姿を消したやうに、それ等の雜誌からも姿を消した。時代の變遷、趣味の轉向、他の民衆娯樂の勃興に依つて、日清戰爭前後から大正十年頃までの約三十年間の生命を保つた講談落語の速記は斯くして時代の幕の向ふへ入つた。

大正七年より十一年頃に掛けて、東京博文館から「長篇講談本」六十餘冊が出て居る。そして之を眞似て發行された「長篇講談文庫」が大阪から出て居り、又東京發行の「講談文庫」「講談全集」等がある。博文館の長篇講談は、日清日露戰爭の頃を經て大正に至るまでの講談速記の集積と見られる節がある。そして其の多くが今村次郎の速記である。全生涯を講談落語の速記に終始した今村次郎のこの方面の功は記憶さるべきであることを附記し、前記「長篇講談本」中蒐集し得たものだけを記してこの項を終ることゝする。

題	口演者	速記者又は編者
關取千兩幟	寶井琴窓	今村次郎
佐賀の夜櫻	坂本富岳	小林東次郎
四ッ谷怪談	悟道軒圓玉	浪上義三郎
番町皿屋敷	悟道軒圓玉	浪上義三郎
一休禪師	桃川燕玉	今村次郎
豪僧文覺	桃川燕玉	今村次郎
栗山大膳	一龍齋貞山	今村次郎
加賀騷動	桃川如燕	浪上義三郎
大岡政談越後傳吉	昇龍齋貞丈	今村次郎
大岡政談雲霧仁左衛門	昇龍齋貞丈	今村次郎
小笠原騷動	田邊南龍	浪上義三郎
會津騷動	田邊南龍	浪上義三郎
梁川庄八	小金井蘆洲	小林東次郎
寬永三馬術	神田伯山	小林東次郎
磯畑伴藏	桃川燕國	浪上義三郎
山本勘助	斯波南叟	浪上義三郎
宮本武藏後日の仇討	邑井貞吉	今村次郎
宮本武藏	寶井琴窓	今村次郎
宮本左門之助	寶井琴窓	今村次郎
光秀旅日記	斯波南叟	小林東次郎
白縫物語	桃川燕玉	今村次郎
復讐天下茶屋	悟道軒圓玉	加藤由太郎
古市千人斬	米川求女	井澤水葉
紀伊國屋文左衛門	坂本富岳	小林東次郎
錢屋五兵衛里見八犬傳	梅林舍南鶯	小林東次郎
猫遊軒伯知最明寺時賴漫遊記	寶井馬琴	今村次郎
甲賀忍術の勇士 伊賀香	悟道軒圓玉	浪上義三郎
眞田三代記	桃川燕玉	今村次郎
肥後の駒下駄	蓁々齋桃葉	浪上義三郎
箱根靈驗記	蓁々齋桃葉	浪上義三郎
德川家光	斯波南叟	小林東次郎
木下藤吉郎	揚名舍桃李	小林東次郎
羽柴筑前守	揚名舍桃李	小林東次郎
德川家康	一龍齋貞山	小林東次郎
德川家齊 三勝半七、朝顏日記 八百屋お七	田邊南龍 神田伯龍	今村次郎 今村次郎
享保仇討	山本貞婦傳	悟道軒圓玉 浪上義三郎

鹽原多助	小金井蘆洲
佐野鹿十郎吃の又平	昇龍齋貞丈
陰陽安倍晴明奇談	寶井琴窓
菅原因果小町	一龍齋貞山
祐天上人	寶井琴窓
品川問答	錦城齋貞玉
松山奇談八百八狸	桃川燕玉
粂平内	小金井蘆洲
秋田騒動姐妃のお百	桃川如燕
天人お駒	神田伯山
大島屋騒動	昇龍齋貞丈
鰯屋騒動	神田伯龍
天下茶屋	悟道軒圓玉
押上鶴の當矢	邑井貞吉
吉原夜衣草紙奇聞	邑井貞吉
鈴木主水	斯波南叟

佐倉宗五郎	桃川實
文珠九助	桃川實
毛谷村六助	桃川桂玉
山中鹿之助	小金井蘆洲
鎌倉三代記	寶井琴窓
相馬誠忠錄	坂本富岳
斑鳩平次	斯波南叟
櫻田血染雪	桃川燕玉
大石良雄	寶井琴窓
堀部安兵衛	桃川燕玉
旗本五人男	揚名舍桃李
二人合邦	昇龍齋貞丈
里見八犬傳	猫遊軒伯知
河內山宗俊	桃川燕國
南纓伴天連由來天草軍記	蓁々齋桃葉
塚原卜傳	寶井琴窓

今村次郎	
今村次郎	
浪上義三郎	
加藤由太郎	
今村次郎	
今村次郎	
今村次

其發達が促進せられた。其結果一時「ことばの寫眞法」と云ふ名前は世間に擴がつた。けれども不幸にして未だ時到らず、演說、講演、會議等に速記を利用する者は殆どなかつた。所が東京に於ては圓朝の牡丹燈籠を初め、諸種の講談速記本が續々出版せられ、大いに世間の人氣を博し、出版元は思はぬ巨利を收めた。之に刺戟せられてかどうかは分らないが、大阪に於ては心齋橋北詰の書肆駸々堂が夙く此點に着眼して「百千鳥」「花紅葉」と云ふ雜誌を刊行して、翁家さん馬、石川一口、神田伯龍、曾呂利新左衛門等の講談や落語を滿載した。それ等は總て丸山平次郎の速記に成れるものであつた。何しろ在來の小說とは全く其趣を異にし、解り易い俗受のする講談師落語家が高座でやる口調其儘と云ふ珍らしいものであつたから、次いで續々と出版された各種の講談本な大いに大衆の人氣に投じ、何れも非常な發行部數に上り、どれもこれも皆「丸山平次郎速記」と署せられて居ないものはなかつたのである。是が爲め速記と云ふものは如何にも面白いもの、全く言葉の寫眞法だと言ひ囃され、是より後關西に於ても漸次速記術の流行を見るに至つた。丸山平次郎速記の講談落語は明治二十二年二月初めて之に手を染めてから同四十四年十月までに實に四百七十四冊の多きに上ぼつて居る。元來丸山平次郎は國語、和文に通じ、和歌俳句をよくし、講談師落語家の言葉の足らざる箇所は之を自ら補綴する等、それが解り易くて一層世間の好評を博したものである。

山田都一郎も亦明治二十四五年頃より四十年頃までの間に、松林伯猿、旭堂南陵、玉田玉秀齋、山崎琴書等の口演を速記して約百五十種の講談本を出した。中にも博田成象堂より出版された三省堂一瓢の「關口彌太郎」と云ふ武勇傳に至つては非常なる人氣で、實に數萬部の多數を賣盡し、其紙型が全く磨滅するに至つても尙ほ續々と注文が殺到する程の盛況であつたとのことである。それ故に關西各地の如何なる僻阪の都市と雖も、大阪出版の講談本の行渡らざる所なく、女わらべに至るまで殆ど皆喜んで此講談本を讀んだものである。隨て速記者としての丸平山次郎、山田都一郎の名聲は實に今日想像以上に擴つたものである。

關西で新聞紙上に講談物の速記を載せたのは明治二十二年六月二十八日からで、當時大阪市に鷄鳴新報なるものがあつて、之に翁家さん馬の「廓文庫」の第一回を揭載したのが嚆矢である。續いて其七月同紙上に川上音次郎の「自由の妹脊」と云ふ人情噺を載せた。是は何れも丸山平次郎の速記に掛かるものであつた。其後二十七年に「日刊萬歲新聞」なるものが發刊せられ、之には三省堂一瓢の「關口彌太郎」が揭載せられ、續いて二十八年日清戰爭當時「はたなや二十七八新聞」なるものが現はれ、是には先代旭堂南陵（後の旭堂一道）の「毒婦夫人お駒」と云ふ長篇お家騷動物を揭載したが、當時新聞が賣れたのは此講談が載つて居つた爲めで、講談がなければ其新聞は殆ど賣れないと云ふ程であつた。此方面に速記が如何に貢獻し、延いて世人をして益々速記術なるもの、認識を深からしめたかは想像に餘りある。

大阪に於ける講談速記の流行は明治二三十年代が最も全盛を極めた。當時大阪市內には數十ヶ所の講談常席があり又講談師も數十名の多きに上り、何れも常席に於て晝夜張扇を叩いて軍談物、武勇物、或は世話物、お家騷動物などを演じて居たものである。中には年中一人の講談師が受持つて居て、太功記ばかりをいつもやつて居つた所がある。此太功記は發端より結末まで精細に演ずれば三年も掛かると言つたものである。隨て講談の名人も少くなかつた。就中神田伯龍、西尾魯山、石川一口、先代旭堂南陵等は尤なるものであつた。此講談は當時の大なる娛樂と慰安を與へると同時に忠孝、貞節、信義、仁俠等の思想を吹込み、世道人心に稗益するところ決して尠くなかつた。

隨て講談本は駸々堂のみならず、利に敏き市内の書肆は大部分競つて之を出版せざるものなく、一時は實に凄まじいものであつた。されば大阪出版の講談本は關東は別として全國各地に遍く行渡つて居る程であつた。勿論各新聞紙上にも連載せられ、大新聞たる大朝、大毎の如きも勿論其夕刊紙上に連載して居つた。

然るに世の變遷と共に漸次講談の衰微を來し、講談師其者も殆ど絶滅と言つても可なるの狀態を呈し、今日大阪の講談師と云へば二代目旭堂南陵一人位のものである。東京に於ては未だ名人も居つて諸種の雜誌や新聞にも載せられ近くは講談全集の如きものも發刊せられて居るが、大阪に於ては今や講談は殆ど絶滅と言つても宜い有樣になつた。

此講談速記を主としてやつて居つたのは丸山平次郎で明治の終までは、當時他の仕事と云つては甚だ少かつたもので、殆ど講談速記が專門、隨て其册數も約五百種にも達し、講談專門の速記者と言はれて居つた。其間山田都一郎も講談速記に手を染めないこともなかつたが、主として演說、講演の方面を受持つて居つたのであるが、明治四十四年四月此兩氏とも大阪市會の速記者となつてからは講談速記は殆ど無くなつて仕舞つた。無論現在に於ては全く無い譯である。

第五章　裁判速記の沿革

第一節　總說

速記の効用に就ては最早贅言を要しない今日、裁判の領域に於ける速記の進展も亦當然であるが、此領域への進出は、逸早く明治初年日本速記術發表草創の「傍聽筆記法」時代に、其訟廷上の利用に於て之が將來性を豫約されてから茲に五十餘年、速記術の發達に伴つて、漸次其實績を揚げ、今や新聞雜誌上の「座談會」速記の汎濫の次に來るものであらうと思はれる發展性を持つて居る。然るに、斯樣に速記が裁判に對して重要な關涉を有つ今日に於て、之が法律上に認められる價値の問題に至つては、まだ其有用性の確認から實ににべなく阻却されて居るのである。此點甚だ遺憾の念に堪えないのであるが、それは、速記の性能から延いては需給等の點に於て、何處に其の缺陷の指摘點を彼等に與へて居るものであるか、而して之に對する考究と其對策案如何。裁判速記に就て述べやうとするに於て、結局是等の點に就ての考慮を必要とするに立至るであらう。そこで此點に向つて其前提として現在の裁判速記の有用性を暫く歷史的考察に置き換へて見ることから進めて多少の意義を本稿に持たせやうと試みるものである。

第二節　裁判速記への進出

明治十五年、速記術創案の發表があつて、それから所謂「傍聽筆記法」として社會への御目見得時代、「裁判」物へのデビユウは、斯界の元老若林玵藏が、翌十六年の自由、改進兩黨の軋轢の甚しい時に於て、郵便報知新聞社の依頼に應じ、自由新聞紙上の記事取消請求に關する「談判」の顚末を「速記」したのを最初として、同年、東京法院の審問辯論を速記したと云ふ。是が我國に於ける裁判速記の濫觴であると謂はれる。

次いで最も社會に衝動を與へたのは、同二十年、大井憲太郎等の朝鮮國事犯事件が大阪で開かれた、其大公判に、丸山平次郎氏が朝日新聞社の依頼に依て、傍聽筆記に從事し、法廷の審問、辯論等を速記して、それが同紙上に詳細

連載され、當時非常な好評を博したものであつたと云ふ。

それから降つて、同三十年頃、福島に於ける損害賠償請求の民事々件、三十九年の野口男三郎の人肉事件、國民大會事件、それから四十二年日糖事件等の公判に於て、其審問、辯論或は論告等に用ひられた。

〔註〕

朝鮮國事犯事件　二十年五月より九月まで公判回數九十四回、彼告は大井憲太郎、小久保喜七等五十八人、辯護士は星亨等十七人。丸山一人にての速記、人力自ら限りあり。三箇月にして遂に卒倒の已むなきに至つたと云ふ。是が大阪に於ける裁判速記の嚆矢とされる。

福島の民事事件　福島裁判所に於ける背野善右衛門の損害賠償請求事件。小宮八十二の速記にかゝるもの。

人肉事件、國民大會事件　故花井卓藏博士著「訟庭論草」所載。右は主として同博士の辯論速記にかゝるもの、又論告の速記等もあり。當時單行本として上梓された。知る如く、花井博士は夙に速記に對し理解を持たれ、爾後同博士の辯論訟廷必ず速記あり、豚箱事件、軍艦金剛事件、滿鐵事件、松島事件等皆「訟庭論草」に輯錄さる。

日　糖　事　件　是は公判全部の速記で、安田勝藏、荒浪市平の委囑せられたるもの。

大正に入つては、三年の軍艦金剛事件、茨城の山林横領事件(三・四年頃)、四年の高松事件（大浦事件)、五年の朝鮮疑獄(團子事件)、樺太事件、八年の木内前京都府知事事件、十一年の滿鐵事件、十五年の宇都宮山林所有權爭訟事件等を其主なるものとして列擧出來やう。

〔註〕

軍艦金剛事件　有名なシーメンス事件の副産物的事件として知られる同艦建造請負に關する事件。公判速記は一審は辯論に止まるも、控訴審は全部、小宮八十二等の擔當になる。

木内前京都府知事事件　所謂豚箱事件。第一審、八年十月より翌九年十月まで五十八回の公判全部の速記。安田勝藏、荒浪市平の主任にて納谷、森上、松村(鐮造)、佐藤、山田等參加。從來の裁判速記中其の最も大量的なもので、速記は卽時印刷に付せられ、審理上、調書作成上、又辯論に於て大いに供用せられた。

斯様にして大正時代は、速記が此領域への進出の爲の幾多の事件に迎へられたのであるが、昭和となつては、實に世上傳へられる重大事件は殆ど何れも其公判審理上に速記の參加を要求された。就中五年頃より續出した疑獄事件に於て其全部が之を利用して居ることが見られる。

昭和二年の大阪の松島事件、安積疏水事件を初めとして、四年には精神鑑定に其速記を見、千葉縣下の殺人事件の陪審公判に其最初の進出とも云ふべき速記があり、昭和五年には、飛州木材對庄川水力の民事爭訟事件、それから行政裁判所の商標權の爭訟に用ひられ、又刑事事件として、越後鐵道瀆職事件を皮切りに、山梨事件、贋勳、五私鐵、合同毛織等の疑獄、第一次東京市疑獄事件等に、爾後數年に亘る繫屬に其大々的需要を見、又六年に共產黨事件、八年には五・一五事件の陸軍關係及び民間側の公判、第二次東京市疑獄事件、九年、血盟團事件等、世上注視の大事件は殆ど其の重要性に鑑みられての速記の汎濫的利用が茲に明記され得るのである。

〔註〕

安積疏水事件　橋本萬右衛門等瀆職事件。福島裁判所。二年十一月、三年二、三月。七十時間の速記を炭酸紙でコピーを取る苦心を地方言速記の上に加へた。荒井庚子郎、森田恭平外三氏擔當。

精神鑑定速記　四年八月、東京市ヶ谷刑務所にて、佐藤某に對する醫學博士三宅鍈一の精神鑑定の問答を速記擔當者安田勝藏。

千葉殺人事件　陪審法施行に伴ふ公判最初の陪審裁判速記。（「日本之速記」第十二號參照）

飛州木材對庄川水力爭訟事件　富山裁判所にて、水源實地檢證に至るまで速記。速記者は萩谷哲夫と、赤坂薫と原被兩方相對して速記を用ひた。

商標權行政爭訟事件　東京行政裁判所にて平尾贊平商會對中山太陽堂の爭訟、松村春次と櫻井鄕三と相對しての速記。

越後鐵道瀆職事件其他　越後鐵道事件が疑獄續出時代の皮切りとして、之に速記を附するや、各新聞は「速記者を備へて各被告、辯護人の用意周到振り」と稱した。蓋し瀆職事件は、其性質請託關係、金錢授受等の微妙なる點が犯罪構成の分岐點となるので、速記に據らなければ到底正確なる記錄を得られない所から絕對必要的に速記が要求されたものである。爾來疑獄相次ぎ、其訟廷は必ず速記を伴つた。疑獄事件發生して、是が爲めの所謂政黨の疲弊に對し、是が爲め裁判速記の進展、對照一見甚だ妙である。

以上記した所は、速記が裁判上に利用されたもの、抄錄に過ぎず、事實は之に數倍する利用を見て居たことであるが、斯の如く速記が利用されたのは、法律上から見ても明かな如く（後揭）、固より裁判所がそれを必要とすることからではなく、被告人や辯護人がそれを必要とすることに依つたのであつて、單に辯護人の參考に供せられる目的で使用されて居つた、隨て、それが公判調書の上に直接に働きかけ得る性質のものでもなく、又それと同一の效力をも認められなかつた。是は今日に於ても其程度以上に出ることは幾多の困難を感ずる所とせられるのである。勿論裁判速記の盛な利用を見つゝある現狀に、訴訟法に於ても之に對して無關心で居る譯ではないが、速記が此領域に於ける地位の確保、即ち法律上に於て其効力が掛値なく認定されるまでには前途まだ相當の長い道程を餘儀なくされるであらう。隨て是は將來に懸かる所の命題として、速記界に依然一つのはがゆい標的として存在して居る。

茲に於て、速記に關する手續法規に就て之を經過的、內容的に概略を記し、併せて、其間に於ける日本速記協會の、此領域に對する進出運動が爲されたことを記して、將來の裁判速記の進度を測る一端に資することにする。

第三節　裁判速記制度の變遷

大正十年、第四十四議會に、衆議院に於て政友會から刑法、刑事訴訟法及び民事訴訟法の三法中改正法律案が提出された。それは速記の價値効用は社會周知の常識であると前提して公判調書と同一の効力を認めやうと云ふのである。此三案は同院を通過したが、貴族院に廻付されて審議未了に終つた。

〔註〕

右三案を抜萃すれば次の通りである。

○刑法中左ノ通リ改正ス

第百七十一條ニ左ノ一項ヲ加フ

法律ニヨリ宣誓シタル速記者又ハ裁判所ヨリ檢證ニ關スル實況顚末ノ保存行爲ヲ命セラレタル者カ虛僞ノ速記ヲ爲シ又ハ虛僞ノ保存行爲ヲナシタルトキ亦同シ

（理由）裁判ニ速記ヲ許容スル規定ヲ設ケ又ハ寫眞師技師其ノ他特別ノ技能アル者ニ檢證ニ關スル實況顚末ノ保存ヲ命スルノ規定ヲ設クルニ付テハ鑑定人ト同樣ニ是等ノ者ノ職務執行ノ正確ヲ期スルノ要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

○刑事訴訟法中改正法律案中

第三百十條ノ二　裁判長ハ檢事又ハ辯護人ノ請求アルトキハ速記者ヲシテ公判ニ於ケル演述ノ一部又ハ全部ヲ速記セシム可シ

速記者ノ署名捺印シタル文書ハ公判始末書ト同一ノ効力ヲ有ス

（理由）第二百十條ノ次ニ一條ヲ加ヘタルハ辯論中特ニ重要ナル訊問又ハ陳述ノ意義ヲ最正確ニ後日ニ傳フルハ速記ニ如クハナシ而シテ速記ノ信用ハ既ニ定評アリテ裁判上之ヲ拒否スル何等ノ理由ヲ認メサルニ依ル

○民事訴訟法中改正法律案

第百三十二條ニ左ノ一項ヲ加フ

裁判長ハ當事者ノ請求アリタルトキハ辯論ノ一部又ハ全部ヲ速記セシム可シ　速記者ノ署名捺印シタル文書ハ調書ト同一ノ効力ヲ有ス速記者ニ付テハ鑑定人ニ關スル規定ヲ準用ス

（理由）刑事訴訟法ト同シ

併し此機運の醸成から、翌十一年、刑事訴訟法中改正法律案の制定を見、同十三年に施行された。卽ち其第六十五條に

辯護人ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ速記者ヲシテ公判ニ於ケル被告人又ハ證人ノ供述ヲ筆記セシムルコトヲ得

と規定され、續いて同十五年には、民事訴訟法中改正法律案が制定され、昭和三年に施行された。其第百四十八條に

裁判所必要アリト認ムルトキハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ速記者ヲシテ口頭辯論ニ於ケル陳述ノ全部又ハ一部ヲ筆記セシムルコトヲ得

と規定された。而して是が現在に及んで居るのである。之に由つて見ると、刑事訴訟法に於ては、所謂天下晴れて速記者が訟廷に列席し得ることが認められたのであるが、列席し得ることは從來とても許されて居るので、是だけでは特に此規定を設けるに就ての何等の意義を見出せない頗る不徹底なものである。

之に比して、民事訴訟法に於ては所謂裁判所が速記を用ひ得ることを定めたのであつて、前者のそれより一段の進歩的な規定と云ひ得られる。して又少くとも此の理由書にも「口頭辯論ニ於ケル陳述ハ速記者ヲシテ筆記セシムルヲ適當トスル場合アルヲ以テ本條ハ其ノ趣旨ヲ明ニス」と示されたやうに、速記が從來の調書作成の不完全を補ふ爲にそれと同等の効力價値までに認められるのではあるまいかと思はれるのである。

〔註〕

上揭の民事訴訟法中改正法律案理由書は、現實に於て、啻に民事方面ばかりでなく、刑事方面に於て、殊に此方面に於て強調されなければならない事實の指摘である。是は、近時續出を見た瀆職事件等に於ける所謂機微に觸

れた重要なる陳述の正確なる記錄を必要とする場合に於て、假に謂はしむるならば「速記ヲシテ筆記セシムルヲ適當トスル場合多キヲ以テ」と謂ふも誣言でない幾多の事實を見るのである。

尙、上述の論說に就ては、昭和三年七月發行「日本之速記」陪審法施行と裁判速記の臨時號に於て、東京地方裁判所判事根本松男氏が「陪審法の施行と裁判速記の將來」（「法曹會雜誌」同年六月號所載）に餘蘊なく論述されて居る。卽ち本稿本節は其一少部分の摘出に過ぎない。

而して昭和九年三月、第六十五議會が、衆議院提出にかゝる刑事訴訟法中改正法律案に於て、調書の記載方法として速記を採用しやうとする事項を審議したことは、裁判と速記との關涉を一層緊迫させつゝあることを窺ひ得られる。

〔註〕

右改正案中速記に關する規定を摘出すれば、次の通りである。

○刑事訴訟法中左ノ通改正ス

第五十六條ノ二　被告人、被疑者、證人、鑑定人、通事又ハ飜譯人ヲ訊問スル場合ニ於テ是等關係者ノ請求アリタルトキハ裁判所書記ノ作成スル調書ハ速記ノ方法ニ依ルヘシ

前項ノ場合ニ於テハ裁判所書記ヲシテ速記ヲ飜譯セシメタル後之ヲ供述者ニ讀聞カサシメ又ハ供述者ヲシテ之ヲ閱覽セシムヘシ

速記ノ爲ニ要スル費用ハ請求者ノ負擔トシ其ノ金額ヲ豫納セシムヘシ

前項ノ費用ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

右の案に對しては、政府は反對である旨を委員會に於て政府委員より論述があつた。（第六十五回帝國議會貴族院民事訴訟法中改正法律案特別委員會議事速記錄第三號第九頁參照）而して、貴族院に於て審議未了に終つた。

第四節　裁判速記制度確立の運動

是等の速記の裁判制度進出の爲めの機運醸成の、且つは實現期成の運動が、其間に於て徐々に適時に爲されたのであるが、前述の改正刑訴、改正民訴の制定に依り速記の裁判進出の機運が愈〻熟した時、恰も陪審法の施行に當つて日本速記協會の所謂協會運動として「普く輿論に愬へ司法部の耳目を新にする」爲めの努力が爲されたことを玆に特記しなければならない。

昭和三年、此秋十月より實施される陪審制度に向つて、速記必採用の聲が、中央より地方に飛び、在野法曹の大會から司法官會同に之が論議される運びとなつて、日本速記協會は、同年七月、臨時總會を開いて、「陪審法の制度實施と共に從來の裁判記錄法を革新し其一部に速記法を採用せられむことを司法部に向つて建議し、右建議の達成を決議する」旨の決議をし、「陪審法施行に付速記採用方に關する建議」の案文を可決して、協會幹事は直ちに司法部に對して建議の運動に入つた。

それから司法當局を相手に、諒解、陳情、建議と運動に折衝を重ねた。而して、此問題が七月下旬の關係司法官會同席上に於て論題となつたのであるが、遂に此目的を達成することが出來なかつたのは、洵に遺憾であつた。而かも

陪審制の實施を見送つた第五十六議會帝國議會を俟つての諒解運動すら其奏効を見得なかつたことに於て、其遺憾の念を一層深くしたのである。

思ふに、陪審法の獨特の規定である說示の問題は、其速記に據るべきを最も必要とし、其正確な記錄に依る判斷から上告の論據とも爲し得る性質に鑑みての、速記採用の切實な建議を爲さしめたものであるが、飜つて此運動自體に就て考へれば、恰も明治初年帝國議會開設當時の「當局者は斷乎として速記法の採用を決した」其實績に徵して已に業に此種の運動が爲さるべきであつたとして、當時の速記進出の在り樣が議會方面に限局、安居したことを痛感され る向きなしとしない。事茲に來て、問題とし運動として立つて、而してまだそれが容れられる所にまでは「時代」が歩み寄つて居なかつたものであらうか。

併し一面に於て、此運動が不成功に終つたとするも、速記の進出が、裁判の領域に與へる非常な衝動と社會を喚び覺まして贏ち得た効用を殘して、而かも協會自身に關して之を見る時に、此運動が協會としての空前の進歩的なもの として、協會史上に其意義を刻印さるべきものと云つて宜いだらう。

〔註〕

此運動に就ては、之が實行運動には、總會の決議に依り主として當時の協會幹事、貴族院速記技手中島忠壽、同山田到、前衆議院速記技手野田正道（故人）、同中根治彥、同蓬田武等の諸氏が當られたのであるが、又之に對し好意と助言と盡力とを與へられた諸氏を記して、我々は以上の諸氏に對し敬意と謝意を表しやう。

前司法省參與官衆議院議員　**黑住成章氏**、司法省刑事局陪審係書記官　**赤羽　漸氏**、東京地方裁判所判事　**根本松男氏**

司法省刑事局庶務　**木村愼治郎氏**、佃速記事務所　**佃　與次郎氏**、衆議院速記技手　**森田章三氏**

貴族院速記技手　**荒井庚子郎氏**、前衆議院速記技手　**北村贊平氏**

第五節　裁判速記制度確立上の諸問題

以上、是まで述べた所は、裁判速記の利用の實績と法律上の之が採用に關する規定の經過の大體を壓縮して得た記述に過ぎないのであるが、茲に於て、冒頭に述べた所の、今日まだ速記が裁判に採用されて居らない、法律が其採用を躊躇して居る、是は如何なる理由に據るものであるか、此處に問題を構へて、少しく指摘し、然る上に之が對案を配列して見る必要があらう。

何故採用されなかつたか、又現在採用されて居ないか。此點に對する考察は、從來屢〻協會雜誌其他に於て論述された所であるが、其理由としては、一、反文に多大の勞力と時間を要すること、二、費用が相當かゝること、三、速記の正確は之を讀聞け承諾を得ない限りは保障出來ないこと、四、優秀な速記者が少數で裁判所の需要に應ずるに不足なこと等の點を擧げ得られる。

〔註〕

米國では裁判速記は一般に廣く用ひられて居る。

英國に於ては公判調書を作成しないのを本則として居るが、一九〇七年刑事控訴法が發布され、刑事事件にも上訴の途が開かれると共に、第一審の公判に付き速記錄を作ること、なつた。卽ち第一審裁判所繫屬事件で有罪の

言渡あり控訴を爲し得る場合には、其審理に付き速記を爲すを要する。但し此趣旨は訓示的で、速記は訴訟手續の有効條件ではない。

獨逸刑事訴訟法には未だ速記に關する規定がない。同法改正案調査委員會に於ては、速記の採否に付き論議の末上述の一、二、三の點等を理由として、採用を否決した。併し同國民事訴訟法に於ては、一九二四年速記に關し頗る進歩的な規定を見た、卽ち裁判所書記が證人の供述等を速記することを許し、其速記錄を調書の附錄として之に調書と同一の効力を認めた。（以上、前揭、根本判事の「陪審法の施行と裁判速記の將來」中より拔萃）

（昭和三年三月發行「日本之速記」所載荒井庚子郎稿「十把一束」參照）

第一の點に對しては、其反文の際最も必要とされる箇所の指摘又は要求に依る比較的要約的なものとも爲し得られる等の考究から、第二、第三等の點に就ても同樣の考慮が及ぶであらうが、以上の點と第四點其他を綜合した是等の問題から、速記採用へ導く爲めの私案として幾多の問題が提出されて居る、それ等を玆に駢べ記すことが、卽ち之に對する考究と併せて對案を兼ねるであらう。

〔註〕

尙、裁判に於て速記が從來用ひられなかつた理由の中には、又特に正確を要する裁判所の速記として、特殊の理由が存在して居る。それは速記の符號の共通性と云ふか、一定した符號に依て速記せられないことである。從つて速記が、其證據力が薄弱とせられたことが其の原因に與つて力がある。併し此符號の區々なる爲に證據力薄弱と考へられる點は、速記者の立場から之を云へば、實に誤解の甚しきものであつて、必ずしも甲の書いた速記文を乙が反文出來ないとしても、甲が其速記文を何時たりとも依頼者又は裁判官なりの面前に於て同樣に讀み下すことが出來れば、それで證據としては十分正確なものである、尙符號を一々分解して說明すれば、此點の誤解は一掃されるであらう。

（前揭同號荒井稿「陪審法實施と裁判速記」より拔萃）

由來、速記が裁判に採用されることを企圖するに就ては、我が速記界の現狀を洞察して、其必然採用に至る行路を實情に卽して而かも其具現の確實性を持つた案に依て運ばれなければならないことを通說として採られるのであらうが、又、實現の段階に於て、可なり飛躍的な提唱から、速記界全般の發展の爲めの相當な刺戟が與へられるであらう。

案の其一は、速記者の配給力を質的に量的に充實した所謂速記局なるものを官設して、內閣直屬にでもして、議會方面と共に本題の裁判、其他の一般的需要にも應給すると云ふ案である。それから其二として、司法省に於て、之が爲めの制度を設ける、卽ち、イ、速記者を司法省所屬の官吏として待遇する制度を設ける、ロ、司法速記士法を制定する等の案があり、而して之に附帶して、之等に對する第一着手として、現行の貴衆兩院の速記者養成に倣つて、司法省に於て司法速記者を養成する等の考慮さるべき案としての提示がある。其三は、現在の實情に於て最も必要にして且つ妥當な案として、一般的な速記士法の制定の題目が揭げられて居る。

大體、案としての提示は以上の如きものであるが、右諸案の中、其一の案は、過去相當長きに亙つて問題として提供されて居る中の、最も理論的な最も「合理化」的な提唱であつて、是は言ふまでもなく、裁判の領域の問題のみに

止まらず、一般的に、最も根本的に考究さるべき問題として將來に殘るものであらう。それから、其三の案は、實際的に最も多く論ぜられ、其即時的實現可能なものとして、屢〻議會にも議員案として其の提出を見、現に昭和九年の今期議會にも提出されたものである。勿論此案は「速記法を用ひ法令に依る文書の作成」云々と謳つて居るが、其目的の主要なものとして裁判速記の方面に相當な考慮が拂はれての提案である。

〔註〕

速記局設立提唱　森田恭平著「合理化への展望」參照。

速記士法案提唱　日本速記協會發行「日本之速記」雜誌二號、三號、パンフレット第十五年第二號參照。

更に之が法律上、速記が法律的に認めらるべき裁判上の効力に就て、裁判に速記を用ひ得るものとし併せて右効力に關する規定を設けるものとして現行法を如何に改正すべきかに付き其可及的實現の比較的簡易な私案も提示されて居る。又是も如上の諸案と併せて考慮に上されて其適切なことを知り得られるであらう。

〔註〕

右は前揭、根本判事の「陪審法の施行と裁判速記の將來」の「改正私案」の項に論述されて居る。卽ち拔錄すれば次の通りである。

(1)　刑訴六五條を左の如く改める

刑訴六五條　裁判所必要アリト認ムルトキハ檢事又ハ被告人ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ速記者ヲシテ公判ニ於ケル演述ノ全部又ハ一部ヲ速記セシムルコトヲ得

(2)　左の條文を新に加へる——

刑訴六五條ノ二　速記者ハ第六十二條ノ期間內ニ速記原稿ヲ普通文字ニ飜譯シテ公判速記錄ヲ作成シ裁判所書記ニ提出スヘシ

第七十一條及第七十二條ノ規定ハ公判速記錄ニ付之ヲ準用ス

裁判所書記ハ公判速記錄ヲ公判調書ノ末尾ニ添附スヘシ

公判速記錄ハ公判調書ト同一ノ効力ヲ有ス

刑訴六五號ノ三　第二百二十條、第二百二十八條及第二百二十九條ノ規定ハ速記ニ付之ヲ準用ス

前者は公判速記錄の作成、取扱及効力を定め、後者は鑑定に關する規定の準用を定めたつもりである。（中略）

新民事訴訟法に於いては、同法一四五條及一四八條の解釋に依り、速記錄に調書と同一の効力を認める事が出來るのであるが、更に其趣旨を徹底させる爲めには、速記錄の作成、取扱又は鑑定に關する規定の準用等について、右に揭げたものと同樣の規定を設ける方がいゝではあるまいか。（後略）

第六章　座談會速記の沿革

第一節　速記利用の新方面

座談會に速記を利用されるやうになつたのは、需要方面に於ける新分野開拓の一つとも言へやう。蓋し、言辭のあ

るところ速記進出の可能なるは當然であるが、その利用形式に於ては、從來や、型に嵌つた道程を辿つてゐたのである。然るに新機軸の案出に敏なるジャアナリストの創意によつて、座談的會合に速記を附することが試みられ、その結果、會談の目的がより效果的であることが認識されたので、俄然「座談會記事」の流行を呈し、速記利用面の擴大增嵩を見るに至つたのである。

卽ち大正八年の三月、一婦人雜誌がこれを始め、その座談會の命題に對して列席者の抱いてゐる意見や批判が、奔放自由且つ率直に發表されたので、個々特定人が自ら執筆してもするする所謂書き原稿に比して、甚だしく生々の氣が躍動し、而かも各〻異彩を有する意思の表現が瞬間的に交錯することに依つて、讀者をして新たなる感興を多大に湧起せしめ、嘖々たる好評を贏ち得るに至つたのであるから、忽ちにして電波の如く普及したのである。

第二節　座談會速記の發展

大正八年以降、速記による座談會記事を特輯揭載した雜誌の主なるものを列擧しても、「婦女界」「主婦の友」「婦人公論」「婦人の國」「婦人畫報」「ウーマン・カレント」「女人藝術」「新潮」「演劇新潮」「文藝春秋」「文學時代」「文藝時代」「近代生活」「改造」「中央公論」「新青年」「經濟往來」「實業の世界」「實業の日本」「邦文雜誌」「ゲーム」「マルビル・マン」「野球界」「講談雜誌」等を始め、殆ど僂指に遑がない。殊に大正の末期から昭和年代に亘つては出版界に於ける好況の波に乘じ、每號連載のもの以外、政治、經濟、宗教、法律、實業、軍事、教育、交通、美術、科學、運動、娛樂、農業、園藝、等々、凡ゆる部門にまで速記利用の座談會記事が收錄されるやうになつた。

この傾向は、啻に雜誌出版界のみに止まらず、更に進んで各業態の實際家にも浸潤し、例へば製茶の生產改良、服飾の研究、自轉車商、運輸業、旅館、割烹、待合、藝妓組合その他同業の打合、債權債務者の交涉から、學生受驗準備の意見交換、能樂、謠曲、囃子、華道、演劇、映畫、スポーツ、浮世繪などの研究會、協議會に類する專門者の集りにも、會議の形式より脫却して自由の座談に展開し、以て速記の利用價値を高唱するやうになつたのである。更にこの種座談會の流行は、必しも文化の程度が高い都會にのみこれを見るのでなく、地方僻陬の一小農漁村に於ても、速記者の在るところ、その座談會に速記を利用した實例も、一再ならず見聞するの發展振を示してゐるのである。

第三節　座談の持味と速記の特異機能

上述のやうに近代的時好に適した座談會速記の持味は、個々人の自筆原稿よりも概論的に墮するの嫌は必しも免かれないとしても、蘊蓄の粹、卓拔の見が發露し、より效果的に警句妙想が映發するなど、精彩眞に奕々たるものあることは言ふまでもない。それだけに又一方、速記技術に於ても特異の條件を要求づけられてゐるわけである。

卽ち、會合席上の寮圍氣に浸つて緖を脫いだ氣易さでの片言隻句が、無秩序、無制限に參差錯綜するのであるから速記擔當者としては、その會合の性質、主宰者の意圖、發言內容の輕重、談話主流への接觸等目的意識の把握を十二分にし、所謂藝術速記の妙諦を發揚すべく心懸けねばならない。これが一面座談會の持味を深める所以でもあるから、隨て反譯方針も自から他の速記事務とは異色があつて、發言者の個性を尊重し心持を會得して意思表示の正鵠を保た

しめるは勿論、冗を省き短を補ひ、談話の推移、内容の發展を明確に、且つ連繫を有機的にすべく、或は章句を修飾し、或は先後を調整し、潤色以て全豹の構成を完たからしめなければならない。故に速記者の技能才格が、その反文に影響するところ頗る大なるものあることは言ふ迄もない。而もこの方面への速記利用が、前述のやうに多大の增加を示したことは、我が速記界の充實興隆を如實に證するものと謂ひつべきである。

要するに、談話會速記進出の起因は出版業界の好潮に掉したのではあるが、而かもその發展を刺戟した所以のものは、(1)は原稿料金の關係、卽ち特定の個々人に執筆を依賴して支拂ふ稿料の全額に比し、速記料金の割安なるに因る經濟上の利益からであり、(2)は時代が複雜にして活動に急なる現代人に執筆時間の節約を齎らす便法であり、(3)は同じき近代の讀者層に、喰つき易き頁の提供を簡易になし得る特徵を有するからであらう。併しながら速記者の素質にして缺くるところあり、この種の要求を滿たす能はざるに於ては、焉ぞ斯かる隆運を招來するを得んやである。この點から觀ても我が速記界が一國文化に貢獻するところ亦尠からぬものあることを否むことが出來ない。

第四節　座談會速記の嚆矢

以上概述したやうに、座談會に於ける速記の利用は、大正年代以降頗る隆昌を極めたのであるが、その嚆矢は遠く速記術發生の創草時代に在るのである。憾むらくは關東大震災の爲め、資料が散逸して適正を期し難いのであるが、明治二十一年五月、東京市に於て曾禰荒助子主宰で『菊花栽培法』に就ての座談會が催され、若林玵藏、佃與次郎その他がこれを速記し、小冊子に印刻して配本されてゐるのである。

當時、速記の價値は未だ必しも全きを認められず、發育過程に惱む搖籃時代に過ぎなかつたのであるが、別項記述の如き演壇附屬の速記形式から離れて、圓卓を圍んでの自由發言の談話であるから、蓋しこれを以て座談會速記の嚆矢として推稱するに憚らないと信ずる。その後、明治時代に於ても或はこれに類する實例があつたかも知れぬが、遺憾ながら今日確たる文獻がない。

第七章　ラヂオ速記の沿革

第一節　ラヂオ速記の起原

速記術利用の一方面として放送速記に就いての記述も亦見遁すことの出來ないものである。

大正十四年三月二十二日ＪＯＡＫのコールサインが全國に響き渡ると共に岩原東京放送局理事長、後藤（新平男――當時男爵）同局總裁の各挨拶、犬養遞信大臣の祝辭が電波に載せられることになつた。是より先同局では新名常務理事がこの放送開始と共に其放送に依る講演を唯電波の泡に消え流してしまふことを誠に遺憾であるとし、又一面放送事項取締の上からしても、これを記錄に取つて置くことの緊要なることを痛感して、愈〻明朝から放送開始といふ前夜になつて放送講演の速記方を堀口六太郎に委囑した。これが放送速記の抑〻の起原である。『今日は晴天なり、晴天なり』とか、小學校の讀本を朗讀する試驗放送をレシーバーで聽いたことはあるが、いよ〳〵今日は天下晴れての放送、然かも大臣だの、人氣もの〻後藤男だの〻講演が聽かれるとなると、滿天下の人士の聽覺神

經を昂奮せしめずにはゐなかつた。

第二節　ラヂオ速記者の苦心

初めこの速記の委囑を受けた堀口は當時の放送所であつた芝浦の工藝學校へ赴いたが、放送室の狹隘なること、、放送室内で速記するのは紙をめくる音、鉛筆を走らす雜音などが混つてはどうかといふ技術者側の懸念で、室外で所謂戴頭受話器を耳に掛けて速記することゝなつた。所が其場所が通路に設けられてあつて、放送開始の式日といふので人込みがし往來が頻繁であつて、其傍では速記をしてゐるのに氣兼もなく放送局係員が事務上の打合せを高い調子でやつてゐるといふ、恰も新聞社の編輯室に於ける電話速記と少しも擇ぶところがない。加之編輯室の電話速記は不明瞭の場合には聞き返へしが出來るが、放送速記は片便りであるから非常な苦心を要する。

今日に於ては講演者も馴れ、技術の側も十分に進歩したから講演などはスラ〳〵と運ぶやうであるが、當初に於ては、高島米峰の言葉を借りて言へば、章魚の頭のやうな格好をした怪物（マイクロフォンの事、これも今日では形狀が變つた）が私の聲を吸ひ取つて皆さんにお傳へするのであると謂ふ。其マイクに一々丁寧に頭を下げてから、エーとやる講演者があり、或は危くも其マイクに取縋らうとして、アナウンサーから注意されるといふ人もあつた程である。電波放射の調節にしても、今日ほど巧妙ではなかつたのであらう、時々放送が途切れる、受話器で速記する者の心配さと言つたら大變である。このことが放送局係員にも認められて、速記がし悪いだらうから、速記者も放送室へ入れたら宜からうといふ說も出たが、何分にも放送室が狹隘なのと、一人でも餘計な者を放送室へ入れて、雜音でも混つてはと云ふ懸念が依然として去らず、放送室での直接速記は許されなかつた。併し受話器で速記するのならば、態々芝浦まで出張するにも及ぶまいといふことで、有樂町の事務室に稍〻精巧な受信機を備へて、それにレシーバーをつけて速記するやうになつたのが、放送開始十數日の後である。

東京放送局の有樂町事務所といふのは當時報知新聞社の分室を借りて居つた。有樂町停車場の西側、報知新聞社本館の隣、前には東京日日新聞社がある。午後七時二十分から講演放送といふので、十分前位に出頭して速記用紙を机に戴頭受話器をかけて、サテ放送來れと身構へてゐるとJOAK、それと云ふ途端省線の電車が轟々ときしる、新聞社のオートバイがブル〳〵ツと爆音を立てる。散々な目に逢ふことも蓋し稀なことではなかつた。これでは迚もやりきれない、そこで堀口は自分の宅に受信機を設置して速記した方が便宜である所以を放送局係員に交涉した結果、今日では、眞空管の四球もついた、上海でも南京でも聽取出來るといふ位なセットが買ひ得る値段を奮發して、やつとレシーバーで聽く一球のセツトを買つて試みたが、思ふやうに聽取出來ない。隨て速記も出來ない。矢張り事務所ので聽く方が旨く行つたと云ふことである。

斯樣な氣苦勞をしながら每夜七時二十分からの講演速記は續けられたが、同年七月には芝愛宕山に、今のあの東京中央送放局の演奏所が新築された。而して今までは假放送といふのであつたが、この年この月の十二日から本放送といふことになつて、その電源は愛宕山に移され、その電波は愛宕の山から放射されることになつた。これを機會に講演の速記者も放送室に入れるとの議が纏まつた。從來の餘計な苦勞が省かれることになつた譯である。

併しながら此放送室に於ける速記が又頗る謹肅を要するもので咳一つ出來ない。蓋し講演者と速記者と二名が在室

するのみであつて、講演者が發する咳なら、其講演と旨く調節が取れて、聽取する方でも左のみ支障にはならないが側に居る者が咳一つでもすると、それは雜音となつて折角の講演を妨けてしまふからである。現に最初の間は講演者が厚い西洋紙に講演材料のノートを書いて來て、それを見ながら放送する、その紙をめくる音が電波にのつて、口調の終らないところでキクッと云ふ音が入つて聽取者の神經を妙に尖らせた。それであるから速記者が三十分も放送室に入つて速記する時の緊張さといふものは並大抵のものではない。況して日曜日の午前に於ける修養講座、科學講座等は長講一時間、この間を全く呼吸をもつめ速記しなければならないと云ふことはラヂオ速記者の等しく味はう苦難である。

併し又ラヂオ速記者でなければ味へぬところの快味もある。曾て濱口首相が緊縮政策の講演をやつた時のことである。今日では首相などの講演は大抵官邸から中繼放送をやるやうであるが、最初の程はさうでなかつた。若槻男でも、濱口氏でも田中男でも皆愛宕山へ登つて獅子吼をやつたり、オラガの本領を發揮したり、出雲なまりにえゝ事はえゝとやつたりしたものである。その中でも濱口首相の放送は大變な人氣を呼んだものである。隨て其放送振を見たがつた民衆は數多かつたに相違ない。民衆はサテ措いて新聞記者が大變で、愛宕山にあるクラブの記者連は固より、各社よりぬきの社會部記者が總動員で放送室を取圍んだのではあるが、一歩も放送室へは足を踏入れることを許されない。この室内に於ける二十何分かのあの莊重な濱口首相の放送講演は獨り速記者のみが味ひ得る快味である。講演終了のアナウンスが終ると、あの重さうな濱口首相の口から速記者に向つて『どうも御苦勞さんでしたッ』と挨拶をされたと云ふ。一寸した挨拶ではあるが、放送室で速記者にかういふ挨拶をする人は稀である。流石は濱口さんだ、こゝまで氣をつける人なればこそ先輩を凌駕して首相にもなれるんだなと感心した堀口默禮をして室外へ出ると、新聞記者の包圍攻撃、翌朝の新聞紙は一齊に濱口首相の放送振りを傳へると共に、放送室内に在るもの唯首相と速記子のみと報道した。

第三節　ラヂオ速記の文化的貢獻

演奏所新築後は聽取者はドシ〳〵增加する。隨て放送種目も多くなり、放送局の謂ふ所の敎養方面のプログラムも數多く編成せられて、十四年八月には夏期を利用して、早朝に科學に關する講演が放送されることになつて、其方も速記をすることになり、一日に二講座の速記と云ふことになつた。次で家庭講座が毎日午前十時より放送される。それも速記をするといふやうになつたので、是が擔任堀口の飜譯原稿は大正十四年十月初めには三百餘綴の多きに及んだ。

茲に於て放送當局はこの名家の放送講演原稿を死藏することの凡そ意味ないことを思ふて、一度聽取した講演を再び味讀出來るやうにと其出版刊行を企圖した。卽ち大正十四年十一月二十五日ラヂオ講演集と銘打つたラヂオ講演の速記錄第一輯を世に問ふたのであつた。此講演集第一輯は相當の賣行きがあつたので、續いて毎月或は隔月に一輯づゝ講演の順序を逐ふて十二輯までを公刊されたが、此間に東京放送局が日本放送協會關東支部東京中央放送局と變り大阪、名古屋に在る各放送局も打つて一丸とする社團法人日本放送協會に隷屬するやうになつて、事業運營の刷新が期せられた、之を機として前述放送講演集も今度は講座別にして、第十三輯から修養講座、家庭講座、婦人講座、育

兒講座、通俗科學講座、趣味講座、文藝講座、運動講座、手藝講座、國際講座、童話集などといふやうに分類した講演集が三十數卷公刊せられた。これ等の講演集が資料となつて社會教育上に貢献した例は相當大きなものがあつた。

即ち速記も放送事業の上に於て亦貢献することが尠くなかつたのである。

此講演集の公刊は東京中央放送局のみならず、名古屋其他でも數册公刊されたし、又特に何かの資料になるものを一講だけのパンフレットとして刊行した例は各局に於てもあつたのである。

第四節　ラヂオ速記の衰運

大正十四年三月二十二日の初放送から講演と云ふ講演には影の形に添ふやうにして速記がつけられて居つたのであるが、俄然昭和五年九月末日を以て、此放送講演の速記がノツクアウトされたのである。それは錄音機が愛宕山に備付けられて講演放送取締の資料にはこれで十分であるといふことになつたからであつた。

さうして一面公刊されて來た放送講演集は實行が芳しくなくなつても來たといふのである。併し錄音機に納められたものゝ中でも必要に應じては記錄せねばならぬものがあつて、月に二度や三度の速記者愛宕山登りは依然續けられたが、此錄音機からの轉聲速記といふことが、又却々の難物である。近頃は錄音機も使用が巧妙になつた爲めか大分樂に聽取が出來るやうになつたが、それでも傍聽筆記に比べては話にならぬ程の苦難を覺ゆるのである。

放送速記といふ速記界に取つての一新天地も斯様な經緯から錄音機に依つて奪はれてしまつた。放送速記に從事して居た速記者が憂欝感に陷つたのも無理はない。人間力遂に機械力に虐げられたかと云ふ感懐である。すると超えて昭和六年の夏になつて東京中央放送局第二放送、商業講座の一科目として速記術の放送をすると云ふことになつて、堀口が其講師に依頼されたことは何たる皮肉であらう。一度毆られた頭を再び撫でられたやうなものである。機械力に迫はれた速記者が、其機械を通じて速記術を説明することを引受けるに至つたとは何たる奇しきことであらうか。

速記市場が廣められるか、狹められるかの問題は俄かに斷案を下し難い所であるが、速記術創案せられて五十年、其傳統を絶やしたくはない。いや恐らく絶ゆるものではないことは前述の事例に徴しても分る所である。ラヂオ速記の沿革の項を終るに當り特に此ことを附記して置く次第である。

其他の利用方面

速記術の利用方面は本篇各章記述の方面以外に、或は講義の筆記に、或は講演著述の筆記に、或は俳優の臺詞の速記、更に遺言の速記、又近來に於ける選擧取締用の速記等々。學術、藝術百般に亘つて苟も言論の存する所速記の利用せられざる所なきまでに、我が速記術の利用面は社會文化の進展に伴つて其領域を擴大し、文化の進展に貢献する所窮りもないが、本篇に於てはそれ等の詳述を省き、唯〻以上八章に亘る主要部門の概説を以て一應其利用方面の記述を止むる次第である。尙ほラヂオ速記の項に於て、主としてＡＫに就て記述したるは、他の各局に亘つての調査困難なりしに因る。

第四篇　速記者團體の興亡

歐湯修の朋黨論に『大凡君子與君子以同道爲朋。小人以同利爲朋此自然之理也』とあつて、俚諺の所謂類を以て集ることは天然自然の理法である。我が速記界開けて玆に五十年、常に此大理法の支配から逸脫することは出來なかつた。回顧すれば、日本最初の速記者團體たる筆記法研究會より、今日の全國綜合的團體たる我が日本速記協會に至るまで、數十の團體はそれ〳〵時代の要求に迫られては興り、其必要切實ならざるに至つては衰へて、興亡幾變遷、幾度か離合聚散を繰返しつゝも、それ等各團體は多少の差こそあれ、何れも時代的使命を果し來つたのである。今日に於て見る速記界の向上發展と、速記術の進步發達とは是等諸團體の活動に負ふ所蓋し尠からざるものありと謂ふべきであらう。就中現在に於ける日本速記協會は、各流派を超越して大同團結をなしたる全國綜合的團體として活動し、其會員數の如きも未だ曾て見ざるの多數を包擁し、全速記界の向上發展の爲に活躍しつゝあるを以て本五十年史の最後を飾るべく比較的詳細に之を記述せんとするものである。

第一章　明治時代に於ける速記者團體

筆記法研究會

明治十五年十月二十八日開講式を擧げてより翌十六年五月五日の卒業式まで、六ケ月の講習を終了して目出度くも

卒業證書を手にした日本傍聽筆記法第一回講習會卒業生は十有七名であつた。當時の卒業生林茂淳の談に『卒業證書は貰つたがさて實地にやつて見やうとしても到底活用が出來ない。現に活用し得る人は一人もない、周圍の人からは非常に冷笑され、痛罵されたことが屢々あつた。そこで同學の若林、酒井、三田其他の人々と共に筆記法研究會なるものを起して共に研磨した』と述べて居る。此筆記法研究會の設立は明治十六年八月若林琇藏、林茂淳、酒井昇造、川添利鄕、佐藤春次、蛯江曉村、神尾珍の七名で結成、尚ほ後に三田泰光も加盟して居る。是等の人々が卒業後尚ほ研究續行の必要を痛感して、當時下谷徒士町一丁目の若林宅で毎土曜日午後會合して研究を續けたと云ふのである。是が抑々日本に於ける速記と云ふものゝ共同研究の目的を以て結合せる團體構成の先づ一番最初のものであつた。

速記法研究會

兩雄竝び立たず、遂に半年足らずして若林、林は袂を別つた、爲に筆記法研究會は廢滅に歸した。そこで若林は獨立して名を速記法研究會と改め、明治十七年より盛に門生の養成に力を盡した。是が後に若林速記王國を建設する基を築くことになつた。

速記用達社

創立の年月は詳ならざるも、明治十八九年の交、日本傍聽筆記法講習會第一回卒業生市東謙吉の主宰の下に創立したものであつたが、後氏の蹉跌により閉社した。

日本傍聽筆記學會大阪支部

是亦明治十八九年の頃、田鎖門下第一期卒業生新井田次郎、丸山平次郎が大阪に赴いて該支部を造つたが、間もなく新井田は後事一切を丸山に托して歸京した。

速記法女子研究會

明治二十一年三月、若林門下の一偉才佃與次郎は若林の速記法研究會に對して、女子なる名稱を冠して、女子速記法研究會なるものを起し、盛に女子及び男子の速記者養成を念として、遂に若林と相拮抗するまでの盛大を致し、佃同窓會なる團體を構成して、其名聲天下を風靡するの慨を示した。

靜岡速記法傳習會

田鎖門下第三期卒業生の森本大八郎主宰の下に明治二十年一月靜岡速記法傳習會なるものが創立せられて、後一團體を形造つて居つた。

速記社

明治二十三年四月創立、創立者は林茂淳、川崎行藏、篠原友太郎、吉木竹次郎等にして、後酒井昇造、新井田次郎

森本大八郎、臼井喜代松等が之に加入した。

以上が明治二十三年國會開設に至るまでの速記者團體として有名なものであつたが、尙此外にも二三の團體もあつたとのことである。

速記者談話會

明治二十三年に國會開設のことは、我が速記術發表一年前、卽ち明治十四年の勅諭に依つて明にせられて居つた。けれども其國會の議事筆記に速記が採用されるや否やの議は何等定つては居なかつた。そこで明治二十一二年の頃になると、最早目捷の間に迫つた國會と速記と云ふことに付て時の速記者たる者之を對岸の火災的に放心であり無關心であられやう筈はない。時は明治二十二年十一月林茂淳、吉木竹次郎等は共に國會開設を目前に控へて我が速記界が從來の如き小黨分立、群雄割據の姿であつてはならない、宜しく大同團結以て共存共榮の實を擧けなければならないとして勸說に努め、さうして遂に組織せられたのが『速記者談話會』なるものであつた。之に參加する者忽ち六十有餘名の多きに達した。而して每年四回例會を開會することゝなり、神田今川小路の玉川茶亭と云ふのが常に其會場に充てられることになつて居つた。是が先づ日本に於ける速記者が一つの大きな團體を構成した最初のものであつた。

此速記者談話會は如何なることを爲したかと云ふと、先づ其顯著なるものを擧けると、明治二十二年の暮頃、若し帝國議會に於て速記者を採用するとせば、其俸給は幾何を標準とすべきか、又其採用方法如何等に付て協議せしも、甲論乙駁一の成案を得るに至らず、唯日給額のことに付ては二圓以上四圓迄の範圍を以て適當と認むと決議をした。

次に明治二十三年十月二十日、速記者談話會第四回常集會に於て臼井喜代松より、日本速記術第一期の歷史を編纂すべし、との提議があつた。其理由は『速記術も本年第一回帝國議會の議事筆記に應用せらるゝに至りたれば、第一期の速記史を編纂するに適當の時期なるべく、又速記術の創始より研究に從事したる林、若林等の如き歷史的人物孰れも生存し居るを以て、當初以來の實狀を探究するに最も便利なればなり、因て本會に於て委員を選み、第一期の日本速記術歷史の編纂を託せんとす』と云ふのであつた。此提案は多數にて可決し、佃與次郎の發議により編纂方法取調委員五名を置くに決し、投票の結果林茂淳、若林玵藏、臼井喜代松、佃與次郎、薦野孝鄕の五名が當選した。さうして是等委員の報告に基き、明治二十四年一月三十日、速記者談話會第五回常集會に於て左の如く議定した。

日本速記術歷史編纂方法

一、會員中ヨリ歷史編纂委員七名ヲ選擧スベシ
二、委員ニ當選シタルモノハ之ヲ辭スルコトヲ得ズ
三、歷史編纂委員ハ左ノ條件ニ遵ヒ明治二十五年一月常集會マデニ之ヲ報告スベシ
四、明治二十三年以前ニ係ル速記術ノ歷史ヲ編輯スルコト
五、歷史ノ書方ハ編年體ニ據ルコト
六、委員ハ歷史編纂ニ關スル諸般ノ事項ヲ議定シ事務員ニ報告スベシ
七、委員ノ必要ト認ムルニ於テハ何時タリトモ會員ニ對シ史料ノ提供ヲ請求スルコトヲ得
八、委員ハ必要ト認ムルニ於テハ會員外ニ向ツテ史料供出ヲ照會スルコトヲ得

九、委員ハ自ラ必要ト認メテ請求シ、照會シ及ビ會員若クハ會員外ヨリ厚意ヲ以テ供出シタル史料ヲ落手シタルトキハ其目錄ヲ作リ採用セザル史料ニハ其理由ヲ附スルヲ要ス

次に歴史編纂委員の選擧を行ひたる結果林茂淳、若林玵藏、佃與次郎、臼井喜代松、伊東新太郎、酒井昇造、薦野孝卿の七名が當選した。而して又右委員中より理事二名を互選することになつて林茂淳、臼井喜代松が之に當ることになつた。

以上は明治二十三年十月臼井喜代松によりて提唱され、甲論乙駁微に入り細に亘つて審議攻究されたものであつて殊に臼井喜代松の日本速記術歴史編纂論に至つては其用意の周到なる實に三嘆措く能はざるものがある。其詳細は明治二十四年一月發行の速記彙報第二十六冊及び衆議院事務局内衆速會發行大正十五年六月の帝國議會速記史編輯史料第一輯に載錄せられて居る。惜むべし此企畫は非常な意氣込みで美事献立は出來上つたが、龍頭蛇尾遂に何等爲す所なく有耶無耶の裡に葬り去られたことは返へすゞくも遺憾の極みである。

次に速記者談話會として企てられた事業の中で、嘗て明治二十六年米國シカゴ府コロンブス世界大博覽會に、貴族院より貴衆兩院の速記錄整頓手續と實地に速記したるもの、それを反文したるもの、それを印刷したるものを取揃へて出品したことがあつたが、其際同じくシカゴに於て萬國速記者大會が開かれたので、此速記者談話會から『日本に於ける速記術』と云ふ印刷物を送つたことがあつた。速記者談話會は之を最後の記錄として、いつ解散するともなく解消し去つた。

速記者談話會に付ては一の插話がある。それは速記者談話會と藤木顯道の速記器である。明治三十四年六月發行の『言葉の寫眞』第五號、伊東定吉の談に

回顧すれば明治二十三年に藤木顯道なる者が、芝宇田川町に日本速記器學院なるものを設立し盛に天下の新聞雜誌に廣告を爲し以て良民を此罠に釣り込まんと企てたことがあつた、當時先輩と共に設立してあつた速記者談話會の行動は如何であつたか、是こそ我邦速記術の發達を阻害する公敵であるから決して容赦することは出來ぬと云ふので三名の立會試驗委員を選定した。而して其選に當つた者は若林玵藏、林茂淳、臼井喜代松の三氏であつたと記憶する、其際旗鼓堂々彼の魔窟を衝き勇氣當るべからざりしことなど追想すれば實に今昔の感なくんば非ずである當時藤木は巧に辯を弄して此鋒先を避けたりしが、遂に居溜れずして高飛を爲し、一時京阪の間に出沒せしが、是とて僅の間で程なく生死の程も定かならぬ位で更に影を止めなくなつた』云々。

速記同志會

速記者談話會が解消すると間もなく、明治二十八年に貴衆兩院に於て速記者の一大試驗が行はれることになつた。之を契機として明治二十七年速記者の大合同が企てられた。さうして出來上つたものが速記同志會なるものである。

速記同志會は酒井昇造、武田直次郎、納谷直次郎、荒浪市平、川口芳之助、伊内太郎、石橋政二、田口敬二、丹羽龍男、尾張拾吉郎等十數名の貴衆兩院の有志の人々より成る團體であつたが、後加入者があつて、三十餘名になつた此團體が如何なる目的の下に結成せられ、又如何なる抱負經綸を行つたかは設立約十年後の解散式宣言書なるものを一讀すれば明瞭である。

速記同志會解散式宣言書

我が速記同志會ハ明治二十七年十月ヲ以テ創立シ、爾來茲ニ十星霜ヲ經タリ、同二十九年三月二十七日ヨリ初メテ速記時論ナル雜誌ヲ發行シテ號ヲ重ヌルコト實ニ第二十五ニ達シタリ。

本會ノ抱負ハ速記時論第一號ノ辭ニ宣言シタル如ク『速記社會革新ノ大志ニ由リ嚴正公明ノ主義ヲ持シ、速記ニ關スル森羅萬象ヲ載錄シ、一ハ以テ速記業者ノ南針ニ供シ、一ハ以テ江湖人士ノ曉鐘ニ資セント欲スルニ在リ』ト本會ガ既往及將來ニ對スル所信ト希望トハ實ニ此一節ニ含蓄セリ。

今ヤ時運一變シテ速記社會ノ秩序稍ゝ整頓シ又斯術ノ普及改良ニ付テモ漸ク進歩發達ノ域ニ至リ、吾人ガ當初期シタル所ノモノハ著々成功ノ時代ニ向ヒツツアリ、思フニ既往十年間ニ於ケル本會ノ行動ハ公明正大着實奇警ヲ以テ終始一貫シ以テ我ガ速記社會ニ對シ聊カ貢獻シタルモノアルヲ信ズ。

殊ニ本會々員ハ各派各團體ノ有志者期セズシテ相會シ、各自胸襟ヲ開キ相共ニ誘導扶掖シテ專ラ彼我感情ノ融和ヲ謀リ營利私欲ノ邪念ヲ去ツテ德義公共ノ美風ヲ養成シ、以テ今日ノ時運ヲ促シタルコトハ聊カ同業團體ニ向ツテ誇ル所ナリトス。然リ而シテ此精神的同盟ハ假令形式ノ上ニ於テ本會ヲ解散スト雖モ將來若シ時機ノ來ルアラバ相共ニ提携シテ速記者社會ノ革新ト吾人同業者ノ福利ヲ增進センコトヲ期ス、是レ吾人ノ希望ナリ。

茲ニ本會ヲ解散スルニ當リ所信ト希望トヲ宣ス。

明治三十六年一月二十八日

速記同志會

其他の小團體

速記者の團體は速記者談話會が設立せられても、速記同志會が起きようが潰れようが、各小團體の存在せしことは言ふまでもない。其當時の小團體としては若林の率ゐる速記法研究會、林茂淳の率ゐる速記社、佃與次郎の主宰せる佃同窓會などは依然存續して居つたが、明治三十七年一月には貴族院速記者の川守田武一、簗瀬、藤本勝太郎、丹羽瀧男等の組織せる速記聯合社なるものがあつたが數年ならずして解散した。

其他速記法研究會を退會せる人々の共同組織せる速記術協會あり、又其速記術協會が更に分裂して矢野由次郎主宰の速記協議會が出來、後にそれを繼承したのが長谷川篤主宰の速記競技會である。其他林茂淳の主宰せるものに別に速記倶樂部あり、又若林玵藏の主宰せるものに速記懇談會あり、其他曰く何、曰く何と數多くの小さな團體があつて是が互に分立相對峙して、未だ是等を打つて一丸とする一大團體を構成するの時運には到らなかつた。

二一會と衆速會

速記者談話會が解消すると、速記同志會が出來たが、是は僅に兩院有志の會であつて、未だ兩院の全部の速記者を打つて一團とするに至らず、況や院外速記者に向つて呼び掛けるやうなことはしなかつた。それも創立後十年にして解散して仕舞つた。世は再び群雄割據の狀態に戻つた。そこで次に起つた團體としては明治三十六年貴族院速記課全員を以て成る二一會なるものが創立せられ、衆議院に於ては之に倣つて明治四十年衆議院速記者全體より成る衆速會な

るものが設立せられた。其目的とするところは規約には多少の相違はあるが、共に會員の親睦と會員不幸を弔慰するにあると云ふのであつて、同じ帝國議會内にあつても對立の姿を爲して今日に及んで居る。

せめて議會終了後年一回でも貴衆兩院速記者合同懇親會を開催してはとの說は兩院有志より幾度か提唱せられたが頑冥なる一部の人士に依つて防げられ、僅に一回兩院有志の懇親會を開いたのみで、壁一重隔つて居るの故を以て、互に顏を見合はすことがあつても共に語るの機會さへもなく、中には互に其姓名すらも知らない有樣であつた。此兩會は大正時代を經て、昭和の今日までそれ〴〵相當活躍を續けて居る。

日本速記會

我が速記界が秩序的に又社會的に一層健全なる發達を遂げ、各自の福利を增進せんとするには、速記者間の一致團結を必要とす、徒らに名利に驅られ、感情に制せられて個々分立を爲すは決して向上發展を爲すの所以に非ず、宜しく我國の速記界を一大團體の下に結束し進步發展の策を講ずべしとて各自稍〻自覺の下に組織せられたのが日本速記會であつた。

時は明治四十年一月の末、貴族院速記課員平野、小宮、川守田、衆議院速記課員長谷川、尾張其他有志の發起に依り丁未速記會なるものを組織せんとして簡單なる趣意書、規則書を廻して他に同意を求めた。所が忽ちにして兩院速記者殆ど全部が贊成を表した。仍つて前記諸氏が世話役となり、同年二月十一日の紀元節を卜して、麹町區紀尾井町の皆香園に於て相談會を開いた。さうして結局大體の綱目を決議して、薦野、荒浪、長谷川、伊、丹羽の五名を擧げて立案起草を付託した。而して起草委員の手に成る草案を以て三月二十八日衆議院速記課内に於て協議會を開き審議の結果、日本速記會と命名して左の規約を作製した。

日本速記會規約

第一條　本會ハ日本速記會ト稱ス

第二條　本會ハ東京市ニ置ク（事務所ハ當分衆議院事務局速記課内ニ之ヲ設ク）

第三條　本會ハ速記術ニ關スル諸般ノ問題ヲ攻究シ及其ノ改良ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條　前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事項ヲ行フ

一　集會

二　雜誌發行

第五條　集會ヲ分テ大會例會ノ二トシ大會ハ年一回春季ニ例會ハ年三回隨時ニ之ヲ開ク　但必要ノ場合ニ於テハ臨時會ヲ開クコトヲ得

臨時會ハ幹事ノ決議又ハ會員十名以上ノ請求アルトキハ之ヲ開クコトヲ得

第六條　本會ノ決議ハ會員半數以上ノ出席アルニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス　但第八條ノ場合ハ此ノ限ニアラス

第七條　決議ハ總テ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第八條　第五條ノ規定ニ依リ決議ヲ爲ス能ハサルトキハ假決議ヲ爲シ其ノ事項ヲ會員ニ報告シ次會ニ於テ決定

スヘシ

第九條　決議ヲ要スヘキ事項ハ開會三日以前ニ幹事ヨリ會員ニ通知スヘシ

第十條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會頭　一名
副會頭　二名
幹事　五名

第十一條　會頭ハ副會頭及幹事ノ決議ヲ以テ之ヲ推薦ス副會頭及幹事ハ大會ニ於テ之ヲ選擧シ其任期ハ二箇年トス

第十二條　本會役員ノ職務左ノ如シ

會頭ハ本會ヲ統督ス

副會頭ハ會頭ヲ補佐シ會務ヲ管理ス幹事ハ庶務會計及雜誌ノ編輯ヲ掌リ每年總會ニ其ノ報告ヲ爲スヘシ

第十三條　雜誌ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第十四條　會費ハ一箇月金二十五錢トシ四箇月分ヲ前納スルモノトス

第十五條　新ニ入會セントスル者アルトキハ會員二名以上ノ紹介ニ依リ大會ノ決議ヲ經ヘシ

第十六條　本會ノ體面ヲ汚損スヘキ行爲アリタル者ハ會員五名以上ノ發議ニ依リ大會ノ議ヲ以テ之ヲ除名ス

第十七條　前二條ノ決議ハ討論ヲ須井ス無名投票ヲ以テ之ヲ決ス

第十八條　會費六箇月以上滯納シタル者ハ退會者ト看做ス

以上十八ヶ條の規約を可決するや直に役員選擧を行ひ

副會頭　若林玵藏

幹事　築田欽次郎　鷹野孝卿　佃與次郎　伊藤新太郎
長谷川篤　荒浪市平

等が當選就任することゝなり、尙會頭推薦の件は役員に一任し、追つて交渉承諾を得て發表することゝして散會した。

而して尙ほ會員の資格問題に付てはなか〳〵喧しき議論が出て甲論乙駁、遂に兩院の速記事務に從事する者、若くは從事せし者に限ると云ふ濃厚なる官僚風を漂はせたものであつた。

同年九月初旬役員會に於て會頭に金子子爵を推薦し、其承諾を得たので玆に日本速記會は完全に成立した。そこで九月三十日を卜して麹町富士見軒に於て先づ準備會を開き續いて發會式を擧行することになつた。發會式に於ては若林副會頭の開會の辭に次ぎ金子會頭、末松子爵の演說あり、終つて祝宴を開いて散會、當日の來賓は末松子爵、林田衆議院書記官長、津久井同書記官、仙石貴族院書記官、東久世同書記官等であつた。

斯の如き經過を以て日本速記會は、速記者談話會解消以來の小黨分立、群雄割據を排して縱令それが貴衆兩院關係者のみの狹小なる團體であるにもせよ、難事中の難事とせられて居つた兩院速記者の團結を見るに至つたことは時運

の然らしめた當然の成り行きとは言へ、斯界の爲に誠に慶すべき出來事であつて、日本速記史上見逸すべからざる劃期的の一大産物であつた。けれども不幸にして其命數僅に五年、明治四十年九月發會式を擧げてから同四十五年四月二十五日に其機關誌『日本速記會雜誌』第七號を發行した儘いつ解散するともなく是亦解消し去つた。

此日本速記會の存在五ヶ年間に於ける業績を稽査すると、

一　會員は貴衆兩院速記關係者全部六十有餘名を網羅し打つて一團とせること

二　明治四十年十月二十八日は恰も日本速記術發表二十五周年に相當するを以て、日本速記會主催の下に牛込清風亭に於て是が記念會を開き、爾來毎年團體的記念會を開催するの端を開いた。

三　明治四十一年一月三十日神田今川小路玉川亭に於て春期大會を開き、左の六項目を決議して、機宜の處置を役員會に一任すること、なつた。

(1)　貴衆兩院に速記技師を設置すること

此決議はそれより十年後の大正七年に至つて漸く其目的を達し、兩院に速記士なる名稱の下に一名づゝ設置するとの官制が發布せられて翌八年より是が實現を見るに至つた。

(2)　貴衆兩院速記技手の定員を增加すること

當時兩院共に速記技手の定員は二十五名づゝであつたが、此決議は却つて其後數次の行政整理の結果二十三名となり、又減じて二十名となり、更に又十八名にまで減員されるの反對現象を呈するの已むなきに至つたが、其後時勢の進運に伴ひ議會も亦速記事務の繁劇を加ふるに至り、大正七年五月十八日勅令第百四十七號及第百四十八號を以て貴衆兩院速記技手定員十八名を三十名に增加のことに官制が改正になり、尙ほ逐次增員となり、現在では貴族院は六十名衆議院は六十四名に增加さるゝに至つたことは轉た今昔の感に堪へぬ。

(3)　貴衆兩院速記者に對し特殊の恩給及年功加俸の制度を新設すること

年功加俸の制度は其後今日に至るまで其目的は貫徹せられなかつたが、特殊恩給卽ち帝國議會初期以來臨時雇名儀の下に就任せる者で、明治三十二年官制改正卽ち速記技手に昇格せる者に對しては『兩院速記技手在官年月數計算に關する法律案』と云ふのが二十七回帝國議會に於て兩院を通過し、四十四年三月三十一日附法律第六十七號を以て公布せられて其目的は貫徹したが、併し三十二年官制改正以後の雇には其恩典は及ばなかつた。

(4)　日本速記歷史を編纂すること

以前速記者談話會に於て完全に失敗した此歷史編纂の件を玆に再び決議をして、林茂淳、酒井昇造、佃與次郎、荒浪市平、木下蔭高の五名が編纂擔當委員となつたが、僅に佃擔當の議會速記史の初期のものが一部日本速記會雜誌に揭載せられたのみで、何等爲す所なく再び失敗に歸して、今日本歷史編纂をして一層難事中の難事たらしめた。

(5)　雜誌發行の件

本會の目的を遂行する爲め一年五回雜誌を發行すと決議して、雜誌部委員八名を擧げ、明治四十一年五月初めて、第一號を發行し、明治四十五年四月二十五日に第七號(菊版二段組のもの總紙數三百七十八頁)までを發行して、所謂三號雜誌の名聲を博して終焉を告げた。けれども其內容に至つては大いに速記界を啓發する所のものが多かつた。就中若林琇藏外先輩等の經歷談に至つては、其功績に敬意を表すると同時に、今日より當時を追懷する幾多の史

料を遺されたことに感謝しなければならぬ。又佃與次郎、丹羽瀧男は共に故人となつたが、當時通信敎授の可否に就て堂々たる論陣を張つて侃々諤々其所信を披瀝したるが如きは、幾多後輩をして其嚮ふ所を知らしめたのみならず、誌上は常に活氣横溢錦上更に花を添ふるの感を深からしめたものであつた。又佃の帝國議會速記史の如きは縱しそれが一部分であつても、今日本五十年史編纂に寄與されたことを感謝しなければならぬ。

唯日本速記會雜誌一號より七號に至る全體を通じて速記術其のものに付ての研究の跡が少しも現はれて居ないことは甚だ物足りない感を起さずには居られない。

(6)　外國語速記者養成に關し機宜の處置を役員會に一任すること

是は當日大會に金子會頭の寄せたる式辭の一節に

外國語速記者ノ不足ハ今日ニ於テモ頗ル遺憾トスル所ナリ況ンヤ大博覽會ノ開會ニ際シテハ其ノ事業ノ一部トシテ各國ノ學者實業家等ヲ我カ首都ニ會同セシメ諸種ノ萬國大會ヲ開催スヘシ此時ニ當リ我ニ其言論ヲ速記スヘキ技術者ナシト言フカ如キハ獨リ速記社會ノ爲メノミナラス國家ノ體面上一大遺憾ト言ハサルヘカラス

本會ノ爲スヘキ事業ハ多端ナリ諸君ハ益々一致團結ヲ固ウシ本會ノ目的ニ向ツテ勇進セサルヘカラス殊ニ外國語速記ノ一事ハ當面ノ急務トシテ諸君カ其ノ準備ニ着手セムコトヲ望ム依テ一言ヲ寄スとあつたので、是が議題となつて決議はせられたが、是亦何等爲す所なく終つた。日本語の速記者養成に關してすらも未だ完全でない當時に於て外語速記にまで手の屆かなかつたことは蓋し已むを得なかつたことであらう。

第二章　大正以後に於ける速記者團體

中央速記會

世は大正となつたが、日本速記會は夢の如くに解消し去つて、速記界は再び暗黑時代となつた。之を慨して奮ひ起つたのが、當時衆議院の臨時雇級たりし新進氣鋭の青年、其數實に二十一名であつた。是等の青年速記者が第四十回帝國議會閉會後、卽ち大正七年三月二十九日品川の田中屋と云ふに大懇親會を兼ねて結團の相談會を開いた。議は忽ち一決して

森上富夫、鈴木庄平、水野爲三郎、中山宗太郎、服部弘、野田正道、松村鏞造、江上住平、大河內發五郎等を幹事に擧げて其創立の準備に着手することになつた。

越えて四月と五月の二回の會合に於て會名を中央速記會と命名し、機關誌速記時報なるものを刊行することゝして中央速記會が成立することになつた。其中央速記會略則なるものを一瞥すると、

一　本會ハ中央速記會ト稱ス

二　本會ハ速記ニ關スル諸般ノ問題ヲ攻究シ、其改良發達ヲ期スルヲ以テ目的トス

三　本會ハ前項ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、集　會

二、雜誌『速記時報』ノ發行（當分隔月發行）

四　集會ハ大會例會ノ二トシ大會ハ年一回春季ニ例會ハ隨時之ヲ開ク

大會ハ維持會員ノ外出席スルコトヲ得ス

五　本會ハ幹事五名ヲ置キ會務全般ヲ處理セシム幹事ハ毎年大會ニ於テ會務ノ報告ヲ爲スヘシ

六　幹事ハ大會ニ於テ維持會員中ヨリ之ヲ選擧シ其任期ハ一ケ年トス

七　本會ノ會員ヲ分チ維持會員及賛助會員ノ二トシ其會費左ノ如シ

維持會員　一ケ年　金三圓六十錢

賛助會員　一ケ年　金一圓二十錢

とあつて、此會の中心を爲す者は維持會員、即ち衆議院臨時雇級の速記者二十一名であつて、年一回開く大會には維持會員の外は出席が出來ないし、幹事も維持會員中より選擧する。何事も維持會員二十一名の獨占的中心主義で、賛助會員と云ふは一ケ年一圓二十錢の會費を納めて隔月發行であるべき筈の雜誌の配付を受けるに止つて何等發言權も何もないのであつたから、賛助會員は六十名もあつたが、名は會員と言ふと雖も實は團體員でなく、雜誌購讀者の立場に置かれたものであつた。故に豫期した如き業績も擧げず、唯目的の一半たる雜誌菊版三段組十六頁のものを大正七年六月二十日に其第一號を發行し、大正十年五月十五日に第十二號を發行して、其後は日本速記協會の設立後間もなく解散するに至つたものである。

○　○　會

世界大戰の影響は、我國經濟界を彌が上にも刺戟して開闢以來の活氣を呈し、隨て物價は昂騰に次ぐに昂騰、殆ど其底止する所を知らざるの有樣であつた。農工商の實業家は言ふに及ばず、それ等の從業員から其日其日の肉體勞働者に至るまで、所謂猫も杓子も都鄙の別なく大小の差こそあれ、此空前絶後の好景氣に惠まれざる者はなかつた唯獨り此好景氣の埒外に放置して顧みられざる者は官公吏と軍人軍屬のみであつて、他の好景氣をよそに見て日に日に募る悲慘なる生活苦に喘いだものであつた。就中議會速記者は休職てふ制度の下に少きは一二ケ月から多きは四ケ月五ケ月間は三分の一の收入に泣かされたものであつた。

時は大正七年三月末、第四十回帝國議會終了の當夜貴族院に於ては常任速記者二名を除くの外、全部の速記者が歸途日比谷三橋亭に會して待遇向上促進運動に付て協議する所があつて衆議一決、爾來數次の會合に於て會名を無名のと同情の下に僅かながらも幾分の增給に依つて慰撫されて解散の已むなきに至つた。

東京速記協會

○○會が解散するや翌大正八年四月貴族院速記者有志數名の發起の下に、速記事務に付き有無相融通するの目的を以て東京速記協會なるものを設け、東京全市の速記事務所長の諒解を求むることに努力をしたものであつた、不幸にして諒解を得るに至らず、のみならずそれ等事務所所屬の人々にして東京速記協會員たりし者は或る壓迫の下に悉く

協會を脫退するの已むなき立場に置かれた。

速記中央聯盟社

斯くして東京速記協會は逃ぐるを追はず、來るを拒まず、寧ろ利害相反せざる貴族院速記課內の心友のみの鞏固なる團結と成り、所期の目的に向つて勇往邁進を誓ひ、名も速記中央聯盟社と改稱し、大正九年四月事務所を神田三崎町に置き、專ら速記事務に執掌するを以て念とし、有無相通じ相互多大の利便を得、殊に各月輪番の家庭會を催ふす等和氣靄々の裡に聯盟社たるの名實を全うしつゝあつたが、事務所を赤坂溜池に移して間もなく大正十二年の大震火災の厄に遇ひ、帳簿記錄一切を失ひ、再興を期しつゝ遂に其儘になつてしまつた。其聯盟社員は

川口芳之助、丹羽瀧男、川守田武一、安田勝藏、佐藤長五郎、中島忠壽、山田到、岡村金太郎、森本德藏、棚橋林平、森田恭平、荒井庚子郎、內海千壽、小田定暉、森山波三、島田滿佐治

等であつた。

第三章　日本速記協會の結成と其活動

第一節　日本速記協會設立の經緯

大正三年世界大戰勃發以來、日本の物價は年一年唯騰貴騰貴の一路を辿るのみであつて、殆ど其底止する所を知らざるの有樣で、世を擧げて此好況に陶醉せざる者は殆どなかつた。けれども憐にも何等之に向つて施すべきの術を知らず、依然舊態を墨守して變らざるものは唯獨り速記者としての技術に酬ひらるゝ料金のみであつた。速記術が初めて實地に活用された明治十七八年の頃、而かも物價の極めて低廉なる時代に於てすら一時間の報酬は一圓乃至一圓五十錢であつた。それが日清日露の二大戰役を經て漸く二圓から二圓五十錢、それから物價の最も高き絶頂であつた大正七八年ですら漸く三圓の程度に止つて居つた。それも何等斯界に協定があるではなく、速記界は依然として小黨分立、群雄割據、常に嫉視反目、結んでは解け、解けては結び變轉極りなく、何等統一もなければ連絡なく、之に對して何等協調の施すべき術もなかつた、茲に於てか奮然起つて速記界全體に向つて大なる反省と覺醒を促すべく運動を開始した者は實に速記中央聯盟社同人であつた。

該聯盟社は聯盟社の名を以て、大正九年四月初旬、先づ東京在住の速記者誰彼を問はず全體に向つて檄を飛ばして速記料金協定を促した。時なる哉、時なる哉、時は總ての問題解決の鍵を與へる。此速記料金協定の議が端なくも一大動機となつて、多年の因襲、常に妥協性を缺ける同業者を驅つて、遂に同年四月二十一日を期して神樂坂俱樂部に珍らしくも速記者大會なるものを開會せしめ延いて日本速記協會なる全國的の大同團結の基を開くに至らしめた。

此速記者大會に於て斯界の重鎭を以て目さるゝ人々三十有餘名の協議に基き、此會をして單に料金協定のみに止めず之を契機として、多年の懸案たる難問題、速記者全體の鞏固なる一大團結を決行すべしとの議は滿場一致の贊成、後數次會合の結果名を日本速記協會と命名し、五月十七日を期して是が創立總會を開く運びにまで漕付けた。

此創立總會に於ては先づ協會規約を決定し、次いで一般速記料金の協定を行ひ、幹事七名を擧げ、會の圓滿なる進

行を約せしめて、茲に日本速記協會は完全に成立を告げるに至つた。當時之に加入する者百三十七名に達して居つた。

同年七月十一日麹町區大手町大日本私立衛生會に於て最も嚴肅なる發會式を擧げることになつた。來り會する者六十餘名、幹事伊與次郎を司會者として開會の辭に次ぐに諸般の報告を爲さしめ、後加藤憲政會總裁を首め、各名士の祝辭祝電の朗讀、並に數番の演說等あり、續いて日本速記協會第一回總會に移り、協會規約を確認し、一般速記料金の協定を了り、次に府縣會速記報酬增額の件を九名の委員に付託して會を閉ぢ、直に神田多賀羅亭に於て協會成立祝賀會を兼ねて大懇親會を開いた。

第二節　日本速記協會の機構

一　規約制定

大正九年成立の日本速記協會は、先づ其目的と活動の根幹となるべき規約制定を必要とし、五月十七日の創立總會に於て、創立委員の作製せる原案に多少の修正を加へ、滿場一致決定せるものは左の通りである。

日本速記協會規約（大正九年五月十七日創立總會ニ於テ決定）

第一條　本會ハ日本速記協會ト稱シ速記者ヲ以テ組織ス

本會ハ之ヲ東京ニ置ク

第二條　本會ハ會員相互ノ親睦ヲ厚ウシ地位ノ向上共同利益ノ保護增進ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條　前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事項ヲ行フ

技術ノ研究及奬勵
料金ニ關スル協定
業務及人事ノ紹介
雜誌ノ刊行
功績者ノ表彰
其ノ他必要ノ事項

前各條ノ遂行ニ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第四條　本會ニ幹事七名ヲ置キ會務ヲ分擔セシム

幹事ハ總會ニ於テ投票ニ依リ之ヲ選擧シ其ノ任期ヲ一ケ年トス

第五條　本會ハ毎年一回春期ニ總會ヲ開ク

幹事ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ會員三分ノ一以上ノ要求アリタルトキハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

總會ノ順序ハ幹事會ニ於テ之ヲ定ム

第六條　會員十名以上ノ地方ニハ支部ヲ置クコトヲ得

支部ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第七條　會員タラントスル者ハ住所氏名及勤務先ヲ記シ加入金五圓ヲ添ヘ本部ニ申込ムヘシ
入會ノ許否ハ幹事會ニ於テ之ヲ決ス
住所氏名ノ變更アリタルトキハ本部ニ通知スヘシ

第八條　退會セントスルモノハ事由ヲ詳記シ幹事會ノ承認ヲ經ヘシ

第九條　會員ハ會費トシテ一ケ年金參圓ヲ前納スヘシ

第十條　幹事會ニ於テ會員中不德ノ行爲アリ又ハ共同利益ニ背ク者アリト認メタルトキハ特ニ警告ヲ發シ注意ヲ喚起スルコトアルヘシ

第十一條　會員ニシテ本規約及決議ヲ尊重スル意思ナキ者ト認ムルトキハ總會ニ於テ除名處分ヲ行ヒ且新聞紙上ニ廣告スルコトアルヘシ　但除名處分ハ出席會員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

第十二條　本會ノ收支計算ハ每年總會ニ報告シ其ノ承認ヲ求ムルモノトス

附　則

第七條ノ加入金ハ當分之ヲ免除ス

次いで翌十年五月二十四日第二回の總會に於て規約一部改正が問題となり、第三條の項目中に「速記者養成」の一項目を加へ、第七條の「加入金五圓」とあるを削除し、其後へ「會費」の二字を挿入し、第十條として「本會は寄附金ヲ受クルコトヲ得、但寄附者ニシテ用途ヲ指定シタル場合ハ流用ヲ許サス」と云ふ一ヶ條を追加挿入し、前の十條が十一條となつて順次繰下げることになつた。それから附則の「第七條ノ加入金ハ當分之ヲ免除ス」は削除することになつた。

更に會費變更の件が大正十五年七月九日、十五年度定時總會に於て議題となり、幹事に一任せられたる地方在住者會費低下の件は七月十二日第一回幹事會に於て審議の結果「第九條會員ハ會費トシテ在京者ハ一ケ年金參圓、地方在住者ハ一ケ年金一圓ヲ前納スヘシ」と決定した。

更に昭和五年十月二十八日臨時總會に於て、第五條に「本會ハ每年一回春期ニ總會ヲ開ク」とあるを春期を秋期と改めた。さうして此時に支部規定が制定せられた。

日本速記協會支部規定　（昭和五年十月廿八日臨時總會ニ於テ制定）

第一條　會員十名以上ヲ以テ支部ヲ設置セントスルトキハ先ツ規約ヲ定メ代表者ヨリ會員名簿ニ規約ヲ添ヘ本部ニ申出ツヘシ
支部設置ノ認否ハ幹事會ニ於テ之ヲ決ス

第二條　支部ハ支部會員ノ互選ニ依リ幹事二名以上ヲ置クヘシ
支部幹事ハ本部ニ對シ左ノ義務ヲ有ス
一、支部ノ事業ヲ隨時本部ニ報告スルコト
二、本部ニ對スル支部會員ノ會費ヲ取纏メ納入スルコト
三、支部會員ノ氏名住所勤務先變更ノ場合速ニ本部ニ報告スルコト

第　三　條　支部幹事第二條第二項ノ義務ヲ履行セサルトキハ支部設置ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

二　幹事制

日本速記協會の目的遂行の中軸となつて活動すべき義務を負擔する者は幹事である、幹事は規約第四條に於て

本會ニ幹事七名ヲ置キ會務ヲ分擔セシム

幹事ハ總會ニ於テ投票ニ依リ之ヲ選擧シ其任期ヲ一ケ年トス

と制定せられ、別に總裁とか會長、副會長の如き者を置かず、幹事七名の合議制と決定した。而して其內規として、幹事は大體貴族院側より三名、衆議院側より三名、院外より一名の割で選擧することになつて今日に至つて居る。

第一回當選者（大正九年五月十七日）

大河內發五郎、佃與次郎、松崎平策、林茂淳、佐藤長五郎、丹羽瀧勇、鈴木庄平

第二回當選者（大正十年五月二十四日）

大河內發五郎、川守田武一、中島忠壽、喜多川孝太郎、森上富夫、佃與次郎、安田勝藏

第三回當選者（大正十一年六月十五日）

山田到、水野爲三郎、松村鏞造、岡村金太郎、森田恭平、佃與次郎、大河內發五郎

第四回當選者（大正十二年六月九日）

大河內發五郎、野田正道、森田章三、佃與次郎、八田武治、荒浪市平、荒井庚子郎

第五回當選者（大正十三年九月九日）

野田正道、佃與次郎、大河內發五郎、大館安雄、川守田武一、森田章三、森山波三

第六回當選者（大正十四年六月三十日）

萩原米次郎、佃與次郎、內海千壽、山田到、大河內發五郎、森田章三、野田正道

第七回當選者（大正十五年七月九日）

大河內發五郎、小田定暉、佃與次郎、服部弘、中島忠壽、安田勝藏、石川隆一

第八回當選者（昭和六年七月十七日）

入內島修一、菅野市吉、北村贊平、大河內發五郎、鬼塚明治、安田勝藏、佃與次郎

第九回當選者（昭和三年四月二十三日）

蓬田武、野田正道、佃與次郎、中根治彥、山田到、中島忠壽、下鳥三郎

第十回當選者（昭和四年六月二十一日）

佃與次郎、安田勝藏、萩原彰、森田恭平、三角治助、長谷川一雄、淺川隼

第十一回當選者（昭和五年六月二十一日）

安田勝藏、佃與次郎、三角治助、淺川隼、萩原彰、森田恭平、長谷川一雄

昭和五年十月二十八日、臨時總會に於て、規約第五條の「本會ハ毎年一回春期ニ總會ヲ開ク」とあるを秋季に速記發表記念會を兼ねて開催のことに決議せられ、幹事は其儘六年秋季總會まで繼續することゝなつた。

第十二回當選者（昭和六年十月二十八日速記發表記念會當日の總會）
安田勝藏、三角治助、森田恭平、長谷川一雄、淺川隼、萩原彰、松崎平策
第十三回當選者（昭和七年十月二十八日）
安田勝藏、吉岡助次郎、森田恭平、淺川隼、西來路秀雄、萩谷哲夫、友野勝雄
第十四回當選者（昭和八年十月二十八日）
安田勝藏、淺川隼、森田恭平、三角治助、友野勝雄、菅野市吉、堀口六太郎

第三節　日本速記協會の活動

一　速記料金の協定

日本速記協會創立の動機は全く此速記料金協定にあつたことは既述の如くである。大正九年四月二十一日速記聯盟社主催の下に神樂坂倶樂部に速記料金協定の速記者大會を催ふして東京の主なる速記者に參集を求めた。會する者三十餘名であつたが、林茂淳を座長に推し、主催側代表として丹羽瀧男が、速記料金協定の必要なる所以を說明して賛同を求めることになつた。所が中央速記會の幹事大河內發五郎より、料金協定固より賛成なるも、斯の如き問題は先づ斯界の共同利益を計る機關たる全國的の速記協會の如きものを設立をして後議するを順序だと云ふやうなことを述べた。此速記協會設立は斯界の輿論となつて居つた際であつたから賛成者が大分あつた。之に對して主催者たる聯盟社同人は、佐藤長五郎をして協會設立の事たる固より双手を擧げて賛成する所なるも、事頗る重大な問題なるが故に今咄嗟の場合之を決定することは出來ない、故に協會設立を條件として先づ料金の協定をせられたしと力說せしめた。衆議忽ち一決して委員九名を置き料金協定案と同時に協會規約の作製をせしむることになつた。

委員は右兩案を作製して同月二十九日第二回の集會を催し、林茂淳を座長に推して後委員會の經過報告があつた。先づ料金に付ては

刻下に於ける速記料金は普通演說速記に付き一時間に對し金拾圓を標準と爲すを適當なりと認む、現に其以下の料金にて特約したるものは漸次其率を高むべきものと決議す

との報告があつたが、甲論乙駁愼重なる審議を盡して結局

刻下に於ける速記料金は普通演說速記に付き一時間に對し金八圓以上とす。
（內規）現に其以下の料金にて特約したるものは大正十年五月まで之を認む。

と云ふことに修正可決せられた。さうして直に之を實行に移すべく諸方面に右の決議書が配付せられたものであつた。

二　府縣會速記報酬增額決議

日本速記者大會第二回に於て協會規約の制定を見、次いで投票に依つて幹事七名を擧げ、名も日本速記協會と命名し、同年七月十一日發會式並に第一回の總會が開かれた。此第一回總會に於て聯盟社を代表して川守田武一から建議

案が出た。それは

目下各府縣會に於ける速記者の報酬には非常の差違あり、之を調査して其低きは之を高めて其率をも高めたし、仍つて委員を擧げて之が調査をせられんことを望む。

と云ふのであつた。二三質問應答の末滿場一致贊成の下に九名の委員が擧げられ、委員は直に案の作製に從事し、九月二日協會幹事と協議の上左の如く決議して、九月七日之を各府縣廳並に府縣會議長、參事會、內務部長、地方課長等に宛て左の決議文を印刷發送した。

一、通常各府縣會一會期速記者二人以上にて擔當するを以て原則とす
一、報酬額速記者一人に對し金六百圓以上
一、臨時會の報酬は通常府縣會の四分の一とす
一、往復旅費は別に支給を受くること

右は目下の情況に照し適當と信じ之が實行を期すること、相成候間此段豫め御了解を得置度願上候　敬具

大正九年九月　日

日本速記協會

さうして各府縣會の速記擔當者に向つても協會員たると否とを問はず、右の通牒は目下の情況に照して最も適當なりと認め之を協定したのであるから、各自は適宜右の決議に副ふやうに直接縣の當事者に交涉あられたしとの旨を通知に及んで、是が爲に非年ならずして各府縣會共に此協定に從ふやうになつた。

三　雜誌發行

日本速記協會の活動の最も中軸を爲すものは機關誌である。協會が成立するや規約第三條によりて幹事は協議の結果直に「日本速記協會雜誌」を發刊することゝなり、大正九年九月十五日を以て第一號を發刊して、大正十一年十二月に第八號として追悼記念號を發刊し、其後偶〻刊行上の手續に頓挫を來たし、休刊の已むなきに至り、時の幹事は是が再興に著手中、不幸にも彼の關東の大震火災に遭遇したので又々續いて休刊の已むなきに至つたのであつた。それより約一ヶ年を經て大正十三年八月二十五日に至つて、誌名も「日本之速記」と改め、共同利益の增進に對しては其手を緩めざるは勿論尙技術の研究に向つて一新生面を拓開して是が成果の豐熟ならんことを念願すと宣言して其第一號を發刊することゝなり、昭和五年六月二十日に府縣會速記號として第十三號を發刊したが、時の幹事は、從來は漸く年二回乃至三回の發行で、大抵忘れられた頃發行されるので、會員と雜誌との親しみも薄く、眞に機關誌としての使命を全うし得ない憾があるとして、幹事合議の上之を月刊とすることゝし、名も「日本の速記」と改めて昭和五年八月一日に月刊第一號として四六倍判十四頁前後のものを刊行し、爾來引續き今日に至つて居るのである。昭和七年七月發行の分よりは月刊何號と言はずして、日本速記協會創立何年と能く分かるやうにとの意味で第十三年第七號と改めることになつた。會の機關誌であるから會の活動狀況は固より速記界の動向、其他有益なる記事は常に滿載せられて居るが、速記研究の資料に乏しいことは遺憾である。

四　速記術發表四十週年記念事業

(1)　速記術功勞者表彰

大正十年十月二十八日の日本速記術發表記念日を期し、午後一時より神田多賀羅亭に於て本會の臨時總會を開き、明大正十一年は速記術發表の年より滿四十年に相當するの故を以て第四十週年を記念すると同時に規約第三條第七項に依り功績者の表彰を行ふべしとの問題が附議せられたが、人選の點に就き種々の論議續出、遂に詮衡委員に付託し、詮衡の結果は、田鎖綱紀、若林玵藏、林茂淳、伊與次郎の四氏を先づ第一回として表彰する事に決したる旨報告あり總會は滿場一致之を可決し、追て表彰式を行ひ記念品を贈呈することを議決したり。

大正十一年二月十一日の紀元節を卜し、貴族院内談話室に於て日本速記術功勞者表彰式は莊重嚴肅に行はれたり。明治天皇御椅子を安置せる前面に式場を作り、來賓として關直彥、田中館博士、河井貴族院書記官長及小林同院速記課長列席。定刻一時半開會、川守田幹事より協會の決議を以て表彰式を擧ぐるに至りたる經過顚末を詳細に述べ、且來賓貴臨の挨拶と會場貸與の謝辭を陳し、安田幹事は表彰文を朗讀し、中島幹事は目錄を贈呈せり。次で丹羽瀧男の被表彰者の功績に就ての演說があつた。

之に對して田鎖綱紀は起て一場の謝辭を述べ、次で關直彥は燕尾服の盛裝にて登壇、表彰式の盛典を賀し、尙ほ謹嚴なる語調を以て人を魅する底の修辭と趣味橫溢せる演說を試み、一同に深き印象を與へ、次いで田中館博士は圓轉滑脫の快辯を揮つて、本日の祝辭と併せて吾人の傾聽すべき幾多の重要なる「ヒント」を與へられた。終りに河井書記官長の挨拶ありて川守田幹事更に謝辭を述べ閉會を宣せしは午後四時であつたが、一同別室にて茶菓の饗應あり、續いて四谷荒木町岡田に移りて懇親會を開いた。

席上關代議士のなした演說を次に揭げることにする。

今日は我が國の最も尊重すべき佳節に當りまして、此貴族院の談話室に於て速記の創始者並に功勞者、田鎖先生を始め若林、林、伊の三君の表彰式を行はれまして、誠に目出度いことである。私も其席末に列るの光榮を得まして滿足限りないのであります。往時を追懷致しますると殆ど感慨無量であります。私が嘗て若い時分明治二十年であつたかと思ひますが、外國に漫遊を致して、丁度倫敦に居りました節に倫敦に於て歐米各國の速記者の大會が催されたことがありました。そこで我が公使館より何人か日本からも一人出して其會に加はらせたいと云ふことの相談がありました所が、御承知の如く當時はまだ日本の速記術は餘り進步致して居らない、漸く田鎖君が斯術を創始されて、僅の人々に之を敎授されて居つた位で、其實際の應用に付ても未だそれ程に發達して居なかつた時代でありますから、況んや倫敦に來合せて居る人で、而も速記を知つて居る人は一人もない。併ながら何人か出さぬとどうも日本の體面上甚だ不都合であると云ふので、幸ひお前は新聞記者であるから速記を知つて居るやうな顏をして出て呉れないかと云ふ相談があつた、そこで私も若い時分であるから、大膽不敵で、喜んで出て見ませうと云ふので、どう書いて宜いものやら速記の「そ」の字も少しも知りませぬけれども、實は速記者と云ふやうな顏をして其會議の席に臨んだことがあります。さうして各國の先生達が種々な演說をする、それを聽く、全く知らないのであるから悉く初耳でありました、所が其會が終りまして倫敦の市長が、市長官舍で宴會を催したのである。其席で

各國代表者の演說を求められた。さうすると佛蘭西の書記官長の何とか言ふ人、獨逸の速記の大家の何とか云ふ人亞米利加の偉い人、各國からして四人と云ふので、日本をも加へられた。それでどうしても私が演說をしなければならぬ順番に當つたのであります。所で何も知らぬからと默つてはどうも我が同胞の名折にもなると考へて、其所で大に吹いたのである。我國に於ても速記術は既に數年前から行はれ、今日は盛に用ゐられて居る、帝國議會と言ひたかつたのでありますけれども、明治二十年でありますから帝國議會はまだ出來てないが、地方の會議と云ふものは各府縣にあり、其他學術の講演なり、演說なり、總てのものは皆速記に依つて報道されて居る。殊に新聞社に於ては、私は新聞の社員であるが、私の新聞社などにも有名なる速記者があつて、新聞の事業に速記を以て從事して居ると云ふことを大膽に申しましたが、大に喝采を得た。實は懸値であつたのであります。衷心甚だ恐縮を致したけれども、まあさうでも言ふて置かぬと、如何にも日本の實狀を話すと恥しくつて堪らぬ。丁度其時分は明治二十年で、三十六年前、田鎖君が此術を創始されてから三四年後の頃でありますから、敎へられた方も甚だ小數であつたのであります。

それから私は熱々速記を奬勵しなければならぬ、近き將來に於ては帝國議會も開かれることであるから、勿論之には速記を用ゐなければならぬ、郡縣會の如きは先づ姑く措くとしても、帝國議會に於てはどうしても用ゐなければならず、又各方面の言論の仕事の爲にはどうしても速記術を奬勵しなければならぬと云ふ感じを抱いたのは其時であります。それから歸りますと早速日日新聞へ招聘したのはたしか佃先生であつたかと思ふ、其時分には佃君はまだ若い非常に美男子で居られた、速記者として、まあ御上手でありましたけれどもまだホヤ〳〵であつた、それから應用して見ると佃君はなか〳〵能く出來たが、其他にもう一人御頼みした方がありましたが、其人なんどはまだ熟練して居なくて、話がトンチンカンのことが書れて居つたやうに思ふ。兎に角、初めはさう云ふ風であつたが、我が速記術も其後非常な進歩をして今日速記術の進歩は實に著しいのであります。今日は世界へ出ましても、決して私が嘗て法螺を吹いたやうなことでなく、實際を言ふても餘りさう彼方の速記術と徑庭はなからうと思ふまでに進歩いたしましたのは、全く諸先生並に諸君の御力であるのであります。而して帝國議會の議事を始め其他各方面の議事、講演、談話、必要なるものが悉く速記に依つて一字一句漏さず傳へられて居ると云ふことは文化の向上發展の上には最も著しき功勞であると賞讃せざるを得ぬのであります。而して文化の發展の上に速記の缺くべからざることは恰も實業界に於ける簿記と同じであると思ふ。銀行、會社、商店且又政府の各省、各課總ての方面に於て簿記と云ふものがなかつた日には、一日も商賣なり、經濟上の機關は少しも動かぬと同じことで、速記と云ふものがなかつたならば、文化の進展の爲には一日も動かぬと申して過言でないと思ふ、それ位今日は社會に於て簿記と相竝び立つて少しも劣らない、殊に其從事する所の仕事は最も高尙なる仕事である。是が今日斯樣に發達して、今日の如く諸先生を表彰するまでに至りましたことは誠に國家の爲に喜ばしきことであると私は信じて疑はぬのであります。

然るに諸君に對して國家が報ゆる所は甚だ薄いと云ふことは殘念であります。承れば田鎖先生には藍綬褒章及び年金を以て國家が報ひて居るさうでありまするが、今誰方かの御話の如く、年金の如きも甚だ少ない、之を十倍にしても足らぬと私は思ふ、是位の功勞者には國家がもつと厚く報ひなければならぬと思ふ。從つて今日此業に從事

して居る諸君に向つても其年功なり、或は其實際の功勞なりに對しては國家が十分に報ひて然るべきことであらうと思ふ。併ながら遺憾なのは此術、此仕事は簿記と同じで誠に地味な仕事である、三百六十五日、重要なる此仕事に從事して居つても其仕事が映えない。實際の功勞は國家に對して多いにも拘らず、表面に於て映えない仕事であるから、誠に損な事であると思ふ。

さう云ふ譯で地味な仕事に從事されて居る方は損な地位にあるが、是は地位を追々に改良して行かなくちやならぬと思ふ、其他電報電信技師の如く、或は航海に從事して居る海員の如く、板子一枚下は地獄である。それに年百年中乘つて居つて、さうして交通の便を圖つて居る、社會各般の仕事を段々調べて見ますと其仕事の上に損得があるのであります。而して其地味な仕事に從事して居る人の結果に依つて社會の產業も立ち、商賣も出來、國家の進歩、文化の進展と云ふことが出來て行くのであります。故に是等に向つては社會も之に向つて多く報ひなければならず、國家も亦多く是等の方面に向つて報ひなければならぬのが至當である。而して其職業の上に於ては稍〻損得がありますけれども、是は其人の能力と其人の趣味に依つて其職業に偶然と申して宜いか、進んでと申して宜いか好んでと申して宜いか、其職業に從事したのは是は顧ると云ふと天の使命であると思ふ。例へば速記術を志して此ことで以てやつて見ようと思つたのが自分の始めであるけれども、是は天からしてインスパイヤーされた此人に此職を與へると云ふ天の使命ぢやないか知らぬ。一定の職業に從事した以上は其職業に向つて忠實に盡すと云ふことが是が天に對して報ずべき道であると考へる。故に此道に從事されて居る諸君は將來決して側目もふらずどうか長い間、二十五年と言はず三十年と言はず體力の續く限りは飽までも進んで國家の爲に其使命を全うして頂きたい。

私は偏に希望するのであります（中略）私も殆ど三十五六年前から知らないながらも此道のことを知り、此道の有益なことを知つて、どうかして此道を益々發展せしめやうと云ふ念慮だけは引を取らぬ積りであります、今日は餘り嬉しうございまして喋り過ぎましたが甚だ失禮致しました。（拍手）。

(2)　物故速記者追悼會

日本の速記術は年と共に益々其進歩發達を遂けて來た、是れ偏に協會より表彰せられし人々、其他幾多先輩の努力の累積結晶に外ならぬが、其中には不幸中途にして幾多の功績を遺し、又將來の希望を抱いて死去せし人々の功績も亦與つて力のあつたことは言ふまでもない。時は大正十年日本速記協會臨時總會の席上に於て、明年は速記發表四十週年に該當するを以て十月二十八日の記念日を卜して、是等幾多の死亡者の爲に追悼會を催して、其靈を慰めては如何との議が起り、特に追悼會幹事十二名を擧げて是が調査と其準備を委託し、結局大正十一年十月二十八日を以て左の五十三氏の靈を追悼することになつた。

貴族院側

秋田莊次郎、袋野環、小相英太郎、平野勝已、新井勝彌、倉守孝、藤本勝太郎、山田武八郎、今村長政、棚橋林平
小菅熊之助、月江雋英

衆議院側

房前達、元定則、松川福三郎、松原司馬、大川發、林龍雄、市村淳士、齋藤增吉、臼井喜代松、戸所安次郎、吉木

竹次郎、大富丹治、酒井昇造、中根龍四郎

民間一般側

友野莊次郎、赤井澄、佐方玉子、藤田直助、岩崎長治、市川半次郎、田中壯三、小笠原均、吉田元、青山淺治郎、石原明倫、佐藤斌、佐藤成夫、丸山平次郎、橋本勇三、倉守マス子、石川由郎、赤坂金藏、下鳥義夫、小林和吉、澤木友喜、鹽川龍吉、若林一郎、河野眞吾、片岡周市、渡島秀夫、竹田榮次郎

式場は築地の本願寺で當日は午後三時から式を擧けることになつて居つた。午後二時には早くも遺族岩村長治の母堂富貴子刀自を先頭に各遺族二十有餘名を初め各會員來賓等陸續として參會、軈て午後三時寺僧の打ち鳴らす行事鐘に遺族、來賓、會員の順序を以て入場着席。金色燦爛たる大本堂の中央正面には馥郁たる香煙の裡に「故速記者靈位」と記せる大位牌が飾られてあつた。軈て馥郁たる香煙の裡に嘹喨たる樂の音は參會者をして、そゞろに襟を正さしむるに十分であつた。導師たる麻生本願寺法主は出座し、南無阿彌陀佛の聲は靜かに四方に起つた、中央の座に着きし導師の朗々として誦する經、衆僧之に和し、或は高く或は低く、或は急に、或は緩に、綿々肅々として盡きず、其讀經の功德に紫雲たなびき蓮華降る中、故人は安らかに眠るもの、如くに思はれた。

斯くて讀經終るや導師の燒香あり、日本速記協會を代表せる幹事伊與次郎は佛前に進み左の追悼の辭を朗讀す。

追悼の辭

大正十一年十月二十八日日本速記術滿四十年記念ノ日ヲトシ玆ニ故友同業各位ノ靈ヲ弔フ

回顧スレバ我ガ速記術ノ創業時代ニ於テ各位ガ斯術ノ普及宣傳ニ努力セラレ或ハ奬勵研究ニ銳意セラレ時ニ先輩ヲ輔ケ後進ヲ導キ以テ今日ノ進歩發達ヲ見ルニ至リタルノ功績ヤ實ニ偉ニシテ且ツ大ナリト謂フヘシ惜ムクハ天之ニ齡ヲ藉サス不幸ニシテ早ク玉摧セラレタリ速記界ノ損失ソレ若干ソヤ、我等同根同志ノ者常ニ舊情ヲ回想スルトキ切々トシテ身ニ迫ルモノアリ、然リト雖モ今此奠ヲ擧ルニ方ツテヤ四方ノ同情翕然トシテ集リ閣下貴紳及同志ノ來賓ヲ忝ウシ而モ遺族ノ面前ニ於テ具サニ舊情ヲ偲フコトヲ得タルハ恰モ幽明相接スルノ感無クンハアラス、尚クハ英靈我等同人ノ微衷ヲ鑒ケテ長ヘニ安セラレヨ聊カ蕪言ヲ陳ネテ追悼ノ辭トス

速記者追悼會

次で加藤內閣總理大臣の追悼の辭（薦野貴族院速記士代讀）　貴族院議長德川公爵の弔詞（小林貴族院速記課長代讀）　衆議院議長の悼詞（原田衆議院速記課長代讀）　あり、次で日本速記術創始者田鎖綱紀先生の令息一氏の追悼の辭があり、次で又日本電報通信社長、大阪每日新聞、東京日日新聞社長、國民新聞社長、報知新聞社長等の弔辭、其他地方よりの弔電朗讀あり、右畢るや協會幹事川守田武一、主催者側を代表して燒香、次で各遺族、來賓、會員等の燒香を以て當日の追悼會は莊嚴の裡に終りを告げた。時に午後四時三十分、少憩の後、各遺族を初め來賓、會員一同に茶菓を呈し、續いて本堂の前で記念の撮影を爲して散會した。

五　議會速記者待遇改善の運動

大正十年五月二十四日、日本速記協會春期總會に於て川守田武一より左の建議案が提出せられた。

帝國議會速記者の技術を進歩せしむべく待遇改善の途を講ぜられんことを貴衆兩院及當局者に建議する調査委員設

置の件

提出者川守田の説明に次いで二三質疑應答あり、結局座長指名の委員友野茂三郎外十名に付託した。委員會は第一回を六月七日午後七時神田仲猿樂町速記中央聯盟社に於て開會、爾來會を重ぬること五回、七月十三日の委員會に於て更に林、森田、川守田の三名を小委員に選定、原案を作製せしめ、九月二十七日及十月四日の二日に亘り、小委員の成案を原案として委員總會を開き愼重審議の結果多數を以て左の通り決議を了して幹事會に報告があつた。

報告書

本年五月二十四日、日本速記協會ニ於テ帝國議會速記者ノ技術ヲ進歩セシムベク待遇改善ノ途ヲ講ゼラルコトヲ貴衆兩院當局者ニ建議スル調査委員ヲ設ケラレ、小年等十一名其ノ任ヲ受ケ審議ノ結果別紙建議案ヲ起草セリ

右謹デ報告ス

大正十年十月四日

委員　石川隆一、林茂淳、萩谷哲夫、丹羽瀧男、友野茂三郎、川岸田武一、竹村三郎、山田到、荒浪市平、水野爲三郎、森田章三（いろは順）

日本速記協會幹事　御中

帝國議會速記者ノ待遇ニ關スル建議案

帝國速記者二百餘名ノ團體タル日本速記協會ハ帝國議會貴衆兩院速記者ノ待遇ニ關シ審議ノ末左ノ兩案ヲ具シ其ノ孰レカノ一案ヲ採用セラムコトヲ懇願スルニ決シタリ

第一案　現行ノ速記士及速記技手ヲ貴衆兩院官制ノ中ヨリ除カレタキコト

第二案　現行ノ貴衆兩院官制ノ中ニ改正ヲ加ヘラレ速記士及速記技手ノ數ヲ增サレタキコト

兩案其ノ根柢ニ於テ差異アルモ期スル所ハ兩院速記者ノ待遇ヲ改善セラレ併セテ兩院議事速記錄ヲ完全ナラシメムコトヲ希フニ在リ

抑ゝ速記者ノ職務タル文官技術者ト其ノ性質ヲ異ニシ心身ヲ勞スルノ甚シキコト及ビ其ノ職務ヲ完全ニ執行シ得ルノ齡期、他ノ業務ヲ執レル者ニ比シテ短キコト他ニ類ヲ見ズ、然ルニ現行ノ兩院官制ヲ以テシテハ費途少クシテ速記者ヲ優遇スル能ハズ、爲ニ技術優秀ナル者漸次其ノ數ヲ減ジ又現ニ兩院ノ速記ニ從事セル者他日心身衰耗シテ職務ヲ執ル能ハザルニ至リ、若クハ死亡セシ曉ニハ後繼者減少シ、十數年ノ後或ハ兩院議事速記錄ノ休刊ヲ見ルニ至ラサルヤヲ惧ル、故ニ之ヲ豫防セムガ爲メ、第一案ノ如ク現行官制中ヨリ速記士及速記技手ヲ除キテ特別採用ノ制度ヲ執ラル、カ、第二案ノ如ク現行官制中ニ改正ヲ加ヘ速記技手ノ數ヲ增シ進級ノ途ヲ啓キ俸給ノ費途ヲ十分ナラシムルノ方法ヲ講ゼラレ、其待遇ヲ厚クシ以テ就業者ノ減少ヲ濟フノ策ヲ講ゼザルベカラズ。

且ツ現行ノ制度タル人員ト事務トノ權衡ヲ失スルコト甚シキガ爲メ兩院共ニ委員會ノ議事ヲ同時ニ數箇所ニ於テ開會セラル、トキハ其ノ速記ヲ爲スニ勢ヒ一人從事制ヲ採ラザルヲ得ズ、爲ニ速記者ノ心身ヲ疲勞セシメ、隨ツテ速記錄モ完全ヲ缺キ、其ノ整頓亦敏速ヲ缺クノミナラズ、一朝速記者ノ人繰ヲ爲シ能ハザル場合ニ行詰マルトキハ速記機關ノ運轉ヲ失シ、爲ニ或ハ姑息ナル筆記ヲ以テ速記ニ代フルカ、或ハ委員會開會ノ日時ヲ延期變更スル等ノ窮策ニ出デザルヲ得ズ、世界ノ第一等國タル帝國ノ議政府トシテ速記者ノ人員ヲ節スルガ爲メ斯ル窮策ヲ執ラル

ヽハ實ニ遺憾ニ堪ヘズトス、茲ニ於テカ速記者ノ數ヲ增シテ二人從事制ヲ採ルコトヽセラレ、十二箇所以內ニ於テ同時ニ開會セラルヽモ圓滑ニ之ヲ速記シ得ルコトニ改メラレムコトヲ希望スルニ在リ

斯ノ如クセバ議會ノ速記事務モ現時ニ比シ敏速ナルヲ得ベク、速記能率モ增進シ得ベク議會ノ重要記錄タル議事速記錄モ完全ニ調製シ得ベク、速記者ノ待遇モ幾分カ改善シ得ベク、速記ノ技術モ進步シ得ベク、優技者翕然トシテ議會ニ集マルニ至ラム、冀クハ兩案中其ノ孰レヲカ採擇實行セラレ帝國議政府ノ爲ニ其ノ美ヲ濟サシメラレムコトヲ

右日本速記協會ノ決議ニ依リ謹ミテ建議ス

大正十年　月　日

日本速記協會幹事　七名連署

貴族院書記官長何某殿

衆議院書記官長何某殿

御中　各通

第一案　現行ノ速記士及速記技手ヲ貴衆兩院官制ノ中ヨリ除カレタキコト

現行貴衆兩院官制中、速記士及速記技手ヲ廢セラレ左記ノ要項ニ依リ特別採用ノ制度ヲ執ラレタキコト

一　速記者ノ數ヲ各院百人トセラレタキコト

二　速記者ノ給料ヲ一人平均年額三千圓トセラレタキコト

三　速記者中ヨリ委員九名ヲ互選セラレ任期ヲ一年トセラレタキコト

四　委員ハ速記錄校閱ノ任ニ當リ速記者ニ關スル一般ノ事項ニ關シ書記官長ノ諮詢ニ答ヘ又ハ建議ヲ爲シ得ルコト

五　速記者ノ給料額ハ委員ニ於テ適當ノ案ヲ協定シ書記官長之ヲ執行セラレタキコト

六　速記者ノ養成ハ現ニ貴衆兩院ニ於テ實行セラルヽモ其ノ方法完備セリト言フヲ得ズ、故ニ之ヲ改善セラレ尙ホ日本速記協會ニ幾分ノ補助ヲ與ヘラレ完全ナル養成機關ヲ設ケテ優良ナル速記者輩出ノ方法ヲ講ゼラレタキコト

七　新ニ速記者ヲ採用セラルヽ場合ニハ總テ試驗ノ方法ヲ取ラレ委員ニ於テ其ノ方法ヲ協定シ得ルコトヽセラレタキコト

八　速記者ノ互助機關ヲ設ケ委員ヲシテ其ノ事務ヲ掌理セシメラレタキコト

第二案　現行ノ貴衆兩院官制ノ中ニ改正ヲ加ヘラレ速記士及速記技手ノ數ヲ增サレタキコト

現行貴衆兩院官制中、速記士ノ數ヲ各院十人ニ、速記技手ノ數ヲ各院百人ニ改メラレタキコト

右ニ付キ附隨ノ要項ヲ左ニ略陳ス

一　速記課長ハ速記士中ヨリモ任シ得ルノ途ヲ開カレタキコト

二　速記錄ノ校閱ハ速記士ヲシテ其ノ任ニ當ラシメラレタキコト

三　技術優秀職務勵精ノ者ヲ拔擢スルノ途ヲ開カレタキコト

四　速記者養成ノコト速記者採用ノコトハ第一案第六項第七項ニ略陳セシ方法ヲ準用セラレタキコト

大正十年十月二十八日の日本速記術發表記念日を期し神田多賀羅亭に於て臨時總會を開き先づ功績者表彰の件を決議し、次いで議院速記者待遇改善問題を附議したが、記念會の時間切迫の爲め、唯委員會の報告のみに止め更に日を期して總會を開き審議することゝなつた。

越えて大正十一年一月二十三日牛込神樂坂倶樂部に於て第二回臨時總會を開き曩に延期されたりし議院速記者待遇改善問題を附議し、種々協議討論の結果、左の通り決議をなせり。

議會速記者待遇ニ關スル決議

貴衆兩院速記者特別俸給ノ規定ヲ設ケラレ平均年額ヲ金參千圓トシ其支給ノ方法ハ技術ノ奬勵及年功ヲ加味セラレタキコト

右は委員十一名を選擧して兩院に請願し、且つ兩院事務局並に兩院議員に陳情することゝなつた。

折しも偶〻政友會の木下成太郎、志賀和多利の兩氏より多數の贊成者を以て速記者養成及待遇向上に關する建議案なるものが衆議院に提出された、それは三月六日のことであつた。茲に頓に活氣を呈した衆議院速記者は、大河內、尾張、喜多川の三名を特別委員として、政友會を初め各政黨並に當局に對し、速記課の現狀並に將來に就て陳情し、滿足なる結果を得べく奔走することゝなつた。三委員は其の奮闘を誓つた、さうして建議案提出者の一人たる志賀和多利に面會した。其時は速記課主任の友野も同行した、委員は交々陳情した、志賀は前首相原敬が、田鎖の年金を增

額すること、議會速記者の待遇を向上せねばならぬといふことは常に口にして居られた、其故人の意思を繼承して今回建議案となつて現れたので、十分に努力するといふことであつたので、委員も滿足して別れた。それから國民黨に西村丹治郎を訪ふて陳情した、同氏も斯の如き問題は一黨一派の問題でない、宜しく全院一致の提案とすべき問題である、十分の努力をすべしといふことであつた。憲政會を訪ねた、箕浦勝人、本田恒之、賴母木桂吉、小泉又次郎の諸氏に面會した、四氏も頗る同情を表されて、其成功に努力すると云はれた。高木正年の如き、速記者側より希望の提出あらば演壇にて叫ぶべしとまで言はれた。

折しも衆議院では本會は日々開會せられ委員會は每日十三四より十五六を開會するといふ近來稀に見る忙がしさ、速記者の疲勞は其の極に達した、此疲勞も速記者さへ多くあれば救はれるのだ、けれど速記者を求めることが出來ぬそれは議會の手當が薄いからである、斯の如き狀態は年々のことであるに、何故之を救ふ策を執らざるか、速記者は機械にあらず生ける人間である、鐵の機械でさへ日々使へば磨滅するといふ不平は隨所に起る。一方折角の建議案も何日上程するやら分らぬ怪しき雲行となり、速記者の多忙疲勞は日を次で烈しくなつた、故意か、偶然か三月十七日といふに、四十名の速記者中三十三名は所勞と稱して缺勤をした、出勤する者僅に七名、而も當日は十六ヶ所の委員會は開かれるのである。當局、議員の狼狽一方ならず、僅か二三の委員會を開いたのみで後は全部お流れとなつた。

各新聞は「衆議院速記者の同盟罷業」と題して大々的に報道する、貴族院速記者は萬一此同盟にして繼續するに於ては吾々も之に呼應して同盟休勤すべしとの申合せをしたから、當局の狼狽其の極に達し、漸く寺田翰長の召集狀に依て其の翌日は全部の出勤を見た。

寺田翰長曰く「諸君の待遇に就て目下考慮し居れり、建議案の提出もあり旁々滿足なる結果を見るやう努力する考なり、會期切迫の際諸君の勉勵を望む」茲に於て喜多川委員は、昨日の缺勤は同盟罷業にあらず全くの疲勞の結果と見るが穩當である。吾々の要求は些かの報酬增額にあらず、大所高所より見て、速記課の現狀を救ふにあり、と述べ大河內委員は「斯の如き狀態を見るは悲しむべきことなるも、事茲に到ることは數年前より明かなることなるを以て多年改革、向上を叫び來りしにも拘らず其の實現を見ず、是れ偏に當局の不熱心不誠意にあり、此の儘にして放任せんか、近く再び悲しむべき事態の起るべきを斷言す、課を愛するの心あらば、今日此際十分の努力ありたし」と力說し、翰長も之を諒として茲に所謂同盟的疲勞問題も一先づ解決を告げることゝなつた。

それかあらぬか、建議案は上程され委員付託となつた、委員は武藤金吉、木下成太郎、志賀和多利、加藤紋右衛門、萩亮、山口義一、荒川五郎、一柳仲次郎、南鼎三の九氏であつた。武藤金吉委員長となつて、委員會は開かれた。木下、志賀の兩氏より提出の理由旁々希望を述べて、政府の意向を尋ねた、又高木正年は委員外として出席して、縷々速記者優遇の必要を述べ、勅任二等たる下院書記官長と同等の位地までも進み得るやうなすべしと力說した、之に對して馬場政府委員（法制局長官）は今直ちに速記者を勅任官にすべしとのことに就ては答辯を避けたいが、速記者優遇に就ては相當研究考慮したいと思ふと答辯した。懇談會に移つて、要するに官制より論ずれば、判任官たる速記者のみ特に優遇することは難いであらうから官制を撤廢して何等か優遇するの方法を執らねばならぬ、政府も其の意向を以て考慮せられたしとの武藤委員長の希望に對して、政府委員も之を諒として委員會は滿場一致之を可決した。さうして最終の日、三月二十五日を以て此の建議案は衆議院を通過したのである。

一方貴族院速記者も之に呼應し委員を擧げて、議員並に當局に陳情した結果、豫算分科會に於て奧平伯の質問に對し神野大藏次官より答辯があつた。其質問應答左の如し。

○伯爵奧平昌恭君　チヨツト簡單ニ此速記士其他ノ增員ニ關スル問題デアリマスガ、政府ニ於テハ速記者ヲ增員スル計畫ハナイノデアリマスカ、第一伺ヒマス、其理由ト致シマスル所ハ近年本會ナリ又各委員會ノ會議時間ガ著シク延長セラレマシテ、速記者ノ員數モ之ニ伴フテ增加セラレナケレバナラヌノデアリマスガ、此委員會ニ速記者ヲ附スコトヲ得ナカツタ爲ニ開會シ得ザリシ場合モ隨分ゴザイマス、現ニ私ガ取引所法案ノ委員長ト致シマシテ該法案ノ特別委員會ノ開會ヲ致シテ居リマシタ際ノ如キ、重要ナル鐵道法案ノ方ニハ速記ガナイノデ半日以上モ開會セラレナカツタ事例ガアルノデアリマス、斯樣ナ實例ガゴザイマシテカラシテ、諸法案ノ審議上ニ於テ政府モ議會モ共ニ是ハ不便ノ點ガ多イト思ハレマス、故ニ斯樣ナコトニ付テノ御計畫ヲ有ツテ御出ニナリマセヌカ、第二ニハ速記者ノ待遇ノ改善ノ御考ヲ有ツテ御出ニナリマセヌカ、承ハル所ニ依リマスト民間ノ速記者ニ對シマシテハ此議會ノ速記者ノ待遇ト云フモノハ極ク薄イト云フコトデアリマス、又他ノ官吏ニ較ベマシテ昇進ノ途モナイ、休職ノ制度ガアルト云フ事由ニ依リマシテ速記者ヲ得ルコトガ困難ナリト聞イテ居リマス、實例ヲ申シマスレバ三十年以上ノ勤續者デアツテモ年收最高ガ千二百圓位ニ過ギナイノデアリマスガ、今少シ待遇ヲ宜シクシテヤツテ戴ク譯ニハ參リマスマイカ、昨今妙ナ噂モボツ〳〵耳ニシタノデアリマスガ、今少シク待遇ヲ宜シクシテ戴ケバ斯樣ナル噂モナクナルダラウト思ヒマス、ソレカラ第三ニハ速記局設置ノ御考ヲ政府ハ有ツテ御出ニナリマセヌカ、現ニ各官省ニ於テ其所管事務ニ關スル各種會議委員會又ハ講習會等ノ爲ニ支拂フ速記料ト云フモノモ隨分多イヤウデアリマス、

又速記者ヲ得ルコトガ出來ナイ爲ニ重要ナル會議ノ完全ナル記錄ヲ作成スルコトガ出來ナイ場合モ多々アラウト思ヒマス、現ニ私モ出テ居リマスル或ル重要ナル會議デ一方ニハ速記者ガアリ、一方ニハナイト云フコトデ速記ナシデ致シテ居ル、斯樣ナ具合デアリマスカラ矢張リ速記ヲ御附ケニナルノガ至當デハナイカト云フコトデ御聽キ申シタコトモゴザイマシタガ、此處ニハ以前カラナイノデアルカラ其儘ニナツテ居ルト云フコトデアリマシタ、其會議ノコトヲコヽニ申シマスノハ憚リマスケレドモ左樣ナ事實モゴザイマス、ソレ故ニ印刷局ノ制ニ則ツテ矢張リ速記局又ハ之ニ類似スル何カ施設ヲ設ケ多數職員ヲソコニ置キマシテ、議會其他ノ要求ニ依ツテ派出スルト云フヤウニシタナラバ大變宜クハナイカ、是ハ豫算其他ニモ關係アルコトデハゴザイマスガ、出來ルナラバ斯樣ナ制度ヲ御考究ヲ願ヒタイト思フノデアリマス。

○政府委員（神野勝之助君）貴衆兩院ニ於テ法律案、請願、建議等ニナリマスモノガ段々殖エテ參ル、從ツテ速記者ノ數ノ增加ノ必要ト云フコトハ大藏省デモ認メテ居リマス、ソレデ御承知ノ通リ年々若干ヅヽ增員ノ要求ガアリマシテ、大藏省ニ於テモ成ルベク其要求ハ容レテ居リマス、十一年度ニ於テモ更ニ臨時速記雇八人ノ增員ヲ致シマシタル外ニ臨時雜務雇ノ人五人ヲ更ニ臨時速記雇ニ直スト云フコトデ是等ノ經費ガ只今御審議ヲ願ツテ居ル、大藏省ノ豫算ニ見積ツテ參リマシタノデ、ソレデ仕事モ增シテ參リマシタカラ、速記者ノ數モ相當ニ增シテ行ク必要ハアルト考ヘマシテ出來ル限リ要求ヲ容レ人數ヲ增シタイト思ツテ居リマス、待遇改善ノコトニ付キマシハ、是モ亦相當考慮ヲ拂ハナケレバナラヌト考ヘテ居リマスガ、外ノ振リ合ヒモアルコトデアリマスカラ、豫算ヲ見積上ニ付テ速記者ダケヲ特ニ普通ノ標準ヨリ區別シテドウスルト云フコトニ付テハ尙ホ十分是ハ考慮ヲ要シナケレバナラナイ、此場合ニ於テ御答ヲ申上ゲ兼ネルト思ヒマスガ、併シ隨分此速記者ノ職務ト云フモノハ多忙デ餘ホド頭ヲ矢張リ使ハンナラヌ仕事デアリマスカラ、相當ニ其勞ニ報ユル方法ハ貴衆兩院ノ事務局ニ於テ相當ニ考慮セラレテ居ルコト、考ヘマスル、大藏省ニ於キマシテモ之ニ對シテ多少ノ考ヲ有ツテ居リマスガ、併シ是ハ大藏省ガ直接ニドウヤツタラ宜カラウト云フ考ヲ玆デ申上ゲル場合デハナカラウト思フノデアリマス、貴衆兩院ノ事務局ニ於テ相當ナ案ヲ考ヘラレテカラ、大藏省ニ相談ガアリマシタ時ニハ、出來ルダケ好意ヲ以テ、之ヲ考慮ヲ致シタイト考ヘテ居リマス、速記局ヲ作ツテ必要ナ方面ニ之ヲ派遣スルト云フヤウナコトニ付キマシハ、是モ亦一ツノ攻究ニ價スル案カトハ考ヘマスルガ、ソレ等ニ付テハ今日ニ於テマダ考ガ熟シテ居リマセヌ次第デアリマス

斯くて兩院當局の作製せる速記者優遇豫算は漸く政府の認容する所となつて、大正十二年度の豫算に現はれることゝなり、さうして又後に十一年度の分も追加豫算となつて提出せられ、共に兩院を通過して、速記協會決議の僅に一部を達成することが出來た。

大正十二年二月八日の衆議院豫算第三分科會に於ける志賀委員の速記者優遇に關する質問、之に對する佐々木政府委員の答辯は最も此間の消息を明にするものなるが故に、其速記錄を摘記して置く。

○志賀委員　私ハ大藏大臣ニ御尋ネシタイコトガアリマス、明年度ノ豫算ニハ速記者優遇ニ關スル經費ガ出テ居ルノデアリマス、之ハ昨年ノ議會ニ於キマシテ衆議院ニ於キマシテ全會一致ヲ以テ優遇スベシト云フ建議案ガ通過サレタ結果デアルト信ズルノデアリマス、第五款第六款ニ於テ、卽チ貴衆兩院ノ經費ニ於テ七萬五千五百圓ト云フモノヲ計上サレテアリマス、當時衆議院ニ建議シマシタ趣旨ハ實ハ昨年度ニ於キマシテモ至急取計ツテ貰ヒタイト云フ

趣意デアツタノデアリマス、然ルニ今年ニ至リマシテ漸ク豫算ニ現ハレマシタ、併ナガラ段々承リマスルト、政府ニ於テモ十分是等ノ點ニ考慮ヲ拂ハレマシテ多大ノ配慮ガアツタヤウニ承知シテ居ルノデアリマス、本年即チ大正十一年度ノ取扱ニ於キマシテ、此速記者ヲ優遇スル―待遇スル、若クハ養成スルト云フ點ニ付テ何等カ考慮ヲ拂ハレテ居ルノデアリマスルカ、其點ヲ伺ヒタイノデアリマス

○佐々木政府委員　大正十一年度ニ於テ速記者優遇ニ關シマスル經費ヲ衆議院並ニ貴族院ニ於テハ追加豫算トシテ要求ヲシタイト云フコトヲ考ヘテ居リマス、併シ今日マデ追加豫算ヲ提出スル時機ニナツテ居リマセヌカラ貴衆兩院トモ追加豫算ニ依ツテ大正十一年度ノ速記者ニ對スル優遇ノ實ヲ擧ゲタイト云フコトヲ考ヘテ居リマス

六　裁判速記進出に關する運動

我が國陪審法の制度は明治四十二年第二十六議會に於て初めて建議案が提出されたが具体化されなかつた。次いで大正八年七月原内閣により臨時法制審議會が設けらるゝや、陪審制制定の可否が審議せられ、立案要綱二十一ヶ條の答申となり、斯くて司法省に於て陪審法調査委員會を設け、右要綱に基き法案を起草し、大正十一年第四十五議會に提出せられたが審議未了に終り、越えて翌大正十二年の四十六議會に於て是が通過を見、遂に法律第五十號となつて陪審法が公布せられ、それより六ヶ年間の準備期間を置いて愈〻昭和三年十月一日より實施せられることになつたものである。

是より先裁判に速記が用ゐられたことは屢〻あつたが、其何れもが皆被告或は辯護人の依頼に應じて速記したものであつて、其速記は唯辯護人の參考に供せられるのみで、公式には餘り大した價値は認められて居なかつた。

刑事訴訟法第六十五條が制定せられてからも依然として同じ程度のものであつた。然るに新民事訴訟法では裁判所が自ら速記を用ひ得ることを定めた（新民訴百四十八條）。刑事訴訟法に於ける速記は謂はゞ私的のものであつて、民事訴訟法に於ては公的のものとなつたが、速記社會から觀ると未だ隔靴搔痒の感が深いものであつた。斯の如き現狀の下に陪審法は愈〻施行されやうとするの年、陪審法と裁判速記に付ては法曹界に於ける論議の的となり、他方には帝都大新聞の記事となつて現はれる等、速記界多年の宿題たる速記の裁判進出の機運は正に醞醸しつゝあつた。日本速記協會たるもの豈默視して可ならんやである。好機逸すべからず幹事會は起つて直に其對策に向つて數次凝議の結果、遂に昭和三年七月五日、日本速記協會臨時總會を牛込神樂坂倶樂部に招集し、會員各自の自奮を喚起すると同時に、今將に施行せられんとする陪審法を契機に裁判速記實現の爲に滿場一致左の決議並建議の案文を議決して大いに氣勢を揚げ、幹事は八方に飛んでそれ〴〵擔當の部署に向つて大車輪の活動を開始した。

決　議

陪審法ノ制度實施ト共ニ從來ノ裁判記錄法ヲ革新シ其一部ニ速記法ヲ採用セラレムコトヲ司法部ニ向ツテ建議シ

右建議ノ達成ヲ決議ス

昭和三年七月五日

日本速記協會

理由書

從來ノ裁判記錄ナルモノハ總テ舊來ノ日本筆記法ニ依ルモノニシテ到底其ノ眞ヲ寫スコト能ハズ而モ我國ノ裁判所ガ今日ニ至ルマデ速記ヲ採用スルニ至ラザリシハ種々ノ理由存シタルコトナルベキモ長ク現在ニ安ンズベキニアラズ近ク陪審法ノ實施ニ際シテハ進ンデ歐米諸國ノ範ニ從ヒ根本的ニ革新ノ途ヲ講ズベキモノナリト信ズ

明治二十三年帝國議會開カルヽノ當時ニ於テハ速記者ノ數モ少ク兩院ノ議事ヲ速記セシムルニハ多大ノ困難アリシニモ拘ラズ當局者ハ斷乎トシテ速記法ノ採用ヲ決シ世人ヲシテ其ノ効果ヲ認メシメタリ今ヤ陪審制度ヲ布カルヽニ方リテモ萬難ヲ排シ司法部ニ於テ速記法ヲ採用セラレ記錄ノ確實ヲ期スルコソ眞ニ陪審制ヲ設ケラレタル本旨ニ合致スルモノナリト信ズ是レ本案ノ達成ヲ期スル所以ナリ

陪審法施行ニ付速記採用方ニ關スル建議

司法大臣原嘉道閣下　熟々惟フニ陪審制度已ニ布カレテ其ノ施行モ今ヤ目睫ノ間ニ迫レルニ拘ラズ速記採用ニ就テハ未ダ何等法令ノ見ルベキモノナキノミナラズ當局ノ御意嚮モ未解決ノ儘ニ茫茫今日ニ及ビ居ルガ如キハ速記ヲ職業トシテ立ツ吾々ニ於テハ衷心甚ダ遺憾トスル所ナリ民刑訴訟法中ニ僅ニ速記者ヲ採用セシムルコトヲ得ベキ旨ノ規定ハアレドモ其速記タルヤ僅ニ記錄ノ參考ト爲スニ止リ法律上何等ノ効力ヲ有セザル如キハ現在ノ社會ニ於テ言論ト速記トガ密接ノ關係ヲ有スルコトヲ度外視セルモノニアラズシテ何ゾヤ是レ吾人ノ甚ダ遺憾ニ感ズル所ナリ故ニ速ニ法ノ上ニ速記者ノ分限ヲ明ニシ速記者ノ手ニ依リテ寫シ取リタル記錄ハ裁判所書記ノ記錄ト同一ノ効力アラシムルヤウ考慮ヲ運ラサレムコト是レ吾人ノ深ク希望シテ已マザル所ナリ

吾々速記者團體ハ裁判所書記ノ權限ヲ侵サムトスルモノニ非ズ唯吾人ノ記錄スルモノヲシテ裁判所書記ノ記錄ト同一ノ効力ヲ有セシメムト欲スルニ過ギズ況ヤ近ク陪審法施行ト共ニ裁判長ノ說示ノ如キハ速記法ニ依ルニ非ズンバ到底其ノ眞ヲ寫スコト能ハザルベキハ世間一般ノ認ムル所ナリ他ノ問題ハ姑ク措キ說示ノミヲ速記スルト假定スルモ速記者ノ資格未決定ノ間ハ此ノ記錄ハ法律上ノ効力ナク單ニ參考資料トセラルヽニ過ギズ冀クバ本件ニ關シテハ全國ノ速記者ヲ以テ一丸トセル本會ニ向ツテ御諮問アランコトヲ希望スル次第ナリ

昭和三年七月五日

日本速記協會

大正四年春第五十六回帝國議會開會中にも幹事は兩院に向つて、其目的貫徹の爲に極力運動を繼續して決して其手を緩めなかつた。けれども不幸にして其甲斐もなく、且つ何等の曙光さへも認むることが出來ずに又々後日の問題として取殘されることゝなつた。

七　速記士法制定に關する努力

速記士法制定のことは速記界多年の懸案であるが、之が協會に於て問題となつたのは大正十五年の春頃からである。即ち同年の第五十一議會に於て黑住代議士が速記士法制定に關する建議案を提出したのに其端を發し、協會幹事會に於ては之に付き協議の結果、當時問題となつて居つた裁判速記進出に關する運動と共に、之を佃與次郎、森田章三、安田勝藏、中島忠壽、大河內發五郎の五名の特別委員に付託して是が實現を期することになつた。其後十年の間、或は委員の會合に於て、或は幹事の會合に於て、更に全國速記者大會に於てと、之に關する研究、協議は屢〻行はれたが

協會としては遂に今日まで全速記界を滿足さすに足るべき纏まりたる成案を得るに至つて居ない。理想案としては種々なる案もあるが、イザ實行案となると、速記界各方面より贊否の論囂々として一致を見ないのである。併し過渡的便法は便法として、畢竟遠からざる將來に於て、全速記界の地位の向上の爲に速記士法の制定を見るに至るべきは必然のことであらう。

尙ほ速記士法案に付ては前記黑住代議士の建議を初めとして、其後第六十四議會に於ては議員提出法律案として政民兩黨より同文の法案が提出せられたが一回の案員會の開會にて有耶無耶となり、次で第六十五議會に於ても亦同樣政民兩黨より法律案として提案せられ、今回は衆議院は本會、委員會共に修正の上通過するに至つたが、貴族院に於て審議未了に終つた。

右の如く速記士法案が議會の議に上ること約十ケ年の間に三回である。此前後十ケ年間に於ける該案の研究に付ては速記界幾多の先覺者の努力もあるが、就中森田章三の努力は見逃すべからざるものがある。但し該案其ものに付ては幾多の論議はあるが、玆には單に形に現はれたる速記士法案の、一の歷史的事實として、第六十五議會に於て衆議院を修正通過せる法案を提案理由書と共に採錄して置く。

速記士法案理由書

輓近速記ノ利用ハ日ニ月ニ其ノ範圍ヲ擴大シ今ヤ社會文化ノ一要素トシテ缺クベカラザル地位ニ在リ就中帝國議會ヲ初メ道府縣會又ハ市町村會等ハ勿論各官公署ニ開カル、公ノ會議、公私ノ組合銀行會社ノ總會等ハ概ネ速記ニ依テ其ノ議事ヲ錄取シ更ニ裁判訟廷ニ於ケル各種ノ記錄ヨリ進ムデハ私權ニ關係アル文書ノ作成ニモ盛ニ利用セラレムトスル趨向ニ在リ是等ノ速記ハ或ハ公ノ秩序ニ關シ或ハ貴重ナル言論ヲ永久ニ傳ヘ或ハ財產權利等ニ重大ナル關係ヲ有スルモノニシテ其ノ記錄ハ絕對ニ精確公正ヲ確保セザルベカラズ然ルニ現在之ガ速記ニ從事スル者ノ資格責任等ニ關シテハ何等公ニ之ヲ規律スルモノナク單ニ速記者ト稱スレバ玉石混淆セラレ爲ニ動モスレバ速記ノ本質ヲ誤解セラレ其ノ眞價ヲ認識セラレザルノ憾アリ加フルニ今後文運ノ進化ニ伴ヒ速記ノ對象トナルベキ事項ハ益複雜多岐ヲ加ヘ之ニ從フ者ノ敎養素質亦充實向上ヲ要スルモノ切ナルニ拘ラズ其ノ地位ガ社會的ニ公認セラレザル現狀ニ在リテハ斯道ニ志ス者モ亦前途ノ光明ヲ認メ難ク其ノ結果ハ延テ世ノ進步ニ追隨シ能ハザルニ至ラムコトヲ虞ル此ニ於テカ國家ハ如上公共ノ秩序其ノ他國民ノ權利ニ多大ノ關係アル部門ニ從事スベキ者ノ資格及責任ヲ法定シテ其ノ地位ヲ公認シ以テ重要記錄ノ精確公正ヲ期スルト共ニ將來速記ニ志ス者ニ確乎タル目標ヲ與フルハ現下ノ實狀ニ鑑ミ將又我ガ國文化ノ發達ノ爲ニ喫緊ノ急務ナリト信ズ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

速記士法

第一條　速記士ハ速記法ヲ用ヒ法令ニ依ル文書ノ作成ヲ爲スコトヲ業トスルモノトス

第二條　速記士タラムトスル者ハ左ノ條件ヲ具フルコトヲ要ス

一　帝國臣民ニシテ民法上ノ能力ヲ有スル成年以上ノ男子タルコト

二　速記士試驗ニ合格シタルコト

速記士試驗ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ速記士試驗委員ノ詮衡ニ依リ第二條第一項第二號ノ規定ニ拘ラズ速記士タル資格ヲ有ス

一　貴族院又ハ衆議院ノ速記者養成所ヲ卒業シタル者ニシテ三年以上速記ニ關スル業務ニ從事シタル者

二　貴族院又ハ衆議院ノ速記技手以上ノ職ニ在リ又ハ在リタル者

第四條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ速記士タル資格ヲ有セズ

一　禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但シ二年未滿ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ若ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ起算シ三年ヲ經過シタル者又ハ陸軍刑法若ハ海軍刑法ニ依リ一年未滿ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

二　前號ニ該當スル者ヲ除クノ外第十三條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者　但シ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ起算シ三年ヲ經過シタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

三　破產者ニシテ復權セザル者

第五條　速記士タラムトスル者ハ速記士名簿ニ登錄ヲ受クベシ

速記士ノ登錄ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

速記士ハ其ノ業務ニ關シ速記士ノ稱號ヲ用フベシ

第六條　速記士ハ主務大臣ノ監督ニ屬ス

第七條　速記士ハ速記士會ヲ設立シ其ノ規約ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ其ノ規約ヲ變更セムトスルトキ亦同ジ

第八條　速記士會ハ速記士ノ品位ノ保持及速記事務ノ改善進歩ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第九條　速記士タル資格ヲ有セズシテ速記士ノ業務ヲ行ヒタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條　速記士タル資格ヲ有スルモ其ノ登錄ヲ受ケズシテ速記士ノ業務ヲ行ヒタル者ハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス

第十一條　速記士本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ又ハ品位ヲ失墜スベキ行爲若ハ業務上不正ノ行爲アリタルトキハ主務大臣ハ速記士懲戒委員會ノ議決ニ依リ之ヲ懲戒ス

速記士懲戒委員會ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條　速記士ノ懲戒處分ハ左ノ四種トス

一　譴責

二　千圓以下ノ過料

三　一年以內速記士ノ業務ノ停止

四　速記士ノ登錄ノ抹消

第三節　日本速記協會の活動

前項第二號ノ過料ヲ完納セザルトキハ主務大臣ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス

非訟事件手續法第二百八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル執行ニ付之ヲ準用ス

第十三條　速記士又ハ速記士タリシ者故ナク其ノ業務上取扱ヒタル事項ニ付知得シタル秘密ヲ漏泄シ又ハ竊用シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際引續キ一年以上速記ノ實務ニ從事シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ六月以內ニ出願シタルトキニ限リ第二條第一項第二號ノ規定ニ拘ラズ速記士試驗委員ノ詮衡ヲ經テ速記士タル資格ヲ有ス

八　京城支部設置

朝鮮半島の首都たる京城に於ては官廳民間を通じ速記の需要激增し總督府初め新聞通信社、銀行會社、民間事務所を通じて十名を超ゆるに至つたので夙に同地速記界の開拓者として知られた赤根谷友三郎等が中心となり奔走の結果京城在住の速記者を網羅する本協會支部を設置することゝなり、大正八年六月支部規約を決定、協會に對して設置許可を申請して來たので、協會では幹事會に於て審議した結果之を一部修正することを條件として認可することゝなつた而して同年七月四日午後七時支部事務所たるべき同府黃金町六ノ一七赤根谷友三郎方に發會式を擧げた。出席者會員全部先づ記念撮影を爲し、次いで會則を決定、支部長赤根谷友三郎外二名の幹事を選擧して懇談に入り、朝鮮速記界の全國的聯絡紹介、內鮮聯絡電話、新道制實施に伴ふ速記關係等に付盛なる意見の交換をなし、鷄林速界の劃時代的飛躍のスタートとして相應はしい盛會裡に十時散會した。

九　日本速記術發表五十週年記念事業

◆記念會準備　昭和五年十月二十八日、日本速記協會の臨時總會を日比谷松本樓に開き、總會を終つて午後七時より例年の通り速記術發表記念會と、それに日本速記協會創立十週年祝賀會を兼ねて開催されることになつて居つた會する者日本速記術の鼻祖田鎖綱紀を首め、斯界の元老の一人林茂淳、貴衆兩院前速記士等、其他會員五十有餘名一堂に會して祝盃を擧げた。談偶〻明年は速記發表五十年に相當するを以て記念大會を催しては如何との議に及び、衆之に和し卽決、直に其準備を幹事に一任することになつた。

越えて昭和六年幹事會は屢〻是が爲に開催せられたが、折惡しく世は不景氣のどん底に沈倫して來た、搖て〻加へて官吏の減俸受難、斯かる時節柄記念大會の如きは其時機にあらず、宜しく明年の滿五十週年の記念日を以て大々的に執行すべしとの輿論に聽き、幹事會は本年は唯「日本の速記」の速記發表五十年記念號を發刊し、且つ十月二十八日は有志の小規模の祝賀會程度に止め、來る七年を以て五十週年記念大會を擧行することに決し、昭和六年十月二十八日の定時總會に之を正式に提議することゝなつた。總會は滿場異議なく、而して其準備委員は幹事會に於て之を選定し、幹事協同の上適宜其具体方法を決定すべしとのことに一決した。

此總會に於て幹事改選の結果左の七氏が當選して、專ら是が準備を進めることゝなつた。

安田勝藏、三角治助、森田恭平、長谷川一雄、淺川　隼、萩原　彰、松崎平策

越えて昭和七年春、幹事會は愈〻十月を期して全國的に盛大なる記念事業を行ひ、一は自ら以て新興日本文化に對する過去半世紀の貢獻を記念し、又一には廣く速記に對する一般社會の關心と、更に進んでより大なる社會的需要を喚起する機緣たらしめんことを期し、其準備の第一著手として、準備委員として左の諸氏を推薦して五月一日之を發表した。

貴　族　院　系

林　茂淳、藪野孝鄕、山口金太郎、山本眞太郎、川守田武一、荒浪市平、木下蔭高、簗　轍、小宮八十二、佐藤長五郎、山田　到、荒井庚子郎、萩原米次郎、中島忠壽

衆　議　院　系

若林玵藏、新井田次郎、友野茂三郎、武田直次郎、尾張捨吉郎、田口敬二、石橋政二、大河內發五郎、喜多川孝太郎、森田章三、鈴木庄平、水野爲三郎、石川隆一、菅野市吉

新聞、通信社

東朝　吉岡助次郎、東日　松島　登、時事　八田武治、中外　細野元吉、報知　佐藤　質、國民　松浦貫二、讀賣　福島龜太郎、都　佐々木虎二郎、電通　荒井勝三郎、新聞聯合　鷹嘴　壽

其　の　他

田鎖　一、今村次郎、堀口六太郎、星野省三郎、渡部銀七

斯くて第一回準備委員會を五月六日午後二時から衆議院圖書館樓上會議室に開會。出席委員二十名、之に幹事が加はり、先づ安田幹事挨拶の後荒浪市平を座長に推して協議に入る。各委員より記念事業計畫に關し別項の如き意見の開陳あり、更に協會の本質論から改革論にまで論は及んだ。殊に今日まで餘り聽かれなかつた新聞通信方面の人から有力な意見も現れるなど、流石は斯界有力者の會合として、かなり有意義のものであつた。斯くて協議の結果小委員を擧げて具體案を練ることになり四時半散會。小委員は左の七氏である。

田鎖　一、堀口六太郎、吉岡助次郎、松島　登、八田武治、佐々木虎二郎、荒井勝三郎

更に第二回準備委員會を五月二十日午後二時衆議院內に開く。定刻喜多川、小宮、川守田、石橋、森田、鈴木、水野、萩原、佐藤、山田、菅野、佐々木、細野の各委員及び安田、萩原、淺川、長谷川の各幹事出席、小宮委員を座長に推し議事に入る。

勞頭安田幹事より、十五日貴族院內に於て開會せる小委員會の成案に就き詳細說明あり、それより小委員會案に基き協議の結果、小委員會案は、第一回準備委員會に於ける各準備委員の意見を、適當に取捨して得たる妥當なるものとして、大體の輪廓として小委員會案を認むることに決した。

但し各委員より留保的意見ありたる項目に就ては、何れ決定せらるべき各部門別の實行委員に於て、乃至最後の準備委員會に於て是等の意見を十分參酌の上細目の決定を爲すことゝなつた。就中喜多川委員より意見の開陳ありたる功勞者表彰の件、物故者追悼會の件、及び佐藤委員より意見の開陳ありたる速記者大會の件等に付ては尙ほ適當なる

審議を經て確定することゝなつた。

因に是が財源に付ては、兩院速記者よりは月給の凡そ一割見當の寄附を仰ぐことに大體意見の一致を見た。

其後も準備委員會、幹事會等を屢〻開催して漸く準備も整ひ、各部門別に分れた實行委員はそれ〴〵萬遺漏なき準備を進めた。而して久しきに亘り準備を進め來つた五十週年記念會は、愈〻昭和七年十月十六日の日曜日、午前十時より上野の精養軒に於て擧行することゝなつた。決定實行すべき記念事業は次の如くである。

一　田口衆議院書記官長の記念講演（當日午前八時四十分ＡＫより放送）
二　全國速記者大會（午後一時より精養軒内大會場）
三　物故速記者慰靈祭（午後三時より精養軒内式場）
四　速記發表五十週年記念式典（午後四時より精養軒内會場）
五　功績者表彰（田鎖、若林、林の三氏）
六　記念祝宴（午後六時より精養軒内宴會場）
七　萬國速記資料展覽會（精養軒内展覽會場）
八　記念出版（日本の速記記念號、日本速記五十年史）

五十週年記念會の概況

◈**全國速記者大會**　定刻の午後一時三百餘名の來會者大會場に着席するや、劈頭安田幹事登壇先づ開會を宣し、次で滿場に諮り異議なく座長に喜多川衆議院速記士を推し、喜多川座長は拍手に迎へられて座長席に着き、挨拶の後是れより順次會議を進める旨宣告、是より大會々議に入る。茲に幹事淺川隼は拍手裡に登壇して大會開催の趣旨、及記念會開催に至る經過を演述したのであるが、此演述は速記界開けて最初の試みたる名實備はる全國大會開催の眞意を測る材料として、又當時の速記界の動向を傳ふる文献として茲に收錄して置く。

私は速記協會の幹事の末席を汚して居ります淺川隼であります。何分御鞭撻の程をお願ひして置きます。甚だ僭越でございまするが、茲に全國速記者大會を開くに至りました趣旨並に經過に付きまして、簡單に御報告することの御許しを得たいと存じます。

御承知の如く我が日本速記術が創始せられまして茲に滿五十年卽ち正に半世紀の長年月を閲するので有ます。此間に於きまして我が日本速記術が、或は直接に、或は間接に、日本文化の進展國運の勃興に偉大なる貢献を爲し來つたと云ふことは、單り我々速記業者の自負する所ばかりでなく、社會全般の齊しく認識し感謝しつゝある所であると信ずるのであります。（拍手起る）

併ながら飜つて、此五十年の久しき間に於ける我が速記界の狀況如何と顧みまするならば恰も速記界の戰國時代の如く或は何式、何派、何流にそれ〴〵立籠り恰も群雄割據の觀がありまして全國速記者が一堂に會しまして我速記術の研究進歩を議するの機會もなく又我速記者全體が融合團結して我が速記界の發展向上を議するの實も擧らなかつたことは甚だ以て遺憾とされて來た所であります。所が最近に至りまして速記界各方面より、全國速記者渾然

融和の聲が勃然として起り全日本速記者融合團結が翕然として叫ばれるやうになつたと云ふことは誠に注目すべき現象でありまして、是れ正しく、從來の久しきに亘る各式各派の割據主義に慊らず小異を捨てゝ眞に全國的融合團結の力に依らなければ、斯術の進歩は固より我が速記界の發展も我々速記者の社會的地位の向上問題も　速記に對する社會の理解社會の關心等の問題も、其解決が容易でないと云ふ所よりして、此論議が行はれるやうになつたものと思ふのであります。

此論議に對しては我々日本速記協會としても衷心共鳴し、此新時代の輿論の潮流に掉して進んでこそ將來の速記界の發展向上が期し得られるものと信じまして、吾々は此全國的團結の實現を期したいと思つて居りました矢先、時恰も今回日本速記術發表五十周年祝典に當面致しましたので、其記念事業の第一として、日本速記協會主催の下に茲に第一回の全國速記者大會を開催致すに立至りました次第であります。（拍手起る）

而して我等は最初の試みたる此第一回の全國大會に付ては、或は悲觀し、或は樂觀して居りました所、本日は遠く關西、東北、北海道方面、全國各地の各職場より續々御參會下さいまして、斯くも盛況を見るに至りましたことは、主催者側と致しまして深く感謝致す所でありますと共に、此盛況を見たる、一に全國御來會諸賢の溢るゝが如き御熱誠の賜と信じ、我が日本速記界益々以て健在なりとの信念を深うする所以、誠に御同慶に堪へない次第であります。（拍手起る）

此御熱誠を以て、以下順を遂ふて、或は宣言に、或は決議に、或は協議に、共に俱に十分なる御論議、討究を致されまして、此第一回全日本速記者大會をしてより有意義ならしめ、より効果的ならしめられむことを衷心御期待申上げまして御報告に代へる次第であります。（拍手起る）

尙ほ此機會に於て今回の五十年記念會全體に亘る經過を簡單に御報告申上げます。速記術發表五十周年記念會擧行の議は先年屡〻十月二十八日の所謂速記記念日の會合の席上に於ても承り、其他各方面から高調され來つた所であります。是等の御論議に基きまして、吾々幹事は度々協議を重ね、種々五十周年記念の計畫を進めて參りましたのでありまするが、本年に這入りまして、丁度五十周年の年に立至りましたのであります。

そこで第一着手と致しまして速記界各方面の有力者の方々を五十周年記念祝典準備委員に御推薦申上げまして、御協議を煩はし大體計畫の輪廓を得たのであります。其後祝典實行委員を御推薦申上げまして愈〻記念事業の具體的の決定を見、實行に向つたのであります。而して五十周年記念の大體の事業と致しまして、先づ第一に全國速記者大會を開催すること。更に物故者の慰靈祭を擧行すること。それから五十周年式典を擧行致しまして、兼て功勞者の方に感謝の微意を表する爲に表彰を行ふこと。

それから記念撮影並に記念出版をするなどの數項の記念事業を決定致しまして、それ〴〵實行委員の御方々を煩しまして、進行して來たのであります。幸に記念事業の方も恙なく進行致しましたことは誠に我々喜びに堪へない所でありますと同時に、此盛況を見るに至りましたと云ふことは、是正しく其原動力たる、御寄附を下されました御方々の絶大なる御盡力の賜と存じまして、此點御寄附下さいました御方々に此機會に於て深く感謝申上げたいと思ふのであります。以上御報告申上ます。（拍手起る）

右終つて松村春次登壇、全國新聞通信各社其他より寄せられたる、全國速記者大會開會に對する祝電を披露。次で水

野春之助は、左の宣言文を朗讀し、萬雷の如き拍手裡に可決となつた。

宣　言

本邦ニ速記術創始セラレテ正ニ五十年此間國運ノ隆昌文化ノ發達ニ伴ヒ斯術ノ改良進歩亦頗ル顯著ナルモノアルハ吾等ノ欣幸措ク能ハザル所ナリ

惟フニ速記術ノ發表セラレシハ明治十五年ニシテ恰モ維新ノ宏謨ニ則リ庶政漸ク其ノ緒ニ就カントスルノ時ニ會ス創始ノ意義蓋シ重且ツ大ナルモノアリトス爾來速記術ノ政治ニ學術ニ新聞ニ通信ニ寄與スル所尠カラサルハ世人周知ノ事績ニシテ而モ我國文化ノ源泉ハ滾々トシテ盡クルナク斯術ノ要求日ニ月ニ切實ヲ加ヘ是ガ活用ノ途亦將ニ窮リナカラントス

吾々ハ多望ナル此ノ機運ニ乘ジ内益々研鑽提撕以テ技能ノ琢磨完璧ニ邁進シ外愈〻鋭意發奮以テ斯術ノ普及發達社會的進出ニ精勵シ速記報國ノ大旆ヲ掲ゲ以テ新日本建設ノ大業ニ貢獻スル所アラムコトヲ期ス

茲ニ第一回全國速記者大會開催ニ方リ敢テ宣ス

昭和七年十月十六日　　全國速記者大會

次に淺川幹事左の決議文案を朗讀、松村春次理由を説明して滿場一致喝采の如き拍手裡に決議。

決　議

一、吾等ハ全國速記者ノ融合團結ヲ期ス（拍手起る）

一、吾等ハ多年ノ要望タル速記士法制定ノ促進ヲ期ス（拍手起る）

一、吾等ハ裁判速記制度ノ確立ヲ期ス（拍手起る）

右決議ス

昭和七年十月十六日　　全國速記者大會

次いで喜多川座長は協議に入る旨を宣し、左記七項の協議事項を逐次上程、六、七を除くの外は何れも提出者の詳細な説明があつた後、座長は協議事項全部に付き、是が實行方に付ては大會の名に於て協會に提議又は委托すべきことを滿場に諮りて異議なく決定した。

協議事項

一　日本速記協會に協會部會設置の件（荒井庚子郎提出）

二　全國速記者競技大會開催の件（萩谷哲夫提出）

三　速記の業務及人事紹介の件（佐々木虎二郎提出）

四　商業學校の正科に速記科を加ふるの件（岡田茂二提出）

五　速記功勞者田鎖、若林、林三氏に對し國家に於て優遇方法を講ずるやう貴衆兩院に請願するの件（川守田武一提出）

六　速記學術研究の中央機關設置の件（木下謹三郎提出）

七　日本速記協會に會員徽章制定を要望するの件（東野清之提出）

最後に次回大會開催地に付き荒井勝三郎、松村春次、森田恭平、西堀一雄氏等の間に論議が交され、結局協會幹事一任に決し、茲に議題全部を終り、喜多川座長發聲、滿場兩陛下及大會の萬歳を唱和して午後三時意義深き大會を閉ぢた。直ちに一同は打揃つて記念撮影をなした。

◆物故者慰靈祭　物故速記者九十八氏の慰靈祭は、午後四時より精養軒内慰靈祭式場に於て嚴肅に執行された。先づ式に先ちて木下陰高より趣旨の說明、報告あり。次で祭式に入り一同神職の御祓を受け、降神の擧式、神職の祭文に次で、遺族を代表して佃稀世志、大河内發五郎、月江匡、坂井五郎、下鳥三郎、貴族院を代表して小宮八十二、衆議院を代表して喜多川孝太郎、新聞、通信、雜誌社を代表して松島登、其他全般を代表して日本速記協會幹事安田勝藏等の玉串の捧奠あり。昇神の擧式に祭式を終つたが、終始一同敬虔の念を以て故人の靈を慰めた。

尙九十八名の物故速記者は次の通りである。

秋田莊次郎、袋野環、小相英太郎、平野勝巳、新井勝彌、倉守孝、藤本勝太郎、山田武八郎、今村長政、棚橋林平
小菅熊之助、月江雋英、伊藤新太郎、鈴木慶禧、丹羽瀧男、鴨志田留松、笠木憲一、廣島虎雄、山口貞吉、大舘安雄、古郡眞也、小倉惠、房前達、元定則、松川福三郎、松原司馬、大川發、林義雄、市村淳士、齋藤增吉、臼井喜代松、戸所安次郎、吉木竹次郎、大富丹治、酒井昇造、中根龍四郎、伊内太郎、坂井爲次、小林男、服部弘、佃與次郎、杉山直喜、猪飼鐵太郎、川島良、大川晴雄、後藤俊、各務重矩、板谷政一、寺坂壽、友野壯次郎、赤井澄、佐方玉子、藤山直助、岩崎長治、市川半次郎、田中莊三、小笠原均、青山淺次郎、石原明倫、佐藤斌、佐藤成夫、丸山平次郎、橋本勇三、倉守マス子、石川由郎、赤坂金藏、下鳥義夫、小林和吉、澤木友喜、鹽川龍吉、若林一郎
河野眞吾、片岡周市、渡島秀夫、武内榮次郎、矢野由次郎、熊崎玉吉、倉光昇三、横田辰雄、木川忠一郎、吉田元高畠政之助、森川幾代、佐藤兵治、辰巳幸一郎、磯部四郎、飯野敎世、佐藤賢、森川昌、野田正道、岩田岑、齋藤秋彦、簗轍、和泉田和光、山田都一郎、三輪孜彌、小林四五太、牟田研治

◆速記發表五十週年式典並功績者表彰式　榮ある日本速記術發表五十周年記念式典は十六日午後四時より開會。眼下に油繪の如き不忍の池を望む精養軒二階の設けの式典場には、定刻數百名の全國速記者參着、その中、當日の式典を飾る來賓として、秋田衆議院議長、植原同副議長、長貴族院書記官長、田口衆議院書記官長、中里内務書記官、山本、近藤、石橋の各貴族院書記官、大池、西澤、安心院の各衆議院書記官、並に田鎖綱紀、林茂淳、山田彌彦、林賢治、小野田正、佐藤潤象等朝野多數名士の臨席を賜りて盛大に擧行。先づ鈴木庄平開會を宣し、次で小宮八十二登壇して別項の如き式辭を述べ、終つて小宮司會者席に就く。それより齋藤總理大臣、山本内務大臣、永井拓務大臣、三土鐵道大臣、德川貴族院議長、秋田衆議院議長、村山東京朝日新聞社長、本山大阪每日東京日日新聞社長、光永日本電報通信社長、野間報知新聞社長、武藤時事新報社長、長貴族院書記官長、中村盛岡町長、其他全國新聞社等よりの、祝辭、祝電、祝辭演說等ありて後、速記功績者の表彰式に入る。小宮司會者は、速記功績者田鎖、若林、林の三氏に對し、全國速記者大會の名に於て聊か感謝の意を表する爲め記念品を贈呈したしと述べ、係り幹事は右三氏に對しそれぞれ青銅製養老孝子の置物を傳達すれば、田鎖、林兩氏登壇して謝辭を述ぶ。茲に榮ある盛典を終了せんとするに際し、秋田衆議院議長閣下の發聲を煩はして一同兩陛下の萬歳を三度唱和して式典を閉じたのである。

茲に小宮司會者の式辭を載錄する。

日本速記術發表五十周年記念會ニ當リ閣下各位ノ御臨席ヲ忝ウシ玆ニ祝典ヲ擧クルコトヲ得マシタコトハ主催者ノ深ク光榮トスル所デアリマス

田鎖先生カ明治十五年ニ於テ速記法ト云フ一ノ種子ヲ蒔カレ之ガ萠出テヨリ今年ハ五十周年ニ相當スルノデアリマス爾來幾多ノ曲折ハアリマシタガ其根幹タル符號ノ改良技術ノ練磨ヲ遂ゲタノデアリマス又之ガ枝葉トモ申スベキ實用ノ方面ニ於キマシテハ帝國議會ヲ始メ地方自治團体新聞通信官廳及諸會社各學會及公判ノ記錄或ハ講談、落語凡ユル方面ニ進出イタシマシテ我國ノ文化ニ大ナル貢献ヲ爲シ得マシタコトハ之レ全ク田鎖先生ノ蒔カレタル一種子ニ起因スルノデアリマシテ此點ニ於テ先生ノ功績ハ大ナルモノデアリマス

殊ニ吾人ノ忘レテナラヌコトハ若林、林兩先生ノ功績デアリマス、如何ニ良好ナル種子ヲ蒔カレマシテモ其育成ヲ誤ツタナラバ其芽生ハ枯死スルヲ免レヌノデアリマス、若林、林兩先生ハ敎ヲ田鎖先生ニ受ケラレテ以來其育成ニ最モ苦心ヲセラレタノデアリマシテ、其根幹トナルベキ符號ノ改良技術ノ練磨ハ勿論夙ニ弟子ノ養成ニ努メラレタノデアリマス殊ニ實用方面ニ於キマシテハ各方面ニ、先鞭ヲ著ケラレ社會ニ速記ノ信用ヲ博セラレタ結果今日ノ隆盛ヲ見タノデアリマシテ其功績タル決シテ創始者タル田鎖先生ニ劣ルモノデナイト確ク信ズルノデアリマス

本日玆ニ五十周年ヲ一劃期トシテ記念祝典ヲ擧ゲ之ヲ機會ニ田鎖先生及若林、林兩先生ニ對シ聊カ表彰ノ微意ヲ表シマスコトモ決シテ所以ナキニアラズト信ズルノデアリマス

更ニ想ヒマスルニ本邦速記術ノ向上發達ト應用ノ普遍ハ過去五十年ヲ以テ終了シタモノデハアリマセヌ來ルベキ百年ニ於テモ尙ホ發達スベキ餘地爲スベキ事ハ多々アルモノト信ジマスガ故ニ吾人ハ將來一意專心斯術ノ向上發展ニ邁進セントスルモノデアリマス

終リニ臨ミマシテ重ネテ來賓各位ノ御臨席ヲ賜ハリマシタコトヲ謝シ田鎖先生、若林、林兩先生ノ彌々御健全ニ龜齡ヲ保タレムコトヲ祈リマス之ヲ以テ式辭ト致シマス

◆**萬國速記資料展覽會**　當日は別室に萬國速記資料展覽會を開催一般の縱覽に供したが、內外各方面よりの出品多く、非常なる參考となれる珍品も多かつたが、就中、田鎖綱紀著の日本傍聽筆記法（明治十八年）、新式速記術（十九年）、若林玵藏著の速記法要訣（十九年）、林茂淳著の速記大要、早書き取りの仕方（十八年）、第一帝國議會の速記錄、當時の兩院速記者の寫眞を始め珍重すべき出品が多數あつた。

◆**記念祝宴**　午後五時式典を終り、一先づ休憩の後餘興に入り柳家金語樓の落語「さかなと相撲」に抱腹絶倒。次いで午後六時より開かれた記念祝宴には來賓を招待し、有志速記者二百餘名參加し頗る盛況。宴半ばにして喜多川衆議院速記士主人側を代表して挨拶をなし、來賓並に當日表彰三氏の爲に乾杯せんとて一同之に和し、田鎖翁の挨拶、熊崎健翁のテーブルスピーチあり、終に臨み田口衆議院書記官長は速記界の前途を祝福すとて杯を擧げ全員之に和し、盛況裡に一同滿悅宴を終る。續いて別室に於て大河內翠山、秋田快龍、金子春次、櫻井鄕三氏等の挨拶ありて九時過ぎ芽出度く一同退散した。

◆**記念放送**　同日午前八時四十分ＡＫより放送した田口衆議院書記官長の講演は次の通りである。

私が只今御紹介に預りました田口弼一でございます。是から速記の御話を致します。

我が國に、速記術が發明せられましてから、本年が丁度、五十年になりますので、本日を以て、其の、五十年記念

式が行はるゝことになつて居ります。此の際、速記の御話を致しますことは、私の、光榮に存ずる所であります。

速記とは、如何なるものであるかと、云ふことは、六ケ敷く考へれば、隨分、議論の餘地あることでありませう。殊に、形象文字を用ふる、東洋人種の間に於きましては、篆書が眞の文字であつて、吾々、日常用ふる、行書や、草書は速記であるから、東洋に於ける速記は、既に用ひられて、二三千年に及んで居ると、言ふ人もあります。

又西洋に於きましても、同樣の議論は出來ませう。併し、今私共の、速記と申しまするのは普通文字と、全然異なつた符號によりまして、演說、談話を、書き取つて、之を、普通の文字に、書き直す方法によるものであります。是は歐米では、早くから使用せられて、居つたのであります。

我が國に於きまして、明治十五年、田鎖綱紀氏が、歐米の速記術を、研究致しまして、之を我が國語に應用致しましたのが、速記術の初めであります。之が今日、一般に擴められて居る、速記術であります。田鎖氏の發明後、種々の速記の方法が發表せられました。其方法は各々、長短がありまして、何れが良い、何れが悪いとは申されませぬが田鎖氏の發表せられましたものが、廣く行はれて居りまして、後に、議會に、速記を採用するに至りました時も田鎖氏の式で、後年、氏の功を偉と致しまして、議會の議決に基き、年金を賜はることに、なりましたのであります。

田鎖氏の考案によりまする、速記符號の構成の大要を、御話致しますれば、水平、垂直、斜の各直線と、圓の周を種々に切つた曲線とを、結付けて、作つたものであります。既ち母音五ツと代表的子音九ツとあつて、之が結合されて、五十音が出來ます。大體、羅馬綴と似て居ります。更に、此の假名を結び合せまして、帝國議會とか、內閣總理大臣とか、經濟政策とか、英吉利、佛蘭西などと云ふ、言葉の符號を、作つて居ります。それ故、速記術によつて、書きますれば、非常に早く書けます。熟練致しました、速記者になりますれば、どんなに早い、演說談話も、一言、一句誤なく、書き取ることが出來るのであります。

官報を讀んで居らるゝ方は、御承知でございませうが、貴族院又は衆議院の、會議が開かれました、翌日の官報の附錄に、議會の議事速記が載つて居りまして、議場でせられた演說が一言、一句、間違なく報道されて居るのであります。斯やうに、議會の議事を、速かに報道するのは、我が國だけでなく、議會のある國では、大概、實行致して居りまするが、我が國では、言葉と文字が速記に適せないのに、斯樣なことが出來ますのは、實に驚嘆すべき事柄と言はねばなりませぬ。それだけ此の速記錄、作成の裏面に非常な努力があるのであります。

議會の速記は、速記の代表的のものでありますが、速記の使はれて居ります新聞社、通信社を初め、各方面の速記に從事する方々も、同樣の努力、苦心を致して、居るのであります。

速記の事を深く御承知にならない方は、速記の業務は、樂な樣に、見られて居りますが、中々そうでなく、速記の事を知れば知る程、速記者の苦心努力に、益々同情を禁ずることが出來ないのであります。默々として、只其の業にいそしみ、働いて居る、我が議會の速記者が、會期の終りに至りますれば、顏色が蒼白になるのであります、私は其の顏色を見る度に業務の如何に、過勞であるかを考へ、氣の毒に堪へないのであります。今日、機械の利用が盛なる時に當つて、速記に對し、何か、機械利用の途を、講じては如何かと、云ふ問題もあります。

私も、之に就いて、研究もし現に發明せられて居る「ヂクタフォーン」（蓄音機の樣なもので聲を取る機械）も見ましたが、是は使用すれば、便宜には相違ありませぬが、議會の如く每日、長時間に亘る會議で、其の速記錄を、翌

日印刷せなければ、ならぬものには「デクタフォーン」で取つた音を又書かなければなりませぬので經費が非常にかゝつて、其割合に効果がないのであります。

何が速記者の苦心努力であるかの御話を致します前に、演説談話の速度のことを御話致したいのであります。普通速記を用ふる場合は、多數の人に對して、大聲に、演説談話をするときであります。聲を大きくすれば速度は遲くなるものであります。演説談話の速度の、基準と致しまして、十分間に於て爲されたる演説を、假名と漢字の混つた、普通の文章に書き直し、其の文字の數を、計算したもので、表はして居ります。

今、一般に、能く知られて居る、政治家の演説を調べて見まするに、物故した方々では、伊藤博文公、松方正義公、陸奥宗光伯、星亨氏、田中義一男、井上準之助氏、現に存在の方々では、安部磯雄氏、幣原喜重郎男、床次竹二郎氏等は、二千字內外で、頗る緩くりした演説であります。

是等の方々より、少し早い方では、後藤象二郎伯、鳩山和夫氏、犬養毅氏、濱口雄幸氏、清浦奎吾伯、小山松壽氏森田茂氏今の內閣總理大臣齋藤實子、外務大臣內田孝哉伯、拓務大臣永井柳太郎氏等で、二千字から二千三百字位の速さであります。

更に、少しく速い所と致しましては、元田肇氏、尾崎行雄氏、松田源治氏、三土忠藏氏、鳩山一郎氏等で、二千三百字から二千五百字位であります。

併し、以上の速度は早いと云ふ部ではありませぬ。二千八九百字以上になると、早い部に入り、三千字以上になると高速度と云ふ譯であります。是は凡て十分間の平均の御話でありますから、十分間に二千五百字と申します時も其の早い瞬間は、三千字のこともあり、又十分間に三千字と云ふときには其の內の早い幾分間かは、三千二三百字のときも、三千五百字のときも、あります。此の高速度の演説を、書き取るのでありますから、實に驚くべき速さで能く言論風發などと形容致しますが、速記は事實、筆の勢が風を發するのであります。

衆議院議員中で三千字以上の速力の演説をした方は、昔は島田三郎氏がありました。併し、氏も、晩年は、二千八九百字に減じて居りました。現に、國民同盟の山道襄一氏は、高速度の演説家として、速記界を震駭させたのでありますが、最近は二千八百字內外であります。

茲に不可思議な程、目に立つことは、政府の當路に立つと在官中は勿論、其の後も辯舌の速度が著しく、減ずる傾向のあることであります。山道氏などは、最も其の顯著な、事例に屬しまして、嘗て、官に居られた當時は、非常に遲くなり、今も引續き速度を減じて居ります。最近の、高速度のレコード、ホールダーと、致しましては、鈴木文治氏と名川侃市氏であります。各々三千字ばかりの速度であります。

以上、速度の御話だけでは、疊の上の水練講話と同樣で、實際に觸れませんから、充分に御分りにならないと存じますが、今私が、御話致して居ります此の速度は、二千五百字位と存じます。速度の早い部ではありませぬ。けれども、之を普通の文字で、書き留めることは、何人にも出來ないのであります。普通大學でノートを取らせる教授の講義は、十分間に七八百字內外で、今私の御話致して居る速度の、三分の一位の速さであります。そう言ふ風でありますから、十分間、三千字の速さと云ふと、立板に水と云ふ式で新聞、雜誌などを朝讀しても、十分間に三千字を誤なく、讀むことは、餘程、馴れた人でなければ、中々、困難であります。

斯様に、速記者は高速度の演説も、平氣に書いて居りますが、我が國の速記術が、其の發明の初から、斯く早く書くことが、出來たかと申しまするに、決して、さうではありませぬ。是迄に至りまするには、隨分、苦心致したのであります。田鎖氏が發明致しまして、速記を教授致しましたが、之を實用に適するやうに、致しましたのは、若林玵藏林茂淳など、云ふ方々が非常に、努力せられたのであります。恐らく、初めは二千二三百字に當る談話の速記にも困つたらうと思はれます。

明治二十三年、愈々帝國議會が開會せらるゝことになつたとき、議會の議事を書き留めるには、如何なる方法によるか、當時、外國では速記術が發達して居つて、議會の議事は速記によつて、書き取つて居つたが、我が國では、速記術發表後、日淺く、未だ頗る幼稚で實際に適せないと云ふやうな次第でありました。處が、現樞密顧問官子爵金子堅太郎氏は當時貴族院書記官長で、矢張、當時衆議院書記官長であつた、故子爵曾禰荒助氏等を初め議會關係の方々と種々御相談になりましたが、殊に金子子爵は速記者を銀座裏、共存同衆と云ふ會に集め、自分で演説をせられ、其の成績を見られるなど非常に、速記に付いて研究せられ、又速記者を、東北、九州方面の、縣會に派遣して、其の地方の方言などの速記狀況を、調査せられました。

當時、若林、林の兩氏並に其の門下の速記者は、今回、速記術を議會に採用せらるゝや、否やによりまして、我が國速記術の存立、發達の上に、大なる影響のあることでありますから、非常なる勉强で、政談演説會や、學術講演會は元より、芝居、寄席などにも行つて、速記したと言ふ、必死の奮闘でありましたが、其甲斐があつて、金子子爵の演説速記や、地方縣會の速記にも、比較的好成績でありましたので貴衆兩院事務當局は斷然速記を採用すべしとの、意見を立て、貴族院規則及衆議院規則の中に「議事ハ速記法ニ依リ速記ス」と云ふ條文を設けられたのであります。

故に、帝國議會の議事を、速記によつて、書き取ることに決めた功績は、伊藤博文公、井上毅子、曾禰荒助氏等にもございます。就中金子子爵に負ふ所、多いのであります。而して、帝國議會に、速記術を採用したことが、速記術發達の主因を爲して居りますから、是より推して、金子子爵等の速記に對する功績は大なりと申さねばなりませぬ。

勿論、當時學者、政治家等で議會に、速記術を採用すべしとの意見を述べられた方も、多數ございました。民間に於ては矢野文雄氏の如き、其の一人であつたと、聞いて居ります。

以上の經過で、議會に速記を用ゆるに至つたので御座いますが、速記術の發達に伴ひ、社會各方面に需要が殖へ、今日は新聞社、通信社、各種の會議、演説會、講話會、裁判所の取調、辯論等には速記を用ふるに至つたのであります。殊に近年速記の新聞社及び通信社に於ける地位は、非常な重要性を帶びて參りまして、多い所では一社で二十人からの速記者を有つて居るものもあります。通信用の電話の如き、普通の文字で書き取れば、十數分を要するものも僅に三四分で、濟ますことが出來、時間を省き、敏活を尊ぶ此の通信の精神に添ふと同時に、經費も、亦四分の一、五分の一で濟みます。新聞社通信社の通信費と申しますものは、莫大でありますから、其經費を斯く減じますことは新聞經營上の利益であつて、速記は新聞經營上の大なる條件と言へます。

先程御話致しましたやうに、速記も其初めの間は十分間に、二千二三百字位の談話に、相當苦心したことゝ思はれますが、次第に發達致しまして、私が大正七年、衆議院に參りました時は、衆議院の速記雇、採用試驗は二千七八百字位書かして居つたのであります。當時三千字を書く者は、非常な優秀者と見られて居りましたが、最近では著しく

發達し、今日衆議院に於きまして、速記雇となるにも、十分間に三千字を書く人でなければ、採用せぬと云ふ狀況になつて參りました。是は主として、貴衆兩院で、速記者の養成を致すことになつた爲めだと考へます。勿論、昔から速記者を養成しては居りましたが、私の塾で教へる方も學ぶ方も、仕事の暇々にやると云ふ風でありましたが、大正七年に、兩院に、各々速記者の養成所を設け、專心之が教育に當り、其卒業者中、成績優良な者を、兩院速記者に採用すると云ふことに致しましてから、年々十數名の優良な速記者が出來るやうになり、それ等卒業者が、或は兩院の速記者となり、或は新聞社、通信社の速記に從事し、或は又、社會各方面の速記に從事するに至つて、速記界の面目を一新したのであります。

速記を寫眞に譬へた人があります。實に面白い譬であります「であるんである」と言ふ言葉は直に故大隈重信侯を思ひ浮べる樣に言葉によつて、其の人が浮び出ます。それ故、速記は一言、一句、忽にすることが出來ませぬ。若しその一語、一章が、明瞭でなければ、ピントの合はない、寫眞のやうになりまして、其の人物は誰であるかすら明かでなくなります故、花井卓藏博士は、速記を鏡だと稱へて、自分の演說の速記を熟讀せられて居りました。花井博士の演說の進步は、速記に負ふ所が多かつたと思ひます。卽ち、博士は自分の演說の速記を讀んで、其の用語の誤、言葉の癖等を注意して、次の演說の參考にしたのであります。それ故メキメキ其の演說の上達が、目に見える感があつたと云ふことであります。私も、時々話を速記して貰ふことがありますが、其の速記を讀んで、自分にコンナ癖があるかと思ふことが度々であります。花井氏が速記を利用して、演說の形體、修辭に注意せられたのは、實に敬服の至りであります。

斯樣に速記は、演說の鏡でありますが、速記が鏡だと言はるゝ迄になるには、一ト通りの骨折ではありませぬ。先刻御話致しましたやうに、我が速記術が果して實用せらるゝに至るかは、發明の當時、大なる疑問でありました。殊に、我が國の速記の困難なのは、言葉と文字との關係であります。歐米諸國では、文字は御承知の通り、アルハベット、二十六文字の結合であり、言葉は、至つて單純でありますが、我が國の文字は數萬で、普通使用せらるゝものだけでも、數千を數へ、且つ言葉が頗る複雜であります。言葉が複雜であるとだけでは、或は御了解が出來ないかと存じますので、一言、其の事を申上げたいと思ひます。御承知の如く、英語では自稱、卽ち第一人稱はアイであります是に比較して、我が國の言葉を調べまするに、普通、用ひられます言葉で、私、僕、おれ、わし、拙者、小生、我輩などであります。此の外、某、麿などを、勘定致しますれば、十四五にもなりませう。それを英語では只一つのアイで、表はしますので、美しい程、簡單であります。又第二人稱と致しまして、英語ではユーであります。我が國では君、あなた、あんた、貴公、先生、閣下、貴樣、汝、卿、お前、御前等澤山の言ひ方があります。又英語で、イズと云ふ言葉があります。是はアイに對してアムと變化致しますが、我が國では、是に對する言葉としてある、ありますする。ございます、ございまする。ござる、あるのである、居る、居ります等、頗る多數に上ります。昔から我が國は、言靈幸（コトダマノサキホフクニ）國、と稱へらるゝだけに、實に言葉が豊富で、外國に於て、知ることの出來ぬ言ひ表はしが出來、面白味がありますが、速記から見ますれば、頗る複雜困難であります。英語ではアイだけで、アムはなくとも前後からアムがあることが確定的に知られ、アムがあれば、アイは書き落しても、アイのあることは、確定的に知られまするが、我が國では、私とあつても、あるか、あつたか、居つたか、居たか、あつたのであるか、知る事が出來ま

せぬから、一々書き取らねば、正確でないのであります。斯様に、我が國の言葉は非常に、複雑であるから、速記の符號が數多くなり、非常に困難を感ずるのであります。斯様な、言葉と文字の複雑せる我が國でありますが、演説する人の多數、殆んど全部は、速記の事など、何等考ふることなく、縦横無盡の演説をして居らるゝのでありますが、書く方は、一言と雖も書き落しては、ならぬのでありますから、實に、六ヶ敷いこと、此の上もありませぬ。

此の事に付いて、面白い話は貴衆兩院で、速記者養成の爲めに、年々十名宛、速記練習生を採用して、補助金を出して、二箇年間修業させて居ります。所が、成績の好い年でも、其の内の半分位しか、卒業せしむることが出來ぬので、大藏當局が、補助金を出して教へたのであるから、今少し、成績を擧げたら宜しからう。結局、教授の仕方が、悪いのであらうと云ふ、御叱りがありました。その時私は、速記術は他の學問と違ふことを話しました。

卽ち大學を初め、我が多くの學校では、平均點數が六十點以上であれば、卒業させるのでありますが、速記者は演説の六分通りは書けると云つて、卒業させられませぬ九分通りでも、駄目で、全部出來なければならぬのであります。若し學校で滿點にして、初めて卒業者だと云ふならば、何處の學校へ行つても、半數は愚か、十分の一の卒業者を出せますまい。兩院の速記教育は、悪くはないと申したことがあります。

斯様に速記は非常に六ヶ敷いものであります。或る人が速記を義太夫の三味線に譬へられたのを、聞いたことがあります。此の方は、速記に理解のある方と見えて、斯様なことを言つて居りました。「義太夫をかたる者は、三味線がまづいと、中々語りにくい。演説をするときに、速記者が拙いと、自分の演説が書けるかどうかと云ふことが氣になつて演説がしにくい」と言はれました。是は實に一部の眞理を語つて居るものであります。

又、速記によつて、演説の淨化せられた話があります。それは何日ぞや、或る人の演説中、穩かならぬ言葉があつて、速記を調べた所、同音異語の、他の言葉が、使はれて居たので、問題が、其儘となつたことがありますが、我が國語には、此の同音異語のあるのが、速記の六ヶ敷い一ツであります。本年三月の議會に於きまして、秋田衆議院議長が「告朔の餼羊」と云ふことを申されました。議長の使はれた、告朔の餼羊とは、論語八佾(ハツイツ)篇にある「子貢欲去告朔之餼羊、子曰賜也爾愛其羊我愛其禮」と云ふ、虚禮の意味の言葉でありました。然るに翌朝一二の新聞に、國の政策に對し協力する意味の國策寄與と云ふ字を、用ひて居たのがありましたので、私は萬一、我が速記錄に、右様のことを書いてあつては、困ると思つて、早速速記錄を調べて、見ました所、幸に議長の意味を、正しく解して論語に、ありまする通りの告朔の餼羊と、書いてありましたので、安心致しました。其の後に議長も、此の速記の誤がなかつたことを喜ばれて居りました。

斯様に、速記は音を書くのでありまするが爲に、之を正解する能力が、必要であります。同音異語の、多いものは何れが演説者の考へた所であつたかを、解かねばなりませぬ。それで速記者は常識が發達するのみでなく、各方面の知識を持たねばならぬのであります。其の上、更に我が速記者に對して、苦勞を大ならしむるものは、反文に、長い時間を要することであります。反文と申しまするのは、符號で書いたのを、普通文字に書き直すことで、我が國では之に要する時間が、非常に長く、書く時間の約八九倍に當ります。分り易く御話すれば、十分間の演説を符號で書き取つて來たのを、普通の文字に書き直すに、約一時間半を要します。一時間書いたときは、九時間を要するのであります。速記に不案内の方は、速記の反文に關する努力を考へず速記は直ちに出來るもの、やうに考へられますが、此

の穏れたる時間を考へらるれば、速記者の努力の容易ならざることが分ります。歐米の速記では反文が容易で、約二三倍の時間で濟むので羨ましいのであります。

此處に一言致したいのは、鉛筆供養のことであります。三味線供養針供養、又學者の作る筆塚等と同じ考から、速記者が共に働いた鉛筆を思出す會合であります。惻隱の心の働で、速記者の心情の美しい發露と考へます。第一回は大正十年頃行はれ爾來時折催され、代議士諸君等も出席せらるゝことがあります。以上御話致しましたやうな苦心努力で速記が出來るのでありますが、速記者が孜々營々と業務に携さある所は、恰かも靜かな水の上で水鳥が安かに浮んで居る如くに考ふる方もありませうが、速記者の苦心努力は、此の水鳥の足に暇なき以上の思ひがあることを知つて戴きたいのであります。私は終りに臨み、今日の速記を大成致すに盡瘁せられた各方面の方々並に速記者諸君の過去の努力及功績を顧みまして、其の大なるに對し深く感謝致しますと共に、速記者諸君が今日に滿足せず、將來斯術改良發達の爲めに益々奮闘努力せられんことを希ふて、やまないものであります。是れで私の講演を終ります。

◆**記念出版**　其一として「日本の速記」の特別號として、日本速記術發表五十週年記念號を刊行して、記念會關係の記事、寫眞等を載せ同年十二月一日發行した。其二として日本速記五十年史の編纂を決定した。抑〻日本速記史編纂は明治二十三年速記者談話會に於て企てられて成らず、又明治三十四年速記同志會に於ても同會の主なる事業の一つとして、「速記歷史の材料ヲ蒐集スルコト」と云ふ一項を揭げて居つたが、何等纏まらなかつた。又明治四十年創立の日本速記會に於ても創立後直ちに速記術歷史の編纂を企て、委員を設けて明治四十五年までに完成することになつて居つたが、唯伊與次郎の「帝國議會速記史」と題した速記者採用前の速記界の情勢から說き起し、速記者採用に至るまでの經過を詳細に記述せるものが、其機關誌たる「日本速記會雜誌」に三回に亘りて揭載せられたのみで、是亦龍頭蛇尾、何の爲す所なく解消し去つた。それより大正十五年に衆議院速記者の團體たる衆速會に於て帝國議會史の一部たる「衆議院速記課史」編纂の企てがあつたが、未だ資料蒐集中とのことで、それすらも完成に至らない。其他個人に於ても速記史編纂を試みた者も一二あつたが何れも未だ成功を見ない。此編史のことが如何に難事業であるかは想像に餘りがある。

日本速記協會は茲に見る所あり、此最も難事中の難事たる事業を完成して、以て日本速記術發表五十週年を永遠に記念せんと欲し、委員數名を擧げて幹事と協力して此難事業に當らしむることゝなつた。依て先づ委員淺川隼に托して、收錄內容の大綱、引續き其細目、編纂方法等に付て具體案の作製を一任し、案の出來を待ちて、それを基礎に各幹事委員は部署を定めて、是が史料の蒐集に當り、萬難を排して勇往邁進、一年有餘を費して、漸く大體に於て史料蒐集乃至一部の執筆を了したので、昭和九年四月に至り、各幹事、委員の集めたる史料、執筆原稿等の一切を編輯擔當者淺川隼に引繼ぎ、史料の取拾、按配乃至編輯一切を依囑し、爾後半歲に亘る同氏の刻苦を經て、茲に不完全ながらも五十年史の刊行を見るに至つたことは、半世紀に亘る間の懸案を辛くも解決し得たるものとして編纂委員、幹事一同の歡喜措く能はざる所である。既に文獻等の散逸せる今日、史料蒐集にも非常なる困難を感じたる程なれば、本史必ずしも完璧とは言ひ難い。後日の訂正を待つ所以である。

日本速記五十年史　終

日本速記五十年史
別冊附錄日本速記者名鑑付

昭和九年十月二十日印刷
昭和九年十月二十八日發行

定價金參圓

編者　淺川隼
發行者　東京市豐島區雜司ヶ谷町五ノ七四三　安田勝藏
印刷者　橫濱市中區天神町一ノ四〇　東條半太郎
印刷所　橫濱市中區天神町一ノ四〇　秀文堂印刷所

發行所　東京市麹町區內幸町貴族院內　日本速記協會
振替東京五三五八三番